平成19年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成 1 9年 3月 8日 開会 平成 1 9年 3月 1 9日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 9 年

第1回身延町議会定例会

3 月 8 日

平成19年第1回身延町議会定例会(1日目)

平成 1 9 年 3 月 8 日 午前 9 時 0 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長の施政方針

日程第5 教育委員長の教育方針

日程第6 提出議案の報告並びに上程

日程第7 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

	1番	松	浦		隆		2番	河	井		淳
	3番	望	月	秀	哉		4番	望	月		明
	5番	芦	澤	健	拓		6番	上	田	孝	=
	7番	福	与	Ξ	郎		8番	望	月		寛
	9番	日	向	英	明	1	0番	望	月	広	喜
1	1番	穂	坂	英	勝	1	2番	伊	藤	文	雄
1	3番	渡	辺	文	子	1	4番	奥	村	征	夫
1	5番	Ш		褔	Ξ	1	6番	近	藤	康	次
1	7番	笠	井	万	氾	1	8番	石	部	典	生
1	9番	中	野	恒	彦	2	0番	松	木	慶	光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3名)

15番 川 口 福 三 16番 近 藤 康 次 17番 笠 井 万 氾

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

町 長 依田光弥 助 役 野中邑浩 長 笠井義仁 教 育 教育委員長 一宮嘉孝 務 課 長 片 田 公 夫 行 政 改 革 室 長 山宮富士男 総 町 民 課 長 渡 辺 力 企 画 財 政 課 長 鈴 木 高 吉 長遠藤 忠 出 納 室 長 市川忠利 業に課 産 長 伊藤 守 福祉保健課長 中澤俊雄 建設課 子育て支援課長 赤池和希 水 道 課 長 井上隆雄 環境下水道課長 佐野雅仁 学校教育課長 赤池一博 生涯学習課長 佐野治仁 身延支所長 広島法明 観 光 課 長 望 月 治 雄 土 地 対 策 課 長 望 月 和 永

6.職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長深沢 茂録 音係高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(深沢茂君)

おはようございます。

朝のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

着席ください。

○議長(松木慶光君)

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成19年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

寒気も徐々に緩み、このところ日を追って温かくなり、春らしくなってまいりました。議員 各位には何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会は平成19年度身延町一般会計当初予算および特別会計を審議する、最も重要な議会であります。町長から提案されます議案は件数、内容も膨大で多岐であります。議会といたしましても、町民の要望を施策に積極的に反映すべく、努力をいたしたいと思うところでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。

まだまだ寒さも厳しい折、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

下部の支所長は、所用のため欠席とのことですので、ご報告いたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

- 15番 川口福三君
- 16番 近藤康次君
- 17番 笠井万氾君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成19年3月8日から3月19日までの12日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成19年3月8日から3月19日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、

お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議長としての報告事項は、お手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

次に議会広報編集委員会委員長より、研修報告ならびに議会活性化等調査検討特別委員会委員長より、閉会中の調査の報告書がお手元に配布してありますので、ご了承願います。

日程第4 町長の施政方針を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

皆さん、おはようございます。

いよいよ春がやってまいりました。桜前線も例年より、ずいぶん早い感じでありますが、皆 さん方には本当にご健勝で、ご出席を頂戴いたしまして、誠にご苦労さまでございます。

それでは、議長のご指名をいただきましたので、施政報告をさせていただきます。

本日ここに平成19年第1回身延町議会定例会が開催されるにあたりまして、提出をいたしました議案の概要と併せて、平成19年度を迎えるにあたり、町政の状況と今後の施策の一端について、説明をさせていただきます。

ちょっと長くなりますが、お許しを頂戴いたしたいと思います。

身延町が3町の合併から、2年5カ月が経過をいたしました。この間、厳しい経済状況の中に、大変な多事多難、いろいろとございましたが、皆さん方のご指導、またご支援をいただく中で、今日まで務めさせていただいたところでございますが、経済情勢が大変厳しい中で、国におきます三位一体改革、地方交付税の見直しなどにより、地方の財政は一層厳しさを増してきておるわけでございますが、そのような中で、昨年来、物議を醸しておりました新型交付税でありますが、平成19年度は交付税の配分総額の約10%分に限って、人口と面積を基本に自治体の規模などに応じた調整も組み込んで算定。総務省は分権改革に合わせ、新型交付税の割合を3年間で3分の1に引き上げることを目指しているとしております。

この新型交付税に対しましては、小規模町村を中心に配分が減る、そんなふうな不安が広がっておりましたが、過疎地などへの配慮が本町も含め、多くの自治体で交付税額の算定基礎となる基準財政需要額が増えるとの試案結果となったわけでございます。ただ、交付税の算定には税収などのほかの要素も絡むため、実際の平成19年度配分額の増減には直結はしない。総務省は近く、個別自治体の影響額も公表するとのことでございます。

また、平成18年12月8日、地方分権改革推進法が成立をいたしました。同法が成立をしたことによりまして、第2期地方分権改革がスタートをいたすわけでございます。このことにつきましては、すでに昨年1月より新地方分権構想検討委員会で審議が重ねられておるところであります。この新地方分権構想検討委員会のメンバーでございますが、委員長に神野直彦東大大学院教授をはじめ、北川正恭前三重県知事、小西砂千夫関西学院大学教授、堺屋太一元経済企画庁長官等々、16名のメンバーで構成をされておるところでございますが、豊かな自治と新しい国の形を求め、第2期地方分権改革と、その後の改革の方向について、分権型社会のビジョンの最終報告が11月3日になされたところであります。

その中で、私どもが本当に身近に感じたことにつきまして、述べさせていただきたいと思う わけでございますが、過疎の農山漁村はいずれ消滅するという論議がある。しかし、どの地域 もそこに住む人々にとっては、かけがえのない地域である。こうした地域には、長い歴史が育んできた文化と伝統があり、山林の保全や水源の維持など、国全体で守られなければならない資源がある。これをコストだけで議論することはできない。大規模な市町村では、自主財源が乏しい上に、山林の保全や水源の維持コストもかさみ、その財政運営は極めて厳しい。もちろん東京をはじめとする大都市も決して余裕があるわけではない。急速に高齢化が進み、家族規模の縮小とともに、一人暮らしの高齢者が増えてきた。これまでは、家族ができた生活支援を公共サービスで担う必要が増している。また、外国人労働者への対応、働く女性やフリーターへの支援など、都市の新たな貧困を生まないように、新しい公共サービスが必要となってくる。さらに人口急増期に集中投資した下水道や道路などの都市施設が一斉に更新期を迎え、膨大な維持更新費用が必要になってくる。

地方分権改革には、放っておけば地域間の利害が対立し、場合によっては地方の足並みが乱れるという側面もある。したがって、経済状況も社会構造も多様な日本の地方分権改革では、地方都市や農山漁村は大都市の事情を理解し、大都市は地方都市や農山漁村の実態を知り、率直な議論と対話を重ねる必要がある。日本の国土と社会は、大都市と農山漁村が支え合って成り立っており、地方全体が全力を重ねて、利害対立を乗り越えなければならない。それによって、連帯・格差縮小型の分権を目指すべきで、なお、その地域の人々の責任に帰せしめることができないほど、極めて条件が不利である地域に対しては、地域の状況の変化等に留意しつつ、見直しを行いながら、国の立法措置による格差縮小策を維持していくべきである。

言うまでもなく、地方が自立するためには、行財政面での自立とともに、各地域が経済的に成り立つことが重要である。各地域に生きる人々、企業みずからが工夫を凝らし、競い合いながら自然・歴史・文化などの地域の個性を生かした産業循環をつくり出していくことで、経済的な自立を進めるべきである。そして、こうして自立した経済圏がお互いに連携を深めることで、日本経済の活力を高めていくことになる。

抜粋でございますが、以上、述べられているわけでございます。

合併後、今日まで進めてまいりました事業等は、合併時の合併協議会で策定をされた新町建設計画に基づいた住民への約束事項であり、身延町の将来を見据えた基盤整備であり、活性化への施策でもあります。個々の事業については、新町建設計画等を取り込んだ第一次総合計画に基づいて進めてまいることになります。平成19年度の主要施策につきまして、また、19年度着工の大型工事につきましては、身延福祉センター建設工事、柿島団地建設工事、大野下水道処理場建設工事等々、当初予算に挙げさせていただきましたので、ご審議をいただき、ご理解を頂戴いたしたいと存じておるところでございます。

地方分権が一段と進み、住民の最も身近な行政主体でございます町に自己決定権・自己責任が拡大していく中、権限移譲が進展するにつれまして、事務量は増加をし、さらに新しい分野の事務の発生により、専門的な判断機会の増加なども予想されるところであります。そこで、職員個々の自覚と資質の向上が求められることになります。

昨年来、集中改革プラン第一次改訂版の目標実施年度に沿って推し進めておりますが、職員の意識改革のうち地方分権型社会に対応し得る職員の養成については、計画的・積極的職員研修の実施、また自主研鑽の職場風土づくりを進めてまいったわけでございます。また、この人事評価の実施につきましては、新年度からの本格実施を目指して、規定の見直し、また評定者の研修を進めておるところでございます。

一方、職員数の適正管理、早期退職等については制度の理解を得る中で、一定の成果を見た 結果となってまいりました。

こうした中、町の原動力となる組織機構の充実を図ることとして、国の財政支援、国の施策の変化等に敏速・効果的に機能できる体制として、企画財政課を政策室と財政課に分けました。 職員の適材適所を配慮しながら、人事配置を行ってまいりたいと存じておるところであります。 次に諸報告について、申し上げたいと存じます。

行政改革につきましては、ただいま申し上げた、細部のことでございますが、やはり、この厳しい財政状況を乗り切り、夢や希望の持てる身延町を築き上げるためには、さらなる努力の積み重ねが求められるわけでございまして、職員の意識改革を軸に住民との協働を求めながら、引き続き行政改革に全町を挙げて取り組んでまいりたいと思っておるところであります。

次に総合計画策定についてでございますが、町の行政運営の指針というべき総合計画については、平成17年度初頭から地域の課題や問題点の把握などのため、アンケート調査の実施、さらに各地域をお訪ねし、ご意見・お考え・ご要望等をお伺いする中で、作業を重ねてまいったわけでございますが、課題整理・分析・解析を終え、素案を昨年7月末に審議会に諮問をいたしました。去る1月29日に、ご答申をいただいたわけでございます。答申結果をさらに検討いたしまして、基本構想と平成19年度から23年までの前期基本計画のとりまとめを終え、今議会においてご審議をいただき、新年度早々に公表のスケジュールで作業を進めておるところであります。

なお、より多くの皆さんに町の行政運営の方向や内容をご理解いただき、まちづくりへの積極的な参加をお願いするため、総合計画のダイジェスト版をつくり、町内全戸への配布を行うことにいたしておるところであります。

次に国土利用計画策定についてでございますが、総合計画と並行いたしまして、平成17年度から身延町に関わる国土利用計画の策定を進めてまいりました。国土利用計画は国、県、町が一体的に長期的な視点のもとに、国土の総合的かつ計画的な利用を行うために、地方自治法に基づき、策定するものでございます。策定にあたっては、住民の意向を反映させながら、農地や宅地について、将来面積の目標を定めることとしております。

このたび、この計画の素案について、町の土地利用審議会のご審議をいただいた結果、妥当であるという旨の答申をいただいたわけでございますので、国土利用計画は地方自治法の定めにより、議会の議決をいただきたく、今議会においてご審議をお願いいたすものであります。

次に中部横断自動車道につきまして、すでに皆さん方も新聞報道、テレビ等でご承知のとおりでございますが、中部横断自動車道の身延町区間については、先月中旬に通過する各区ごとに地権者と関係者への事業説明をさせていただきました。そして、3月4日でございますが、国土交通省、県、そして私どもの町、さらに、この沿線の区長さん方にお寄りをいただきまして、設計協議調印式が執り行われたところでございます。

各区のこの地権者、ともに事業推進に本当に協力的でございまして、計画どおり、年度内には事業用地の幅杭の設置が完了の見込みであります。平成19年度には、国と地権者との用地交渉が本格化いたしますが、町では事業推進のため、支援体制を強化して、事業促進を目指してまいりたいと存じておるところであります。

一方、事業説明会の折に各区からの、身延町和田地内に追加インター設置の要望等が数多く ございました。引き続き、国・県に設置要望を重ね、早期に具体的な計画を公表するように働 きかけてまいります。また、中央横断自動車道開通を視野に入れた地域開発構想推進の中で、 工事の発生残土を利用し、土地造成を検討中でございますが、平地の少ない当町にとって、下 山地内の広大な河川敷未利用地を、積極的に土地の高度利用を検討するべきではないかという ような判断をいたしておるところでございます。国と共同で調査・検討を今、進めておるとこ ろでございます。

次に地域防災計画でございますが、昨年度、この地域防災計画につきましては、一応、策定をいたしまして、皆さん方にお配りをいたした経緯でございますが、今回、富士山噴火への対策が新たに入りましたものですから、新年度の早い時期に火山編を追加するということで、今、準備を進めておるところでございます。また、最近は全国に異常な降雨が多いわけでございますので、富士川氾濫による災害に備え、富士川洪水八ザードマップの作成に取り組んでいるところでございます。今年度末には完成の見込みであるので、新年度早々、公表の考えであります。

なお、この洪水八ザードマップには急傾斜地、地滑り地域、土石流危険渓流なども掲載をして、リーフレットとして作成をいたしました。全戸配布を予定いたしておるところであります。

次に身延町国民保護計画でありますが、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴いまして、当町では有事における町民保護の的確、かつ迅速に実施するのに必要な事項の基本方針を定め、県と協議を進めてまいりました。

この法律に示されている各自治体が果たすべき役割の主なものは、武力攻撃事態等の場合における国・県・近隣町村との連携、住民への正確な情報提供、避難誘導計画策定などにあるわけでございますが、町の果たすべき役割や基本的な考え方は地震、風水害などの災害にも共通する事項が多いわけでございます。このたび、基本方針について、県との協議が整ったので、近く公表を行い、町民の皆さまには広報などにより、周知を図ることとしております。

次に身延町町営バス運行の再編についてでありますが、かねてから町民の皆さんの交通利便性の向上などを図るため、町営バス運行の再編について、検討を重ねてまいったわけでございますが、全町ネットワーク化、JR身延線との連絡性の強化、町内各公共施設への連絡強化などを目指すとともに、効率的なバス運行による経費節減の可能性をも含め検討を重ね、おおむね原案がまとまりました。今後は、この原案について陸運局との協議を行い、可能な限り、早期実施の方向で調整を進めてまいりたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度の都道府県広域連合運営についてであります。

急速な少子高齢化が進む中で、医療保険財政は年々厳しさを増しております。特に国民健康 保険財政は加入者の高齢化に伴う医療費の増加などにより、とりわけ厳しい状況にございます。 こうした中、昨年、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的 な運営を図るため、医療制度改革関連法案が成立をいたしております。

今回の改革は、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度の 創設を主な柱としておるわけでございますが、後期高齢者医療制度については、平成20年度 から各都道府県単位での広域連合による運営が行われることになっておるわけでございます。 平成19年度には広域連合組織を立ち上げ、準備のため、身延町では職員1名の派遣を行うこ ととしておりますが、高齢者ばかりではなくて、すべての国民保険加入者により質の高いサー ビスが提供できるような仕組みづくりを働きかけていく考えでございます。

次に下部SCTでございますが、現在、旧下部地域は町議会の様子などの受信が可能な自主

放送施設が整備されております。これについて、全町整備を検討してまいったところでございますが、検討の結果、全町整備には莫大な事業費投入が必要であります。仮に自主放送システムを旧身延、旧中富地域に導入をしたといたしましても、全体戸数のうち約半数の世帯しか自主放送は受信ができないような状況であるわけでございまして、財政的にも、投資効果の面にいたしましても、さらには公平性の面からも実現は極めて難しいなと考え、自主放送の全町拡大は断念をいたし、代替措置として、インターネット配信システムの導入を行う方針で進むのが最良であると判断をしておるところであります。

一方、平成23年7月には、テレビがアナログ放送からデジタル放送に切り替えをされます。 旧下部地域では、テレビが見られない状態になってしまうことになるわけでございますので、 町といたしましては、旧下部地域をテレビが見られなくなる状態にはしないことを基本に検討 を重ねた結果、財政の現状などを勘案するに多大な初期投資回避などのために、民間資金の活 用によるPFI方式の導入によって、旧下部地域について、テレビ放送のみ受信することが現 実的な対応策であると存じますので、そのような方針で進めてまいりたいと思います。

新年度早々から、議会の様子などをインターネット配信するための具体的な検討や、PFI 方式導入により、デジタル化対応した下部地域でのテレビ受信を可能にするための具体的な検 討に入る考えでございます。

次に下部温泉の新源泉の利用開始についてでございますが、町が事業主体となって進めてまいりました送湯管敷設工事は、すでに12月下旬に完了をいたしました。現在、各旅館が新源泉利用のための工事着手準備を進めておるところであります。3月1日現在、19件の旅館と分湯契約締結を済ませております。県の許可が得られ次第、利用を開始することになります。早期に全旅館が新源泉利用の契約締結を済ませていただきますよう、働きかけていく考えでおります。

次に投票所の統合についてでございますが、行政改革を推進する中で、集中改革プランに早期実現を位置づけ、選挙管理委員さん方に検討を重ねていただいて、検討結果を各区などに説明を行ってまいりました。統廃合には一部、いまだに厳しいご意見を頂戴いたしておるところでございますが、このことについては、深く反省をいたしておるところでございます。行政改革を推進する中で、早期に実現をしたいと考えております。広報などでお知らせをしたとおり、今回の県議会議員選挙から統合した、新しい投票所での選挙を行うことにしておるところでございますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

次に照坂トンネル工事に伴う通行止めにつきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。

県では、県道古関割子線の照坂トンネル工事に近く着手をいたします。安全のために、トンネル掘削工事中は、全トンネルは通行止めになります。この路線は町営バス運行路線でございますので、運行経路の変更を余儀なくされることになりますが、町といたしましては古関地域の皆さん方や芝草、水船地内などの皆さん方への影響を極力少なくするようなバス運行を行うことにしております。地域の皆さんには工事期間中、大変、ご迷惑をおかけするわけでございますが、県に対し、可能な限り、通行規制期間の短縮を働きかけてまいりますので、工事期間中における地元の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたしたいと思います。

最後に今、格差の時代といわれております、地域間格差の是正が叫ばれておるわけでございますが、私は本町に限っては合併後の格差をどのように解消し、それぞれの地域の個性に合った地域づくりをするか、レベルに照準をいかに求めるか、そのためには論理もさることながら、

それぞれの地域に対しての情緒を重んじ、住民一人ひとりが日ごろから、それぞれの地域個性、特性を十分意識していただく中で、ともども、その方策を考え、実践をしていくことが肝要であると考えておるところでございます。そして、そのことが、私どもに与えられた務めであると精進、努力をいたしてまいりたいと存じておるところでございます。

それでは、報告は以上、終わらせていただきまして、今議会に提出をいたしました議案について、説明をさせていただくわけでございますが、お手元に議案をお届けいたしてあるわけでございますので、簡潔にさせていただきたいと思います。

議案第1号から議案第7号までは、条例制定であります。

議案第8号から第12号までは、条例一部改正。

議案第13号、14号は条例廃止についてであります。

議案第15号は、身延町第一次総合計画基本構想の策定について。

議案第16号は、国土利用計画(身延町計画)の策定についてであります。

議案第17号から22号までは、それぞれ組合等の規約の変更についてでございます。

お手元に議案書がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に議案第23号から第34号までの、一般会計補正予算について述べさせていただきたいと思いますが、今回、提案をさせていただいております一般会計補正予算につきましては、事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたって、減額等の補正をさせていただいております。平成18年度分の地方交付税につきましては、国税の自然増に伴い、普通交付税の調整率により、減額をされていました額を、今回、追加交付金として1,407万4千円が交付をされました。よって、平成18年度の普通交付税は41億7,556万円となりましたので、追加分と特別交付税を1億円追加し、地方交付税として1億1,407万4千円の追加補正をするものであります。

次に北小学校建設基金が廃止となることから、基金残金を受け入れ、新たな基金への補正を行うものであります。

次に平成19年度以降の一般会計の財源調整に資するために、公共施設整備基金等へ積立金 の追加等、補正をさせていただいております。

次に、議案番号順に補正予算の提案の説明をさせていただくわけでございますけど、お手元 に議案書がございますので、議案番号と議案の名称を述べさせていただきます。

議案第23号は、平成18年度身延町一般会計補正予算(第7号)。

議案第24号は、平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

議案第25号は、平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)。

議案第26号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

議案第27号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第28号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)。

議案第29号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)。

議案第30号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)。

議案第31号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)。

議案第32号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第33号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計補正予算(第1号)。 議案第34号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)でございますが、以上、身延町の一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算の説明を申し上げました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をしていただくような格好になろうかと思います。

次に、議案第35号から議案第56号までの概要をご説明いたしたいと思います。

地方財政の借入金残高は平成19年度末に199兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くことに加えて、社会保障関係経費の自然増も見込まれ、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されているところであります。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳入歳出一体改革の必要性をふまえると、引き続き地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について、積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政の転換を図ることが急がれているところでございますが、平成19年度の身延町一般会計予算は総額97億6,870万円で、対前年度比7.7%の減としたところであります。この主な要因といたしましては、下山小学校建設事業の完了に伴い、減額になったものであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか20の特別会計により、総額100億2,263万7千円の予算としたところであります。本町の一般財源の主となる地方交付税につきましては一部簡素化が行われ、人口と面積の算定方法による新型交付税へ移行することとされております。

本年度の事業につきましては、身延福祉センターに向けて、平成18年度より建設業務等を 進めてきたところでありますが、本年度は本体の建設に着手し、年度内完成を目指すものであ ります。また、柿島団地の建設について、本年度より着手をいたしまして、平成20年度の完 成を予定いたしております。さらには、身延町下水道事業特別会計予算におきましては身延町 公共下水道、身延処理区処理場の建設について、本年度より着手し、平成20年度の完成を予 定しております。

あと議案第35号から議案第56号までございますが、大変、長くなりますので、議案書をご覧いただいて、ご理解を頂戴いたしたいと思いますので、ここのところにつきましては省かせていただきたいと思います。

以上、身延町一般会計予算および特別会計について、説明をさせていただいたところであります。

また、詳細につきましては、担当課長に説明をしていただくわけでございますが、よろしく ご審議をいただき、決定をいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

以上、簡単で恐縮でございますが、今定例会の提出いたしました議案について、説明を申し上げたところでありますが、説明不十分でありました項目と内容等につきましては、のちほど担当課長から説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げたいと存じます。

なお、最終日には追加提出議案といたしまして、8つの財産区の管理委員会の委員の選任について、それぞれ人事案件を提出させていただきたいと思いますので、このことにつきましても、よろしくお願いをいたします。

大変、長くなりましたが、以上をもちまして、私の施政報告、ごあいさつとさせていただき ました。

ありがとうございました。

日程第5 教育委員長の教育方針を求めます。

教育委員長。

○教育委員長(一宮嘉孝君)

本町の学校教育、社会教育が関係各位のご努力と熱意によって、着実に成果を挙げておりますことに、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成19年度身延町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員長として、平成19年度の本町の教育方針を述べさせていただきます。

最初に学校教育について、申し上げます。

教育基本法の改正を受け、関係する法制度の整備と関連施設の見直し、学習指導要領の改正 に向けた検討、教育再生会議の第一次報告など、教育界はまさに大きな節目を迎えています。

こうした中で、日本の将来を担い、たくましく未来を切り開いていく心と力を持つ子どもたちを育てていくことは教育の重要な責務であり、中でも義務教育は一人ひとりの人格を形成するもととなる場であり、国家社会を形成する国民として、必要な資質を身に付けるために、すべての教育と学習の基礎となるものです。

このため、各学校においては、国や県が示した教育に関する方針や施策を深く認識しながら、 特色ある教育課程の編成に工夫し、学習意欲を高める指導と評価の工夫・改善を図り、創意ある教育活動に努めることが必要であります。

本町における各学校現場では確かな学力を育むため、豊かな心を育むため、すこやかな体を育むため、多様な特色ある取り組みが積極的に行われておりますが、今後も全14校が一丸となって取り組んでいけるような教育環境をつくっていく所存です。

さて、平成19年度においては、学校の適正配置の検討、特別支援教育の推進、心の教育の充実、以上の3点を最重点として、このほか図書教育の充実、情報教育の推進、国際理解教育の推進、中学校における少人数学級集団の編成、教職員の資質向上のための研修、学校の安全、児童生徒の安全、以上の各項目を推進していきます。

人口減少、少子化により児童生徒数は減少の一途を辿り、平成19年度においては、山梨県の学級編成基準児童数に達しない学級を持つ小学校が2校誕生することから、町単教員を当てることによって、複式学級を解消する予定でおりますが、このまま推移すると複式学級対策に奔走しなければならなくなることは、明らかであります。

学校の適正配置問題は避けて通れない現状にあり、今議会の議案第6号により、このための 審議会設置条例を提案させていただいておりますが、議決をいただいたのちは、この機関での 十分な調査・審議を経て、指針を示していただき、この問題解決に向け、取り組んでいくこと としております。

また、学習障害、多動性障害、自閉症等も含めた障害などを持った児童生徒が増加の傾向にあります。このため、特別支援学級の開設のほか、TTの活用などにより、個々の障害の状況、発達段階や特性に応じた特別支援教育体制の整備に努めます。

このほか、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止と問題発生時の早期対応のために、スクー

ルカウンセラーの設置や道徳教育の充実を図ってまいります。

しかし、なんといっても、大きなウエイトを占めるのは教師の力量です。教師は授業の内容、 方法について絶えず研究し、みずからの資質向上に努めなければなりません。この問題につき まして、幸い、本町に教育センターが設置されており、指導に長けた職員が配置されておりま すので、この機能を最大限に発揮し、側面から、また後方から教育指導、児童生徒指導のほか、 教育活動全般を支援するよう配慮いたします。

本町は合併により小学校 9 校、中学校 5 校の大所帯を抱えることになったため、より以上に 意思疎通を図る必要があることから、学校運営研究会、学校司書連絡会、養護教員連絡会、事 務職職員会などの組織を強化し、学校間の連携、また教育委員会との連携を密にし、情報を共 有しながら、未来を切り開く子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう、創意工夫を 生かした特色ある教育活動を積極的に展開していきます。

学校は常に家庭、地域社会と連携し、それぞれが持つ教育力を発揮して、生きる力を育む学校づくりを目指し、教育活動を展開していかなければなりません。同時に自己点検、自己評価を行いながら、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりに努める必要があります。

教育委員も相互の連携を密にし、情報を共有し、また、できる限り学校現場に足を運び、学校や教職員が抱えている課題、子どもたちが直面している課題を発見し、解決への道筋を見い出し、今、考えられる最善の教育を子どもたちに与えることが大切だと考えております。そして、子どもたちが生き生きとして活動できる場づくりを進めていくことに努力を惜しまないつもりでおります。

次に社会教育について、申し上げます。

急激な社会構造の変化に対処しながら、郷土への誇りと明日への活力を培う文化づくりを進め、創造と活力を生む生涯学習社会構築のために、次の6項目を重点目標として事業を展開していきます。

最初の項目は、青少年の健全育成の推進であります。

次代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域社会が一体となって、青少年育成推進体制の確立と充実に努めたいと思います。具体的には、地域ぐるみの活動を推進するために、青少年育成町民会議の活性化を図り、各集落の青少年育成会を機能させ、青少年が地域における諸活動や子どもクラブ活動などに主体的に取り組むようにするために、指導者の育成、指導体制の確立、中富青少年自然の里を利用した青少年の育成に努めてまいります。

また、児童生徒の安全が脅かされている今、地域の子どもは地域で守り育てるとの基本方針のもと、地域ぐるみで安全確保のために取り組むと同時に、声かけあいさつ運動を推進して、 たくましく心豊かな青少年の育成のための活動を展開してまいります。

2つ目は、生涯学習の推進であります。

近年、物資よりも心の豊かさを求める志向が高まる中で、余暇時間の増大や長寿化に伴い、機会あるごとにさまざまな分野の学習や趣味を、生涯にわたって求める人が増えております。このような住民のニーズに応えるため、誰もが気楽に参加できる学習会や講座などを住民の希望にそって、場所や時間を設定して開催するとともに、自主的な活動グループ、サークル、ボランティア団体の育成、各分野の指導者の育成に努めていきます。また、地域住民のふれあいと学習の拠点となる集落公民館の整備を進めてまいりたいと思います。

3つ目は、生涯スポーツの推進であります。

健康で生きがいのある人生を送るため、健康づくりへの関心が高まっている中で、明るく豊かなで活力に満ちた社会を形成するために、スポーツの振興は欠かすことができません。このため、体育協会の活性化を図りながら、体育指導員や各地区公民館、分館の体育関係者を中心として、みんなで楽しくできる運動や誰もが身近に親しむことができる軽スポーツを推進し、健康づくりと体力づくりを目指していきます。さらに各大会を開催していく中で、指導者の育成、スポーツ少年団の育成に努めてまいりたいと思います。

4つ目は、芸術・文化の振興と文化財保護の推進であります。

総合文化会館、中富現代工芸美術館を生涯学習および文化活動の拠点として、優れた学習、優れた芸術・文化との触れ合いの場を提供するとともに、人と人との交わりを広げ、自主グループの支援体制を推進いたします。特に芸術・文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力になります。このため、事業の推進にあたっては、町民の意見を取り入れた事業展開に努めます。さらに文化協会の活性化を進めるとともに、総合文化祭を中心としたイベントの充実を図りたいと思います。

一方、文化財保護は国指定史跡の甲斐金山をはじめ、重要な文化遺産を後世に伝えていくと同時に、湯之奥金山博物館、歴史民俗資料館を活用し、町民のふるさとの意識や郷土愛を育てていきたいと思います。その保護事業として、国の重要文化財、大野山本遠寺本堂および鐘楼堂、また町指定文化財、西嶋の青原院惣門等の保存修理事業を実施してまいります。また、文化財保護審議会と連携を図り、文化財および埋蔵文化の保存整備に努め、文化財への関心と理解を深めていきます。

次は、高度情報社会への対応についてであります。

近年の情報化の推進には、目を見張るものがあります。著しい情報通信技術の普及は、個人や家庭生活に大きな恩恵を与える反面、トラブルや犯罪につながるなど、さまざまな問題点があります。このため、パソコン教室を開催して、情報機器の活用技術を学ぶと同時に、情報化社会を生き抜くための心構えについても、学ぶようにしていきたいと思います。

また総合文化会館、町立図書館の効率的な運営のため、県内の文化ホール館、県内外の公立図書館と町立図書館および学校図書館とのネットワークサービスにより、多くの情報提供に努めます。

図書館においては、現在、行っている地域資料のデジタル化を推進し、地域資料の収集と活用を行います。さらに町内各施設のホームページを充実し、いち早く情報を提供し、明るく活用できるような住民サービスの拡大を図ってまいりたいと思います。

最後は、家庭教育の充実と推進であります。

家庭は基本的生活習慣や規範意識を育むなど、人格形成の行われる最初の場であり、子どもの成長にとって、大きな役割を担うものであります。しかし、家庭における基本的なしつけの不足、親子の触れ合いや信頼関係の不足、家庭の地域社会からの独立等、家庭の教育機能の低下が指摘されております。このため、親や保護者が家庭の重要性と責任を認識し、家庭でのしつけのあり方や親の役割などについて、改めて見つめ直し、実践することが重要であります。そのために家庭と学校、地域社会がおのおのの機能を発揮しつつ連携し、関係諸機関の協力のもと、知識の普及と広報啓発活動の充実に努め、プランの実践により、家庭教育の自立推進を図ってまいりたいと思います。

以上、前段は学校教育について、後段は社会教育について、それぞれの事業概要を申し上げ

ながら、平成19年度の教育方針といたします。

○議長(松木慶光君)

ご苦労さまでした。

ここで、休憩をいたします。

再開を10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長(松木慶光君)

休憩前に引き続き、会議を行います。

穂坂議員については、所用のため中退されましたので、報告させていただきます。

日程第6 提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

議案第2号 身延町副町長の定数を定める条例の制定について

議案第3号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第5号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第6号 身延町立小中学校適正配置審議会条例の制定について

議案第7号 身延町教育施設整備基金条例の制定について

議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第11号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について

議案第12号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第13号 身延町デイサービスセンター条例を廃止する条例について

議案第14号 下部温泉プール条例を廃止する条例について

議案第15号 身延町第一次総合計画基本構想の策定について

議案第16号 国土利用計画(身延町計画)の策定について

議案第17号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第18号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第19号 山梨県市町村自治センター規約の変更について

議案第20号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第21号 峡南衛生組合規約の変更について

議案第22号 切坂山恩賜県有財産保護組合規約の変更について

議案第23号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第7号)について

議案第24号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

議案第25号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)について

議案第26号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

```
議案第27号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について
```

- 議案第28号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について
- 議案第29号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第30号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
- 議案第31号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第32号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第33号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第34号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算について
- 議案第36号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第37号 平成19年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第39号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第41号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第42号 平成19年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 議案第43号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第44号 平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成19年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計予算について
- 議案第46号 平成19年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成19年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第48号 平成19年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別 会計予算について
- 議案第49号 平成19年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第50号 平成19年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成19年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成19年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第53号 平成19年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
- 議案第54号 平成19年度身延町曙財産区特別会計予算について
- 議案第55号 平成19年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について
- 議案第56号 平成19年度身延町下山地区財産区特別会計予算について
- 発議第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 以上、条例関係14件、策定関係2件、規約変更関係6件、予算関係34件、発議1件を一括上程いたします。

日程第7 町長から、提案理由の説明を求めます。 町長。

○町長(依田光弥君)

それでは議案第1号から、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をするにあたり、本条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第2号 身延町副町長の定数を定める条例の制定について

身延町副町長の定数を定める条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、「助役」が「副町長」と改められ、その定数は条例で定めることとされています。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第3号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

行政改革の推進による組織機構の改革に伴い、関係条例の整備をするにあたり、本条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第4号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について。

身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例を、次のように定めるものとする。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、財政および諸般の事情により特別職の給料月額を減給するものである。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第5号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について。 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を、次のように定めるものとする。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でありますが、財政および諸般の事情により、身延町教育委員会教育長の給料月額 を減給するものである。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第6号 身延町立小中学校適正配置審議会条例の制定について。

身延町立小中学校適正配置審議会条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

人口減少に伴う学校の小規模化の進行を改善し、教育効果や学校運営等の課題を解決し、学 校教育の一層の振興を図るため、地方自治法に規定する付属機関を設置したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第7号 身延町教育施設整備基金条例の制定について。

身延町教育施設整備基金条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

身延町立身延北小学校建設基金による所期の目的が達せられたため、その基金の廃止を受け、 教育施設整備の充実を図るため、基金条例の設置をするものである。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい て。

身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

行政改革の推進による給与の適正化、地方自治法の一部改正、ならびに国家公務員および県職員の給与等が改定されることに鑑み、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について。

身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由です。

下山中学校、身延北小学校グラウンドおよび夜間照明施設の改修等により、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第11号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について。

身延町公共物管理条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第357号)の施行に伴い、身延町公 共物管理条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第12号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第357号) の施行に伴い、身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第13号 身延町デイサービスセンター条例を廃止する条例について。

身延町デイサービスセンター条例を廃止する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

デイサービス事業の運営について、平成19年4月1日から社会福祉法人 身延町社会福祉 協議会の直営事業として実施するため、身延町デイサービスセンター条例を廃止する必要が生 じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第14号 下部温泉プール条例を廃止する条例について。

下部温泉プール条例を廃止する条例の議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

下部温泉プール施設が老朽化したため、本施設を廃止したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第15号 身延町第一次総合計画基本構想の策定について。

身延町第一次総合計画基本構想を策定したいので、次のとおり議案を提出する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画基本 構想を策定するにあたり、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経なければな らない。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第16号 国土利用計画(身延町計画)の策定について。 国土利用計画(身延町計画)を策定したいので、次のとおり議案を提出する。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、国土利用計画法の規定に基づく国土利用計画(身延町計画)を策定するにあたり、同法第8条第3項の規定により、議会の議決を経なければならない。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第17号 組合組織の見直し、及び東山梨行政事務組合が消防職員及び消防団員の 賞じゅつ金の支給事務の共同処理に加入することに伴う、山梨県市町村総合事務組合規約の変 更について。

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の公布により、組合市町村が行う組織の見直しの趣旨をふまえ、山梨県市町村総合事務組合においても組織の見直しを行うこと、及び東山梨行政事務組合が山梨県市町村総合事務組合が共同処理する消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給事務へ加入することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約(別紙)

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が公布され、組合市町村において「助役」は「副市(町村)長」に、「収入役」は「会計管理者」に、「吏員」は「職員」にそれぞれ改正する趣旨をふまえ、山梨県市町村総合事務組合においても、組織の見直しを行うこと、及び東山梨行政事務組合が山梨県市町村総合事務組合が共同処理する消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給事務へ加入することに伴う地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合規約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第18号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が公布され、組合市町村において「助役」は「副市(町村)長」に、「収入役」は「会計管理者」に、「吏員」は「職員」、それぞれ改正する趣旨をふまえ、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合においても、組織の見直しを行う必要があることに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約(別紙)

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が 公布され、組合市町村において「助役」は「副市(町村)長」に、「収入役」は「会計管理者」 に、「吏員」は「職員」にそれぞれ改正する趣旨をふまえ、本組合においても組織の見直しを行 う必要があることに伴い、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することにな り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更にかかる協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

次に議案第19号でありますが、山梨県市町村自治センター規約の変更について。

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が、平成18年6月7日に公布され、普通地方公共団体において「助役」は「副市(町村)長」に、「収入役」は「会計管理者」に、「吏員」は「職員」にそれぞれ改正する趣旨をふまえ、山梨県市町村自治センターにおいても、組織の見直しを行う必要があることに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センター規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村自治センターの規約の一部を改正する規約(別紙)

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が 平成18年6月7日に公布され、普通地方公共団体において「助役」は「副市(町村)長」に、 「収入役」は「会計管理者」に、「吏員」は「職員」にそれぞれ改正する趣旨をふまえ、山梨県 市町村自治センターにおいても、組織の見直しを行うこととしたいので、山梨県市町村自治センター規約を変更する。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第20号 峡南広域行政組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合 規約の一部を変更する規約を、別紙のとおり定めるものとする。

峡南広域行政組合規約の一部を変更する規約(別紙)

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が 平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から構成町において、「収入役」という名 称が変更されることに伴い、峡南広域行政組合規約を変更する。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第21号 峡南衛生組合規約の変更について

峡南衛生組合規約(昭和45年4月30日県指令地4-25号)の一部を次のとおり変更する。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

峡南衛生組合の議会議員の定数の変更及び地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、同組合の規約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係町の協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第22号 切坂山恩賜県有財産保護組合規約の変更について。

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が、平成18年6月7日に公布されたことに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、 切坂山恩賜県有財産保護組合規約を次のとおり変更する。

切坂山恩賜県有財産保護組合の一部を変更する規約(別紙) 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が 平成18年6月7日に公布され、構成町において「助役」は「副町長」に、「収入役」は「会計 管理者」、それぞれ改正する趣旨をふまえ、切坂山恩賜県有財産保護組合においても、規約の見 直しを行うこととしたいので、切坂山恩賜県有財産保護組合規約を変更する。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上、条例関係でございます。

次に議案第23号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第7号)。

平成18年度身延町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,740万円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,858万8千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第24号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でござい ます。

平成18年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,585万1千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,203万1千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第25号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)。

平成18年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,425万6千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,391万7千円とする。 2は、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第26号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成18年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,483万4千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,150万4千円とする。

2は、省略をいたします。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第27号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

平成18年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万8千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ3,223万9千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第28号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

平成18年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ956万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億719万5千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第29号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)

平成18年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,355万3千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ6,844万4千円とする。

2は、省略をいたします。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第30号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

平成18年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,575万2千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ12億985万7千円とする。

2は、省略をいたします。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第31号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万7千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ4,081万円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第32号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,603万3千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第33号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正 予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59万4千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第34号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116万7千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

補正予算は、以上で終わらせていただくわけでございますが、次は19年度の予算になります。

議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算

平成19年度身延町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億6,870万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は「第 2表 継続費」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借り入れの最高額は 5億円と定める。

(歳入歳出の流用)

- 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに定める。
- (1)各項に計上した給料、職員手当および共済費(賃金に関わる共済費を除く。)に係る 予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第36号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計予算

平成19年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億1,117万6千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

- 第2条の(1)各項に計上した給料、職員手当および共済費(賃金に関わる共済費を除く。) に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項 の間の流用。
 - (2)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第37号 平成19年度身延町老人保健特別会計予算

平成19年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億8,059万7千円と定める。 2は、省略をいたします。

第2条も省略させていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算

平成19年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,127万6千円と定める。 2以降につきましては、一応、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第39号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成19年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ636万3千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第40号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計予算

平成19年度身延町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,651万1千円と定める。

2 以降につきましては、いずれも同じような形で出ておりますので、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第41号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

平成19年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,332万6千円と定める。 2以降は、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第42号 平成19年度身延町下水道事業特別会計予算

平成19年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億4,857万2千円と定める。 (継続費)

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は「第 2表 継続費」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目 的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第3表 地方債」による。 以下は、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第43号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計予算 平成19年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,087万7千円と定める。 以下、省略をさせていただきます。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第44号 平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算 平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ910万3千円と定める。 以下、省略をします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第45号 平成19年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計予算

平成19年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41万円と定める。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第46号 平成19年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成19年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93万1千円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第47号 平成19年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算 平成19年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19万3千円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第48号 平成19年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別 会計予算

平成19年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万7千円と定める。 2は、省略します。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第49号 平成19年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成19年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47万円と定める。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第50号 平成19年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成19年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32万1千円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第51号 平成19年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成19年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところ による。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65万8千円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第52号 平成19年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算 平成19年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61万3千円と定める。 2は、省略いたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第53号 平成19年度身延町西嶋財産区特別会計予算 平成19年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40万5千円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第54号 平成19年度身延町曙財産区特別会計予算 平成19年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19万円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第55号 平成19年度身延町大河内地区財産区特別会計予算 平成19年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万9千円と定める。 2は、省略をいたします。

平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第56号 平成19年度身延町下山地区財産区特別会計予算 平成19年度身延町の下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万9千円と定める。 平成19年3月8日 提出

身延町長 依田光弥

以上で、提出をいたしました議案すべてについて、説明をさせていただきました。よろしく お願いを申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に発議第1号について、議会運営委員長より説明を求めます。

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

それでは、朗読をもって提案といたします。

発議第1号

平成 1 9 年 3 月 8 日

身延町議会議長 松木慶光殿

提出者

身延町議会議員 笠井万氾

替成者

" 伊藤文雄

"望月寛

" 日向英明

奥村征夫

中野恒彦

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条の規定により、提出します。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が公布されたため、身延町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

改正条例の中身については、次ページのとおりであります。

以上であります。

○議長(松木慶光君)

発議の説明は終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

先に補正予算の説明を行います。

詳細説明は、簡略にお願いいたします。

議案第6号について、学校教育課長。

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

議案第6号について、詳細を説明させていただきます。

審議会設置の背景につきましては、町長が先ほど、提案理由の前段で申し上げたとおりであります。また、教育委員長から平成19年度の教育方針で申し上げたとおりであります。

本町の小中学校14校の現状を見ますと、また出生数などから今後を推し量りますと、憂慮すべき状態にあるということは、衆目の一致するところであります。このときにあたりまして、この組織を地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づく付属機関として設置しようとい

うものであります。

所掌事務につきましては、本町の現状から見て、適正な規模はどのくらいであるか。どこに 設置することが適正であるか。また、この場合、通学区域をどの範囲に設定をするか。さらに 通学の手段は、どう講じるか。また、給食施設のあり方はどうしたらいいかなどについて、諮 問をさせていただきまして、調査・審議をお願いし、指針を示していただくということを考え ております。

3条の組織につきましては、3条の2項に6つの選出区分がありますから、この中から合わせて20人以内を委嘱させていただきます。

それから委員の任期につきましては、諮問の日から答申の日までということで、年数は明記をしてありませんが、早期に結論づけをさせていただきたいと思っております。

また、その第2項に機関、団体等から選出をされた委員につきましては、委嘱時の役職を退 いたときにはご退任をいただきまして、後任を委嘱したいと考えております。

第5条以下につきましては、通常の、こういう審議会等のパターンでありますから、省略を させていただきます。

施行日は、平成19年4月1日を予定しております。

また、議案第35号 平成19年度の身延町一般会計予算におきまして、関係する予算を計上させていただいておりますので、併せて、よろしくお願いしたいと思います。

以上、詳細についてのご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいた します。

○議長(松木慶光君)

次に議案第23号、議案第32号について、企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

それでは説明に入ります前に、一部、字句の訂正をお願いしたいと思います。

まず、議案第23号の18年度身延町一般会計補正予算(第7号)の中で、45ページをお 開きください。

45ページの15節工事請負費と説明欄にありますが、この財源組み替えとございます。その次に、国庫支出金5552、これはいいんですけど、その次の基金繰入金、これがマイナスの5552とございますが、マイナスの6164にご訂正願いたいと思います。そして、さらに加えていただきたいんですが、一般財源61万2千円。612。繰り返しますけど、基金繰入金をマイナスの6164。一般財源612という形に、ご訂正をお願いします。

それから、もう1点ですが、議案第31号になるんですけど、青少年自然の里の特別会計の補正予算でありましたが、この表紙の2行目ですね、上に表題がありまして、その次の平成18年度身延町の青少年自然の里特別会計の「会」が脱落しておりましたので、申し訳ございませんが、加入のほうをよろしくお願いします。

それでは、議案を説明させていただきます。

まず、議案第23号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第7号)でございます。 内容でございますが、まず7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正予算でございます。

追加ということで、款項、事業名、金額という形で説明がしてございます。

まず2款の総務費、1項の総務管理費におきまして、事業名は総合計画の印刷製本費の費用

でありますが、204万9千円を来年度に繰り越しをするということでございます。これは総合計画、300部予定をしておりますが、この印刷。ならびに、計画の概要版等の印刷費を4月には印刷をする予定でありますが、年度内には完成できないというふうなことで、繰り越しをするものでございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費、事業名は後期高齢者医療広域連合システム開発負担金であります。これは、この補正予算に計上されておるわけですが、全額繰り越しという形をとりたいと思います。1,809万9千円でございます。峡南広域組合へのシステム開発の負担金ということでございます。

それから6款農林水産業費、1項の農業費中のものでございますが、そこに記載してございますように、山口排水路の改良工事ほか2件の工事費、ならびに中山間地域の総合整備事業の負担金ということで、これは県に払うわけですが、この4件につきまして、合わせて1,256万7千円を来年度へ繰り越すという形です。

山口排水路については、6月に完成する予定でありますが、まだ未契約でございます。常葉東用水路につきましては、同じく6月の完成予定で、未契約でございます。手打沢用排水路は、20年2月の完成予定ということで、未契約でございます。中山間地域につきましては、7月に支払う予定という形で、進捗が進んでおります。

次に8款の土木費であります。1項土木管理費、事業名ですが、まちづくり推進事業および 道路整備計画などの検討資料の作成業務で、委託料でございます。これにつきましては、 520万円を繰り越すということです。中部横断自動車道事業の進捗によりまして、未確定部 分があるということで、来年度へ繰り越すものでございます。

それから2項の道路橋梁費、田原宮木線、以下、全部で6路線、ならびに関係経費ということで公有財産購入費等、2件ですね、合わせて7,886万8千円を繰り越すものでございます。田原宮木線の状況ですが、完成予定は4月でございます。契約はしてございます。完成予定は4月ということで進んでおります。また、大須成切石線につきましても、6月に完成予定であります。それから、清沢大炊平でありますが、同じく6月の予定です。大野栄町線、それから竹の島2号線、中学校五条下線、この3件については未契約でございます。

それから下につきましては、以上申しました工事の関係経費ということで、2路線分を、ここにございます。

それから 9 款の消防費でありますが、防災費、3 項であります。身延町地域防災計画追録 1 号の作成業務委託を繰り越すものです。 9 7 万 2 千円です。 これは契約してございますけども、地方自治法の改正等がございますので、 これに合わせて内容を一部、 変更しなければならない というふうなことで、 それらを併せながら、 6 月に完成する予定で進んでまいります。

以上が、第2表の説明でございます。

続いて、めくっていただきまして、8ページをお願いします。第3表の地方債補正です。 変更ということで、一般公共事業債におきまして、2,150万円でございましたが、1,930万円ということで、220万円減額するものです。そして、合計は17億7,840万円を17億7,620万円にするものです。

中山間農地防災事業負担金など、事業費の変更によりまして、減額をするものであります。 それでは、めくっていただきまして、11ページをお願いします。歳入の説明をさせていた だきます。 まず10款地方交付税、1項1目の地方交付税でございますが、今回、補正額1億1,407万 4千円を計上いたしました。

普通交付税によります調整額が、毎年あるわけでございますが、この調整額について、これは国で交付決定をするときに、この分を差し引いて交付されていたわけでございますが、1,407万4千円につきまして、交付されるということになりましたので、この額と、それから特別交付税の現在までの予算計上の保留額がございましたので、それを1億円見込みまして、これを予算化したものでございます。

それから 1 2 款以降ですね、それぞれ補正があるわけでございますけれども、以下、各事業の確定、あるいは事業の増減によりまして、収入につきましても、事業実績見込みを出したところ、それぞれ増減の見込みだということでございます。説明につきましては、記載のとおりの金額でございますが、新たに加わったものとか、また大幅に変わったものについて、説明をさせていただきます。

1 1ページは記載のとおりでございますので、めくっていただきまして、1 3ページをお願いします。

13ページの、これは国庫支出金の2項国庫補助金、一番上にございます1目の民生費の国庫補助金ですが、補正額400万1千円でございます。これにつきましては、説明欄にございますように、その下の2行目ですね、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金375万5千円。これが新しく追加になるわけであります。また、歳出にも出てまいりますが、システム開発事業ということで、これの事業に対する補助金が計上されました。

それから3行飛びまして、5項の教育費の国庫補助金でありますが、補正額が555万2千円ございます。公立学校の体育施設整備補助金ということですが、北小の夜間照明施設を建設したわけでございますが、新たに補助対象になったということ。それからプールの建設事業について、補助単価が確定したこと。この2点によりまして、補助金が増額になったものであります。

めくっていただきまして、17ページをお願いします。

17ページの18款繰入金中の2項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金ですが、補正額は減額の5千万円ということでございます。補正前、5千万円繰り入れるよという形の予算でございましたが、これを繰り入れないこととするものでございます。

また、2目の公共施設整備基金繰入金1億8,100万円ございましたが、200万円減額するということで、繰り入れをする額を減額するということ。それから、1つ飛んで、北小学校の基金の繰入金ですが、2億5千万円の予定でございましたが、6,321万円減額をしまして、1億8,678万3千円の繰り入れという形に、予算を補正するものであります。これは事業費の変更によるものでございます。

次の繰越金ですが、19款1項1目1,033万4千円ですが、前年度からの繰越金ということで、実質収支額を、これで全額計上したことになります。合計で8億4,407万7千円になるということでございます。

次に20款諸収入の雑入でございますが、補正額は3億2,883万3千円という形でございますが、節で、まず2節のゆば売り払い収入は、これは減額1,200万円ということでございます。これは身延町相又の特産品生産施設につきまして、JAふじかわからゆばの里豊岡に経営が代わってございます。収入および支出におきまして、予算計上が減額になっておりま

す。これは指定管理者の導入によりまして、予算計上の仕方を変えたものによるものでござい ます。

その他は、計上のとおりですが、めくっていただきまして、18ページ。15雑入でございますが、この金額が3億4,645万5千円と、大きな金額になっておるわけですが、これにつきましては、北小建設基金の廃止に伴い、今回、基金の残金につきまして、条例にも関係するわけでございますが、いったん、雑入で受け入れて、また歳出にも出てまいりますが、新設する基金に積み立てをする財源としたいということでございます。

この北小の残金の部分は3億4,673万5千円でございますが、この雑入の部分で他の事業収入などの一部減額がございましたので、それが28万円減額になります。したがって、差し引き、その起債の3億4,645万5千円の増という予算になります。

次に町債であります。21款の町債ですが、1項2目の農林水産業債で220万円の減額ということで、これは冒頭の説明にもございましたように、220万円減額。これは一般公共事業債、事業費の減により起債の借り入れを減額するものであります。

では19ページから、歳出の説明に移ります。

この歳出の説明でございますが、やはり年度末ということで、事業費の確定、あるいは年度 内の必要見込みを推察する中で、それぞれの項目におきまして、不用額、あるいは入札差金な どを減額してございます。また、一部については不足額が増加している部分もあるわけでござ いますが、説明につきましては、追加事業などについて、特に説明をさせていただきたいと思 います。ほとんどの部分が、その計上した記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、27ページをお願いします。

これは3款の民生費中でございますが、4目老人医療費、補正額は1,835万2千円の増でございます。

節で19節の1,809万9千円。説明欄にございますように、後期高齢者医療広域連合システムの開発負担金ということで書いてございますが、これもまったく、新しく追加になるものでございます。これは峡南広域行政組合で、峡南地域のシステムを開発するということでございますが、事業については来年度へ全額、先ほど申しましたように、繰り越しになります。一応、今年度の予算に計上されますが、繰り越しの予算になっているという形でございます。

それから、その次の5目の障害福祉費、減額ですけれども、4,337万2千円とございます。この大きなものですが、20節の扶助費4千万円の減額になっております。説明欄のとおりの内容なんですけども、障害者自立支援法によります個人負担金の増額、あるいは通所施設が月額報酬から通所日数に応じた額を支払うとなったことなどによりまして、予算を減額するという形でございます。

次に飛びまして、34ページをお願いします。

農林水産業費中でございますけど、4目の農業土木費、減額は1,374万3千円でありますが、このうち15節で1,400万円減額とございます。この内容は、右のとおりでございますけども、この2つの事業につきまして、県で施行するということになったために、町費の事業で計上してございましたが、これを減額するということ。それから次のページの5目の山村振興費1,104万円の減額ですが、これがやはり歳入でございましたように、委託料で、これを支出するわけですけども、これを減額するということで、委託料を戻すという形、歳入との関連がございます。歳入とも歳出とも、これは減額するという形です。

それから、次に37ページをお願いします。

8款の土木費ですが、1項1目の土木総務費で、補正額は208万3千円の増でございますが、その19節の負担金が150万円という形で、これは新しく追加されたんですけども、富士川開削の400周年記念の講演会の負担金という形でございます。3月18日に開催する予定でございますが、町と、それから社団法人の山梨県河川防災センターの共済事業で講演会を計画しております。事業費300万円のうちの2分の1を町が負担するという形で、計上させていただきました。

次に45ページをお願いします。

教育費の中でございますが、25目の北小学校の建設事業費、補正額が5,705万3千円の減額になっております。先ほど、一部訂正をさせていただきましたとおり、この15節の工事請負費、減額の5,242万1千円ということで、これは説明欄にありますように、校舎、あるいはグラウンドの整備工事等の不用額が生じたということで、これを減額するということ。また、先ほど言いましたように、財源の組み替え等も、ここで行っておるという形でございます。

それから、56ページをお願いします。

13款の諸支出金の中でございますが、4目の公共施設整備基金費でございます。補正額2億2,780万円の追加という形でございます。これは積立金という形で、支出をするんですけれども、内容は元金が2億2,750万円。それから利子が30万円と。この財源内訳にあるとおりでございますけど、これを積み立てる予算でございます。これによりまして、この公共施設整備基金は、年度末の見込み額といたしまして、6億5,381万9千円になる見込みでございます。

次に5目の湯町開発基金費でございますが、減額の308万7千円でございます。これは元金を315万円、減額するものでございます。これは特別会計からの繰入金が減額するという形で、減額をするものであります。

なお、利子については6万3千円が、このほかに積み立てることになります。

また19目の非常災害対策基金費で、2,004万4千円でございます。これは積み立てるわけですが、元金といたしまして、2千万円ですね。また、利子として4万4千円でございますが、これを新たに積み立てるものでございます。

次のページで、真ん中ほどにございます15目のふるさと振興事業施設管理基金、これが 350万9千円の追加でございます。これは身延駅前通りの駐車場の使用料、また活性化施設 の使用料につきまして、355万円積み立てるものでございます。

また、最後の19目の教育施設整備基金費、これが新しく追加をしたわけでございますが、 補正額は3億4,680万4千円でございます。まず、元金3億4,673万5千円。北小の 基金の廃止に伴う残金でございます。6万9千円については指定寄附金がございまして、これ を合わせて、この教育施設整備基金に積み立てるものでございます。

以上が23号の、かいつまんだ説明で申し訳なかったんですが、主な点、新しい点等を主体 に説明させていただきました。よろしくお願いします。

次に議案第32号をお願いします。これは、身延町下部奥の湯温泉事業の特別会計補正予算 (第1号)でございます。

総額は、先ほど町長が提案しましたように、456万8千円を減額するという形ですが、こ

の内容でございますが、6ページをお開きください。

歳入の説明ですが、まず1款1項1目の温泉使用料につきまして、141万8千円を減額ということでございます。これは9月の議会で、この予算は認めていただいたものでございますが、そのときには30口分ですね、1万8,900円の3カ月分ということで計上してございました。現在の状況を見ますと、年度内に15口分の使用料の収入は見込めるという形で、1月分でございますが、残したわけでございますが、その他については、年度が替わってからの使用料の収入になるという見通しを立てたものでございます。

次に2款の分担金負担金でありますが、1目の温泉事業加入者負担金であります。これも9月の段階では30口という形で見込んだわけでございますが、現在の見通しとして25口分、年度内に入るという形の見込みでございます。したがいまして、315万円を減額という形でございます。

次に7ページの歳出でありますが、1款1項1目温泉管理費でございます。補正額346万5千円ということでございます。これは、その記載のとおり、それぞれ7節、11節、12節、28節、これらをそれぞれ減額するという形でございます。これは事業の進捗による減額という形でございます。

次に2款基金積立金、1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金でございますが、これも 110万3千円の減額をするという形で、事業収入の減が予想されるということで、積立金を 減額するということでございます。

以上が、所管の説明でございます。よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

ここで昼食のため、休憩いたします。

再開を1時といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続き、詳細説明を行います。

次に議案第24号、議案第25号について、町民課長。

○町民課長(渡辺力君)

それでは第24号の、詳細説明をさせていただきます。

11ページ、歳出のところを見ていただきたいと思います。

国保会計につきましては、当初年度におきましては、17年度の決算見込み等を反映させて、 当初予算を組んだわけですけど、ここへきまして、4月から1月まで、すでに実行、動いてき ておりますから、それに今後の見込みを入れて、それぞれ各項目ごとに見直したところでござ います。

大きい部分でございますけど、11ページの2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますけど、1,500万円の増で、本年度分は8億6,623万円となるものでございます。 次に12ページのほうへ、入っていただきたいと思います。

2 退職費保険者療養給付費でございますけど、これにつきましては減額になってございます。 減額になっておりますけど、先ほど言ったとおり、17年度の見込みをもって、当初予算を組 んだ関係でございまして、やはり、この10カ月間の見込み、あるいは実績、今後の2カ月の 見込みをしまして、減額をするものでございます。3億3,914万1千円となりますけど、 これにつきましては、平成13年度と対比いたしますと、1.15%伸びている状況になって ございます。

あと、同じような見直しをしてきておりまして、次に下のページでございますけど、13ページの老人保健拠出金。これにつきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうから示された数字に基づいて、構成をしてございます。

それから5款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金でございますけど、これは9月の補正で、それぞれ一度、構成したものでございますけど、その後、国保連合会からそれぞれ最終的な見込み額が提示されまして、それに基づいて構成されてございます。

次に、それぞれ減額になった部分の関係と、それから歳入の部分にふれていきたいと思います。

まず、歳入でございますけど、8ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

まず1款国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等負担金、先ほど老人保健医療費の拠出金が 減額更正されておりまして、国庫負担金のほうも大きい減額になってございます。

次に国保会計にとって、非常に重要な部分でございますけど、国庫補助金の財政調整交付金でございます。7,990万円と、大きく減額されてございます。国のほうもいよいよ財政状況が厳しくなってきまして、これまでは多いときでは15年度、これまで見ますと2億4千万円から交付がされておりましたけど、本年度につきましては1億3千万円まで、もうすでに減額される状況になってきております。

同じ特別交付金においても、平成16年度時点では4,200万円からの交付金がございましたけど、18年度におきましては、今のところ、10万円の見込みしかできないというふうな、非条に厳しい状況になってきております。

これまで、このように財政調整交付金等で国保もそれぞれ運営されてきた、健全なる運営を できてきたわけですけど、今後、見込めない中で、非常に厳しい国保運営を迫られてきている ところでございます。

今回、この財政調整基金、減額に伴いまして、次のページですね、見ていただきたいのが、10ページでございます。10ページの基金繰入金でございます。財政調整繰入金を今回、1,325万8千円を追加するものでございまして、7,118万円にするものでございます。財政調整基金におきましては、合併時、16年度末、5億円ほどございましたけど、今年度、それぞれ取り崩しをしてきておりまして、4億2,900万円まで減額されてきてございます。

それから、次の繰越金でございます。平成16年度末には、1億8,800万円ほどあった 繰越金でございますけど、先ほど言った財政調整交付金等、財源が減額されたことによりまして、今回、1億1,715万1千円計上して、1億2,618万8千円というふうな数字になっておりますけど、今のところの見込みでいきますと、17年度末には1億2,600万円からの繰り越しができたものでございますけど、今年度の見込みでいきますと、予備費4千万円程度が繰り越しされる厳しい状況がうかがえております。

以上、国民健康保険の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第25号の老人保健特別会計補正予算(第4号)の説明をさせていただきます。 7ページを見ていただきたいと思います。 7ページの2款1項1目医療給付費でございます。これは今年の18年3月から18年12月分までの実績に、平成19年1月から2月分を見込んで算定したところでございます。減額1億1,229万円というふうな数字で、最終的に27億2,637万1千円というふうな予算になります。対17年度決算と合わせますと、2%の伸びというふうな状況になっております。

あと、減額に伴います歳入ですけど、それぞれ支払基金からの分の減額、あるいは県支出金の減額、そのようになってございます。

以上で簡単ではございますけど、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長(松木慶光君)

次に議案第26号、議案第27号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

議案第26号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の、詳細説明を申し上げます。

まず、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の医療保険システム改修業務委託210万円ですが、これは国の医療制度改正に伴い、高額医療・高額介護合算制度が平成20年4月から実施されることになりました。これに伴い、介護保険システムの改修が必要になり、国庫補助金が平成18年度予算で計上されましたが、国で医療保険制度改正に対応するシステム改修の具体的内容が決定しておりませんので、今回、全額繰越明許をお願いするものであります。

次に10ページをお開きください。

最初に、歳出から説明します。

1款1項1目の13節委託料は、繰越明許費で説明しました医療保険システム改修業務委託料の210万円と、国保連合会伝送パソコン保守委託料3万7千円の減額を合わせた206万3千円の追加で、19節の14万6千円の減額を加え、1款総務費は191万7千円の追加をお願いするものです。

2 款保険給付費は1項介護サービス等諸費、11ページの2項介護予防サービス等諸費、12ページの3項その他諸費、4項高額介護サービス等費および5項特定入所者介護サービス等費の各目におきまして、平成18年4月から12月までの9カ月間の給付実績から、平成19年1月から3月までの3カ月間の支出予定額を見込み、それぞれ追加、または減額し、合計で971万7千円の減額をお願いするものです。

13ページの5款地域支援事業費は、それぞれの事業実績および見込み額を精査し、合計で683万4千円の減額をお願いするものです。

14ページの、7款諸支出金は20万円の減額です。

次に7ページへ戻っていただきまして、歳入を説明いたします。

1 款保険料につきましては、12月までの収納実績に基づき144万8千円を減額するものです。

3款1項1目介護給付費負担金98万7千円の減額は、歳出で減額した保険給付費に見合う 国庫負担分になります。

同じように、2項1目の調整交付金も84万3千円の減額になります。

2項2目の地域支援事業交付金125万3千円の減額も、歳出の介護予防事業および包括的

支援事業、2事業の減額に伴う国庫補助金の負担分の減です。

2項3目1節のシステム改修事業補助金84万9千円は、国のシステム改修事業に対する補助金になります。

合わせて3款国庫支出金は、223万4千円の減額になります。

- 8ページの4款支払基金交付金は、339万円の減額。
- 5款県支出金は、1項と2項を合わせて294万9千円の減額。

7 款繰入金は1項一般会計繰入金、9ページの2項基金繰入金を合わせて、481万3千円の減額になります。これも保険給付費介護予防事業費、包括的支援事業、2事業費のそれぞれの事業費の減額に伴う負担分の減が主なものです。

なお、9ページの7款1項3目2節の事務費繰入金106万8千円の追加は、システム改修 業務委託料等の繰入金です。

以上が議案第26号の詳細説明ですが、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。 続きまして、議案第27号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、2款1項1目の一般会計繰入金を138万7千円減額し、3款1項1目の繰越金を102万9千円追加し、合わせて35万8千円の減額になります。

7ページの歳出ですが、1款2項1目の介護予防サービス計画事業費の7節賃金を35万8千円減額し、102万9千円の財源を繰入金から繰越金に組み替えるものです。

以上が議案第27号の詳細説明ですが、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第28号について、水道課長。

○水道課長(井上隆雄君)

それでは議案第28号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、詳細説明をいたします。

今回の補正につきましては、水道事業実績によります減額補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正、歳入のところで、まず説明させていただきます。

第1款の水道事業収入でございますが、補正額が75万6千円の増額ということで、これは 水道使用料の増収が見込めたものということで、計上させていただいております。

次に第2款の分担金及び負担金につきましては、35万3千円の減額ということでございますけど、これにつきましては、中富簡易水道事業の県からの受託工事の負担金が、受託工事が今年度できないということで、来年度になったということで、それが原因で減額となっております。

3款の使用料及び手数料につきましては、14万2千円の増。これは新規加入が増えたものでございます。中富地区でございます。

5 款の繰入金でございますけど、996万1千円の減額でございますが、これは歳出のところの水道管理費および建設費の事業実績に伴う、一般会計の繰入金の減額ということでございます。

7款の諸収入でございますけど、15万3千円の減額ですが、これは雑入の消費税の還付金が減額になった主なものでございます。

以上、補正額の歳入合計が956万9千円の減額ということでございます。

次に3ページの歳出をお願いしたいと思います。

1款の水道維持費につきまして、補正額が816万8千円の減額ということで、1項の身延 簡易水道管理費ですが、28万9千円の減額。これは主に需用費の光熱水費、電気料の減が主 なものでございます。

2項の下部簡易水道管理費につきましては、286万5千円の減額ということで、やはり主なものは、需用費の中の修繕費と光熱水費、いわゆる電気料でございます。

3項の中富簡易水道管理費につきましては、501万4千円の減額ということでございますけど、これにつきましては、主に工事請負費の減額でございます。国道52号、手打沢地内の建設省の国道の整備工事なんですが、今年度、18年度予定したところができなかったということで、それに関わる分の水道工事の減と、宮木地内の県道の拡幅工事によるものでございまして、これも今年度、18年度予定しておいたところが、来年度に先送りになったということで、その部分の工事費の減ということでございます。

次に2款の水道事業費でございますけど、182万4千円の減額ということでございますけど、2項の身延簡易水道建設費につきましては、169万7千円の減額ということで、主なものでございますが、水道事業の委託にかかる負担金でございます。

次に3項の下部簡易水道建設費でございますけど、これは工事の請負差金ということでございます。

次に3款の公債費につきましては、42万3千円の増でございますけど、前年度工事の起債借り入れの償還額が確定したものということでございます。

以上、補正額の歳出合計が956万9千円の減ということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書にございますので、よろしくお願いした いと思います。

○議長(松木慶光君)

次に議案第29号、議案第30号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

それでは、議案第29号の詳細説明をいたします。

今回、1,355万3千円の減額によるものでございますが、4ページをお開きください。 地方債の補正でございまして、470万円減額の特定地域生活排水処理施設整備事業債でございますが、470万円の減。過疎対策事業債が同じく470万円の減。合計940万円の減ということでございまして、最終的トータルが1,460万円の起債となります。

7ページをお開きください。

1款1項3目戸別浄化槽整備事業費分担金、補正額が減額の29万3千円でございますが、これにつきましては、当初、43世帯やる予定でおったんですけども、測量試験、測試は全部かけておりましたが、1年間の間に、お母さんが亡くなったとか、ここへはもう帰ってこないとか等々ございまして、3件減ってしまいました。そのおかげで分担金のほうも、29万3千円減ったということでございます。

それから2款1項1目農業集落排水使用料、減額の1万3千円でございますが、これにつきましては、上之平地区の使用料でございますが、死亡、転出で延べ41人減になりまして、使用料が1万3千円減額になります。

2目の小規模集合排水使用料、減額の6千円でございます。これも北川の地区で6人亡くなっておりまして、減になったものです。

それから3目の戸別浄化槽整備事業使用料、減額の46万2千円。これは同じく3戸減による使用料の減となるものでございます。今回、補正額の合計が減額の48万1千円。

2項の手数料、戸別浄化槽整備事業手数料でございますが、減額の6千円。これは工事検査 手数料の3戸減によるものでして、2千円掛ける3戸になります。

それから3款1項1目汚水処理施設整備交付金、減額の58万1千円。これにつきましては、18年11月に内示決定額による減でございます。

8ページをお願いします。繰入金でございます。4款1項1目農業集落排水事業繰入金、減額の3万4千円。これは維持管理費でございます。

それから2目の小規模集合排水事業繰入金6千円の増でございますが、これにつきましては繰り入れ、結局、使用料がなくなったものですから、6千円減になったものですから、それに補てんするために、一般会計からの繰り入れという形になります。

それから3目の戸別浄化槽整備事業繰入金、減額の123万8千円。これにつきましても、 設置数3戸減によるものでございます。

6款1項3目戸別浄化槽整備事業の雑入でございますが、減額の152万6千円。これにつきましては、やはり駐車場の特別工事分でございますが、駐車場設置工事が当初より2戸減に、 希望より2戸減によるものでございます。

それから 7 款 1 項 1 目、減額の 9 4 0 万円。これは先、一番はじめに申しましたように、起 債の減額でございます。特定地域生活排水処理施設整備事業債が減額の 4 7 0 万円。同じく過 疎対策事業債が減額の 4 7 0 万円。合わせて、減額の 9 4 0 万円でございます。

歳出に移ります。

1款1項1目の上之平地区維持管理費、需用費が減額3万7千円。公課費が1万円。合わせて、4万7千円の減額でございます。

2款1項1目の小規模集合排水事業費の北川地区につきましては、使用料等繰入金を財源組み替えしまして、補正額はございませんが、財源組み替えになります。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費、減額の46万2千円でございますが、需用費で減額22万3千円。それから役務費で、減額の2万4千円。13節の委託料で21万5千円。この委託料でございますが、使用開始時期がずれて、8月、9月、10月という感じで、各世帯がずれております。うちの見込みのほうが9月で設定してありましたので、その分、見込みが減ってきておりますので、減額の21万5千円という形になります。要するに、保守点検業務の開始時期がずれているために減ったということでございます。

2目の戸別浄化槽整備事業建設費、減額の1,304万4千円。これは委託料の減、206万1千円と、次ページの15節工事請負費1,005万9千円。それから原材料費、減額の92万4千円。これは3基減によるものと、入札差金による工事費の減と入札差金によるものでございます。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第30号の詳細説明に入りたいと思います。

今回、2,575万2千円の減額をするものでございまして、4ページをお開き願いたいと 思います。

ここで、やはり地方債の補正がございます。特定環境保全公共下水道事業債、今までは6,390万円でございましたが、今回、240万円減額いたしまして、6,150万円となります。公共下水道事業債が9,780万円が9,220万円で、560万円の減でございます。 過疎対策事業債が1億6,130万円が1億5,370万円、760万円の減ということでございまして、合計で3億740万円、1,560万円の減ということになります。

7ページをお開きください。

歳入で分担金及び負担金、1款2項1目中富下水道事業負担金3万7千円の増額でございますが、これにつきましては、県道下部飯富線改良工事に伴う公共枡の移設工事でございます。 それから身延下水道事業負担金でございますが、減額が150万円。これにつきましては、

身延工区給水施設を水道課と精査した結果、減額の150万円でございました。

2款1項1目の中富下水道事業使用料430万2千円でございます。これは下水道使用料の 増加によるものにございまして、下水道使用料が422万5千円。下水道使用料過年度分が7万 7千円。合計430万2千円でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目中富下水道事業一般会計繰入金、減額の 7 0 3 万 5 千 円。これにつきましては、一般会計からの繰り入れは、公債費に充当すると消費税がかかり、維持管理費に充当すると、少なくなるということが分かりましたので、それにつきまして、今回、財源のほうを組み替えながらやってきておりますので、一般会計の繰入金を減額し、使用料等で、先にそちらのほうにまわすということをいたしました。

帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金、これも同じでございます。248万8千円。それから丸滝角打、これも同じでございまして、213万1千円。すべて消費税関係でございまして、そういう形で組み替えてございます。

8ページをお願いいたします。

4目身延下水道事業費一般会計繰入金346万8千円。これは事業費でございます。

それから下部下水道事業一般会計繰入金、減額の486万8千円。これにつきましては、12月議会でも説明のとおり、起債の調書作成をするためには増額し、今回、減額しますというようなことでございます。

5款1項1目繰越金6万3千円。これは繰越金でございます。

町債、7款1項1目中富下水道事業債、これは節の繰り替えでございまして、1節、2節を入れ替えるものでございます。

それから2目の身延公共下水道事業債、減額の1,120万円。公共下水道事業債が減額560万円。過疎対策事業債が減額560万円。これも12月議会で説明しましたとおり、調書作成によるものでございまして、今回、減額するものでございます。

3目の下水道事業債、減額の440万円。これにつきましては、県からの決定によりまして、 特定環境保全公共下水道事業債が減額の220万円。過疎対策事業債が減額の220万円。県 代行分が減るということで、数値が下がってきております。

歳出でございますが、下水道事業債、総務費、1款1項1目中富下水道事業総務費、補正額 は減額の116万円でございまして、11節の需用費が減額30万円。19節の負担金補助及 び交付金が減額の85万円。11節の需用費につきましては、町単分でございます。それから19節の負担金につきましては、接続が少なくなった分の減額でございます。

3目の角打丸滝下水道事業総務管理費、減額の5万円。これは消耗品の減でございます。合計、補正額が121万円でございます。減の121万円。

2事業費の2項1目中富下水道建設費、減額の42万3千円でございますが、これは下水道工事積算業務の減でございます。

3目の角打丸滝下水道事業建設費、減額の28万5千円でございますが、これは新規加入者 汚水枡設置工事で、工事費の減でございます。

4目の身延下水道事業建設費、減額の923万2千円。旅費が7万8千円の減。需用費が2万円の減。委託料が763万4千円の減。それから工事請負費が150万円の減。委託料の763万4千円につきましては、処理場実施設計業務の差金でございます。

5目の下部下水道事業建設費、減額の926万8千円。

9節の旅費1万5千円の減。

10ページへいきまして、11節の15万円、消耗品の減。

13節委託料360万3千円。下部処理区管渠設計業務の減。これにつきましては、短期分の河川占用が今年度できなかったため、予算を来年へまわします。ですので、その金額を削っております。

それから19節負担金補助及び交付金、減額の550万円。これにつきましては、県の代行により、町負担分が減ったということで、減額550万円にしております。

3項維持管理費、1目中富下水道事業維持管理費、減額の118万9千円。需用費の13万円と12節の役務費1万円、委託料の減額の132万9千円。これは雑水汚泥の排水に、そんなにお金がかからなかったということで、主な原因はそれでございます。

それから帯金塩之沢下水道事業維持管理費、減額の248万8千円。8節の報償費が減額33万6千円、警報対応等でございまして、それから11節需用費が減額の157万円。光熱水費、修繕費、減額になっております。それから委託料で、減額の58万2千円。浄化センター維持管理業務でございますが、曝気装置を交換したために、電気の負荷がかかることになりましたので、それに伴いまして光熱水費、ならびに警報等が減額になっております。

3目の角打丸滝下水道事業維持管理費、減額の179万6千円。報償費が12万円の減。需用費が142万円の減。役務費が10万円の減。13節の委託料11万8千円の減。それから14節が3万8千円の減で、合計が547万3千円の減となります。

4項1目公債費、これにつきましては、金額は変わらないですけど、繰入金と使用料のやり くりでございます。

中富下水道事業の利子13万円9千円。これは長期利子、長期債の利子でございます。

それから3目帯金塩之沢下水道事業につきましては、これも金額は変わらないんですけど、 先ほど申しましたように、繰入金と使用料の入り繰りをやっております。

5目の角打丸滝下水道事業につきましても、同じでございます。

どうぞひとつ、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第35号、議案第40号について、企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

それでは議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、予算の概要は町長が提案したとおりでございますが、10ページから説明に入らせていただきます。10ページを開いてください。

まず、新年度の予算の中に継続費の設定がされています。第2表 継続費でございます。これは8款土木費の5項住宅費で、町営の柿島団地建設事業が19年度から始まるわけですが、19年、20年にわたって継続して予算を計上するという形になります。19年度分が3億1,625万2千円。また、20年度は2億1,077万5千円ということで、総事業費は5億2,702万7千円になるわけです。19年度は、これを割ると分かるんですけども、60%の予算額、また20年度が40%という割合になってございます。

なお、この継続費の設定した事業は、建設の主体工事、また電気、あるいは機械設備の工事費でございます。このほかに単年度で消化する事業は、このほかにございます。

次に11ページでございますが、第3表で地方債。今年度、起債のとおり、過疎対策事業債といたしまして、1億3,520万円を予定いたしております。この過疎対策事業債の内容は、また歳出で出てまいりますけれども、充当先といたしましては、三石山の林道の負担金が4,800万円。また、町道の3路線の建設事業に6,150万円。また、消防施設の整備費に2,570万円を充当いたしております。

次に一般公共事業債といたしまして、3,430万円でございます。これは中山間農地防災 事業ということで、充当させていただいております。

自然災害防止事業債といたしまして、790万円。これは治山事業の財源になります。

次に公営住宅建設事業債といたしまして、2億1,800万円でございます。これは町営柿 島団地の建設事業に当てる財源でございます。

合併特例事業債といたしまして、2億2,350万円でございます。これは身延福祉センターの建設事業に当てる財源でございます。

最後に臨時財政対策債、これは一般財源になるわけでございますが、3億4千万円の計上でございます。合わせて、9億5,170万円を地方債の予算とさせていただきました。

参考までに、昨年と、これを総額で比較いたしますと、7億8,990万円の減額になりました。要因といたしましては、北小の建設事業が終わったこと。また、昨年度は借り換え債ということで、起債の借り入れがありました。そのようなことで、減額になっております。

次に12ページをお願いします。12ページ、13ページにわたりまして、歳入歳出の総括 という形で出ておりますので、ちょっと説明をさせていただきます。本年度の予算の金額的な 配分がどうなっているかという形でございます。

歳入においては、一番多いのは10款にございます地方交付税42億円ということで、これが一番、歳入の42.9%を占めるということで、一番大きな金額になります。次に一番上にあります町税が15億4,800万円ということで、15.9%。3番目に多いのが18款にございます繰入金でありまして、10億2,200万円ほどでございます。これが10.5%。また一番最後にございます、21款の町債が9億5,100万円ということで、9.7%。これらが金額的に多い、町の歳入の財源でございます。

また、13ページに歳出があるわけですが、これは款ごとに、本年度の予算額が計上されて

おりまして、昨年度の比較がされております。

今年度の特徴といたしましては、まず3款の民生費が、構成比が24.4%ということで、23億9,600万円ほど計上がございます。昨年比で3億7,200万円ほど増えているということが1つございます。

また、12款の公債費、これについては昨年より少ないわけですけれども、金額的には16億1,700万円ほど、16%ほどの占める割合になっています。金額は2億6,900万円ほどの減額になります。

また3番目には、一番上から2つ目の総務費において、15億8,800万円ということで、 やはり16%ほど占めております。

4番目には、真ん中ほどにございます8款の土木費、11億5,600万円。やはり11% の増を占めております。去年に比べますと2億3,200万円、柿島団地の建設事業等がございますので、伸びております。

また10款の教育費ですが、金額的には11億4,800万円ほどであります。やはり11% ほどです。昨年に比べると、12億7,200万円の減ということで、金額的には落ちており ます。

全体では、昨年比で8億1,430万円の減額という形になります。

では、歳入の説明に移らせていただきます。14ページをお願いします。

まず、1款の町税でございますが、1款1項1目の個人分の町税でございますが、本年度が6億880万円でございます。昨年に比べて、1億5,400万円の増額になる予定でございます。これは現年度分が増えているわけでございますが、これは税源移譲によりまして、主に町民税の税率が今まで、3段階の税率でございましたが、これは一律6%になるということが1つ。それから定率減税7.5%分が廃止されるという、2つの主な理由によりまして、今年度、増額の見込みを立てました。

次に2目の法人税でございますが、これは1億700万1千円ということで、昨年並みでございますが、町内の342社。一応、法人税の課税客体ということで、予定をいたしております。

次に固定資産税でございますが、本年度7億200万円。昨年に比べると、300万円ほど 減額になるわけでございますが、平成17年度から土地の下落とか、あるいは身延ゴルフクラ ブの土地の評価替え等がございまして、今年度の固定資産税の額については300万円ほどの 減額ということで、予算を計上させていただきました。

また3項の軽自動車税、これにつきましては3,035万円でございます。町内の乗用車、あるいは貨物車、オートバイ等の軽自動車の課税でございますが、全部合わせますと、7,341台、課税客体がございます。これらの軽自動車税の金額でございます。一応、3千万円、予定をいたしております。

次にタバコ税でありますけども、7,700万円計上をいたしました。これは昨年より300万円ほど減るだろうという予測であります。

また、次のページの5項の入湯税でありますが、1,800万2千円、計上させていただきました。現年度分、滞納分、その計上のとおりでございます。税率は、入湯客1人当たり150円でございます。

次に16ページをお願いします。

2款の地方譲与税でございますが、1項1目の自動車重量譲与税につきましては、本年度8,930万円。昨年比で1,400万円の増額を見込みました。これは自動車重量税の3分の1を 町道の延長とか面積によりまして、配分されるわけでございます。

次に地方道路譲与税については3,300万円ということで、570万円の増額の予定です。 これは地方道路税についての42%が延長、あるいは面積により配分されるものでございます。 昨年まで、一番下にございます所得譲与税が計上されておったわけですが、これについては税 源移譲によりまして、今年度から廃止になりました。

次に17ページをお願いします。

3款の利子割交付金でございますが、本年度、670万円の計上でございます。これは利子税の5%のうち、57%について個人県民税の払い込み額の3年間平均額により、配分がされるものであります。

次に18ページをお願いします。

4款の配当割交付金ですが、本年度740万円の計上でございます。昨年より630万円、 大幅に増えるだろうという形でございまして、県の試算も出ておるわけですが、それらに基づ いて計算をされたものであります。

次に19ページの株式等譲渡所得割交付金でありますが、本年度1,040万円であります。 510万円の増額の見込みであります。

次に20ページ。6款の地方消費税交付金でありますが、本年度1億6,150万円ということで、昨年比で2,650万円の増額の見込みです。

2 1ページ。 7 款ゴルフ場利用税交付金ですが、本年度 1 , 3 3 0 万円の計上であります。 次に 2 2ページ。 8 款の自動車取得税交付金でありますが、本年度 5 , 2 0 0 万円でござい ます。これは昨年より、減額する見込みであります。

次に23ページ。9款の地方特例交付金、これは本年度680万円ということで、3,760万円の減額の見込みでございます。

また、次の特別交付金という形が、今年度初めて計上されることになりました。特別交付金につきましては、恒久的減税により原資を補てんする制度でありました、減税補てん特例交付金が18年度をもって廃止されたことに伴いまして、経過措置として設けられた交付金でございます。19年度から21年度までの3年間、こういう形で交付されるという形でございます。

次に24ページをお願いします。

地方交付税でございますが、本年度42億円を計上いたしたものであります。前年度に比較しますと1千万円の減額でございますが、この内容といたしまして、普通交付税分として39億5千万円。また、特別交付税分として2億5千万円を、この内容として含んでおります。この額につきましては、今までの経過、新町になりましての、交付税の配分額等を見る中で、積算をいたしました。県が試算をした数字も参考にさせていただく中で、この数字を計上させていただいたものであります。

25ページは交通安全特別交付金でありますが、本年度は250万円でございます。

次に26ページ。12款の分担金負担金でございますが、これは1目、2目、3目とございますが、記載のとおりでありまして、合計で2億72万4千円でございます。

次のページの27ページは、13款使用料手数料でございます。この中で、5目の農林水産 業費使用料の中に、3節の相又特産品生産施設使用料という形があるわけでございますが、こ れは新たに、ここに計上させていただきましたが、18年度までJA富士川に委託しておりました。また、昨年まで売り払い収入、雑入で収入し、委託料として8%を差し引いた上で、支出していたものにつきまして、企業組合 身延ゆばの里豊岡に指定管理をしたということで、相又の特産品生産施設についての予算の計上で、収入で120万円を計上いたしました。

また、次の6目の商工使用料、これは減額の391万円となっておるわけでありますが、これは駐車場使用料については、雑入に計上いたしておりますので、ここでは減額になっているものであります。

次のページで、28ページをお願いします。

まず、使用料の合計が8,853万1千円ということで、昨年比で718万2千円の減額。 また、次のページで、手数料の合計といたしまして、1,265万8千円の計上になっており ます。内容については、特に昨年と変わっておりませんので、記載のとおりです。

30ページをお願いします。

14款の国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金です。本年度2億451万3千円の計上です。金額は多いわけですが、昨年比では549万7千円の減額になります。この中で、一番上の障害者保護費負担金という形で、1億2,434万7千円が計上してございます。主なものは、その説明欄の一番下にあります、障害福祉サービス事業費負担金という形でございます。昨年度までは、身体障害者保護費と知的障害者施設訓練費等支援費という形で分かれていたものですが、今年から、ここへ一緒に計上となりました。

また、1項の合計額は中ほどにございますように、2億1,125万4千円となります。 次に国庫補助金でありますが、2項1目民生費の国庫補助金の中で、1節の民生費補助金で、 一番下の障害福祉サービス事業費補助金という、927万6千円。この補助金が一本化になったという形で、ここに計上になりました。

また、次のページの3目土木費国庫補助金、本年度1億2,873万9千円でありますが、 昨年比で大幅に増えております。1億1,267万5千円の増でありますが、これは柿島団地 の事業費という形で、補助金が増えました。そこに記載のとおりでありまして、一番下にござ います地域住宅交付金、これが柿島団地の建設事業にあたる部分でございます。補助率は45% であります。

5目に教育費国庫補助金、昨年比で非常に減っておりますが、これは北小関係の事業が終わったためでございます。

国庫補助金の合計は、記載のとおり、1億6,449万1千円という形であります。 次の3項は国庫委託金、合計で、一番下ですが、835万1千円という形です。内容は記載 のとおりであります。

32ページをお願いします。

15款の県支出金、1項1目民生費負担金、1節の障害者保護者負担金でありますが、これは国庫負担金と同じように統一されたものであります。6,212万円であります。

県の負担金の合計が、1億7,707万5千円という形であります。

県の補助金でございますが、2項1目総務費県補助金は1億9,358万2千円。これは昨年対比で1億761万6千円増えておりますが、これは地籍調査の事業費の増により、2,300万円ほど増えました。また、徴収費で1,310万円ほど、さらに合併支援費という形で、7,160万円。これらがプラス要因でございます。この内容につきましては、その記載

のとおりでございます。

3節にございます合併支援費補助金、1億2千万円でございますが、これは昨年当初では、4,840万円を充当して、ここに計上をさせていただきましたが、今年度については、当初で1億2千万円を全額計上させていただきまして、歳出のほうへ、それぞれ財源として充当してあります。これにつきましては、平成20年度までの5年間という形で、合併以降5年間に、合計で6億円。1年について、1億2千万円を県補助金という形で入るものであります。

次に2目の民生費補助金については8,709万2千円で、1,623万9千円増えております。これは、その次のページの3節児童福祉費補助金の中で、一番下ですが、児童福祉施設等補助金。これが身延福祉センター建設に伴って、児童厚生施設等整備費補助金という形で、2,244万3千円を計上してあります。これが主な要因で、プラス要因でございます。補助率は、補助基準額の3分の2という形であります。

もう1点。4目の農林水産業費県補助金の中に、2節の林業費補助金。一番下に環境公益林整備支援事業交付金902万4千円とありますが、これは新しく計上されておりますけども、これは県費100%による事業で、森林組合に補助して、間伐等の事業をするものであります。次に34ページを、次のページをお願いします。

6目の土木費補助金県補助金について、本年度3,319万円。比較で1,532万4千円の増になっております。これは2節の公共下水道補助金が増えておるわけでして、プラス1,799万円になっております。これは、公共下水道の補助事業費の増によるものであります。これは国庫補助基本額の2.5%が、補助金という形で入るものであります。締めますと、県補助金は3億7,083万円となります。

また、次の3項の県委託金につきましては、合計で3,346万5千円であります。内容は 記載のとおりであります。

次の35ページ。16款の財産収入につきましては、説明を省きますが、本年度は合計で926万4千円の計上であります。

次に38ページをお願いします。

18款の繰入金ですが、1項2目に下部奥の湯温泉事業特別会計繰入金という形で、昨年は、これはなかったわけですが、本年度から計上されます。315万円を計上しました。これは、温泉加入者は負担金、1件63万円でありますが、この5名分について、19年度のほうで計上させてもらったという形でございます。

なお、また、これは歳出で出てまいりますが、湯町の開発基金のほうへ、基金として積み立 てる予定であります。

次の基金繰入金ですが、まず財政調整基金、1目の財政調整基金は4億円を計上いたしました。また、2目の減債基金繰入金が3億円でございます。この2つの基金繰入金につきましては、財源不足を補うために、基金を取り崩す形で、歳入の計上となったものでございます。この2つを一般財源という形で、それぞれの事業に充ててあるという形でございます。

また、3目の公共施設整備基金繰入金、1億8,400万円でございますが、これもやはり、 普通建設事業費の財源に充てるという形で、基金の繰入金を計上いたしました。

次の4目の地域福祉基金繰入金124万4千円については、これは基金の利子を福祉事業に 充てるという形で、歳入に計上いたしたものであります。

次の5目の福祉教育学校等就学奨励基金繰入金については、100万円です。これは奨励金

の交付につきまして、一応10万円掛ける10名分を予定いたしたもので、その元金、その財源となるものであります。

次の湯町開発基金繰入金は、714万円であります。既設の源泉の影響調査監視業務委託料の財源に充てるものであります。これは特別会計に繰り出すこととなります。

また、次の身延福祉健康拠点施設整備基金繰入金、1億1,816万5千円を計上いたしました。これは身延福祉センターの建設事業の、財源の一部となるものであります。

次に文化振興基金繰入金として、100万円を計上しました。これは文化的価値があるということで、文化財について保存・修理をしていきたいということで、この財源とするものであります。

また、次の下部簡易水道整備基金繰入金700万円。これは特別会計への繰出金をするわけですが、この財源とするものであります。下部の簡易水道の特別会計の繰出金の財源であります。

合計で、基金繰入金が次のページにございますように、10億1,954万9千円ということで、昨年対比では7,300万円ほど減額となります。

40ページをお願いします。

19款の繰越金でありますが、本年度2億8,400万円を計上いたしました。18年度からの繰越金を見込むものであります。

4 1 ページにつきましては、記載のとおりでございまして、説明は省かせていただきます。 4 2 ページをお願いします。

ここには、雑入の合計、9,002万7千円という形で出ておりますが、この中で、14雑入で、1,624万円とございます。これは、いろいろな部分がここへ合算されておりますが、主なものといたしましては、土地改良事業の適正化交付金という形で、大野の用水路の事業に関わる交付金が450万円。また、防火水槽の補償費という形で、宮木の県道の拡幅工事に伴う補償費が894万4千円。もう1点、保育士の給食負担金という形で、これは例年あるわけですけれども、109万2千円。これらが主なものであります。そのほか16件がございます。

次に43ページ、21款の町債でございますが、民生債といたしまして、本年度2億2, 350万円計上しました。これは身延福祉センターの建設事業の借入金でございます。

次に2目で農林水産業債といたしまして、9,020万円。農業債で3,430万円。これ は中山間農地防災事業の財源になるものです。また、林業債には5,590万円ということで、 林道三石山線の整備に4,800万円。また、治山事業に790万円でございます。

3目の土木債で6,150万円。これは町道3路線の改良でございます。

4目の公営住宅債といたしまして、2億1,080万円です。これは町営柿島団地の建設事業です。

5目の消防債2,570万円。消防車両の購入および防火貯水槽の整備工事に関わる財源であります。

また6目で臨時財政対策債、本年度は3億4千万円、発行可能ということでございます。これは一般財源になるものであります。

昨年対比で、総務債、教育債、減税補てん債、記載のとおり、昨年はこの部分で載ってございました。合計して、9億5,170万円の本年度の起債でございます。昨年対比で7億8,990万円の減額になります。

次に44ページから歳出でございますが、歳出の説明をする前に、参考資料で、これがお手元にいっていると思うんですが、ちょっとご覧をいただきたいと思います。

平成19年度一般会計当初予算付属書、薄い、3枚ほどのあれですが、全体の歳出の説明を、 これでさせていただきます。

めくっていただきますと、これには一般会計の性質別に分けた一覧表が載っております。例えば、これは左のほうに各款ごと、また右の欄には人件費から始まって、物件費、補助費という形で載っております。

注目していただきたいのは、一番下に昨年対比が載っておるわけでありまして、8億1,430万円減額ですよと、先ほど申したんですが、内容的にはどうなんだということになりますと、この表のとおり、人件費で4,147万円減。また、物件費で1億7,424万3千円。また、その右のほうへ目をやっていただきますと、大きなものといたしましては、普通建設事業の合計で4億4,594万9千円の減。また2つ飛んで、公債費で2億7,631万円の減という形で、一応、性質別な歳出の集計をいたしておりますので、また、参考にしていただきたいと思います。

なお、これらが、また決算にいきまして、決算統計という形で、性質別の仕分けに反映をしてくるものであります。これは予算段階の性質別の色分けという形で、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、44ページの歳出の説明に戻らせていただきますが、歳出の詳細説明につきましては、全体で昨年から比べて大きな減額になったものとか、あるいは新しい事業についての説明、あるいは建設事業とか、この点について、かいつまむ形で説明をさせていただきますが、よろしくお願いします。

それでは、議会費につきましては記載のとおりでございまして、昨年とそれほど変わった部分はございませんので、省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、46ページ、総務費をお願いします。

2款1項1目の一般管理費でございますが、本年度8億4,851万4千円。昨年対比では 減額になっておりますが、この中でいくつか、昨年と変わっている部分がございますので、説 明をさせていただきます。

まず、2節の給料におきまして、特別職の給料でございますが、計上額1,389万6千円となってございます。これにつきましては、昨年比で116万4千円の減額になります。町長、助役について、1年間10%減額という形で予算計上させていただきました。

また、次の47ページ。10節の公債費でありますが、計上額は170万円であります。昨年と比べて、20万円、減額させていただいております。これにつきましては、記載のとおりであります。

次のページをお願いします。48ページ。

この説明欄の上から5つ目には、新湯川橋付近の管路敷設工事設計という、これは新しいもので、以下4つが新しいわけですが、この新湯川橋につきましては、光ファイバー用の管路を設計する費用であります。

また、1つ飛んで、人材育成基本計画策定業務、231万円でありますが、これも新しいですが、職員の能力開発や人材育成における基本的な方向を、国の指針がございまして、これに基づいて、新たに策定しようというものであります。

また、その下の目標管理制度構築支援業務189万円でありますが、組織業績の向上等、能力開発を目指すための目標管理制度について、設計、あるいは構築をする業務でございます。 以下、次のページにわたっては、昨年と変わっておりませんので、省略させていただきます。 50ページをお願いします。

2目の文書広報費中でございますが、7節の賃金209万2千円の計上がございます。これは下部のCATVの担当職員1名につきまして、一般職員から臨時職員に変更するための計上であります。

また、その下のPFI事業審査委員3名分の報償8万円。また、その次のページの、説明欄の上から3つ目のPFI事業アドバイザー業務1,800万円。これが新しく出たものであります。これにつきましては、まず、報償費の8万円は総合評価一般競争入札でPFIという形で、入札を行っていきたいと思うわけですが、この場合、外部からの審査委員が必要という形になります。全部で5名を予定いたしておりますが、3名については、外部から大学教授等を入れてお願いするという形で、報償費8万円を盛らせていただきました。

また、アドバイザー業務1,800万円でございますが、下部CATVの地上デジタル化に向けた、施設整備運営事業へのPFI事業導入に向けたアドバイザー業務の委託料であります。 具体的には、実施方針を策定する。また、特定事業の評価、選定業務。また、入札実施に向けた準備業務。また、審査委員会における事務的な業務等をいたす経費として、1,800万円計上をいたしたものであります。

次にめくっていただきまして、52ページをお願いします。

財産管理費中の経費の中に18節、これはあるわけですが、備品購入費400万円であります。法定外公共物管理システムとございますが、これは町有財産であります赤道とか青道につきまして、管理システムをしているわけでありますが、旧3町にございますデータを統一した形で、新しいシステムに構築をしていくための経費であります。備品購入という形で、システムの購入費でございます。

次に53ページ、次のページですけども、これは企画費中でございますが、13節委託料の中に地域資源活用推進事業、ボランティアガイド育成支援事業、96万6千円とございますが、これは18年度で作成をいたしました9コースのエコツアーコースについて、ガイドを育成する講習会などを開催する業務でございます。これは新しい事業でやっていく予定でございます。

次のページ、次も次も昨年と変わっておりませんので、省略させていただきます。

58ページをお願いします。

これは賦課徴収費の中の、13委託料でありますけど、この中に固定資産評価標準宅地鑑定業務1,527万5千円とございます。この説明でございますけども、平成21年度の評価替えに向けまして、来年の20年1月1日現在の鑑定評価を行うための経費であります。町内207ポイントを評価する経費でございます。宅地につきまして、評価を行う経費でございます。

次の、めくっていただきまして、60ページ。60ページをお願いいたします。

目の中に県議会議員選挙費1,121万9千円。また、その下に4目で参議院議員通常選挙費1,650万円。これを当初予算で計上させていただきました。内容は、記載のとおりでございます。

また、めくっていただきまして、66ページをお願いします。

下部支所費の中の経費でございますが、まず13委託料の中に、一番上は委託料でありますけども、下部支所移転に伴う事務機器等移送業務53万8千円。また、電算の工事監理料等があるわけですが、これは下部支所を保健センターへ移設する費用ということで、また、下の工事請負費1,272万2千円。また、その下の備品購入費25万1千円。これらも、その関連の経費でございます。合わせると1,445万6千円になるわけでありますが、下部支所を保健センターに移設する事業を行いたいというものであります。かかる経費の計上であります。

めくっていただきまして、69ページをお願いします。

3款の民生費中、1項1目社会福祉総務費、本年度7億5,537万3千円でありますが、 昨年対比で3億9,039万9千円の増になっております。この主な要因は、69ページ、そ の前の68ページの委託料も一部ありますけども、身延福祉センター建設監理業務委託。また 15節身延福祉センター建設工事、また備品購入費等がこれらの経費でございます。

15節の工事請負費の説明、簡単な説明でありますけども、身延町波木井地内に新たに建設したいということで、鉄筋コンクリート造り、地上1階建ての延べ床面積1,150平方メートルを予定いたしておるものであります。

72ページをお願いします。

4目の老人医療費ですが、19節の負担金補助及び交付金で1,028万8千円の計上がございます。これは山梨県後期高齢者医療広域連合負担金という形で、冒頭に繰越明許の中でも出てきたわけでありますけれども、この負担金の経費1,028万8千円であります。これは県全体で、3億5,500万円の2.898%を負担するものであります。平成20年の4月スタートに向けて、75歳以上の高齢者、あるいは65歳以上の障害者、約3千人という形で予定をいたしておりますが、この準備をする負担金であります。

次に75ページをお願いいたします。

75ページの2項の児童福祉費でありますけれども、この計上が給料、手当、共済費につきまして、子育て支援課職員中の4名分については、今年度からここに計上させていただいておりますので、昨年の予算書とは、このへんが変わっております。

また、7節の賃金1,112万2千円の内訳で、臨時職員賃金197万9千円につきましては、産休代替の1人分の賃金。その他賃金とございますのは、学童保育指導員9人分。また、運転手2人分の賃金914万3千円であります。

福祉費につきましては、その他の分につきましては、昨年と変わっておりませんので、説明 のほうは省かせていただきます。

めくっていただきまして、88ページをお願いします。

4款の衛生費中の1項1目保健総務費でありますが、この88ページの13委託料の中に、 説明欄にあります地域活動支援センター運営業務、そよかぜワークハウス731万円。委託料 でございますが、これを計上してあります。昨年度につきましては、19節の補助金に計上し てありました。これは市川三郷町、早川町もそれぞれ人数分を委託料として、今年から計上い たしております。これは身延町分の経費という形で、731万円の計上でございます。

95ページをお願いいたします。

簡易水道の運営費中でございますけど、94ページの左のほうにございますように、1目簡易水道運営費、事業費が3億8,165万5千円。昨年対比で1億4,622万9千円の、大幅な増になっております。この中で、95ページの説明欄、上から4つ目でございますが、簡

易水道事業等統合計画策定業務とございます。これにつきまして、国の補助金交付要件の中で、 町内の簡易水道を統合する計画を立てる必要があるという形で、19年度に作成する経費でご ざいます。

次の15節の工事請負費、湯町の水源ボーリング工事、これが新しく計上されております。 奥の湯源泉の付近になるわけでございますが、予定といたしましては深度100メートル、 445ミリのボーリングの工事を予定いたしておるものであります。

次に28節の繰出金3億3,299万4千円。これは非常に大きな金額でありますが、身延 町簡易水道事業特別会計への繰出金であります。昨年対比で、ここの部分で1億1,500万 円ほど増えております。それぞれの身延、中富、下部、それぞれ簡易水道の事業費が増額になっ ているための繰出金の計上であります。

次に102ページをお願いします。

上から2つ目に工事請負費とございます。これが新しいものですが、農業振興費中でありますが、ゆばの里周辺の防護柵を設置するということで、延長500メートルに防護柵を設置する工事費が計上してあります。

また、その19節の一番下、身延町物産祭実行委員会補助金90万円につきましても、今年度から補助金という形で、計上することになりました。今までは、直接経費をそれぞれ節に分けて、計上いたしたものであります。

また、103ページの13節委託料の中で新しい部分といたしましては、下の3つですね、 宮木排水路の設計、測量業務。また大野用水路、清沢・大炊平の農道調査。これらが新しいも のであります。また、15節の工事請負費については、記載のとおりの工事個所でございます。 次に106ページをお願いします。

林業振興費の中でございますが、13節委託料の中に下から2つですね、有害鳥獣死骸処理 作業60万円。また有害鳥獣捕獲用檻設置および移動作業60万円という形で、これが新しく 計上させていただきました。これは猟友会に委託する予定で、準備をするものであります。

次のページの説明欄で、上から3つ目。環境公益林整備支援事業交付金902万4千円。これが新しいものであります。これは森林組合へ交付して、間伐事業を推進していただくということで、歳入で申しました100%県補助によるものであります。

次に109ページをお願いします。

7款の商工費でありますが、この中で商工振興費中の13節委託料120万円であります。 温泉会館の改修設計業務70万円。また、駐車場整備設計業務50万円を計上させていただき ました。これは温泉会館の内部の改修、またプール取り壊し跡地を利用する計画づくりの設計 業務という形でございます。跡地の駐車場利用について設計をしていくということで、面積は 865平方メートル分であります。

次に111ページをお願いします。

111ページの、これは観光費でございますが、まず13節委託料の中に、下の3つ、本栖 湖公衆トイレの維持管理に関わる経費3点、計上してございます。これが新しく、今年度から 計上されました。

それから、14節の中に車借上料108万円とございますけれども、これは、実はこのほかにも関係する経費があるんですけれども、町民予算提案事業を17年度から実施いたしております。19年度につきましては、このあと、出てまいりますが、この観光課の予算、また教育

研修センターの予算、さらには保健体育費中の予算、3カ所に、この町民予算提案事業に関わる事業費が計上されております。

まず、全体をちょっと申し上げますと、この観光費につきましては、11節、12節、14節で、合計で135万3千円がこの関係予算という形で計上されています。最初申した車借上料については、そのうちの一部という形であります。

なお、参加する方については、1人2千円の負担をお願いする計画でございます。ふれあい 小さな旅という形で、昨年度、好評でございましたので、今年度も実施するものであります。

また、ほかの2点については、その場所へいって説明をいたします。

次に、114ページをお願いします。

8款の1項1目土木総務費でありますが、13委託料の中に身延町道路線網図作成業務が新しく計上してあります。これは旧町ごとに、町道の位置を公図上に落としまして、今後の利用活用を図っていくというための業務委託であります。

次の116ページをお願いします。

道路橋梁維持費につきまして、15節の工事請負費、今年度当初予算といたしましては、3千万円を予算計上いたしました。個所につきましては、記載のとおりでございます。

また、その次のページの道路新設改良費について、15節については1億2千万円の計上であります。

次の118ページをお願いします。

3項河川費の中に、河川改良費として2,500万円、計上がございました。これは蛇石沢川河川改良工事とございますが、身延町大野地内の蛇石沢川について、護岸工事を145メートルいたす経費であります。身延公共下水道の処理場建設関連の事業という形で、計上いたしたものであります。

次の119ページですが、これは住宅費でありますが、今年度の予算額が3億8,694万6千円ということで、昨年対比で3億1,458万円増加となりました。これはまず、13節の委託料、柿島団地、一番下ですね、建築工事監理業務。また、めくっていただきまして、15節の工事請負費、また、その下にございます19節の、一番下ですね、住宅移転費補助金。これらが柿島団地建設に関係する経費という形で、計上させていただきました。

柿島団地につきましては、鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積1,933平方メートル、30戸分を予定いたしておりまして、19年度、また20年度にわたって建築をするものであります。

一応、下の19節の住宅移転費の補助金につきましては、14世帯分で17万1千円。14世 帯掛ける17万1千円という積算の基礎であります。

次の121ページですが、一番下の、これは下水道の総務費でありますが、28節繰出金、特別会計繰出金ということで、下水道事業、また農集排の特別会計の繰出金、記載のとおり4億3,914万1千円。また、3,078万8千円という形でございます。これはまた、特別会計のほうで、内容は申し上げることになります。

めくっていただきまして、123ページをお願いします。

消防費中の説明でありますが、18節に備品購入費1,511万円、計上がございます。消防車両ですね、ポンプ付き積載車1台、これは八日市場に配備の予定です。

次のポンプ付き軽四輪積載車は2台ですが、小原島と長塩に配備の予定です。

次に19節の補助金でありますけど、一番下に2つございますが、この説明をいたします。 消防施設整備費補助金150万円につきましては、各部への小修繕等の補助金、2分の1の 補助金でございます。その下の消防詰め所建て替え工事補助金550万2千円につきましては、 飯富の詰め所の建て替え費用687万8千円の、補助率80%の計上でございます。

124ページを、次のページをお願いします。

消防施設費につきましては、工事請負費、記載のとおり5カ所、今年度、耐震貯水槽を設置する予定になっております。

次の125ページをお願いします。

防災費中でございますが、一番下の19節の中に県防災行政無線のデジタル化整備事業補助金191万9千円とございます。これは山梨県と市町村の間を結んでおります、防災行政無線のデジタル化工事に伴う負担金という形でございまして、28市町村が均等割で納めるものであります。

次に126ページ、教育費をお願いします。

まず10款1項1目教育委員会費の一番上、報酬でございますが、その中の2つ目ですが、 小中学校適正配置審議会委員20名分、54万2千円、これが新しく計上させていただきました。

また、次の給料でありますが、特別職給料590万4千円でございますが、昨年対比30万円の減額になっております。教育長について、5%、1年間減額という形で予算計上をさせていただきました。

次に7節の賃金であります。臨時職員賃金4,566万6千円、これは合計という形でございますが、この内訳でございますが、身延南小学校、また静川小学校に各1名。複式学級解消のための新規雇用のための賃金を計上させていただいております。この中に約600万円ほど含まれておるわけですが、これが複式学級解消のための2名分の賃金でございます。

次に128ページをお願いします。

上の8の報償費、これは教育研修センターの費用でありますけれども、報償費の中に町民予算提案事業講師10万円とございます。実は、この節以外にもございまして、町民予算の事業でありますが、小学校5年生以上を対象に講演会を開催するという予定でございます。これは8節、9節、11節、14節の中に含まれておりまして、合計で60万1千円、この事業に充てることになっております。

次に133ページをお願いします。

133ページで、5目の静川小学校の管理費の中に、工事請負費で1,575万円あるわけですが、これは体育館が雨漏りをするということで、雨漏り防止の工事の費用で、1,575万円、計上させていただいております。

飛ばしていただきまして、162ページまで、めくってください。

162ページの一番下でございますけど、開発センター運営費の中でありますが、13節委託料で、耐震補強計画策定業務325万5千円とございます。開発センターにつきまして、耐震診断をいたした結果、補強が必要という診断になりました。したがいまして、耐震補強をするための基本計画をつくる作成業務という形で、新たに325万5千円計上させていただいたものであります。

次に163ページでありますが、文化振興費中でございますが、7節の賃金497万6千円

の中に、昨年から260万円ほど増えておるんですが、これは文化財保護に携わる専門知識を 持った臨時職員1名を新たに任用する経費という形で、増額になっております。

次の164ページをお願いします。

文化財保護費の中でありますが、19節の負担金補助及び交付金、この中で、下から2つ目ですが、青原院の惣門保存修理事業補助金という形で、180万2千円でございます。これは町指定の文化財になっております西嶋の青原院の惣門につきまして、修復工事をするということで、事業費が540万6千円。このうち町の補助金3分の1。180万2千円。地元が3分の2ということで、所有者ですね、3分の2という形で、360万4千円の予定であります。

174ページをお願いします。

174ページの一番上でありますが、保健体育費の中ですが、8節報償費。この中にソフトボール実技講習会講師100万円とございます。これも実は、町民予算提案事業の1つでございまして、女子ソフトボールの前監督であります宇津木妙子さんを招聘して、実技講習会を開催するという予定を立てております。これは、この8節もそうでございますが、そのほかにも7節、9節、11節、12節、14節に全部含まれておるんですが、この招聘する経費、合計で213万6千円が計上をされております。

181ページをお願いします。

公債費ですが、元金といたしまして、今年度、14億8,960万円の償還。また利子分といたしまして、2億876万3千円。合計16億1,772万3千円の公債費を計上いたしたものであります。昨年対比では減額となっておりますが、依然、高額の計上になります。

では、次に182ページをお願いします。

諸支出金で、基金費という形でありますが、これはこの中で5目ですね、湯町開発基金費といたしまして、本年度1,825万6千円でございます。例年1,500万円を計上いたしておるわけですが、315万円が入湯税の一部として積み立てるもの。また、利子として10万6千円。合わせて325万6千円が、この財源となるものです。また、入湯税等の財源といたしまして、1,500万円を予定いたしております。

次のページの183ページ。

14目のふるさと振興事業施設管理基金費でありますが、金額は60万9千円ですが、これは元金として60万円。また、利子として9千円が入っております。それ以外の基金費につきましては、いずれも利子の計上であります。

最後に185ページ。

14款予備費といたしまして、1千万円の計上をしてございます。

以上、一般会計の予算でございますけれども、よろしくご審議をお願いします。

○議長(松木慶光君)

それでは、詳細説明の途中ではありますが、ここで休憩を行います。 開会を3時15分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時15分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続き、詳細説明を行います。

議案第44号について、企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

議案第44号の説明に入る前に、先ほど、私の説明がちょっと、一部、誤解を招くような説明になりまして、申し訳ありません。もう一度、訂正して、はっきり説明するところが1点ございますので、お願いします。

それは46ページの、特別職の給料の減額のパーセントを、10%を1年間と、たしか説明したと思うんですけども、町長が10%を1年間、助役が5%を1年間でありますので、訂正させていただきます。大変、失礼いたしました。それから、なお教育長については、5%を1年間でございます。申し訳ありませんでした。

では、議案第44号の説明をさせていただきます。

議案第44号は、平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算でございます。

表題部分は、町長の説明がございましたので、補足をさせていただきます。

めくっていただきまして、6ページの歳入の説明をさせていただきます。

6ページの歳入でございますが、まず1款1項1目温泉の使用料でございますが、本年度計上額595万3千円でございます。これは全部で、30戸へ分湯する予定で今、進めておるわけでありますけれども、現在は29戸分、1万8,900円ですね、それで12カ月分という形で、当初には計上させていただきました。

それから、次の7ページですけれども、2款の分担金負担金であります。1目で温泉事業加入者負担金でありますが、本年度、315万円ということで、1戸63万円でありますが、5戸分の計上であります。

それから、次の8ページをお願いします。

これは歳出でありますけれども、1款につきましては、温泉管理費ということで、本年度 557万9千円の計上をさせていただきました。

11款、12款、13款はその記載のとおり、経常的な経費等でございます。

また、28節の繰出金315万円につきましては、歳入で計上しました加入者負担金315万円を一般会計に繰り出すものであります。

なお、一般会計では湯町開発基金に積み立てるという形になります。

それから次の9ページでありますが、2款では基金の積立金、1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金という形で、本年度352万4千円の計上であります。これは、この基金に施設改修等、今後、予想されるために、この歳入で入った金額から歳出を差し引いた352万4千円の分につきましては、今後のために財源として積み立てを行うものであります。

以上が、奥の湯温泉の予算であります。よろしくご審議をお願いします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第36号、議案第37号について、町民課長。

○町民課長(渡辺力君)

それでは議案第36号の、詳細説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出の予算事項別明細書、総括の中で主要なるものの説明をさせていただきます。 6ページでございます。

本年度の予算額は22億1,117万6千円でございまして、構成比24.5%を占めます 国民健康保険税でございますけど、保険税の医療費分担の目安といたしますと、35%が目安 になっております。本町の現況を算出いたしますと、需要額に対する税の割合が現行では31. 2%というふうな、予算上の数値になってございます。

次に大きいものの変動でございますけど、4款国庫支出金、そこが大きく9,793万3千円、減額になっておりますけど、比較増減で。これは先、補正で申し上げましたとおり、財政調整交付金、これが平成18年度当初では2億1千万円、見込んでございましたけど、19年度当初では、1億3,968万3千円の見込みというふうなことで、31万7千円が減額になっております。

次に大きい部分でございますけど、繰入金。この財政調整交付金が減額になった部分に対しまして、繰入金を計上したものでございます。2,229万円増で、本年度の予定が財政調整基金の一般会計からの歳出にしました。財政調整基金の繰入金8,240万円を計上したものでございます。

以上が主たる、歳入の項目でございます。

次に、上の、それぞれ、国庫支出金、あるいは療養給付交付金、県支出金については、それ ぞれルールによって交付されておりますので、説明は省かせていただきます。

それでは支出の関係で、28ページのほうへ移っていただきたいと思います。大きく飛びますけど、28ページ、お願いいたします。

これは、やはり18年度の補正予算、9月補正で説明申し上げさせていただきましたけど、 共同事業拠出金の中の高額医療費共同事業医療費拠出金でございます。これにつきましては、 レセプト、従前は1件70万円以上のものに対しての拠出金でございましたけど、法律の改正 によりまして、1件80万円以上の高額な医療費の、保険税に与える影響を緩和させるという もので、連合会で算出された数値を計上してございます。

それから、やはり2目の保険財政共同安定化事業拠出金2億4,745万5千円。これは前年度、当初においてはゼロでございました。これは平成18年の10月から、それぞれ事業が開始されたものでございまして、これも保険財政共同安定化事業拠出金というふうなことで、1目と同様、レセプト1件30万円以上の医療費に対しまして、8万円を除く80万円までの医療費について、市町村国保間の保険料の平準化を図ろうとした事業でございます。

それから、次に6款の保健事業費、保健事業の関係でございます。

まず、保健衛生費普及費でございますけど、ここに印刷費、それから消耗品等載ってございますけど、これにつきましては、医療費抑制に向けてのPR用のパンフレット、また医療費通知等の印刷を行うものでございます。

次に新しい事業でございます。13の委託料981万9千円の内容でございますけど、大変、申し訳ございませんけど、疾病予防運動業務、そこに「務」が消えておりまして、すみません。それから346万5千円は、下の特定健康診査等実施計画書作成業務というふうなことで、疾病予防運動業務は428万4千円ということで、すみません。大変、申し訳ございませんけど、訂正をお願いしたいと思います。

13節の委託料981万9千円の説明の欄でございます。29ページの・・・。疾病予防運動業務が、「務」が消えています。数字が428万4千円です。それで特定健康診査等実施計画書作成業務が346万5千円でございます。

それで、ここで新しく平成19年度で、特定健康診査等実施計画書作成業務というふうなことで計上させてございますけど、これは上昇し続ける医療費抑制対策として、平成20年度以

降、検診結果で生活習慣病の兆候にある人には、医師や保健師が保健指導を行うことを法的に、 今度、保険者に義務づけられてきました。その事業を実施していくに向けまして、計画書を平成19年度で策定していかなければならないというようなことで、民間のノウハウを借りながら作成をしていきたいというふうなことで、業務委託を計上したところでございます。

それから3番の健康推進事業でございますけど、これは18年度でも取り組んできましたけど、医療費抑制のために、いろんな事業を展開してきております。合わせまして、245万4千円の事業費になってございます。

以上、国民健康保険の説明は終わらせていただきます。

次に議案第37号 平成19年度身延町老人保健特別会計予算でございます。

平成19年度の予算額は、28億8,059万7千円と定めるものでございます。

2ページを見ていただきたいと思います。

歳入歳出予算の中で、歳入でございます。やはり重要な部分でございますけど、繰入金でございます。一般会計繰入金2億4,266万4千円。老人保健に対します一般会計からの繰り入れが、実に2億4,266万4千円というふうな、大きな金額になっております。

次に歳出の状況でございます。13ページをお開きください。

まず、医療給付費の関係でございます。本年度28億140万円というふうな医療給付費でございますけど、前年度、当初と比較して減額になっておりますけど、先ほども補正のほうで更正をお願いした状況がございます。18年度の見込みに対しまして、2%の伸びを見込んでいるところでございます。

次に医療支給費でございますけど、これにつきましては、18年度見込み額1.1%の伸びを見込んでいるところでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決議いただきますようお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第38号、議案第39号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

介護保険会計は最初に歳出を決めまして、主なものは保険給付費です、それを決めまして、 それから国の負担が何%だとか、保険料が何%とか決まってきますので、そんなことを一番最初に、頭に入れておいていただきます。

では、7ページをお開きください。7ページに、2款に保険給付費があります。

これが、この会計の主なもので94.9%を占めておりまして、15億8,641万8千円 になっております。これに対する割合が各保険料とか、国庫の負担金で決まってきます。

続きまして、8ページをご覧ください。

8ページは1款保険料、1款1項1目第一号被保険者保険料になります。第一号被保険者保険料は、各保険者による町が決めておりまして、65歳以上の保険料です。国全体の平均では、この負担分は19%になっておりますが、本町では75歳以上の後期高齢者が多いとか、低所得者が多い理由により、この19%が14.7%になっております。その減った部分の19から減った4.3%は、国のほうで調整交付金と、あとで出てきますが、負担するような仕組みになっております。それで今年度の予算は、保険料は2億3,372万7千円を計上しました。

これは昨年より1,394万2千円の増ですが、保険給付費の伸び率等を考慮して、このような額になっております。

次に10ページをご覧ください。

3款1項1目の介護給付費負担金であります。これは国の給付費の負担金で、国の施設分が 国では20%負担。施設分が15%の負担。居宅のサービス分が20%の負担になっておりま して、合計で2億7,295万8千円の負担になっています。

それから2以降の国庫補助金、調整交付金。これが先ほど言いました第一号被保険者で、負担分19%ですが、本町では少ないので、この部分が多くなっておりまして、これは全国平均で5%になっております。本町では第一号保険者が少ないので、9.3%ということで、全国平均より4.3%多くなっております。その負担分が1億3,892万3千円であります。

それから地域支援事業交付金。これは介護予防をするための費用ですが、この中の1節の地域支援事業交付金。これにつきましても、負担分は決まっておりまして、これは国の介護給付と同じで、25%負担になっております。

それから包括的支援事業・任意事業交付金、この部分につきましては、保険料が入っておりませんので、国の負担は40.5%になっております。

以上で、この補助金が14億9,020万7千円になっております。

次に11款支払基金交付金。これは第二号被保険者といわれております、40歳以上から64歳の方の費用の額であります。これは31%の負担となっております。この31%と、先ほど言いました全国平均19を足して、半分が保険料。本町の場合は、この31と14.7%ぐらいで、不足分は国からきている。それで半分になります。この支払基金交付金の合計が、4億9,260万4千円であります。

次が12ページ。これは県支出金ですが、県の支出金で介護給付費分におきましては、居宅分が12.5%。それから施設分は、先ほど国のほうが5%減っておりますので、この17.5%の負担になっております。合計で2億4,262万9千円になっております。

それから地域支援事業の補助金につきましては、同じように介護予防は12.5%。包括的 支援事業分は20.25%ということで、514万5千円になっております。

次に14ページをお願いします。

これは一般会計からの繰入金ということで、まず介護給付費繰入金は12.5%。この町の12.5%を足しまして、国、県、町の部分の負担が5割ということで、50%になります。地域支援事業繰入金につきましても、この上の1節の介護予防事業繰入金は12.5%。包括支援事業については20.25%ということで、この介護予防事業につきましても、保険料が入っていて、包括支援事業・任意事業につきましては、すべて国、県、町の費用ということをご理解願います。

その他一般会計繰入金は、職員の人件費等の額であります。

合わせまして、一般会計繰入金は2億5,995万7千円であります。

それから基金繰入金、基金繰入金は今年度1,500万円を予定しております。

以上が、歳入の主なものです。

次に、歳出にいきます。

17ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費ですが、11節需用費のうち印刷製本費78万7千円は、介護保

険料納付書等の印刷費用です。

12節役務費のうち通信運搬費98万3千円は、介護保険料納付書等の郵送料です。また、手数料78万1千円は国保連合会事務共同処理手数料です。

めくっていただいて18ページになりますが、19節のうち広域行政組合の負担金は、介護保険運営費負担金として、峡南地域6町の均等割20%、人口割40%、申請者割40%で算出された1,384万4千円と、介護保険システム運営費負担金174万3千円を合わせた1,558万7千円です。

2項の介護認定審査会費1,198万4千円は、介護保険事務のうち認定調査および主治医 意見書の回収、コンピューターによる一次判定、認定審査会による二次判定を峡南地域では峡 南広域行政組合で行っていますので、これに関わる申請件数割で算出した負担金です。

19ページの介護保険給付費につきましては、1項の介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5までの要介護に認定されました方の保険給付費です。

めくっていただいて20ページになりますが、1目から10目の合計で、14億3,306万7千円となり、18年度と比較し、1億5,251万4千円の増額になっています。これは18年度から制度が変わり、17年度までの要介護1の方が18年度から要介護1、要支援2に分かれました。18年当初予算で見込んだ要介護1の方が、実績見込みで多くなったのが主な理由です。

なお、19年度は18年の実績を参考に計上しましたので、このような増額になっております。

2項の介護予防サービス等諸費は要支援1、要支援2の要支援に認定された方の保険給付費です。

2 1ページの中ほどになりますが、1目から8目の合計で4,325万9千円となり、18年度と比較し、1億916万9千円の減額になっています。これも先ほど、介護サービス等諸費で説明したのと同じで、18年度から制度が変わりましたが、18年度の当初見込みより、要支援2の方が少なかったためであります。

4項の介護サービス等費は、1割の自己負担がある一定額を超えたとき、払い戻す制度で、 2,548万3千円の計上です。

めくっていただいて、22ページの5項特定入所者介護サービス等費は、居住費と食費が原 則自己負担になっていますが、低所得者の方には自己負担額に限度額があり、これを超えた部 分について給付する額で、8,252万7千円の計上になっています。

めくっていただいて、25ページになりますが、5款1項の介護予防事業費ですが、1目の介護予防特定高齢者施策事業費は今後、要支援、要介護状態になる可能性の高い方に筋力トレーニングなどの介護予防を行う費用で、170万1千円です。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費は、老人クラブ、愛育班等による友愛訪問事業などの 費用で92万6千円の計上です。

めくっていただき、26ページになりますが、2項の包括的支援事業・任意事業費ですが、1目の介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの職員の人件費等で、1,973万6千円になり、18年と比べて、3,887万4千円の減額になっていますが、これは18年度に比べ、職員2名、臨時職員2名の計4名の人件費が、他の科目に移動したのが主な理由です。

2目の任意事業費は寝たきり高齢者、認知症高齢者介護見舞い金等の、20節の扶助費が主なものであります。

以上が、議案第38号の歳入歳出の主なものの説明ですが、よろしくご審議くださるようお願いたします。

続きまして、議案第39号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

議案第13号で提案してありますが、町が中富すこやかセンターで行っている通所介護事業は、平成19年度から身延町社会福祉協議会が直営で行っていただくことになりました。これに伴い、この特別会計は平成19年度から介護認定で要支援1、要支援2に認定された方の介護予防サービス計画にかかる歳入歳出の会計になっています。

6ページをお開きください。

1款1項1目の支援介護サービス計画費収入は新規ケース24件、継続1,551件を見込み、636万円の計上で繰入金、繰越金、諸収入、各1千円を加え、歳入合計は636万3千円となっています。

めくっていただいて、10ページをご覧ください。

歳出になりますが、1款1項1目の介護予防サービス計画事業費ですが、計画書を作成する 臨時職員のケアマネージャー2人分の人件費が主なもので、合計636万3千円の計上になっています。

以上が議案第39号の、詳細説明ですが、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。 ○議長(松木慶光君)

次に議案第40号について、水道課長。

○水道課長(井上隆雄君)

それでは議案第40号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。第2表 地方債であります。

起債の目的が、簡易水道事業債と過疎対策事業債です。限度額がそれぞれ1億5,840万円です。合計3億1,680万円でございます。これは水道施設整備事業にかかる起債でございます。

次に8ページをお願いしたいと思います。

事項別明細書の2、歳入から説明をさせていただきます。

第1款の水道事業収入、1項事業収入。これは水道使用料でございます。1目の身延簡易水道使用料から2目、3目の中富簡易水道使用料まで、計が1億8,230万7千円でございます。今年度でございます。前年度と比較いたしますと、306万7千円の増額となります。

1目の身延簡易水道使用料のところでございますが、前年比953万5千円の減となっておりますが、これにつきましてはご承知のとおり、平成19年4月から料金改定を行います。超過料金を100円に統一したということで、身延簡水の場合は超過料金1立方メートル当たり120円から100円になったということでの減額でございます。

下部簡水につきましては、154万8千円の増額ということでございますけど、下部地区に つきましては100円が変わらないわけでございますが、前年度実績の見込みの中で、増額を させていただきました。 3目の中富簡易水道につきましては、1,105万4千円の増額でございます。超過料金が60円から100円に上がったということで、1,105万4千円の増収ということで、計上させていただきました。

次のページ、9ページをお願いしたいと思います。

2款の分担金及び負担金、1項の負担金でございますけど、1目身延簡易水道負担金から2目、3目の中富簡易水道負担金、合計が147万6千円でございます。内容ですが、これは加入者負担金でございます。

身延、下部地区につきましては加入負担金でございますけど、3目の中富につきましては、2節の受託工事負担金がございます。これが132万円でございます。説明のところにございますように、宮木配水管移設工事県負担金ということでございますけど、これは先ほど、補正のところでも、ちょっと説明させていただきましたけど、18年度でも当初予定しておったわけでございますけど、県のほうの工事の都合で、19年度に県の工事になったということで、予算が通って減額をさせていただいて、今回の当初へ新たに計上をさせていただきました。

次に、その下の分担金でございますけど、これは分担金制度の廃止によるもので、科目の廃止ということでございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

3款の使用料及び手数料です。1項手数料、1目の身延簡易水道手数料から2目、3目まで、 計が4万8千円でございます。

内容につきましては、それぞれ1節加入手数料、2節の加入装置工事事業者指定手数料、3節の督促手数料、それぞれ1件ずつ計上をさせていただいております。

次のページ、11ページをお願いいたします。

4款の国庫支出金でございます。1項国庫補助金、これも1目身延簡易水道国庫補助金から3目の中富簡易水道国庫補助金ということで、合計が1億5,383万5千円でございます。前年度比にいたしますと、300万3千円の減額ということでございますが、内容につきましては、これはそれぞれの説明にあります事業に対する国の補助金ということでございまして、1目の身延簡水につきましては、前年と比較しますと741万1千円の増ということでございます。

下部簡水につきましても、204万3千円の増と。これはそれぞれ下水道整備事業に関わる部分、水道に関わる部分の事業費が増額になったということでございます。下部につきましても、湯町の簡易水道の整備が始まったということでございます。その分、増額ということです。

中富地区の1,245万7千円の減額につきましては、18年度で中富の東部簡易水道ですか、すべて事業が完了したということで、その分が減額と、比較すると減となったわけでございます。

次に12ページをお願いしたいと思います。

5款の繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目の簡易水道総務費繰入金から4目の中富簡易水道一般会計繰入金まで、合計3億3,299万4千円でございます。前年度比といたしますと、1億1,502万5千円の増額ということでございます。

内容につきましては、右説明欄にあります科目に充当するものでございますが、1目の簡易 水道総務費繰入金のところでございますけど、1,196万9千円の減となっておりますが、 これにつきましては、歳出の総務費の予算の減額と、合わせて歳入のところで、消費税の還付 金を財源として充当しているため、繰入金が減となったというものでございます。

また、2目の身延簡易水道の繰入金ですが、1億964万5千円と額が大きいわけでございますが、建設費への繰り入れが増えたということでございます。

次のページをお願いいたします。

6款の繰越金、1項の繰越金、1目繰越金でございますけど、本年度10万円、計上させていただきました。前年度比較して、20万円の減でございますけど、前年度の繰り越しの予算上、各簡水ごとに10万円ずつ、計30万円計上させていただきまして、今回、これを一括にして、10万円の計上ということでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

7款の諸収入、1項雑入でございますけど、895万1千円でございます。これも下の欄にあります、3簡水を今回、1つの科目に整理をさせていただいたということでございます。これは、1節の消費税還付金と雑入でございます。

次のページをお願いいたします。

8款町債、1項町債でございます。1目の身延簡水道事業債から3目の中富水道事業債までの計が3億1,680万円です。前年度比較が2,520万円の減額ということでございますけど、内容につきましては説明にある、それぞれの事業に充当するものでございまして、1目の身延水道事業債につきましては、1,760万円の増ですが、これも先ほど申し上げましたように、水道下水道整備に関わる水道の整備部分が増えたということでございます。2目の下部水道事業債につきましても、2,640万円の、比較しますと増となっていますが、これも19年度から湯町の整備が本格的に始まったということでございます。

3目の中富につきましては、6,920万円の、比較しますと減ということでございますけど、これも先ほど、補助金のところで述べましたけど、中富の東部簡易水道事業が完了したことによるものでございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。3の歳出を説明させていただきます。

1款の水道維持費でございますけど、これは水道の維持管理費に関するものでございますので、基本的なところは変わっていないわけでございますけど、主なところをもって説明をさせていただきます。

1項の身延簡易水道管理費、1目の簡易水道管理費ということでございます。本年度は6,671万9千円でございます。前年比としますと、315万7千円の増額でございます。これは主なところですが、11節の需用費の修繕料を前年の実績に見合わして、増額させていただいたと。13節の委託料のところで、中央監視テレメーターの点検の業務委託。これは新しく今回、計上させていただきました。

それから16節の原材料費ですけど、15節の工事請負費のところでございますけど、浄水器の取り替え工事でございます。それに対するメーター器の購入ということで、その分、増額となったわけでございます。

その他につきましては、記載のとおりでございます。説明のほうは、省略させていただきま ***

次の17ページですか、次のページですね。2項の下部簡易水道管理費でございます。1目の簡易水道管理費4,243万7千円です。前年比にしますと、358万2千円の減となっております。これにつきましては、前年度、15節の工事請負費が、県の受託工事があったわけ

でございますけど、今年度、その工事請負費がなくなったということでございます。それが主 な減の要因です。

ほかにつきましては、基本的なものは変わっておりませんので、記載どおりでございます。 次に19ページの、3項の中富簡易水道管理費へお願いしたいと思います。

19ページ、3項中富簡易水道管理費、1目の簡易水道管理費でございます。本年度は4,671万円でございます。前年比にしますと、36万2千円の増でございますけど、ほぼ基本的なものは変わっておりませんが、次のページの15節をお願いしたいと思います。

15節の工事請負費のところで、910万円ということでございますけど、説明のところに 手打沢排水管移設工事。なお、その下に手打沢排水管敷設工事がございますけど、これはやは り3月補正で減額をさせていただきましたとおり、国道52号の改良工事に伴う部分が、18年 度予定されたところが、19年度以降になったということで、新たにこの部分を計上させてい ただきまして、水道にかかる部分ですね。なお、宮木の排水管移設工事につきましても、18年 度分が19年度のほうへ計上させていただいております。そういうことでございます。

次に21ページをお願いいたします。

2款の水道事業費でございます。1項の簡易水道総務費、1目の一般管理費、本年度3,055万5千円でございます。これにつきましては、総務担当の人件費が主でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

次の2項の身延簡易水道建設費でございます。1目簡易水道建設費、本年度が2億9,279万5千円です。前年比にいたしますと、1億327万5千円の増額でございますけど、次の13節の委託料、次のページの15節の工事請負費は、前年度と比較して減額となっておるわけでございますけど、19節の負担金が増額ということで、これは下水道、身延処理区の工事が本格的に始まりまして、それに関わる水道工事の下水道委託工事負担金ということでございます。これが増額になった主な要因でございます。

ほかの節につきましては、説明のとおりでございます。

次に3項の下部簡易水道建設費、1項の簡易水道建設費、本年度1億3,034万円を計上したものでございます。前年比、3,930万円の増額となっております。これにつきましては、13節の委託料が前年に比べて減額となりました。これは下部簡易水道の実施設計業務が終わったということで、減となっているわけでございますけど、新たに19節の負担金が加わったために増額となりました。この負担金につきましては、やはり湯町簡易水道の配水管敷設工事負担金ということで、下水道整備に併せてということで、身延処理区と同じように下部の下水道工事にかかる委託ということで、その負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

4項の中富簡易水道建設費ということでございますけど、1目簡易水道建設費。本年度が1億5,461万円でございます。前年比8,923万2千円の減ということでございますけど、これにつきましては、工事請負費のところで、北部簡易水道がございますけど、東部簡易水道、下田原地区の施設整備が終わったということで、その部分が減となった要因でございます。

ほかの科目につきましては、記載のとおりでございます。

2 4ページをお願いいたします。

3款の公債費ですが、これにつきましては、元金につきましては、据え置き分の元金の償還がはじまって、それが加算されたもの。また、利子については前年度の事業借り入れの償還額

が加算されたものでございます。

1項の身延簡易水道公債費でございますけど、1目元金、利子合わせて、本年度1億192万8千円でございます。前年度比1,816万6千円の増額でございます。

次に2項の下部簡易水道公債費、元金利子を合わせまして、4,389万7千円です。前年 比、270万1千円の増額となっております。

次に3項の中富簡易水道公債費。元金、利子合計、合わせますと、本年度が8,642万円です。前年比2,521万4千円の増額となっております。

26ページをお願いいたします。

4款の予備費でございます。これにつきましては、昨年同様に10万円を計上させていただいたものでございます。

以上、雑駁でございますけど、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。 ○議長(松木慶光君)

次に議案第41号、議案第42号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

それでは、議案第41号の詳細説明を行わせていただきます。

平成19年度身延町農業集落排水事業特別会計予算。

今年度の予算額は、5,332万6千円でございます。

4ページをお開きください。第2表 地方債。

起債の目的が、特定地域生活排水処理施設整備事業債。限度額500万円。それと過疎対策事業債。限度額260万円。合わせて760万円でございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目戸別浄化槽整備事業費分担金。 本年度予算額286万6千円。前年度対比、減額の125万6千円でございます。

1節の大島地区事業費分担金。19年度につきましては、上大島。5人槽が14基。7人槽が16基。合わせて、計30基。前年度が当初予算、43基。上大島、下大島と長塩、43基でございますので、13基分減っておりますので、当然、予算額も減るということでございます。

10ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、本年度の予算額が160万2千円。前年度に対して、減額の2万円でございます。これは上之平地区の使用料でございます。

それから2目小規模集合排水使用料、予算額58万7千円。前年度対比が減額の7千円。これは北川地区使用料でございます。

3目戸別浄化槽整備事業使用料、予算額185万4千円。前年度対比84万6千円の増でございます。これにつきましては、浄化槽設置をするわけでございますが、18年度設置分が40基、それから19年度設置分が30基見込んでおりまして、合計185万4千円という形になります。

手数料でございますが、戸別浄化槽整備事業手数料6万円。前年度対比で2万6千円の減。 これにつきましては、先ほど言いましたように、前年度は43基分、今年は30基ですから、 30基掛ける2千円で、6万円ということでございます。 国庫支出金、1項国庫補助金、1目汚水処理施設整備交付金。本年度予算額が469万1千円。前年度対比が減額の952万9千円でございます。これは交付金の性格上、前年度で使いこなせなかったものは、一般財源化して翌年度に繰り越すという形でございますので、当然、事業費も減っているわけですけども、当然、その分が減る形になります。

10ページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目農業集落排水事業繰入金、本年度予算額889万3千円。減額の91万3千円。これにつきましては、償還金の減によるものでございます。

2目の小規模集合排水事業繰入金、予算額が445万円。減額の66万3千円の対比でございますが、これにつきましても同じく、償還金の減によるものでございます。

3目の戸別浄化槽整備事業繰入金、1,714万5千円。前年度対比が減額の605万5千円。これにつきましては、建設費の減によるものでございます。

予備費繰入金30万円、30万円、これは同じでございます。

5 款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。今年度、292万1千円を繰り越します。これにつきましては18年度交付金、オーバー分の繰り越しでございまして、内示を受けた交付金につきましては一般財源化し、繰り越して次年度で処分するということでございます。

12ページをお願いします。

諸収入、1項雑入、1目農業集落排水事業雑入については、科目設定でございます。

2目戸別浄化槽整備事業雑入。これにつきましては、予算額35万6千円。前年度対比が減額の151万9千円。これにつきましては、駐車場使用の個人負担分等が35万6千円という形でございます。4基分。5人槽が2基、8万5千円掛ける2基分。7人槽が2基、9万3千円掛ける2基分でございます。合わせて、35万6千円でございます。

7款町債、1項町債、1目戸別浄化槽整備事業債。本年度予算額760万円。前年度比較が減額の1,220万円。1節で、下水道事業債が500万円。特定地域生活排水処理施設整備事業債になります。2節のほうが過疎対策事業債、260万円。過疎対策事業債でございます。

14ページをお願いします。歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業、1項農業集落排水事業費、1目上之平地区維持管理費、予算額421万8千円。前年度対比が4万円の増でございます。

2節、3節は給料なので、省かせていただきます。

ここでは、11節の需用費で4万5千円の増となっていますが、主な要因としましては、修 繕費7万円の増でございます。これは車検料が加わったためでございます。あとは、ほぼ前年 度並みでございます。

2項公債費、1目元金369万1千円。前年度対比が84万9千円。長期債元金でございます。それから2節利子、予算額258万7千円。減額の12万5千円。同じく長期債の利子でございます。

次ページをお願いします。

2款小規模集合排水事業債、1項小規模集合排水事業債、1目北川地区維持管理費、予算額86万8千円。前年度対比が減額の67万1千円でございます。これにつきましては、需用費のところで、修繕費67万5千円の減で、昨年度はブロアー、オーバーホール等を計上しましたが、今年度は5万円ということで、その分が67万5千円減っておりますので、それが主な要因でございます。ここは前年度並みでございます。

2項公債費、1目元金265万1千円の予算計上でございまして、5万2千円でございます。 利子が151万8千円。減額の5万3千円でございます。これは長期債の元金と長期債の利子でございます。

17ページをお願いします。

3款戸別浄化槽整備事業債、1項戸別浄化槽整備事業費、1目戸別浄化槽整備事業維持管理費、本年度予算額185万4千円。前年対比が84万4千円の増でございます。これにつきましては、需用費は減額の26万2千円でございますが、大きなところで、12節役務費で100万8千円増額となっております。いわゆる法定手数料の増加によるものでございまして、法定検査、平成18年度設置分40基。法定検査、平成19年度設置分30基等でございます。

委託料39万9千円。これも前年度並みでございます。

2目の戸別浄化槽整備事業建設費、予算額が3,526万9千円。前年度対比が減額の2,803万3千円でございます。

2節、3節は人件費ですので、省略させていただきます。

主に15節工事請負費、ここで減額の1,799万円、前年度に足してやりますけども、設置工事費、平成18年設置オーバー分、交付金対象分として、521万6,400円でございますが、これらのものでございまして、前年度に比べると工事が減ってきております。そんな関係で減額となっています。

16節原材料費951万3千円でございますが、前年度に比べると、406万4千円の減でございます。これにつきましては13基分、前年度よりも落ちておりますので、当然、原材料でございます、今年より浄化槽も減ってくるということでございます。

公債費、利子37万円。これは、特定地域生活排水処理整備事業債が22万1,688円。 過疎対策事業債が14万7,792円。合わせて、37万円の予算計上でございます。

19ページ、予備費30万円。前年度と同様でございます。

続いて、議案第42号の詳細説明を行いたいと思います。

平成19年度身延町下水道事業特別会計予算。

今年度予算額が、21億4,857万2千円でございます。

5ページをお開きください。第2表 継続費。

下水道事業費、事業名ということで、総額11億6,300万円。平成19年度分が7億円。 平成20年度分が4億6,300万円。率にしまして、19年度分が60%、20年度分が40% という継続費でございます。

次ページをお願いします。地方債。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業債。限度額1億2,660万円。公共下水道事業 債、3億5千万円。過疎対策事業債、2億3,900万円。合わせまして、7億1,560万 円でございます。

9ページをお開きください。

歳入、分担金及び負担金、1分担金、1目中富下水道事業分担金、本年度予算額1,183万 5千円。前年度比較で、1,111万5千円の増でございます。

これにつきましては下田原の分でございまして、分担金、52戸掛ける18万円。前納分が52戸掛ける18万円。それから分割ということで、24戸掛ける6万円。それから既分割納付、これは今まで行っていて、残っている分の分割が6戸掛ける6万円。これを合わせると、

1,183万5千円となります。

2目帯金塩之沢下水道事業分分担金20万円。昨年同様でございます。それから角打丸滝下 水道事業分担金40万円。1節の加入分担金が20万円。それから1節の加入分担金過年度分 が20万円。前年度と比べて、1件、努力いたしまして、減ったわけでございます。

負担金に入ります。身延下水道事業負担金、1億9,799万4千円。前年対比で1億7,699万4千円の増でございます。つきましては、先ほど水道課長から申しましたように、身延中央簡易水道排水管敷設の工事負担金でございます。

それから2目下部下水道事業負担金5,026万円。いよいよ下部の湯町に入ります、その 負担金が5,026万円になります。

10ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1項使用料、1目中富下水道事業使用料。本年度予算額3,116万2千円。前年度2,746万8千円。比較増減で、369万4千円の増でございます。

1節の下水道使用料3,116万1千円。2節の下水道使用料、過年度分が1千円。科目設定でございます。

それから、2目の帯金塩之沢下水道事業使用料731万円。前年度が681万7千円で、49万3千円の増でございます。1節が692万2千円。2節が過年度分で38万8千円。これも努力はしておるわけでございますが、3人分ございまして、平成13年度分が3万4,650円。平成14年が9万330円。平成15年が7万9,560円。平成16年が8万8,050円。平成17年度が9万6,240円。合わせて38万8千円。3人分でございます。

3目の角打丸滝下水道事業使用料、本年度3月、1,051万3千円。前年度に比べますと、42万8千円の増でございます。

下水道使用料が1,049万円。下水道使用料過年度分が2万3千円。過年度分につきましては、1人分でございます。平成14年が8,400円。平成15年が、1万4,700円分が、まだ残っております。頑張って、取りに行きたいと思っております。

2項手数料、ここにつきましては、すべてが1目、2目、3目、4目、科目設定でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目中富下水道事業国庫補助金、本年度予算額3,250万円。前年度対比で、減額の4,254万円でございます。

2目の身延公共下水道事業国庫補助金、予算額が5億8,605万円。前年度対比で、3億8,605万円の増でございます。

それから3目の下部下水道事業国庫補助金、予算額が6,560万円。前年度に比べて、4,560万円の増でございます。

12ページをお願いします。

繰入金、一般会計繰入金、1目中富下水道事業一般会計繰入金、本年度予算額1億9,724万5千円。前年度対比が1,730万7千円の減でございます。それから帯金塩之沢下水道事業、一般会計繰入金、今年度予算額が2,718万4千円。前年度に比べて、296万6千円の減でございます。

角打丸滝下水道事業一般会計繰入金。今年度が7,075万6千円。前年度に比べて、2,011万1千円の減でございます。

それから、これらにつきましては、先ほどの補正予算でも申しましたが、公共下水道債の関

係。また、過疎債の対策事業債と合わさっておりまして、そんな関係で減額となっております。

それから4目身延下水道事業一般会計繰入金、1億1,396万8千円。前年度比較で1, 158万8千円の増でございます。これは事業費繰入金751万2千円と公債費繰入金 407万6千円でございます・・・失礼しました。これは去年のものです。右に説明が書いて あるとおりです。失礼しました。

6目の下水道一般会計繰入金99万6千円。前年と同じでございます。

次ページの繰越金、1項繰越金、1目繰越金1千円。科目設定でございます。

14ページの諸収入、雑入、消費税還付金1千円と雑入が1千円。科目設定でございます。

15ページ、町債でございますが、中富下水道事業債、今年度予算額が3,080万円。身延公共下水道事業債が5億2,500万円。下部下水道事業債が1億5,980万円でございます。特に右の節にいきますけども、中富下水道事業債のうち、1節特定環境保全公共下水道事業債、これが2,800万円。過疎対策事業債が1千万円でございます。

それから身延公共下水道事業債につきましては、公共下水道事業債が3億5千万円。それから過疎対策事業債が1億7,500万円。下部下水道事業債につきましては、1節の特定環境公共保全公共下水道事業債が1億580万円。過疎対策事業債が5,400万円。合計7億1,560万円でございます。

歳出に入ります。16ページをお願いいたします。

下水道事業債総務費、中富下水道事業総務管理費、ここで主に変わったところというのは、 報償費の受益者分担金一括納付奨励金でございますが、下田原の分が入ってきましたので、これが53万1千円ですか、前年度に比べると52万4千円の増という形になっております。

また、19節の負担金補助金及び交付金でございますが、前年度に比べると、6万7千円の減になっております。

2節の帯金塩之沢下水道事業総務管理費でございますが、職員手当と需用費でございます。

3節の角打丸滝下水道事業総務管理費、予算額が41万6千円でございまして、前年度比較すると、23万1千円の減でございます。これは時間外手当が、前年度に比べると5万円の減で、需用費のほうが、修繕のほうが12万4千円の減でございます。

4目下水道事業総務費233万4千円。これは新しく、去年、失敗いたしましたので、諸費を見込んで、このくらいになるだろうということで、計上させていただいております。

2項の事業費でございますが、中富下水道建設事業建設費、予算額が7,215万円。3節は職員手当。13節が1,900万円の委託料でございます。これは中富浄化センターの処理場の増設でございます。今のままですと、もう下田原地区が供用開始になるとオーバーしてしまいますので、県代行で行うということで、県にお願いし、そのための調査設計と、下水道台帳の作成業務ということでございます。処理場の増設詳細設計で、1日800トンで、1個を造るということになります。台帳につきましては、距離が4,418メートルでございます。

15節工事請負費2,580万円。これは右説明のとおりでございまして、町道の舗装本復旧工事2,280万円が補助対象でございます。それと下水道管敷設工事300万円。

19節負担金補助及び交付金2,665万円。これは割子切石線の県道復旧に伴う負担金で ございます。

2目の身延下水道事業建設費、予算額が14億1,836万3千円。前年度対比が8億9,995万6千円の増でございます。

2節、3節、4節でございますが、ここが大きく増えております。これにつきましては、職員人件費の2節、3節、4節の増額については、前年に比べると2,730万1千円でございますが、他の処理区、中富処理区も合わせて、交付金である人件費の補助対象が多い身延処理区で7人分を計上したため、ここが増えております。

あとは11節の需用費465万4千円。前年度だと308万7千円の増でございます。増額の308万7千円の内訳としましては消耗品、コピー代等、補助対象額がございまして、372万6千円、それが1つと、また印刷製本、下水道の手引きをつけたいということで、これを計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

役務費9万8千円。委託料で、減で、前年度に比べると、1,888万7千円の減ということになっています。減額の1,888万7千円の主な要因というのは、前年度は処理場実施設計業務が3,045万円ありました。これがなくなったということと、また新規に処理場の建設施工監理業務475万円と、身延町公共下水道事業積算設計業務委託1,600万円がかかるため、差し引きしますと1,888万7千円の前年度に比べると減でございますが、予算額といたしましては、6,548万8千円となります。

14節、158万8千円。15節が12億7,350万3千円でございます。これにつきましては、処理場の第一期工事分で7億円。管渠工事で3億5,100万円。大野梅平工区が1億9,900万円。門内工区が1億5,200万円。延長が2,707メートル。補助対象額が3億3,600万円でございます。

それと19節負担金補助及び交付金2,040万円。これは光子沢大野線が1,300万円の負担。県道身延線が640万円の負担。合わせて2,040万円でございます。

2 2 節補償補てん及び賠償 4 6 0 万円。これは処理場周辺用地の電柱移設ですか、これが 3 6 0 万円。9 0 万円掛ける 4 本。その他の工事に伴う物件補償が 1 0 0 万円。これは N ろ間 N て N きますと、東電さんでは個人の持ち物についてはお金を払って N るので、元は民地であるので、それを買い上げても、まだ民地という感覚があるので、それを補償する場合は、ルールでは 1 本当たり 9 0 万円ぐらいかかりますということでございますので、それを計上いたしました。

3目の下部下水道事業建設費3億386万5千円。前年対比いたしまして、2億2,454万6千円でございます。

2節、3節、4節については人件費ですので、カットしますけども、給料は、ここは1人分でございます。

19ページに入ります。

ここでは13節委託料ですね、これが前年度に比べて3,740万円の減で大きく減っています。これにつきましては、下部処理区、管渠、河川・道路占用申請書作成業務が500万円で、今年度予算でございますが、管渠設計業務が今年度まで持ち込むと思っておりましたが、18年度で全部終了したため、こういう形になりました。

あと15節工事請負費1億8,686万円。下部処理区管渠工事1億8,686万円。パイが150から200に、延長が1,525メートル。これは下部駅から神泉橋まででございます。当然、脇道に入る下部支所のほうも入ります。

17節公有財産購入費222万円。処理場周辺整備用地の買収でございます。これにつきま

しては、処理場、いわゆる企業地でございますが、処理場のど真ん中に藤沢の人が持っている 土地がございまして、その土地以外のまわりも持っていまして、藤沢の人がどうせ買うなら全 部買ってくれということでございまして、企業地は県で取得しますが、まわりは町で買うとい う形で、その分が今回、上程しました。原野で3筆。722平方メートル。単価が1,900円 でございます。それから、畑になっているところが1筆。4,370平方メートル。単価も、 これも1,900円でございます。

あとは19節、9,806万7千円。これは前年度に比べると、7,111万7千円の増で ございますが、県代行分でございます。

帯金塩之沢下水道事業建設事業、ゼロとなっておりますが、これは廃目でございます。 20ページをお願いします。

角打丸滝下水道事業建設費、これも廃目ということになります。

3項維持管理費、中富下水道事業維持管理費、予算額が2,365万1千円。前年度に対比しまして、137万7千円の増でございます。これは前年度に比べると、166万円の増がございまして、修繕費が増えております。というのは、西嶋の交差点で緊急に下水道管が漏れてしまいまして、国道でございますので、向こうは国交省ですから待ってくれません。予算を、去年、汚泥雑水機オーバーホール分、129万3,810円というのを昨年、当初にいただいわけですけども、これを、そちらのほうにまわしまして、その代わり、この分をまた、今年も、19年度に載せようと、こういう計上をしたということで、ここが増えております。

あと帯金塩之沢下水道事業維持管理費 1 , 2 5 2 万 6 千円、減額の 1 6 1 万 2 千円。これの主なものは、需用費の中でございまして、同じく修繕費でございます。昨年度はチャッキ弁修繕を 4 基やったんですけども、それが今回、チャッキ弁の修理がなくなったために、これが大きく減っております。

3目の角打丸滝下水道事業維持管理費 1 , 5 6 0 万 7 千円。減額の 5 1 3 万 9 千円でございます。やはり、これも 1 1 節の前年度対比が 5 4 8 万 8 千円という減額でございまして、チャッキ弁修繕の減と、曝気装置のオーバーホール分、5 1 8 万 7 千円の減が主な要因でございます。

次ページをお願いいたします。

公債費でございますが、中富下水道事業元金1億6,420万2千円、1,486万2千円 の増でございます。これは長期債の元金でございまして、中富下水道事業利子3,641万2千 円、19万4千円の増でございます。これも長期債の利子でございます。

それから3目の帯金塩之沢下水道事業元金987万5千円。減額の8万9千円。これは過疎 債の減でございます。帯金塩之沢下水道事業利子1,140万3千円。前年度に比べて54万 9千円、これも同じく過疎債です。

5目の角打丸滝、4,830万2千円。前年度に比べて1,265万5千円。これも過疎債でございます。

6目が角打丸滝下水道事業利子1,680万3千円。減額の183万5千円。これも過疎債です。

7目が身延下水道事業利子964万9千円。前年度に比べて、407万6千円の増でございます。これは過疎債および事業債の利子でございます。

8目が下部下水道事業利子、本年度予算額が78万7千円。いよいよ下部のほうに、利子が入ってきました。

次ページをお願いします。

予備費、1項予備費、1目予備費100万円でございます。 どうぞひとつ、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第43号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野治仁君)

議案第43号の詳細説明を行います。

4ページをお願いします。事項別明細書で説明を行います。

歳入歳出とも、本年度予算額と前年度予算額を比較してもらいまして、構成比がほとんど変わっていないということがあります。変わっていない理由は、県の指定管理者として委託料をもらって運営している。あと目的を持った施設である、青少年育成とあります。そのために事業そのものが大きく変わっていかない、金額も大きく変わっていかないと思います。

それで、歳入のほうの1款につきまして、内容です。使用料及び手数料というものは、体験料です。陶芸教室等の金額、200円から1,800円あるわけなんですけど、それに体験者数を乗じたものです。おおよそ全体で、19年度については7,200人を見込んでおります。

続きまして、その下の県の補助金200万円ですけど、これは県のほうの規定にもありまして、200万円を限度として、それ以上はもらえないことになっております。

続きまして、県の委託金、これは18年度から県の指定管理者として運営をしておりまして、 一応、5年契約を県と交わしております。主に委託の内容は厨房消耗品等、その他もろもろの 運営費でございます。

その下の繰入金、これは主に職員の給与、それから臨時職員の給与が主な金額でございます。 その下の歳出、総務費、1款の総務費なんですけど、これは主に職員給与、臨時職員賃金、 消耗品、通信費、委託料、それは管理に必要な費用でございます。

2款の運営費、これは陶芸活動、和紙、郷土食、そば打ち、その他もろもろの活動の報償費、 消耗品費、通信費でございます。

3款事業費、これは主に食堂の運営費ということで、委託料、朝食・夕食等の食事代と、あと1食につき196円の金額を、今、業者委託しているので、その業者のほうに支払いを行うものであります。

最後に4款の予備費ですけど、これは例年と同じく20万円を盛ってあります。利用者団体が例年と変わらないということが、18年度もあるんですけど、小規模化してきまして、利用人数が減っている部分があるので、経営努力をしなければならないと思っています。

なお、19年度は開設して20年目になるということで、講座のほうで20周年記念講座等 を計画しております。

あと、細かい部分につきましては、6ページ以降の説明欄をご覧いただきたいと思います。 以上で、詳細説明を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

議案第1号から議案第5号まで、議案第7号から議案第22号まで、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第45号から議案第56号までは、詳細説明を省略いたします。 以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。 大変、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(深沢茂君)

それでは、ご起立ください。 相互にあいさつをしたいと思います。 礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時44分

平成 1 9 年

第1回身延町議会定例会

3 月 9 日

平成19年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成 1 9 年 3 月 9 日 午前 9 時 0 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 提出議案に対する質疑 日程第2 提出議案に対する討論 日程第3 提出議案に対する採決 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

	1番	松	浦		隆		2番	河	井		淳
	3番	望	月	秀	哉		4番	望	月		明
	5番	芦	澤	健	拓		6番	上	田	孝	=
	7番	褔	与	Ξ	郎		8番	望	月		寛
	9番	日	向	英	明	1	0番	望	月	広	喜
1	1番	穂	坂	英	勝	1	2番	伊	藤	文	雄
1	3番	渡	辺	文	子	1	4番	奥	村	征	夫
1	5番	Ш	П	褔	Ξ	1	6番	近	藤	康	次
1	7番	笠	井	万	氾	1	8番	石	部	典	生
1	9番	中	野	恒	彦	2	0番	松	木	慶	光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

長 依田光弥 役 野中邑浩 町 助 長 笠井義仁 教育委員長一宮嘉孝 教 育 長 片 田 公 夫 行 政 改 革 室 長 山宮富士男 総 務 課 町 民 課 長 渡辺 力 企画財政課長 鈴木高吉 産 業 課 長 遠藤 忠 出納 室 長市川忠利 長 伊藤 守 福祉保健課長 中澤俊雄 建 設 課 子育て支援課長 赤池和希 水 道 課 長 井上隆雄 下 部 支 所 長 赤 池 善 光 環境下水道課長 佐野雅仁 生涯学習課長 佐野治仁 学校教育課長赤池一博 身延支所長広島法明 観 光 課 長 望月治雄 土地対策課長望月和永

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長深沢 茂録 音係高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(深沢茂君)

それでは、朝のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

(ぁ い さ つ)

着席ください。

○議長(松木慶光君)

本日は大変、ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

補正予算、財産区等の議案を除いて、すべての議案につきましては、委員会付託となっておりますので、質疑は総括的・大綱的な質疑に留めたいと思いますので、ご協力のほどをお願いいたします。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第3号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

それでは議案第6号 身延町立小学校適正配置審議会条例制定について、2、3の質問をさせていただきます。

まずはじめに、子どもの出生率減少から1学期4人となるような状況もある。それから、30人学級を維持するという困難な状況もある。将来を見たときに、今回の審議会条例が制定されるわけでありますけども、まずはじめに、将来をふまえて、町長、そして教育長、子どもづくりにどんな考えを持っているのか、2点だけ質問します。

○議長(松木慶光君)

教育長。

○教育長(笠井義仁君)

私とすれば、子どもたちが増えてくれることを切に願っているわけですけれども、シミュレーションの様子を見ると、それは非常に困難であるという思いをしているわけですけれども、学校教育は申し上げるまでもなく、1つは基礎・基本をしっかり身につけて、将来に役立てるようにすることと、もう1つは切磋琢磨、子ども同士の間でもって学ぶことが一面として、大変、大事なわけですけれども、そういうことも地域住民および保護者は十分承知して、非常に焦りを感じているという状況の中で、町民の理解を十分に得ながら、これはどうしても皆さんにご協議をいただいて、然るべき、ご指導をいただかなければならないというふうに考えておりますので、ぜひ、子どものためにも、適正規模のところで勉強させてあげたいということを、非常に基本的には思っております。

それ以上のことは、もし審議会の中で、また十分に審議をしていただいて、ご指導をいただ きながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたしたいと思いますけど、ただいま教育長から見解が示されましたけど、私どもの行政といたしましては、やはり、この合併をいたしまして、2年5カ月、いろいろな面で、この合併の難しさというのは感じておるわけでございますけど、学校問題につきましては、やはり少子化の問題も含めまして、教育はいかにあるべきか。これは教育委員会で、真摯に取り組んでいただいているところでございます。ですから、この審議会を立ち上げていただく中で、鋭意、この住民の皆さん方のお考え、ご意見等もお聞きをする中で、無理のない、最終的な結論が得られることが一番、よろしいわけでございます。ですから、この行政の行革なんかと違いまして、大変、難しい問題を含んでいるわけでございますので、私どもとすれば、この適正配置審議会のお話し合いの経緯をお聞きしながら、最終的な決断をさせていただかなければならないのかなと思っておるところであります。

○議長(松木慶光君)

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

将来をふまえて、一番、設計図の立てやすい適正配置というものができるわけでありますが、 慎重にという答弁でございます。 そこで、中身に入ります。

第2条の前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項に関すること。先 般、課長のほうから給食センターの部分も入ったわけでありますけども、その他、特に必要と 認める事項、部分がもし、あるようでしたら、改めて答弁を求めるものであります。

それから第3条、審議会は20人以内で組織するという状況になっているわけでありますけども、20人とした根拠。それから2点目として、5にあります学校経営研究会の代表、これは誰を指すのかという感じがしているわけでありますけど、このへんの答弁を求めたいと思います。そのほか、第6のその他教育委員会が必要と認める者、そのへんのものについても、具体的に答弁を求めます。

○議長(松木慶光君)

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

お答えいたします。

まず第2条の4号に関わる部分でありますが、昨日の詳細説明でも申し上げましたことについて、特に給食センターのことも申し上げました。

それから、第3号で通学区域のことも申し上げてありますが、それに伴う通学の手段などについて、調査・審議をしていただいてというようなことを考えております。

また、具体的に諮問文を作成しながら、この組織といろんなことで話し合いをしながらということになりますと、新たな問題が生じてくるのかということもありますが、それについてはまた、逐次、ご説明を申し上げながら、対処してまいりたいと思います。

それから委員20人以内というようなことでありますが、大月市、甲府市、上野原市、そのようなところ、あるいは全国的にこういうような審議会を設置しての検討が進んでおりますが、そういうところを参考にしながら、町の規模等も考えながらというようなことで、設定をさせていただきました。

それから第5号の学校経営研究会というのは、普通に言いますと、校長会というようなことでありますが、校長会の代表というようなことで考えております。

それから第6号の、その他教育委員会が必要と認める者というようなことで、今、こちらで考えているのは、県の行政関係者に、この一員となっていただきたいというようなことを考えております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

答弁は分かりました。

最後に、非常に重要なことだと思うわけでありますけども、この適正配置審議会条例の答申の最終目標日というものが決まっていない。例えば、3年経つのか、5年経つのか、6年経つのか、最終的な審議の答申の時期というものが、ここに明記されていないわけでありますけども、なぜ明記されていないのか。そのへんの答弁を求めたいと思います。

○議長(松木慶光君)

教育長。

○教育長(笠井義仁君)

考え方とすれば、あんまり、だらだらと引っ張りたくないということで、内容的には非常に 膨大になりますけれども、だらだら引っ張ってしまうと、その後に大変、支障を来たしますの で、できるだけ短く、しかも密度の濃いご審議をお願いしたいというふうに考えております。

時期的には、私のまだ、これは腹の中にあることですけども、大体2年ぐらいで終結できればいいかなというふうに思っておりますが、ただ、委員の皆さんがまだ足りないといえば、延長もしなければなりませんので、大体、検討とすれば、2年ぐらいで結論を出したいと思っておりますが、内容によっては延びるかもしれないし、とてもとても町民の理解が得られないという状況であれば、さらに延びることもできないので、課長とも相談をして、明記したほうがいいかなということも相談しましたけれども、一応、腹の中には2年ぐらいということにおいて、審議の経過を見ながら、そのへんはゆとりを持たせるほうがいいかなということで、こういう形になりました。

以上です。

○議長(松木慶光君)

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

今、教育長のほうから話がありましたように、できれば途中経過の中で、非常に重要な問題でもあると思いますし、まちづくりの中でも、非常に重要な観点の1つでもあろうというふうな感じがするわけでありまして、途中の中で、早い段階で結審をしていただきたいというような催促をしていただければと思います。

質問を終わります。

○議長(松木慶光君)

他に質疑はございませんか。

松浦議員。

○1番議員(松浦隆君)

今の同僚議員の質問にプラスしまして、質問させていただきたいと思います。

3条の審議会の、委員の組織の問題ですが、これを見ますと、町のPTAの連合会の代表という、子どもの側の立場に立ったのは、この1つだけなんですね。実は、私のほうも旧下部の古関小中学校を統廃合した、その当事者でございまして、最後のPTAの会長もやらせていただいたような経緯があるんですが、その形の中で、経験則からいきますと、非常に、そのPTAの考え、また子どもたちの立場、それを先生側から見るのではなく、学校側から見るのではなく、PTA側から見た意見といいますか、考えといいますか、そういうのが意外と反映されなかったという、実は経緯がございました。それは、PTA側から見た中だという理解もあるんでしょうけども、そういう形でした。

今の、これと同じような形も、実はあったわけですけれども、このPTAの連合会の代表、これだけではなく、もうちょっと踏み込んだ形ができないのか、その1点をお答えいただきたいのと、それから4条の委嘱時の、役職を退いたとき、資格を失うという形になっていますね。今、教育長が話をされました2年、もしくは2年ぐらいを考えているということであれば、このPTAの連合会にしても、おそらく役職は1年だと思うんですよ。そうすると、継続性が全然出てこない。役職が替わった場合、例えば会長、副会長も一緒に出ているんであれば、副会

長が持ち上がりになれば、ある程度の流れは分かるんでしょうけども、もし、そういう形がなければ、また一から出直しをする。そうすると、PTA側も全然分からない状態。かつ、速やかに、早く進みたいということであれば、また、そこで時間をくうわけですから、そのへんのことはどういうふうに考えているか、お聞きいたしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

教育長。

○教育長(笠井義仁君)

松浦議員さんのおっしゃるとおりでして、特に危機感を感じているのは、子どもを学校に出している親たちが多いということですので、構成はこういう構成ですが、人員等については、 今の松浦議員さんのご意見を参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、いわゆる充て職についても、まだ、一応、ほかの市町村の条例なんかを参考にしながら、こういうものをつくったわけですけれども、松浦議員さんのご意見も、それは私どもも実は、そういうことも、課長とは話し合っているわけですので、十分、参考にさせていただきながら、今後、さらに固める段階で参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦議員。

○1番議員(松浦隆君)

本当に、子どもたちの立場、それから親の立場が一番大事なんですね。学校がなくなる、その地域というのは、私たちも経験していることなんですが、学校がなくなることによって、その集落そのものが落ち込んでいくといいますか、ですから学校がなくなることが、良い悪い別問題として、やはり、その子どもたちの状況を考えた場合に、複式だ、それから同級生が少ない、いろんな授業がうまく受けられないという、そういうデメリットもあるわけですけれども、しかしながら、そのへんをうまくバランス取っていくには、やはり地域の方、もちろん、それからPTAの方々の意見を十分反映した中でやっていただきたい。そうしないと、あとあと、必ずいろんな問題が出てくるんです。それと同時に、やはり足の問題、通学の問題、そのへんも十分に認識していただいた中で、また学校教育課長が、当時に古関小中学校の統廃合のときの担当で、よくご存じですから、ぜひ、あのときのいろんな状態を思い出していただきながら進めていただきたい、このように考えます。よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

松浦議員のおっしゃることは、よく分かるわけですけど、そういうふうに、大変難しい問題なんですよね。ですから、今、この適正配置の審議会を立ち上げようという、内容につきましては、この審議会が立ち上げをさせていただいた中で、審議が進められる経緯があるわけですから、その都度、ある程度の報告は議会の皆さん方に報告をするような形で、段々ご理解をしていただくと。政治的な問題だとか、いろいろな問題は、教育問題に、本当に今まで、大変難しい問題を投げかけてきているわけなんです。ですから、一方が良ければ一方が悪い、すでに統合をしてもらいたいというような地域の皆さんもありますし、松浦議員がおっしゃったような、いろいろ難しいことをおっしゃる方。先に身延の教育研修センターのほうで、アンケート

をとっているんですよね、小学生と中学生を対象に。この問題もずいぶん、真剣にお答えがきているわけです。あの一覧表を集計したものを、ある程度の機会に、差し支えがなかったら、議会の皆さんにご覧をいただいて、今、保護者の皆さん方がどんなふうに子どものことを考え、そしてまた、学校の統合のことを考えているか。やはり、そのことをよく知っていただいて、審議会で論議を進めていただきたい。ですから、段階的に1年、2年とか3年とかではなくて、やはり早く、合併をしたいというところとか、また、そういうようにしなければならないようなところは、早めにやっぱりやっていただくことが、地域の皆さんや子どもたちには幸せだと思うわけですけど、大変難しい問題でございますので、ぜひひとつ、議会の皆さん方にご理解をいただいて、ご支援を賜りたいと、そんなふうに思います。

○議長(松木慶光君)

教育長。

○教育長(笠井義仁君)

今の町長のご答弁に、ちょっと関連ですけれども、基本的には私どもは、断腸の思いという言葉がありますね。子どものために、あるいは切磋琢磨するような相手が非常に少なくなる中で、本当に教育ができるのかということやら、それから標準法というのがあるんですけれども、そこでは40人で何学級以上、学級数が示されているわけですけども、細かく資料を持っていますけども、ちょっと省きますが、それは保育園から中学を卒業するまで、単級でいく中での集団教育の難しさ、もう慣れあいになってしまうとか、もう親分子分の関係とか、そういうものがずっと決まってしまって、それが組替えをすることによって、集団替えをすることによって、新しい教育効果が出てくるんだけれども、それができない状況が、非常に教育効果を妨げるということも事実なんです。

いずれにしても、学校教育は集団を基本としている。先生から教わる以上に、子どもたちの間の切磋琢磨、よく私たちの子どものときは、里芋をこういうことに引用されたんですけども、そういう中で、里芋の皮をむいていくようにすることの効果が大きい。それも教師は援助しているという効果が大きいということですので、まさに断腸の思い、子どもが減ってしまって、どうしようもないなと。それから、これから自然減、それから社会減も進むという方針も出されているわけですけども、そういう中で断腸の思いだということ。

それから、今、町長からお話がありました、研修センターの結果ですが、いずれに細かいものは、こちらで、議員の皆さんにはプリントをしてお示ししたいと思いますけども、パーセンテージを申し上げますと、統合に賛成が61%、反対が17%、あとの22%は反対とか賛成とかを示さなくて、行政への要望事項、行政がもっとこうしてくれることを望むと。賛成、反対を言う前に、行政がこういうことをしてくれることを望むという形のものが、その他のほとんどなんです。もう1回申し上げますと、はっきり・・・。

○議長(松木慶光君)

それは、委員会で説明してください。

○教育長(笠井義仁君)

そうですか。では、以上です。

○議長(松木慶光君)

川口議員。

○15番議員(川口福三君)

この適正化条例をつくることには賛成の立場ですが、先ほど、教育長のほうから答申目標2年と。方や町長からは、できるだけ早くというようなご答弁がなされました。この問題を、やはリスムーズに進行していく上においては、町内14ある小中学校の組織、いわゆる、そういった組織の中において、条例の内容等も十分説明された上で、この審議会が先行して、挙句の果てに反対運動が起こるというような結果に至らないような状況に進行していただきたいことを願って、質問を終わります。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂議員。

○11番議員(穂坂英勝君)

8号について、私、詳細説明も受けなかったものですから、細かいことがちょっと分からないもので、見当違いの発言があるかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。

これは人事院規則の一部改正に伴って、本町に関わる部分の条例を単に改正したのか。その際に、身延町の勤務時間に関する規定、16年の9月13日、訓令の第33号等に決められた内容、前にも意見を申し上げたことがあるんですが、そういうものを検討した上で、条例改正をしてきたかどうか、この点を1点、お聞きします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

まず、この改正の理由でございますが、そこにもございますように、人事院規則の改正ということで、国家公務員の人事院規則の改正に基づいて、改正をするものでございます。

国家公務員につきましては、人事院規則が適用されるわけでございますが、地方公務員については、勤務時間などの給与以外の勤務条件を定めるにあたっては、国や他の地方公共団体との間に均衡を失しないよう、適当な考慮を払わなければならないということで、均衡の原則ということがございますので、それに準じて直したということでございまして、当然、規定についても改正をするところでございます。

○議長(松木慶光君)

穂坂議員。

○11番議員(穂坂英勝君)

内容について、どうのこうの、まったく、そのとおりだろうと思いますし、私の1つ、意見 として申し上げたかったのは、前にも申し上げたとおり、こういう条例を改正するときに、行 革、それから勤務時間等に対する現行のあり方の意見を申し上げて、ご答弁をいただいた経緯がございます。そういうものも考慮した上で、この際、考えていただいて、条例改正に入っていただければ、ありがたかったなと思います。

その前に言ったのは、休憩時間と休息時間の関係を申し上げたことがございます。というのは、ちょっと総務省の文献の中で、言葉を読みますと、休憩時間はこのように休息時間と食事のために使われるべく、勤務時間の中途に勤務時間以外の自由時間として置かれる時間とする。職員はその間、職務専念の義務を持たないし、給与の支給も受けないと、こういうのが休息、休憩時間はということになっています。それを休息時間との間の調整をしたらどうかということで申し上げた経緯がございまして、そのとき、私が言ったのは、長くなるといけませんから、まず当町の休息、休憩時間は午後0時15分から午後1時までの45分とする。3条が、休息時間は正午から午後0時15分までの15分、および午後3時から午後3時15分までの15分とすると、これが規定として現存、生きているわけですね。この部分は生きているわけですね。よろしいですか。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

身延町職員の勤務時間に関する規定、訓令でございますね。これも改正を、今後、条例改正のあとですね、改正を行う予定でございまして、第1条の今言いました午前8時半から午後5時15分というのを5時30分ということにして、15分延長します。それから第2条の休憩時間は午後0時15分から午後1時までの45分ということがあります。それから第3条に休息時間は正午から、先ほども言いました午後0時15分。それから午後3時から午後3時15分の15分とする。この頃は削除すると。休息時間は、今度、削除するということになりまして、休憩時間のみになります。休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間ということで、休息時間はなくなるということになります。

○議長(松木慶光君)

穂坂議員。

○11番議員(穂坂英勝君)

あとあと改正をということであれば、理解いたしました。ただ、その際、1時間の休憩時間、これもぜひ、考慮に入れて、今までの休憩時間、45分でしたね。それを、休息時間を入れて、1時間のお昼の時間をとっていたと、これが現実の形だったんですけど、そういうことでやってきた、その15分というのは、この今回の改正では休息時間の15分というのはないんだよというふうに、そういう考え方の中で改正されているはずですね。そうしたときに、本町では住民サービス上、進んで、15分はないよと。今までの休憩時間の45分で、お昼をやろうというふうな工夫はされてほしいなと思いますし、また、のちほど、別の機会にそのことについては、詳しく述べさせていただきたいと思いますが、質問として規定を、今後改正されるであれば、整合性がありますから結構でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第10号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第11号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第12号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第13号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第14号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第15号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

渡辺議員。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第15号 身延町第一次総合計画基本構想の策定ということで、議案が出ています。審議委員の皆さんのご努力、それから多くの関係者のご努力により、策定をされて出てきているわけですけれども、この中で、いろいろあるんですけれども、その中で1点、気になったことというか、お聞きしたいなというふうに思ったのは、すべてのもとになる将来人口の設定なんですけども、やっぱり合併して初めて、こういうものをつくって、こういう町をつくっていくんだということで、やっぱり夢と希望というか、ある程度、本当に過疎が著しい町ですけれども、こういう町をつくっていきたいという、夢と希望がここには描かれて、私はほしいというふうに思っているんですね。

それで、この数字を見て、10年後、今の人口が、総人口の設定が1万4千人ということで、本来だったら、もっと少なくなるという想定なんでしょうけども、それを1万4千人にしたという、そこの審議会の中での論議とか、この1万4千人に設定をしたという、その論議の内容。本当に、積極的な福祉や子育て政策、それから生活環境の整備、そういう暮らしやすさを向上

させて、それに住宅政策なんかをうまく組み合わせていくことによって、私は少なくとも、減るのは仕方がないにしても、もうちょっと、現状維持から少しというような希望もしたいというふうな思いがあるんですけども、そういうのは審議会の論議の中で、どういう論議がされて、この1万4千人になったということをお聞きしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えをいたします。

議員さんがご質問のように、26ページに人口のことの記述がしてあるわけです。これを見ますと、2016年には1万4千人に計画をしたいということが書かれてございます。その前のページには、このままいくと、1万2,400人に減少するだろうという予測の中で、いろんな施策を展開していけば、1万4千人ぐらいで抑えられるだろうという希望も込めた計画になっておるわけであります。

この人口の推計の論議につきましては、基本的には将来人口というのは、計算方法が国のほうでも参考な部分がございまして、それに基づいてやっているわけなんですが、将来は、このままいくと、1万2,400人。これは、それなりの根拠がある数字でございますが、これを、では、どのくらいにするかと。要するに、いろいろな施策をして、幾人増えるんだと。あるいは幾人、減るのを減らすんだという論議になろうと思います。

審議の中でも、かなりこのへん、実は時間を費やしておったわけでありますけれども、また委員さんの中にも、いろんな議論がありました。10人いれば10人の意見が出る場合でございまして、委員の皆さんの多数の意見というような形で、このへんは集約になっております。差し引きすると、1,600人ですね。1,600人を、いろんな計画をする中で、減る数を1,600人ぐらいに留めておきたいという、増やしていきたいということでございまして、このへんは委員さんの思いも当然分かるわけでございますけれども、現実を見る中で、やはりあまり、現実離れをしたこともできないし、また計画である以上、どのような施策を展開して、まちづくりをしていくんだという論議になりますと、非常に難しいところがございます。そういうことで、1万4千人という形で設定をさせていただいた経過がございます。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

以上です。

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第16号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

国土利用計画ということで、身延町計画の策定ということでありますが、道路のことも謳われているわけですが、1つの例をとりますと、下部温泉郷の中に長い懸案事項として、迂回路ほしい、バイパスほしいというものがあります。これはただ、現状の下部温泉郷の問題だけで、この問題を論ずるのではなくて、県が今、進めております三石山林道の整備、湯之奥井之頭林

道の整備、これには県も相当な投資をしているわけであります。現状が、その出発点が下部温泉ということでありますので、その投資効果も、現状では、もし、これが全部仕上がっても、なかなか生まれてこない。そういう中で、町も計画をつくるときに、県の投資効果とも整合性を持てるような観点の中で取り組んでほしいなと、こんなことで、こんな質問をするわけでありますが、町として、この1つの問題、どのようにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

具体的な場所等が、今、質問の中にあったわけでございますが、この計画自体は、具体的にこの場所をどうしようとかは、全然書かれてございません。総体的に道路、あるいは宅地、その他の地目の状況の整備方向を示したわけでございまして、また、議員さんのご質問のことにつきましては、今後の町の総合計画にも当然、かかるわけでありますけども、道路網の整備についての総合的な見地から、今後、検討されていくということで、具体的に今、どのようなお考えということについては、ちょっと、これという考えはまだ、示されない状況でございます。以上です。

○議長(松木慶光君)

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

それは、分かります。ただ、町がこういう計画をつくっていくときに、そういう今まで、大きな投資をされてきている。そういう道路と、うまくつながるような、そういうことを視野に入れる中で取り組んでほしいということで、これは要望しておきます。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

望月明議員。

○4番議員(望月明君)

資料のほうですが、19ページ以降、指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地の状況という一覧表が載っております。ここに大きく旧町の地名は載っているんですけれども、この表の中の文化財の中に、かなりの部分で小字名だとか、あるいは神社、あるいはお寺などの所蔵している場所などを、これへ載せたほうがいいではないかということであります。

それから、最後の土地利用概略図、カラーで2枚載っているわけですけども、これは同じもののようなんですけども、1枚目は現況図と、2枚目は構想図というようになっているわけですけれども、構想ですから、将来、このように期待しているといいますか、そういう構想、2枚ということなんですが、よく見ましても、ほとんど変わらないというか、どこがどう違うのかという点をお聞きしたいと思うんですね。その2点ですけど。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

ご質問の部分につきましては、資料ということで、参考資料をつけさせていただいたんですが、この文化財の包蔵地につきましては、町内にはこのような文化財がありますということを

列記して、計画づくりの、いろんな条件という形で参考に載せたものでございます。

なお、包蔵地がどこにあるか等につきましては、また、教育委員会のほうに、別に冊子等も ございますので、また、それらで、いろんな面でまた、使われていくと思いますので、これは そんなことで、ご容赦をいただきたいと思います。

それから現況図、将来の地図でございますが、どこがどう違うんだというふうなお話でございます。確かに、そのまま見ますと、倍率が大きな地図でございますので、双方、違いが分からないと思いますが、主な点は三石山の道路ですね、それが現在はまだ、全部つながっておりません。途中で切れた部分があろうと思います。それと中部横断道ですね。これが現況、まだありませんので、将来構想図には、それが記されているという形で、主に道路面の面積が変わっていくだろうという図面になっております。

あと、この構想自体にございます、例えば7ページにありましたように、将来的にはこのような形で変わっていくだろうということにはなっておりますが、では、どこの場所が、どの程度、宅地になるのかというのは、まだ、現在のところ、具体的な計画がございませんので、まだ入っていないということでございます。

なお、この地図につきましても、これで決まりだよということはございません。これはあくまでも参考図でございまして、今後、その時点時点で変わっていくのが当然という形で、ご解釈をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第17号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第18号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第19号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第20号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第21号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第22号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第23号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

では、繰越明許費でお尋ねします。

農業費の関係で、山口排水路と常葉東用水路の関係、まだ未契約ということですね。それと 道路橋梁費で、やっぱり3カ所が未契約ということですが、この理由はどういうことでしょう か。

○議長(松木慶光君)

産業課長。

○産業課長(遠藤忠君)

この繰り越しの明許を議会でもって認めていただいたあと、発注ということを予定しています。

○議長(松木慶光君)

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

では、もう1つ、お尋ねします。

商工費の関係で委託料、これは歳入のほうでも減額になっているわけですが、これは契約等の関係で、このような形になってきたと思うんですが、詳細に説明をしてください。

○議長(松木慶光君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

10ページにありますとおり、使用料及び手数料の6項の中にありますけども、商工費で396万円。減額、200万円になっているわけですけども、11ページです、13使用料及び手数料の中だと思います。それと同時に商工費の関係で、36ページ。7款1項1目商工振興費の中の委託料が186万3千円減額になっている、それは合わせてだと思いますけども、6月に指定管理者制度に、今まで町で委託をして、しょうにん通りの駐車場組合に委託して、4,115平方メートル、4カ所あるわけですけども、そこを駅前しょうにん通りの方々に委託をして、186万3千円で委託をやっていたもので、あと収入としては、そこの商店街の人たちの車、それから通勤の車ですね、それらが月極の収入が350万円の収入が、予定でそこへ載せておいたわけですけども、6月に指定管理者制度で駅前しょうにん通りがやってくれることになりましたので、7月以降の関係で、今度は今まで350万円入ったわけですけども、協定書の中で、総収入の40%を町のほうへ地代としてもらいまして、その代わりにうちのほうでは委託料は出しませんよと、そういう協定書を結んでありますので、実際、200万円減

額になるわけですけども、150万円入って、実際うちのほうで、役場のほうで出す委託料は 支払わなくなるわけです。だから、来年度からは総収入の40%は、私たちが今まで、掃除だ とかもやっていたわけですけども、それらもやらなくて、一切すべて、そちらのほうでやって くれるようになっております。そういうわけですけれども。そんなふうに変わりました。すみ ません。

○議長(松木慶光君)

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

ということは、これは契約受託者、そういう収入というものは、町のほうからの縛りはなくて、自由に使えるということで判断してよろしいですか。

○観光課長(望月治雄君)

はい、そうです。

○議長(松木慶光君)

ほかに。

日向議員。

○9番議員(日向英明君)

2点ほど、お聞きします。

1点目は、ページで言いますと、10ページでしょうか、分担金及び負担金、民生費負担金ですけども、ここに280万円という減額になっております。説明欄に配食サービス事業利用者負担金ということがありますけども、この280万円の減額になった中身をどうなっているか、それが第1点と、それから現在、その配食サービスを何人の方が受けているか。そのへんのことを1つ、お願いします。

それから、続けて質問をします。

ページで言いますと、42ページ。学校管理費であります。この中の節の中で、需用費が564万円。光熱水費、だいぶ学校関係者の努力のおかげで、電灯を消すとか、いろんなことで、これだけの節約ができたと思いますけど、それにしても、14ある学校の中で、かなりの努力がないと、この564万円が生み出せないと思いますので、このへんの、どういうふうな格好で、こんなふうな数字が出たのか。そのへんを1点、ご説明をお願いします。

○議長(松木慶光君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

お答えいたします。

配食サービスの280万円の減額は、当初予算で計上したより、配食の数が減ったということで、400円掛ける7千食、その分が減ったということです。下部、中富、身延地区、トータルして、そういう減り方です。

それで、どのくらいの人が配食サービスを受けているかということですが、身延地区では1日30食、中富地区では35食、下部地区では28食、そのくらいの方が毎日、受けておるわけですが、日によっては、今日いらないよとか電話をいただきまして、そのトータルが、先ほど言ったような数が当初より減ったということで、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

4 2ページの光熱水費の関係でありますが、大変な額が今回、減額をしてあるわけです。この1つは、身延北小学校が新たに造られる際に、古い小学校と新しい小学校ということで、1校分増えたというようなことで、当初予算で、ある程度、それを見込んでおりました。

それから、もう1つは、中途において寄附金がありまして、身延の小学校のうちの3つにエアコンを設置したということで、その分に対する電気料の増額ということで計画をさせていただいたわけでありますが、減額された理由の1つは身延の新しい北小学校について、当初、10カ月分の受電を予定しておりましたが、それが東電からの契約で7カ月分に抑えられたということと、それから試験調整時はたくさん使いますが、それが通常ですと、1年間の基本料金というようなことで設定をされるわけでありますが、その分が通常、使われるであろうというような数字に減免をされたというようなことが、一番大きなものであります。

それから、身延の3校にエアコンを設置した際に、時期が若干遅れたというようなこともありまして、想定した使用にいかなかったというようなことで、若干の差額が生じたということと、それから水道料についても、この中に含まれておりますが、それも大きく使うということがなかったものですから、それに対する差額も生じたということで、身延北小の新校舎のほうの受電分、それからエアコン設置分の差額、水道料、そのほか各学校で若干ずつありますが、それが一番大きな要因です。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに誰か、質疑ございませんか。

渡辺議員。

○13番議員(渡辺文子君)

26ページなんですけど、さっきの配食のサービス、調理業務ということで、3項の高齢者福祉費の中で、委託料が390万円、減額になっているんですけども、さっきおっしゃった、利用が少なくなったという、7千食ですか、少なくなったという。理由はどういうふうな理由か、お答え願います・・・例えば、配食サービスを利用しにくくなったとか、なんか条件が変わったとか、そういうことで、7千食少なくなるということは、なんかあるんではないかなというふうに思うんです。そこで、そこのところを、どういうふうに考えて、お年寄りが利用したくてもできないところがあったら、やっぱり、それは問題だし、そういうのがなければいいんですけれども、そういうのをどういうふうにお考えなのか。どういうふうに分析されているのかということと、それから、その下の負担金で補助金ですね、社会福祉法人による生活困難者に対する利用者減免措置補助金というのが125万円ですか、これもかなりの減額だと思うんですけども、この理由も教えていただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

配食サービスの調理業務の委託料ですが、中富地区におきましては、飯富病院へ委託しておりまして、身延地区におきましては、みのぶ荘のほうに委託しております。それで身延におき

まして、何食掛ける、食数によりまして委託しておりますので、食数が減りますと委託料も減ってきます。そんな関係で、当初予算では、17年度実績より、どなたでも配食が受けやすいように、収入、大きく予算を盛っていました。1万食ぐらい盛っておりましたが、それが実績的には6千食ぐらいになったというふうな格好で、予算をちょっと大きく盛りすぎて、そんな関係もありまして、こういう委託料等が減っております。別に使いにくくなったという理由ではなくて、予算がちょっと、大きく盛りすぎたというような感じであります。

以上です。

それから、次の社会福祉法人による生活困難者に対する利用者の関係ですが、これも利用者が、これはデイサービスとかという社会福祉法人のもので、デイサービス等の利用ですが、これも当初予算より、予定者が少なかったということで、利用の仕方がしにくくなったというよりは人数が、利用が少なくなったということです。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

それでは、質問をさせていただきます。

まず1点目として、21ページ。企画費ですけども、結婚・出産祝金、就職奨励金の200万円の減額について、この積算根拠、状況について説明を求めます。

2点目として、27ページに今後、後期高齢者医療広域連合システム開発負担金1,809万9千円、載っているわけでありますけども、町と広域行政組合と、そして今後、設置される広域連合の関係の説明を求めたいと思います。

それから29ページ、民間保育所の588万1千円、民間保育所運営費、町外への子どもたちの保育のものだというように、私は理解しているわけでありますけども、このへんについての説明を求めます。

以上3点、答弁を求めます。

○議長(松木慶光君)

町民課長。

○町民課長(渡辺力君)

それでは、ページ数で27ページの関係の、後期高齢者医療広域連合システム開発の関係で ございます。

すでに業務についての内容、広域連合による業務については、平成20年の4月から、いよいよ後期高齢者に対します給付事業等々の事業が執行されていく内容については、もう説明させていただいておりますので省かせていただきますけど、その業務を執行するにあたりまして、平成19年度で、まず機器の設定をしていきたい。その給付事業が行われる前の、準備段階の内容でございます。

今回、そこに掲げてあります 1 , 8 0 9 万 9 千円。これにつきましては、これから、まず給付事業にあたりまして、保険料の徴収、あるいは給付業務等々に関わる住民データのシステム開発、あるいは課税、徴収に関わるシステム構築をしていくための機器の設置費でございます。

今回、本町におきましては、峡南広域行政組合でそれぞれ電算システムを統括していただい

ておりますので、今回、構成町村においては、合同でそれぞれ一緒にやっていこうと、負担金を出して、峡南広域行政組合の計算センターの部門で事業を実施していただこうというふうなことで、これにつきましては、補助金を支給していただく国、あるいは県との協議が終えまして、このような措置をとったわけです。

それで、町の1,809万円の内容でございますけども、まず本町に、全部、データを集積するサーバー機を設置していきます。それから本町、あるいは両支所でも、それぞれの情報が入力できたり、また、そこから情報が得られたりというふうなことで、それぞれ各所にもクライアントを置きまして、それが3台。あとプリンター、それぞれ3台を設置して、あとはシステム開発にかかる内容の事業費でございます。まず、全体では8,800万円からの事業費でございますけど、本町にかかる分、1,800万円ということで計上させていただきました。

それから、今後の事業分担でございますけど、機器に関しましては峡南広域行政組合で、以降、保守なんかも依頼をしていく予定でございます。

あと業務の内容につきましては、9月の議会でも説明させていただきましたけど、連合における業務、これにつきましては、やはり一番大きい業務は給付業務でございます。それから給付業務を行うに際しましては、使用料のまず、いくら取ったらいいのか、その決定。あるいはまた、課税等々の業務を行っていきます。

町といたしますれば、徴収業務、あるいは窓口において、それぞれの資格者に対して、いろんな指導、案内等々の内容になってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

2 1ページの報償費、200万円減額した内容はということでありますが、今ちょっと、手元に、例えば結婚が当初、何人計画して、結果が今のところ、何人の予定だとか、出産がどうだ、あるいは就職がどうだという、細かい資料がちょっと手元にございませんので、のちほど、ちょっとまた、報告させていただきます。

当初は総額で590万円、ここを盛ってあったわけでございますけども、今までの実績、また3月末までの見込みを出したということで、のちほどまた、説明させていただきます。ご容赦いただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

子育て支援課長。

○子育て支援課長(赤池和希君)

それでは、29ページの民間保育所の運営費の増額についてのお答えをしたいと思います。 民間保育所につきましては、町内に3カ所の私立保育所、それから町民が町外への保育所を 利用している広域保育所8園。この私立保育所に関わる運営費につきましては国、県、町とい うふうな負担金を出し合いながら、町から委託料というふうなことで、それぞれ毎月支払いを しているところでありまして、今回の補正につきましては、年間、園児数の確定等、国・県の 負担金の確定等に伴いまして、不足が生じましたので、最終の今回の補正でお願いしていると ころであります。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

川口議員。

○15番議員(川口福三君)

1点だけ、お伺いします。

37ページの土木費ですね、節の19、富士川開削400周年記念「川名人」、これは150万円の、いわゆる2分の1の負担ということで、3月18日に行われるそうですが、事業内容と、これは、どこが主催して行うのか、その点お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

ご答弁申し上げます。

「川名人」は、主催はどこかというご質問と、それから目的というふうなことでございますが、目的につきましては富士川開削、富士川水運ですね、400年というふうなことをふまえる中でPRしていきたいと。峡南地区をPRしていきたいと、こういうことでございます。

主催につきましては、山梨県の防災センターのほうで、総事業費300万円ということで、 うちのほうで2分の1の補助ということになっております。

一応、会場は身延の総合文化会館というふうなことで、峡南地区ということになれば、ほかの町村も出てくるわけですが、基本的には身延の、やはり今後の観光を含める中でやっていきたいと。それを布石にしながら、輪を広げていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

○議長(松木慶光君)

川口議員。

○15番議員(川口福三君)

そうすると、この事業は、かなり予算からいうと大きい金額になるわけですが、町民または、いわゆる町内への呼びかけはされたかどうか。それから参加者はどの程度あったのか、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

開催日が本年度の3月18日になっております。今からでございます。

もうすでに、こういうふうなパンフレットを配って、配布の準備、その他、周知の準備は今 現在、やっておるところでございます。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

ここで、休憩いたします。

開会は10時30分といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時30分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続いて、質疑を行います。

24号に移る前に、先ほどの23号の質疑の中で、建設課長の答弁の補足を町長がいたします。

○町長(依田光弥君)

先ほどやればよかったんですけど、とりあえず、お手元へ今、ちょっと資料をお届けいたしております。これを見ていただいたほうが、分かりやすいんではないかなということで。

今回の催しでございますけど、「川名人」、ご存じのように飯富の護岸を、皆さん方、望月誠一さんですか、防災センターの理事長のお話をお聞きしていただいて、護岸のことについて研修をされた、去年でございましたか、河川防災センターというのは、要するに富士川の砂利の採集をして、そして業者から一応、砂利の、言葉はあれですけど、上納金みたいなものが入るわけで、これを要するにプールしておいて、そして国土交通省は直轄でもって、護岸とか、そういうようなものをやるわけですけど、それでは不十分なところもありますので、一応、河川防災センターが、ほかのことについてのあれは工事をやっているわけですけど、今年も寄畑、また、ここの飯富橋として、上のほうの浅原橋の上流でございますが、7カ所ぐらいやっておるので、毎年、大体年間に6億円から7億円ぐらいの事業をやっていただいて、私どもも大変、いろいろな面で、仕事のメリットはいただいているわけでございますけども、下山の低位護岸なんかもやっていただきましたり、そんなことで、防災センターでもとりあえず「川名人」ということで、この望月理事長さん、大変、博学の方で、今度、「富士川舟運異聞」という本を出版しておりますので、もう本屋にも出ておりますから、ご覧になっていただければと思います。図書館にもございます。

そんなことで、前々から、いろいろ、この富士川のことについては、大変、勉強されている方でありますし、この富士川舟運開削400年というんですか、1607年でございますね、角倉了以が開削をしたという。今年が、年度で18年度でやろうということで、3月18日に、この催しを計画して、私どもにも加われということでございますので、富士川のいろいろな今昔物語があるわけですから、そういうようなことと、それと富士川ファンクラブというのが、ご存じのように、増穂から南部までの皆さん方、おおぜいの皆さん方が参画をされて、富士川について勉強していただいているわけでございまして、その方たちだとか、国土交通省の広瀬所長をはじめ、河川の関係の皆さん方も、富士川のことについて、沿線の皆さんに理解を深めていただいて、勉強していただくことがよろしいではないかと。

望月理事長さんは年4回ぐらいの、富士川についての講演をしておいでなんですけど、今回は19回目であるわけですけど、そんなことで、いろいろと、この企画を山日のほうへお願いして、400周年記念事業という格好で、開催をさせていただくということでございますので、町にとりましても、この富士川舟運、身延山、また、この飯富橋だとか、いろいろな、昔の河岸のこと等について、勉強をする機会でもありますし、また、県内の皆さん方に、この富士川の南のほうの中流のことを知っていただく機会にもなるんではないかと。身延山のほうも、このことについては、一応、賛成をしていただきまして、身延山でも加わっていただくような格

好でやらせていただくわけでございますが、ぜひともひとつ、もうすぐでございますけど、今まで、PRが少なかったみたいな感じもいたすわけで、このことについては、遅くなりました。ぜひともひとつ、そんな格好で予算を盛らせていただいて、河川防災センターと私どもとの共催という格好で、事業費300万円で半分ずつというような形でございますが、ご理解を頂戴いたしたいと思います。すみませんでした。

○議長(松木慶光君)

それでは、続きまして、企画財政課長で。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

先ほどの笠井議員の質疑の中で、報償費200万円の減額の内容はということで、細かい資料が手元にございませんでした。大変、申し訳ありません。これから申し上げます。

当初、結婚、出産、就職、全部で125件で590万円の当初予算を見込んだところでございますが、18年度の4月から1月までの実績を見ますと、結婚が9件、それから出産が34件、また就職が13件と合計56件で、実績額といたしましては、268万円を支出していると、こういう状況でございます。

したがいまして、あと2月、3月分があるわけで、若干、留保額も残すというようなことを 配慮した中で、200万円の減額をお願いしたいと、こういうことでございます。

よろしくお願いします。

○15番議員(川口福三君)

議長、そのフォーラムは18日の何時からやるのかということを。

○議長(松木慶光君)

18日の時間ですか・・・建設課長・・・。

では、午後、そのパンフレットを配布するようにします。

○建設課長(伊藤守君)

では、配りますから、よろしくお願いしたいと思います。ご迷惑かけます。

○議長(松木慶光君)

それでは続きまして、議案第24号について、質疑を行います。 質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第26号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第27号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第28号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第29号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第30号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第31号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第32号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第33号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第34号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第35号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

穂坂議員。

○11番議員(穂坂英勝君)

一般会計の当初予算、まず総括的に本町も長い時間を掛けて、財政基盤の確立、財政改革ということを謳って計画して、財政改革に取り組んでいるところでございますが、今年度当初予算に、まず前年度の予算、決算の中で一番、気になっている点というか、監査でも指摘されている点は経常収支比率が高くなっていることと、それから公債負担比率が財政運営上の危険ラインを超えているという、ご指摘があったように記憶しております。

それで本予算の編成上、その2点について留意をされながら編成しただろうと思いますけど も、数字の上で見ると、確かに経常経費も前年度に比較して減ってはいるけども、どうも年間 の補正を考えてみると、当初予算の中では、そのへんは抑えられていないんではないかなという点、それから公債負担比率についても、相変わらず、財政運営上の警戒ラインは超えているような形に予算編成がされているんではないかと思われますが、その点、どんなお考えだったのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えをいたします。

平成19年度の予算編成にあたりましては、合併して当初予算、17年、18年、19年と、いよいよ3回目になるという形でございまして、まず、各旧町時代の、いろんな事業等が、ここ2年、あるいは3年目に入っているのも一部ありますけれども、やや出揃ってきたのかなという感が1つございました。

今、ご指摘の、例えば経常収支比率、確かに86%をちょっと超えているというふうなことで、17年度決算で、このへんも大きな留意点でございまして、今までの事業は、これは継続的に当然、やっていかなければならないわけでありますが、新規事業を起こす時点の注意事項、また委員さんもおっしゃっておりました公債費の比率、あるいは人件費等の高額な推移と、これらの点を留意点に編成をいたしました。

昨日、別の資料の3枚つづりの資料の説明を、冒頭させていただきましたように、当初予算の編成にあたって、まず各課、あるいは担当の説明会の折に、今申したような考え方、留意事項を町長はじめ、私どものほうから職員に申し上げまして、要求を出していただいたと。査定の作業に入ったという状況でございます。

ご承知のように、今年度、19年度は大きな事業が要約すれば3つあるわけでございまして、 総額的な額については、まず100億円を超えるか、超えないかということも1つ、考えにも あったわけでございますけども、100億円を切った数字に落ち着いたわけでございます。 97億6,800万円。この数字は、他の町村を見ますと、まだ大きいわけでございます。今 言った、3つの事業が始まると。この3つというのは柿島団地の建設、あるいは身延福祉セン ターの建設、また身延・下部の下水の建設と、下水道工事が始まるという、この3つが大きな 要因になっておるわけでございますが、これらで総体的な事業費は膨らんでいる。しかし、経 常的なものについては、極力抑えたということをやらせていただきました。

人件費につきましても、その資料にございますように、人員的な減もございますが、非常に 減額になっております。

また、公債費の状況についても、予算書の最後のページに、195ページにございますが、要するに地方債の、今までの推移、17年の状況、18年の見込み、また19年度末の見込みというような形で数字を掲げてございますように、今まで120億円前後できておるわけでございます、残高がですね。これをなるべく減らしていきたいということを念願しておるわけでございますが、新しい事業を起こすにあたって、あるいは継続事業をする財源といたしまして、起債を起こすについても、このへんの数字をにらみながら、編成に当たらせていただいたということでございます。

これを見ますように、19年度末で117億円ということで、若干でございますが、減って おるわけでございます。ただ、これは、この数字を見て減ったからいいというものではござい ません。今後の事業、例えば下水、あるいは水道等の事業は、これから始まるわけでありまして、このへんの起債残高、あるいは繰出金の状況等も当然、大きな課題になっていきますので、 今後も、この点を留意して編成していかなければならないと思うわけでございます。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

穂坂議員。

○11番議員(穂坂英勝君)

財政の硬直化を避けるべく、これから先に年間調整運営上も、このことを頭に置いて、運営上、していっていただきたいということを要望いたしまして、了解しました。終わります。

○議長(松木慶光君)

ほかに。

日向議員。

○9番議員(日向英明君)

同僚議員のほうから、今のことで、ちょっと関連性の部分と、それからまったく新しい部分 と2点について、質問したいと思います。

昨年の9月の監査委員の報告の、今、同僚議員が言ったとおり、意見書があります。ちょっと朗読をします。

地方債の発行は、税負担を後払いするものであり、予算執行をした世代がその利益を享受し、 次世代がその費用を負担するということで、財政改革の見通しは立てにくいということで、こ こに監査委員の指摘事項があります。

数字を見てみますと、昨年の地方債発行残高が143億3,100万円ということで、今年 も18年度、現在の見込み額も非常に昨年より多くなっているわけですね。ページとすれば、 195ページ。これらをふまえて、昨日の町長の町政施政方針の中に、15項目ほど盛り込ん であるわけですね。これを見ますと、継続、あるいは新規の事業があると思いますので、当初 予算、97億有余の中で、今、企画財政課長のほうで杮島住宅団地、あるいは下部の下水道等 ありますけど、そのほかに町長としては、主要事業の予算編成について、どの部分に一般会計 を盛り込んだか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

先ほど、申しました3件、これが額的にも非常に多いわけでございますが、そのほか、一般会計におきます主と申しますか、留意をした点がいくつか、2ページ、3ページにわたってありますので、細かくは申しませんけれども、また、先日、予算の詳細説明の中でも新しい事業が、ちょっとふれさせていただきましたので、そのへんも参考にしていただきたいということであります。

それで、各課ごとにどのような事業が主なものかというふうなことを、ちょっと申してみたいと思います。したがいまして、昨日の説明と一部ダブるところがあろうと思います。

まず、総務課の関係におきましては、総務費の関係におきましては、PFI事業のアドバイザーの業務委託というのが1,800万円ございます。また、固定資産税の評価替えに関することということで、1,451万円ほど。さらには支所の移転費、1,400万円ほど盛って

ございます。

それから民生費でございますけども、身延福祉センター、建設費関係が4億2,400万円ほどございます。社協の補助金、これも毎年でございますけども、大きな金額になっております。4,085万9千円ほどございます。さらに経常的な経費になっておるわけでございますが、養護老人ホーム入所者保護措置費、これが1億3,073万4千円というような形であります。

それから衛生費についても、例えば循環器検診をはじめ、各種保健の検診の事業が7,386万円ほどございます。さらに合併浄化槽の補助事業ということで、2,523万円ほどございます。また、農林水産業の関係でございますけども、農道、あるいは用排水路の工事が10カ所、これは予算の中にもございましたように1,888万円ほど、小規模治山も1,280万円計上がございます。土木費については、町道の改良工事1億2千万円。また、柿島団地の建設事業3億4,200万円ほど、数字は下のほうは省かせていただきます。3億4,200万円ほどございます。

また、教育費の中でも、これは町単の教諭関係でございますが、町内に全部で、予算説明でいたしました、新たな部分も含めて、全部で17名ほどお願いをしてあるわけですが、これにかかる人件費が4,560万円ほどかかっております。

まだ、あるわけでございますが、このように各課にわたって、主な事業が計画をされておりまして、これらは、いちいち見ますと、いずれも継続的なもの、あるいは経常的なものも含まれてはおるわけでございますけど、極力、金額的には高額な額にならないような配慮を、それぞれの部署でしていただいてはおるわけでございます。このような状況でございます。

○議長(松木慶光君)

日向議員。

○9番議員(日向英明君)

それらをふまえて、当初予算の編成方針に基づいて、主要事業が、また今年も掲げられると 思うわけですけど、 1 点、歳出面でお聞きしたいと思っています。

やはり意見書の中で、各種団体等、多額の補助金が交付されています。いろんなイベント、お祭り等々は細かい部分でありますので、特に言いませんけど、中身を見てみますと、本当に交付対象団体等が活動状況をきちっとしているかどうか。あるいは、その補助金に見合った内容がされているかどうか。このへんを、例年やったから今年も補助金を出すというようなことで、つかみ予算というのは、ちょっと言葉がどうか知りませんけど、例年出したから今年も出すというようなことが行われているような気がしますけど、このへんで、歳出面の工夫の面でも、きちっと精査して、きちっとやるものについては、もちろん出すことが必要ですけど、そのへんの内容がきちっとされているかどうか、そのへんご答弁をお願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えします。

補助費にあたるわけでございますけれども、補助費の支出額、新町になりまして、非常に大きな額になっております。各旧町からのいろんな関係がある経費が、ほとんどでございますけれども、この補助費の見直しにつきましては、行政改革の中で、3つの部会があるわけですが、

たまたま私が財政部会のほうをやらせていただいておる関係もあるわけでございますが、この 補助費の方向性については、なんとか、先ほど、ご指摘のように、決算の監査委員のご指摘に もあるわけでございますが、前の年の踏襲した補助金ではなくて、新たな、要するに、例えば 繰越額、あるいは事業内容、あるいは効果等を見る中で、見直しをしようということでやって まいりました。17年、18年といろいろ中身を、個々の補助費の中身、補助金を見させてい ただいたところでございます。

今年の予算の中には、いくつか減額、あるいは統廃合、あるいは形態の変更等が盛られております。これがすべてでは、もちろんないわけでございまして、一応、5年間でどのような形で、これの見直しをしていくかという念頭のもとに、すぐできるもの、あるいは3年の間にできるとか、あるいはまたローリングをしていこうとか、こういう考えのもとに精査をしたところであります。

したがいまして、いちいちは申しませんけども、できるところから、順次、補助金の部分については見直しをさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

日向議員。

○9番議員(日向英明君)

おおむね、分かりました。

5年間で費用対効果、あるいは必要性、実用に適したものであるかどうかということを十分、 見い出していただいて、先ほど同僚が言ったとおり、財政の硬直化を招かぬよう、よろしくお 願いします。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

歳入、教育使用料で、ちょっとお尋ねいたします。

中富現代工芸美術館の関係でありますが、これは建設するときの決めごとということで、町 民は無料ということで、ずっときているようですが、現在の財政状況、社会状況を見るときに、 他の施設とも比較する中で、ぼつぼつ見直しをされたらいかがかと思うんですが、どうでしょ うか。無料ということの。

○議長(松木慶光君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野治仁君)

お答えします。

生涯学習課の中には金山博物館、民俗資料館、それから木喰微笑館等、それから今、言われました美術館の施設等に拝観料等が条例上、規則で定められております。

美術館につきましては、本来、取るところを減免措置という、免除という形をとって、町内の方は料金を払わずにということになっております。ほかの人たちと比較しまして、本来うまくない姿ということで、旧町時代からのそういう引き継ぎ等、慣例等の中で、現在そういう形をとっているわけなんですけど、やはり、そういう面で見直しをしていかなければならないと思っています。

現代工芸美術館の運営委員会がありまして、昨年は開いておりません。平成19年度につきましては、そういうものを開きまして、和紙の里を含めて、運営についての検討をしていただきまして、その中で、そういうものを図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長(松木慶光君)

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

続いて、企画費でお尋ねいたします。

委託料の中で、地域資源活用推進事業でボランティアガイドの育成ということで、予算が計上されているわけでありますが、この内容についてご説明を願います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

予算書上は53ページになろうと思いますが、委託料で、新しい事業ということで、実は18年度、今年度、町民の皆さまのご協力をいただく中で、新身延町になって、それぞれ地域資源という、資源にちょっと、誤解をいただくと困るんですけども、要するに観光的な資源とか、まちづくりに資するような資源と、そういう意味の資源でございますけど、これを再発見するというふうな形で事業を進めてまいりました。

それで何回か、また町内の50名以上の方のご協力をいただいて、何回かの会合、また現地調査、その他をする中で、このボランティアガイドの冊子も、いよいよまとまりつつございます。実は今日、この会が終わったあとで、お渡しをして、また一部、内容の確認なども、実は町会議員さんの皆さんの目を通していただきたいと思っておるわけでございますが、この冊子ができますと、一応、これは各戸に配布をいたす予定でございます。印刷をして配布する予定でございます。このガイドを使って、町民が総ガイドというふうな考えのもとに、自分たちの隠れた資源を、町民の皆さま自体も知ってもらったり、また町外から訪れる方たちに、これらを資料として、ぜひガイドもしていただくような形でできたらどうかなということを、念願しているところであります。

したがいまして、この事業については、例えば、そのコースについて勉強したり、そのガイドについての講習会などを開催したり、そのような事業を総体的にやっていきたいと思っております。したがいまして、観光が町の大きな主要事業の1つでございますので、将来的に、さらに発展性を持つような形で、これを進めていきたいと思っております。2年目でございますので、ぜひまた、議員の皆さんも、いろんな面でご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

では、もう1点、お尋ねします。

下部支所の移転の関係の予算が、今回、計上されているわけでありますが、支所の中には教育委員会の学校教育課が入っております。その教育委員会の関係は、今後、どのようにお考えになっているのか。開発センターの耐震診断ですか、その結果を見ながら、あちらの改装とか

も考えておられるようでありますが、そのへんをお尋ねいたします。

○議長(松木慶光君)

教育長。

○教育長(笠井義仁君)

その問題については、非常に私も歯切れが悪いわけですけども、状況がよく分かっていないということもあって、歯切れが悪いわけですけども、旧下部町役場に教育委員会の学校教育、それから下部支所が同居しているわけですけども、なんか近々、下部支所は隣のいいところへ引っ越してしまうと。教育委員会はどうなるのかなと、よく分かっていない。私も町長、助役ともいろいろ話を進めているんですけども、いずれ、あそこをリニューアルしなければならない部分があるので、リニューアルをした中でもって、そこへ入る方向で検討しているということですので、あそこですかということですが、さしあたってリニューアルするまでの期間、あの大きい施設に学校教育の数名がいることが、非常に不経済かなというふうに思っているわけですが、あの敷地の中の適当なところを、さしあたり、きれいにして、そこで急場をしのいでいこうかなというふうに、今の段階では考えておりますが、これはまだ、町長とは、そんなような話をしている段階ですので、議員さんに、ここまで申し上げることもどうなのかなということで、非常に歯切れの悪いわけですけども、雑談的なお答えということでお聞きいただきたいんですけども、リニューアルを待つ中で、耐震補強を待つ中で、現状のところということで落ち着くのかなぐらいで思っておりますけども、歯切れが悪くて申し訳ありません。

以上です。

○議長(松木慶光君)

石部議員。

○18番議員(石部典生君)

教育長も大変、答弁しづらいようですけど、リニューアルということは開発センターのほうの状況を見ながらということで、そういうことですね。そのへんを確認しておきます。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

笠井議員。

○17番議員(笠井万氾君)

それでは1点、質問をさせていただきたいと思います。

今回の当初予算の中で、大きなものは、今、財政課長、町長からも話がありましたように、福祉センターの4億1,200万円、それから柿島の3億3千万円、平成16年に住宅政策の中で町長に質問したときに、将来的には宅地分譲がいいであろうというような答弁もあったわけでありますけども、そこで平成17年の交付税の決算額が49億9千万円であります。パーセンテージにしますと、46%です。107億円のうちの46%。今年の地方交付税、前年度が42億1千万円。今年度が42億円であります。交付税の算定が、今後変わりまして、人口面積になるという状況の中で、財政課長に中期的な財政展望をどう考えているのか、1点だけ伺います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

交付税の状況を、今、議員さんのおっしゃるような形であるわけでございまして、町の歳入の大きな部分を占めております。これは旧町からの、3町もそうでございますし、新町でもそうだと。今後においても、他の、例えば税収をはじめ、特殊な、増える要因というのは、そうはないだろうということを考えますと、今後についても普通交付税への依存度というのは、非常に大きくなっていくだろうと思っております。

交付税については、昨日の町長のお話にもありましたように、新型交付税になるということで、変動がどのくらいあるのかということも、実は私どもも、懸念をいたしたわけでございますが、幸いというか、なんと申しますか、大きな変動は、それについてはなかったということでありますが、国のいろんな分野の分析を、政府の考え方を分析してみますと、交付税については今後も1%から5%ぐらいは、総額では減っていくだろうという見通しがあるわけでございまして、これは町の今後の財政計画を立てる上では、一番大きな要因になろうと思っております。

この交付税の中にも、普通交付税、あるいは特別交付税とあるわけでございますが、特に、この普通交付税については、今現在は、合併してまだ3年に片足を入れたという段階でございまして、10年間はいわゆる、合併に伴う優遇措置を受けていられるわけでございます。これが10年後には順次減っていくと。これが、今後の財政状況を考える上では、一番の留意する点ではなかろうかなと思っております。

概算を出してみますと、合併したために、では、どのくらいの町として、合併しないときと、 したあとの、国で言っている優遇策というのは、どのくらい町が受けているのかということが あるわけでございますが、約6億円ぐらいはきているわけでございます。この6億円は今、い ただいておるわけでございますけども、これとても、実は総額を引き締めている国の考えから すれば、確定できるものではありませんし、また特別交付税のいろいろな配慮についても、合 併して5年間というふうなこともあるわけでございます。

いろんな状況を考えますと、もう、すでに3年になりますけれども、合併して10年の間に、まちづくりをどのようにしていくかということが、非常に重要になってくると思います。この間に、事業をどういう選別をして、重点を掲げて、財源を配分していくか。また、先ほどの穂坂議員の質問にも関連するんですけども、町として経常的な経費、あるいはいろんな施設管理部分に、非常にお金がかかっております。したがいまして、この施設整備をどのような方向に持っていくのか。今のままなのか、あるいはもっと方法を変えて、あるいは整理統合も考えた中で、どのようなことができるかというふうなことが、非常に今後のまちづくりの大きな視点かなと考えております。このへんが留意点かなと思っております。

また人件費、あるいは公債費、あるいは扶助費、それらの経常的な経費、これは公債費については、先ほど申しましたように、留意をしていかなければならないわけでございますけども、それ以外の部分についても、当然、削減をしていくような形でないと、歳入が増える状況であれば、まだ、いいわけでございますが、それは望めないということでございますので、そのへんの留意をしていく必要があると、このように考えております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑ございませんか。

渡辺議員。

○13番議員(渡辺文子君)

総括的に1点だけ、お聞きします。

ページ数は53ページの、企画費の報償費のところで、男女共同参画推進委員ということで、委員さんの報償費が出ているんですけど、昨年に身延町男女共同参画推進条例ということで制定をしまして、その後、今年の予算書の中に、具体的に、ではどういうものが載っているのかなということで見たんですけど、ちょっと、あんまり。大きく見れば学童保育とか、児童館とか、そういうことも入るんでしょうけれども、具体的にどういうことで推進していくのかというところが、ちょっと見えなかったものですから、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えします。

予算上は、男女共同参画推進委員の15万円の報償を今年度、盛らせていただきました。この男女共同参画の推進につきましては、昨年、条例を制定させていただきまして、いよいよ、プランに基づいた活動を今後、していこうという段階になっております。

また、明日からの一般質問の中でも一部、この質問が出ておりますので、重複する部分もあるうと思いますけれども、推進するには、一応、推進委員をお願いして、若干でございますが、報償もお支払いする中で、今後の活動をしていくという状況であります。

また、これは町内の20名以内の方でお願いするような形を考えておりますけど、それ以外で、行政がやる分野も当然、あるわけでありまして、それらについても組織を立ち上げたり、それで先ほど言いましたように、この推進委員の組織、両輪のごとく、行政でやる分野、あるいは町民の皆さんにも参画をしていただいた推進と、こういうような形で考えております。新年度になりましたら、具体的な委員の委嘱から始まりまして、活動等が始まることになります。以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第36号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第37号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第38号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第39号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第40号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第41号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第42号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第43号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。 議案第44号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第56号までの財産区等特別会計予算については、一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第56号まで、一括質疑を行います。

議案第45号から議案第56号まで、質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

発議第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第34号までの補正予算、ならびに議案第45号から議案第56号ま

での財産区等特別会計予算、発議第1号については委員会付託を省略し、ただちに討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。 議案第23号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第24号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第25号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第26号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第27号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第28号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第29号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第30号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第31号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第32号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第33号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。 議案第34号について、討論を行います。 討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第56号までの財産区等特別会計予算について、一括討論を行いたい と思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第56号まで、討論を求めます。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

発議第1号は議員提出議案でありますので、討論を省略いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)について

は、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号) については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号) については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号) については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保

護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。 議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正 予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第56号までの財産区等特別会計予算については、一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第56号までについて、原案のとおり可決することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

議案第45号 平成19年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区 特別会計予算について

議案第46号 平成19年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第47号 平成19年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第48号 平成19年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別 会計予算について

議案第49号 平成19年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第50号 平成19年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第51号 平成19年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第52号 平成19年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第53号 平成19年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第54号 平成19年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第55号 平成19年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第56号 平成19年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は、原案のとおり可決決定いたしました。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います

が、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布した議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

・・・それでは、ちょっと、さっきお配りしました封筒の中身の件について、ちょっと企画 財政課長から説明があります。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

ちょっと、お時間をいただきたいと思います。

先ほど、お配りをいたしました、また、さっき質問にも一部あったんですが、町内のいわゆるガイドブック、お手元にいっていると思うんですが、その案でございます。今、お手元にお配りした、そのガイドブックの案については、それぞれの3地区、要するに下部、身延、中富のそれぞれごとに議員さんに配ってございます。

ぜひ、大変お手数でもお目を通していただきまして、これは間違っている、あるいは脱落している、あるいは内容的にどうかというようなことのご意見がございましたら、お寄せいただきたいと思います。これによりまして、3地区を全部まとめて、ちょっとガサも大きくなるんですけれども、各戸に配布したいと。さらに地図と写真集のようなものも、それに付けて、厚紙でまとめて、入れ物にしてお配りをするような形を考えております。

また、大きさについては、お手元の資料に、お配りしたのはA4の印刷でございますが、その隅にカギで印が書いてあると思いますが、それより若干、小さくなるという形を考えております。それぞれ旧地区ごと3冊ずつ作成という形で、全部で9冊でき上がるという形でございます。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議会事務局長(深沢茂君)

それでは大変、ご苦労さまでした。

最後のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

平成 1 9 年

第1回身延町議会定例会

3月12日

平成19年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成19年3月12日 午前 9時00分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

	1番	松	浦		隆		2番	河	井		淳
	3番	望	月	秀	哉		4番	望	月		明
	5番	芦	澤	健	拓		6番	上	田	孝	=
	7番	褔	与	Ξ	郎		8番	望	月		寛
	9番	日	向	英	明	1	0番	望	月	広	喜
1	1番	穂	坂	英	勝	1	2番	伊	藤	文	雄
1	3番	渡	辺	文	子	1	4番	奥	村	征	夫
1	5番	Ш		福	Ξ	1	6番	近	藤	康	次
1	7番	笠	井	万	氾	1	8番	石	部	典	生
1	9番	中	野	恒	彦	2	0番	松	木	慶	光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22名)

長 依田光弥 役 野中邑浩 町 助 教育委員長 一宮嘉孝 長 笠井義仁 教 育 総 務 課 長 片 田 公 夫 行 政 改 革 室 長 山宮富士男 町 民 課 長 渡辺 力 企画財政課長 鈴木高吉 産 業 課 長 遠藤 忠 納 室 長市川忠利 出 守 福祉保健課長中澤俊雄 建 設 課 長 伊藤 長 井上隆雄 子育て支援課長 赤池和希 水 道 課 環境下水道課長 佐野雅仁 下 部 支 所 長 赤 池 善 光 学校教育課長赤池一博 生涯学習課長 佐野治仁 身延支所長広島法明 観 光 課 長 望月治雄 土地対策課長望月和永 選挙管理委員会委員長 深沢 齊

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長深沢 茂録 音係高野恒徳

○議会事務局長(深沢茂君)

おはようございます。

それでは、朝のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

着席ください。

○議長(松木慶光君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の一般質問に、選挙管理委員会の委員長 深沢齊氏が出席しております。

それに、一般質問についてお願いがございます。

全員協議会において、笠井委員長よりもお願いがありましたが、議会運営の能率かつスムーズな運営を図るために、前者の質問と同じ質問をしないよう、ご協力のほどをお願いいたします。

本日は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問を行います。

まず、通告の1番は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

通告に従いまして、質問いたします。

はじめに消滅するおそれのある集落と、その対策について伺いたいと思います。

昨年4月末に行った国交省と総務省の調査によると、全国の過疎地域にある約6万2千の集落の4%強にあたる2,641集落が、高齢化などで消滅する可能性があるという記事が、2月20日付けの山梨日日新聞に掲載されました。なお、このうちの422の集落は10年以内に消滅する可能性があるということでございます。

1999年にも同様の調査が行われておりまして、このときは消滅の可能性のある集落数は2,109ということでしたが、実際に消滅した集落は191だそうでございます。

消滅の可能性というものは、正確な数字ではないかもしれませんが、逆にそれぞれの地域で、 消滅しては困るということで、いろんな方策を講じたという、そういうことの成果であるかも しれません。

私は生まれてこの方60年、常葉の昭和組というところに住んでおりますが、ご存じの方も 多いかと思いますが、この常葉、昭和組という場所は富里村の時代から今日に至るまで、役場 のお膝元であるということで、大変、昔から栄えた集落でございました。

ところが、いまや高齢者世帯の多い、たった59戸という、大変な過疎集落になってしまいました。多くの先達の歴史の刻まれた集落の消滅というのは、どこの集落にせよ、大変情けないというか、さみしい思いがするわけですが、65歳以上の人口割合が50%を超え、冠婚葬

祭などの共同活動が難しくなっている集落というものを、限界集落というふうに呼ぶそうです。 私たちが冠婚葬祭を共同で行っております隣保組である、昭和組3組というのは世帯数がわずか15戸、人口37名、老人の一人暮らしの家庭が2軒あります。葬儀はもちろん、いわゆる葬斎場というところでなければできない状況でありますけども、65歳以上が17名で、割合が46%ということで、かろうじて限界集落であることを免れているといった状況でございます。

第一次身延町総合計画基本構想の集落自治活動というところに書いてありますけれども、身延町には行政区は153区、組が648組あるそうですが、山間地の集落では過疎と高齢者世帯の増加が著しく、集落機能の維持ができなくなるという可能性が指摘されております。

町当局としては、本町内で10年以内に消滅する可能性のある集落は、いくつあると考えているのか、まずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えをいたします。

議員さんからご質問の、アンケート調査に基づく数値でございますけども、このアンケートにつきましては、昨年の4月30日現在でという報告で、国交省のほうへ提出したものでございます。お話のように、平成11年にも、これは旧町時代のことでありましたが、同じような調査が行われております。両方の数値があるわけでございますけど、うちの町の場合、前回の11年も、また今回の18年時点の数値も同じでございまして、一応、5集落、町内にあるという報告をさせていただいたところでございます。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

この5集落につきましては、どういう理由で消滅の可能性があるというふうに判断されているか、そのへんがもし明らかにされれば、お願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

基本的には65歳以上の高齢化率とか、あるいは前回の数字以降の変化状況等を勘案して報告しるということでございましたので、まず、高齢化率が50%以上であるというふうなことで見ますと、この5集落はいずれも50%をかなり超えた数値になっております。

もう1点は、地形等の状況、あるいは平成11年の状況以降の変化があったかどうかということで、変化はないというふうな形で、5集落、同じ集落でございましたが、報告したという経過でございます。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

それは3地区あるわけですけれども、各地区でいくつずつということが分かれば、お願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

旧下部で1集落、また中富で1集落、旧身延で3集落、報告をいたしました。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

この問題は地域によっては、隣接の市町村とか隣接の都府県とか、そういうところとも連携 して解決していかなければならない、そういう必要性も考えられます。わが町単独の努力だけ で、解決できるものではないかもしれません。

われわれが議員研修で訪れたり、テレビや新聞などで伝えられるところによりますと、長野県などのいくつかの町村で、子育て支援、老人の体力強化、若者定着のための住宅政策推進などで画期的な試みを行っているという、そういう事例があるようですけども、わが町としては、現在どのような手立てを考えているのか、具体的な方策等がございましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

ご質問でございますけど、非常に難しい、現実を見ますと難しい問題と認識をいたしております。

5集落は、いずれも同じような、急峻な山の奥のほうに集落があるという共通な課題があるわけでございまして、しかも急峻であるというふうなことですね。先ほど言いましたように、ほとんどが高齢者という形でございます。かろうじて、そこで生活をしているという状況であるわけでございます。

先ほど、議員さんからもおっしゃられましたように、例えば、ここに若者が住んでいただければ、世代もつながっていくでしょうし、活性化も図られていくんでしょうが、現実は非常に難しいと思われます。

例えば、親戚縁者がいろいろな形でUターンするとか、そうでなくても盆とか正月には帰ってくるとか、いろいろな形で、例えば、この際、田舎に住みつこうかという形とか、あるいは先ほどおっしゃられましたように、若者がそこに定着するような場所と、それから生活環境と、それから仕事ですね、雇用の関係でいろいろなことがそろいますれば、田舎志向の方がそこに定住するということも考えられるわけでございますけれども、例えば道路の問題、あるいは水道の問題とか、救急医療の問題とか、いろいろな問題がございます。そのために、現段階で、この状況を打破するような方法という形は、ちょっと見当たらないのが現実でございます。

しかし、この集落にしても、住民の方たちが生活をしていらっしゃるわけでございまして、これについては今後、方策を考えていかなければならないと、このような状況だと思います。 以上です。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

確かに、今おっしゃるとおりだと思います。しかし、例えば、ある地域におきましては、他 町村というか他地区から、わざわざ山のてっぺんに家を造って住みにきているというようなと ころがあるという話も聞いております。

いずれにしても、この問題につきましては、今まで同僚議員が質問したことの中で、出産設備のある病院を確保するとか、少子化を防ぐ、高齢者に元気を与える、若者の定住化を促進する、団塊の世代をふるさとに呼び戻すなど、そういうふうなテーマと、いろいろ関連のあるところでありまして、第一次総合計画基本構想でも、わが町の将来に関わる重要課題というふうなことで取り上げられている問題で、喫緊の課題であるといってもよいと考えております。

このたび、組織機構の改革によりまして、行革室を解体し、企画財政課を政策室と財政課に分離して、新たな機構になりましたけれども、その政策室の業務の1つに総合的な政策の企画および研究に関することとあります。この問題を検討するにつきましては、最も適した部署であるかなというふうに考えますけれども、もう一歩踏み込んで、新たに設置が決められた小中学校適正配置審議会のように、議会や町民をも巻き込んだ形で、プロジェクトチームを創設し、この問題を総合的に検討し、取り組んでいくようなお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

議員さんのご質問でございますけども、新たな体制づくりにつきましては、町長のほうから ご答弁いたしますけれども、前段、私のほうから捉え方と申しますか、まちづくりの考え方と いうふうなことで、総合計画を今議会に提出をいたしておりますので、その考え方から、ちょっ と申してみたいと思います。

総合計画の中にも、この定住対策と絡めて、集落の整備というのは重要な課題だということで捉えておりまして、この具体的な施策をどのようにしていくかということが、喫緊の課題になっております。

定住促進といえば簡単でございますけれども、これについては、現在の時代に合った定住促進というのは何があるのかという考え方が、非常に大事になってくると思います。また、旧町からの継続事業で今も進めておるわけでございますけど、これらも今後、基本的な考え方から検討を加えていく必要があろうと思います。

したがいまして、ご質問のこの集落、再編と申しますか、活性化ということは、まさに、その定住対策の中の1つとして捉えていく必要があると、このような形で認識をいたしております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

この消滅しようとする、この集落でございますけど、限界集落という言葉が、もう10年ぐらい前から、高知県の高知大学の大野教授が提唱して推移をしているわけですけど、今、長野大学の教授をされている方ですけど、具体的な1つの手法と申しますか、昨年の12月に消滅

する前の集落、京都府綾部市が異例の救済条例というのを、これは読売でございますけど、 1 1月28日の読売新聞に出ているわけでございますけど、65歳以上の住民が半数を超え、 共同体としての存続が危ぶまれる限界集落について、京都府綾部市は山間部の5集落の振興を 目指す水源の里条例の制定を決めたということであります。

僕もネットで探しましたけども、この条例はクローズされているんですよね。見ることができませんでした。ですから、どんなふうな条例なのかは一応、このことを綾部市から資料を取り寄せるような形で、条例の内容等を検討させていただくと。

それと同時に、それは1つの方法でございますけど、あと、今、12月の議会でも一応、この鳥獣害の問題で山の荒廃、畑の荒廃というようなことで、昨年ですか、18年度の補正でもって、県が一応、補助事業という格好で始めた事業に、環境公益林整備支援事業というのがございます。これは民有林の間伐を積極的にやろうということでございますけども、今までは36%の地元負担があったんですけど、この地元負担をなくして、県がやろうということで、でき得れば、こういう限界集落の周辺の山林の整備、畑の整備等をすることによって、できるだけ延命と申しますか、延ばすということが1つの方法かなと思うところでありますので、今、里山整備だとか、環境公益林整備支援事業とか、国・県がこのことに気付き始めたというのはおかしい言い方かもしれませんけども、ようやく腰をあげてきたという感じがするんですよね。ですから、そういうような、いろいろな手立ても講じながら、ともかく頑張っていただけるところまで、なんとかしていただくということと、他にいろいろな手法を探し出す中で、できれば、プロジェクトを組んでやることも1つの方法かというようには考えております。

ただ、一方の見方とすれば、少子化が進んでいるのに、高齢者にうんぬんという話もございますけども、それは見方が違うわけでございますので、やはり、この消滅寸前の限界集落については、先ほどの綾部市の条例等もまた、要するに事業の内容等も研究をさせていただく中で、対応をしてまいりたいなと、そんなふうに思います。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

いずれにしましても、この問題は総合的に解決していかなければならないというふうに考えております。今、おっしゃったような山林の整備ですとか、そういうことで、できるだけ、本町は山林が8割を占めるということでございますので、そのへんも考えの中に入れて取り組んでいただくということで、考えていただきたいと思います。

次に12月議会に引き続きまして、投票区・投票所の再編について伺いたいと思います。

この件につきましては、12月定例会におきまして、町長が町民のコンセンサスを得て、4月の県議選からの実施を目指すというふうに述べておられました。広報みのぶ2月号で、すでに決定事項として町民に周知されております。もちろん投票所・投票区の決定につきましては、選挙管理委員会の専権事項で、当初予算にも盛り込まれている事項でもあり、いまさら決定が覆ることがないことは十分、承知しておりますけれども、提案から決定に至る過程におきまして、選挙民への周知、あるいはコンセンサスを得るための努力等が欠如していたのではないかというふうに感じられますので、改めて、いくつかの疑問点についてお伺いしたいと思います。簡単にお答えいただきたいと思います。

まずはじめに、提案から決定に至るまでの経過について、確認させていただきます。

昨年の8月末に下部、中富、身延の3地区におきまして、区長に説明会が実施されました。これに対しまして、9月27日に下部地区の長塩区長から質問状が提出されました。委員長、この質問状に対しまして、10月17日付けで回答書を出しております。その1カ月後の11月24日には、すでに再編の決定通知ということで、各区長さん宛てに送付しています。下部地域審議会は12月4日に、この決定通知に対して、選挙管理委員会に要望書を提出しております。

12月議会の冒頭、町長は行政報告の中で、町民のコンセンサスを得て、4月の県議選からの実施を目指すというふうに述べておられます。その翌日、私と笠井議員とで一般質問を行いました。そして、今年の2月1日には、広報みのぶに投票区・投票所の再編ということが決定事項として掲載されております。

以上の経過で間違いないかどうか、このほかにわれわれが知らない事項があれば、ご説明を お願いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

お答えをいたします。

ただいまの経過がございましたが、そのほかに、その経過の中で説明会の実施とか、要望書の提出があったかどうかということでございますが、先ほども言われましたとおり、8月29日、30日、3地区において説明会を開始したと。これが一番最初の説明会でございます。そのとき、なお各集落で説明会を希望するところは、選挙管理委員会のほうへ申し出てくださいというようなことで、その後、9月12日、大塩区へ行ってまいりました。それから9月15日に水船区。9月17日、道区。9月20日、北川区、長塩区。それから9月26日、一色区。それからちょっと日があれなんですけど、八日市場のほうへも説明に行っております。それから10月30日から11月6日にかけて、再度、3地区の区長会において、10月30日が身延地区、11月2日に下部地区、11月6日に中富地区の区長会で再度、説明をしております。また、今年へ入りまして、要望書の関係でございますが、1月7日に手打沢区のほうから要望書が提出されました。また1月23日、大山区、八日市場区から要望書が提出されておりまして、ともに1月24日の日に両区とも回答書を提出しております。1月22日の県知事選投開票日にも選管の委員さんに2組に分かれていただいて、各投票所を視察していただいて、再編について投票管理者、あるいは立会人等にお願いをしたという経過がございます。

それから今後ですが、現在、各地区の再縮小化をしておりまして、すでに3月6日の日に身延町の区長会で、再度、再編についての周知、お願いをしております。それから今後、3月16日、中富地区、それから3月20日、下部地区で再縮小化において周知徹底を図りたいと、このように思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

何力所かで説明会をされているということと、3月に入っても説明会をされているということで、それによって、各地区でのコンセンサスを得るということで、ご努力は敬重に値すると

思いますけども、公務員を選定し、これを罷免することは国民固有の権利であり、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。憲法で規定されております。国民主権を象徴する普通選挙権が日本国憲法によって、保障されていると。あらゆる国民が自由意志に基づいて投票所に行き、その権利を行使できるように配慮しなければならないと思います。

12月議会で事務当局は、1回の選挙で約700万円の経費削減ができるというふうにおっしゃっておりましたけれども、今回の再編の議論がどういう視点に立って行われたのか、その点をお伺いしたいと思いますけれども、発想の原点が異なれば、おのずから結論も異なってくると思います。今回の再編議論について、最初に経費削減があって、その他の議論はあとからついてきたような、そんな感じがわれわれにはするわけですけれども、いかがでしょうか。また、約700万円というのは、身延町の有権者、約1万4千人で割ると1人頭500円ということで、500円の削減のために、大切な国民の権利が行使できなくなるというのは、大変不都合なことであると考えますけれども、この点についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

再編についての考え方でございますが、まず、この投票所については各地区、これまでの歴史的経過がございます。統合したところもありますし、まだ昭和の合併以来、そのまま何十年と、この投票所がそのままのところもございまして、合併協議の中にもこれは、いずれにしても再編は避けて通れないではないかというような意見が出ておりました。その中で、平成16年9月の合併を受けまして、新しい行政改革の方針が出まして、投票所の再編ということが明記されてきました。町全域の投票所のバランス、それから行政改革という流れをふまえまして、選挙管理委員会で、ここ2年、検討を重ねてきた結果でございます。選挙事務の効率性は追求するものでございまして、経費削減が主な目的ではございません。

また、選挙権につきましては、国民の権利でございます。基本的権利でもあります。選挙人が投票することで、政治に参加することでありまして、われわれ国民の義務であると考えております。

これまで以上に、この投票再編についての周知徹底を図ることはもちろんでございますが、 ぜひ期日前投票等もありますので、選挙人への周知徹底を図り、投票率が下がらないような投 票、選挙の執行を心がけていきたいと、このように思っております。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

過疎化・高齢化が進んで、投票行動がますます困難になるということは、お認めになっておられまして、車の相乗りによる投票所へのアクセスを奨励しているようでございますけども、 実際問題、一人暮らしのお年寄りが多くなっている、こういう現状の中で、大変、不親切な考え方といいますか、そんな感じがしないでもありません。

最初に質問しましたように、集落機能が減退していて、車の相乗り、それ自体が不可能のような状況もございます。委員長の回答の中にありましたように、臨時バスによる送迎というふうなことも可能なのかどうか。あるいは、具体的にそういう方策を考えているのかどうか、「そ

れについてお伺いします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

個々の対策として、特別に車を出すとか、そういうことは選挙管理委員会としてはできませんが、町として、利便性を図るということで、若干、公平性というもので問題があろうかと思いますが、何路線かの町営バスを現在、特別運行といいますか、選挙当日、運行するような方向で、現在、検討しております。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

これは非常に、地域によっては難しい問題もあると思います。今言う公平性というふうなことで、これはもう選挙に関わって、非常に難しいところがあるかもしれませんけれども、実際にそういう足がなければ投票に行けないという状況は、かなり広範にわたってあると思いますので、ぜひとも、このへんの方策について、検討をお願いしたいというふうに考えます。これは今の現状を見ると、非常に投票所へのアクセスが難しいところが多くなってきているという現状であると思いますので、そのへんの具体策をぜひ、検討していただきたいということを要望しておきます。

委員長の回答書によりますと、期日前投票制度の創設と投票時間の延長によって、選挙人の利便を図り、投票率の向上を最優先に考えて、投票所・投票区を再編するというふうに言っておりますけども、期日前投票制度も投票時間の延長というのも、どちらかといえば、あまりにも低い投票率を改善するために考え出された、都市部の住民向けのサービスであって、投票所に出かけること自体に問題というか、困難がありまして、投票行動そのものに制限があるような、当町のような過疎化・高齢化社会向けのサービスではないというふうに考えますけれども、むしろ、このたびの投票所・投票区の再編によって、ますます、この投票行動が制限されるというふうに感じている方が多いのではないかと思いますし、区長の質問状や地域審議会の要望も、まさにこの点について指摘していることを配慮していただきたかったと思いますけれども、この点について、お考えを伺いたいと思います。委員長、お願いします。

○議長(松木慶光君)

深沢選挙管理委員長。

○選挙管理委員長(深沢齊君)

ご指摘の件につきまして、簡単にお答えしたいと思います。

投票当日におきまして、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用がある場合、選挙期日前で あっても投票期日と同じように投票を行うことができる仕組みでありまして、これまでの不在 者投票のように、投票用紙を内封筒および外封筒に入れ、さらに外封筒に署名をするといった 手続きが不要となっております。投票がしやすくなったことが大きなメリットであります。

また、選挙執行方面からも封筒の開封などの事務作業がなくなることから、事務負担も大きく軽減されると思っております。

以上、簡単にご説明申し上げました。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

もうすでに決定されている事項ですので、あまり突っ込んだ話もどうかと思いますので、そ のへんはできるだけ省きたいと思います。

わが町にとって、経費節減ももちろん大きな課題であります。最初に経費節減ありきという 原点からではないということで、先ほど説明がございました。同じ経費削減をするにしても、 どこから手をつけていくべきかということは、やはり優先順位というふうなものがあると思い ます。

そういう意味では、今回の投票所・投票区の再編が優先順位として、もうちょっと先送りしてもよかったのではないかという考えがありますけれども、例えば、県知事選挙において、笛吹市が実践した開票時間の短縮化、これによる経費節減。これはまさに、経費節減のお手本というふうな実践例であると思います。また12月議会の中で、笠井議員が述べていらっしゃったように、即日開票をやめて翌日開票による方法はどうかとかですね、同じ立会人が終日、投票にいて疲労困憊、集中力を欠くというふうなことを考えると、午前・午後の2交代制にして、半日ずつの立会いで疲労を防ぎ、無理を避けることも一案ではないかというふうに考えます。こういうふうな、いろんな提案を広く、地域審議会とか一般町民から募集して、よりよい結論を導くような考え方が選挙管理委員会としてあるかどうか。これについて、委員長にお伺いします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

お答えいたします。

笛吹市につきましては、今回、知事選で開票時間の短縮化を導入したわけでございますが、 2月1日の日に、実は選挙管理委員会の書記4人で笛吹市の選挙管理委員会を訪れまして、開票時間の短縮について、話を聞いてまいりました。非常に参考になりまして、選挙管理委員会として、来たる4月8日の県議選の開票事務に、ぜひこれを、少しでも取り入れていきたいと考えております。

また、質問のようにご提案、アイデア等を広く町民の皆さんから募集するということも必要だと思いますので、これから広報等を活用して、選管として検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

このたびの投票所・投票区の改編につきましては、地域的・地理的に改善すべき問題が、まだ残されていると思いますけれども、今後も引き続き見直しを行う予定があるのか。また、その際にはもっと慎重に、かつ町民に広くコンセンサスを求めていくという方向で実施するという考え方で行ってほしいと思いますけれども、そういう考え方はあるのかどうか。この点について、お伺いして終わりにします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

今回の再編につきましては、議会の皆さん、それから地区審議会の皆さん方に説明が、ちょっと遅れたということがございました。選管として、反省をしております。

今回の再編につきましては、一部の投票所を除きまして、数十年にわたった歴史の中の大きな見直しだと思います。各地域で、多くのご意見・ご要望をいただく中での再編でありまして、多くの皆さんから寄せられた貴重な意見を十分検討し、必要に応じて、今後、見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、質問のとおりでございます、コンセンサスを得るということでございますが、これからも町民の意見募集、パブリックコメントも必要と考えておりますので、さらに選管として十分、これから対応してまいりたいと、このように思っております。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

先ほどから何回も申し上げますように、この問題もすでに決定事項でございますので、以上で、この件につきましては終了したいと思います。

続きまして、12月議会でも、やはり質問させていただいたんですが、主要地方道市川三郷 身延線の市之瀬三沢間の県道バイパスについて、質問させていただきます。

身延町第一次総合計画基本構想では、地域拠点や観光拠点をつなぐ広域連携軸として、国道 5 2 号、 3 0 0 号を位置づけ、地域間をつなぐ基幹道路の整備、中部横断自動車道のアクセス 道路等の基盤整備ということで、道路整備問題の大筋が決められております。

合併後の総合的な道路整備計画につきましては、中部横断自動車道の建設計画の進展に伴いまして、身延町道路線網図が完成予定であると理解しておりますが、この身延町道路線網図には市之瀬三沢間県道バイパスというものが必要な道路として、掲載されているのかどうか。これは一般質問要旨提出後に予算書をいただいた経過で、要旨には記載してございませんけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、ご答弁を申し上げます。

新身延町の道路網としての必要があるかどうかというふうな、ご質問でございますが、当然、旧3町からの道路整備計画、また過疎自立計画ですか、それら、長期総合計画を含める中で、当然、旧町の計画が持ち上がっているというふうにご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

そういうことで、ぜひ、これは長年の懸案でもございますので、予定に含めておいていただ

ければと思います。

先に行われました知事選におきましては、身延町は韮崎市、鰍沢町に次ぐ第3位の得票率ということで、非常に誇らしい思いがしたというか、われわれとしてもいい結果が出たなというふうに考えておりますけども、これは町長をはじめ身延町民としての良識を示したものとして評価できると思います。

峡南地域が1つの地盤でもある横内新知事の誕生によりまして、わが町にも多少の恩恵がもたらされてもよいのではないかというふうな考えがございますけれども、このバイパスも、その1つとして、改めて県に要望していただきたいと思いますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

政治的ないろいろなことで、事業が左右されるというのは、私はあまり好ましくないなと思うわけでございますけど、ただ現実は、やっぱりおっしゃるとおりであると。ですから、前の知事のときにも、そういう事態は何回かありましたし、私どもも3回にわたって、5月、例年、西八代縦貫道建設促進期成同盟会の総会のあと、知事のところへもお願いに行って、大変いい返事をいただいてきていることだけは、ご承知おきをいただきたい。知事さんが代わったからといって、また特段によくなるということは、それはなかなか現実の問題として難しいかと思いますけど、芦澤議員がおっしゃっていること、私どもにとってみれば、誠に追い風でありますので、せいぜい頑張ってまいりたいなと思っております。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

このバイパスのメリットとしては、私は次のようなものである考えておるんですが、まず下部地区の経済的基盤というか、収入源であり、就業地域でもある甲府・市川三郷方面へのアクセスが非常に便利になると。それによって、若者の就業も便利になりまして、定住促進に役立つのではないか。それから、中部日本横断自動車道の六郷インターへのアクセス道路として活用できる。また今後、予想される学校統廃合の通学道路としても有効利用が可能になる。それから役場本庁へのアクセス道路としても、今よりもずいぶん有効利用ということが可能になるのではないかというふうに考えます。

この計画につきましては、県議会では平成8年から平成16年まで、7回、一般質問で取り上げられています。また、それに基づいてというか、その関連で平成11年度から18年度まで、5回にわたって、約1,700万円の調査業務委託費が計上されております。今、町長のお話にもございましたように、前知事も、そういう意味では、これについて、1つの考えをお持ちだったということでございますけども、このたびの中部日本横断自動車道の開通によりまして、富士川沿岸の身延地区、中富地区というのが、非常に脚光を浴びたといいますか、身延町の表舞台になったような感が強く、地域的に下部地区はちょっと取り残されているのではないかというふうな印象がございます。10年後の話ですから、そんなに今、急にということではありませんけれども、ぜひとも、このバイパスの開通によって、中部日本横断自動車道とも

つながって、身延町全体としての一体感が得られるような、そういう未来図を描いていきたい というふうに考えておりますけれども、この点について、町長のお考えをお伺いしたいと思い ます。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

ただいま、芦澤議員がおっしゃった縦貫道のメリットは、まさにおっしゃるとおりでありますので、私どもも、このことは承知をさせていただいているわけでございます。

ただ、下部地区がなんとなく向こう岸になったというような感じのようにとられておいででございますが、そんなことはないと思うわけで、ただ地形的にやはり、この事業の困難なとこるというのは、それはそれなりに難しい面があるわけでございますけど、要するに、この縦貫道については、私どもも古関に行くのに、この間も久那土をまわって、照坂トンネルを通ってまいりまして、20分弱で行きました。帰りは、それでは常葉のほうをまわってということで、一応、富山橋経由でまわってきましたけど、時間的にはほとんど変わらないんですね。要するにトライアングルみたいな格好のものを、真ん中と言ってはおかしいけど、要するに三沢から市之瀬まで通すということは、これは近くもなりますし、時間的な短縮も大いにあるわけでございますので、このことは、私どもも常々身にしみて感じておるところでございますので、中部横断は中部横断の、国土交通省の新直轄でやっていただくわけでございますから、縦貫道は県の事業として、しっかり横内さんに頑張っていただこうと、そんなふうに思っておるところでございますので、ぜひひとつ、皆さん方のバックアップをお願い申し上げたいなと思います。

○議長(松木慶光君)

芦澤健拓君。

○5番議員(芦澤健拓君)

ぜひとも、そういうお考えを強く表していただきたいというか、表現していただきたいということで、その件に関しまして、もし必要であれば、議会においても、ぜひ、そういう意味の応援活動といいますか、そういうことができるようにということで、私は考えておりますけども、議員の皆さんもぜひ、その点はご協力いただければと思います。

本当に、このバイパスに関しましては、長年の悲願でもございますので、ぜひ実現していきたい。それによって、非常に下部地区にも活気が出るのではないかと。本当に昔からの悲願でございますので、ぜひとも実現に向けて頑張っていきたいというふうに、私自身も考えております。

以上で、質問を終わります。

○議長(松木慶光君)

以上で、芦澤健拓君の一般質問は終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は、通告の2番は伊藤文雄君です。

伊藤文雄君、登壇してください。

伊藤文雄君。

○12番議員(伊藤文雄君)

先に通告してある中部横断自動車道、1点に絞り、質問をいたします。

私は、中部横断自動車道の下田原地区への地域活性化のためのインター設置について、伺います。

まず町長におかれましては、中部横断自動車道の富沢増穂間の建設促進連絡協議会会長として、ご活躍をいただいておりますことに敬意を表し、質問に入ります。

中部自動車横断道の建設に向けては、昨年11月1日に用地事務所が開設され、その後、関係地区の説明会が鋭意開催され、2月14日に私ども下田原地区設計説明会で、町内の説明会がすべて終了されたと伺っております。早期開通に向けて、大変喜ばしい限りであります。私ども下田原の説明会の大半は、追加インターの設置の要望に費やされたところであります。このことは、地域の皆さんがいかに追加インターの設置を切望しているかの表れでもあると思います。

当議会の中でも、平成18年3月17日に六郷インターから南部インター間にランプおよび サービスエリアや道の駅を設置し、利便性の向上を図る。さらには、これを利用して、活性化 計画の推進を図る旨の付帯決議がされたことも事実であります。

また、産業建設常任委員会の行政視察研修結果報告書の委員長の報告の中にも、当身延町は 地形等から難工事が予想されるが、町村合併時の課題等の克服が図られるよう、使えるハイウ エーの実現を目指す。さらには地震時等、災害時の南部・中央部・北部等の町内の移動が可能 なインターの設置を提言していることも事実であります。そこで私は、新身延町の均衡のとれ た発展を願うとき、下田原インターは絶対に必要であると考えます。

そこでまず、六郷インターから南部インター間に、今、話題になっている身延駅周辺の追加 インター以外、すなわち下田原インター設置について、町の考えをお伺いします。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答え申し上げます。

下田原地区の追加インター、いわゆるランプ等については、町といたしましてもデメリットはありませんので、地元の説明会等、国が緊急時に使える出入り口の検討、それから管理用道路、さらには工事用道路等を含める中で考えてみたいというふうな言われ方を、説明会の席でいたしました。

地元の協力および熱意の中で、許認可権を持つ国・県に、これから要望してまいる所存でございますが、すでに先ほど議員さんがご指摘のように、3月の平成18年の付帯予算に対する決議、それから産業建設常任委員会の先進地の視察、その報告等々を承知しておるところでございますので、ことあるごとにお願いはしてきたつもりでございます。

いずれにいたしましても、東海地震等の非常時に使える使い勝手のよい高速道路の建設を、 今後とも目指していきたいと。可能な限り要望してまいりたいと、こんなふうに考えます。 以上でございます。

○議長(松木慶光君)

伊藤文雄君。

○12番議員(伊藤文雄君)

町長のお考えをお伺いします。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたしたいと思います。

今、建設課長がお答えをしましたけど、ちょっとニュアンスが誤解をされるおそれがありま すので、はっきり言わせていただきます。

緊急時に使える出入り口の検討、管理用道路および工事用道路等を含める中で考えてみたいということですから、インターを造るということとか、ランプを造るとか、どういうような構造で造るのかということは具体的に出ておりませんので、ここらへんをしっかりご認識をいただきませんと、ランプができそうだというようなことで、住民の皆さん方に、こういう話が出てまいりますと、結果的にはできなかったのでは、これは伊藤議員としても、なかなか顔が立たないわけですし、それと国土交通省は新直轄で、高速道路を造ろうとしているんですよね。ですから使い勝手のいい高速道路とか、利便性のいい高速道路なんて、うまいことを言っていますけど、そんな簡単にあちこちへランプとかインターチェンジが出たら、高速道路にはなり得ないわけなんです。原則的には、ここらへんはやっぱり、僕らもきちっと頭の中に入れておきませんと。もう20年も僕は、この中部横断自動車道に関わってきましたけど、本当に難しい道路だなと思っているんですよ。実際、もう新直轄でできるようになったことだけが、本当、よかったかなと思いますけど、この道路を使い勝手にいいような格好で造らせるなんてことを考えていたら、1年も2年も向こうへ送っていかなければ、どうにもならない。

ただし、工事用道路として使った、その道路を緊急時に使えるような格好にしていただくと。 やっぱり、ここらでしたら、まだ可能性はあろうかと思いますが、やはり、あそこの和田のところへ、身延南インターということで、これさえも県議会では、12月議会でもって、知事ははっきりお答えをしているんですよね、造りますよということは。お願いをして。だけど、国土交通省としては、まだ、これははっきり言っていませんよ、造るとか、造らないとかというのは。造る方向へ考えておりますということは言っていますけども、完全に最終的に造るということは、言っていないんですよね。だから、最後は国幹会議でもって決めるというようなことをおっしゃっていますので、僕らも軽々に、インターだとかランプをどこそこへどうだということは、できるだけ控えてきた経緯がありますから、皆さん方になんか、申し訳ないなという感じですけど、実際、最後にでき上がってみなければ、住民の皆さんに質問をさせたり、また、不信感を抱かれたりするということがあるようになってもうまくないなと。ですから、まだ、本当に望みもあろうかと思いますし、難しいのかなということでございますので、そこらへんは、この前の12月にも区長さんと伊藤議員、おいでになったときに、この話は凍結をしておいていただきたい。できるだけ、一生懸命に頑張りますよというお答えをさせていただいているところでございますので、ぜひとも、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

伊藤文雄君。

○12番議員(伊藤文雄君)

今、町長の答弁を聞きまして、大体、分かりましたけれども、2月14日の下田原地区の説

明会の中で、助役や建設課長も出席をしていただいて、すでにご承知のとおりだと思いますが、 地域の住民から地域活性化のためにも、どうしたら下田原へインターを設置してくれるかとの 質問に対し、国土交通省では地元や県の要望があれば、検討するとの回答をいただいたところ であります。今まで、町当局が難しい、無理ではないかと言っていたことが、現地の説明会の 中で、しかも国交省から前向きな回答をいただき、私ども住民としては、これほど強い、喜ば しいことはございませんでした。

そこで、伺います。

町当局は、地元の切実な声を聞き入れて、県や国に対して要望していただけるか、伺います。

○議長(松木慶光君)

助役。

○助役(野中邑浩君)

お答えをさせていただきます。

2月14日に田原地区で、事業の説明会をさせていただきました折、そのインターについて どうかというお尋ねをいただき、私のほうからもともと、高速道路というのは、全国の主要都 市を短時間連絡で結ぶと、こういう基本的な考え方がありますので、後背地の小さいところに インター設置は無理だと思うというような、お答えをさせていただいたところであります。

その中で、私のほうでは、インター設置は非常に難しいと思いますと、そういう説明をした 中で、なお、そのあと地域の皆さん、区長さんはじめ、おおぜいの方々から、そうは言っても 出入り口がほしいというようなご要望、国のほうの担当者のほうから、非常事態における救急 車両、そういったものの出入り口については研究すると、こういったようなお答えがありまし たが、そのとき、私が聞いた中では、例えば52号が交通止めになった折等々における緊急車 両、つまり救急車ですとか、警察車両ですとか消防車両、そういったことが、つまり緊急事態 における緊急車両のみの出入りは研究・検討と、こういったふうな答えが国からあったように 思っておりますが、私の考えは、その今までの経過等々の中で、要望する中で、国から、ある いは県からいただいた答えは、よっぽど救急事態における救急車両のみと、そういったことが、 言葉は少なかったですけども、そういうことを検討すると、そういうことだったと思っており ます。もともと、地域の皆さん方と町の考えはまったく、少しでも多くインターをほしいとい う考えはまったく共通しておりますが、もともと高速道路の性格からいって、後背地が少ない 下田原地内に地域活性化インターをというのは非常に無理があると、前々から思っておりまし たが、要望してまいりましたが、やはり物理的な理由、つまり地理・地形的、自然的な条件、 あるいは後背地、都市化、そういった集積状況、社会的条件、そういったことから、すべて総 合判断するに、下田原地内への地域活性化インターの設置は断念をしなければならない状況に あると、こんなふうに思っております。

ただ、緊急事態における救急車両の出入りだけはなんとか整えたいと、次善の策として、そういった方向で国へはお願いしてまいりますが、一般のインター設置についての要望というのは、これ以上しても、どんなに世の中が変わっても、税金を使って造る道路ということになりましたので、非常に無理があると思っております。次善の策として、緊急事態における救急車両の出入り口、これであれば国、あるいは、このことは国ばかりでは決められませんので、交通管理者等々の考えの中でお願いをしていくのが一番いい方法かなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

伊藤文雄君。

○12番議員(伊藤文雄君)

町長は、どういう考えでおられるでしょうか。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

野中助役は14日の席上で、つぶさにその状況を聞いておいででございますので、今、野中助役がお答えをしたとおりであります。

国土交通省新直轄で仕事をやるのに、できるだけ工事用道路だとか、そういうものを県とか地元に造らせようという意図が、ありありと見えるんですよ。僕は建設課長にも、ときどき言うんですけど、要するに国土交通省に振りまわされるなと。実際に造るのは、新直轄で造るんだから、国土交通省が造るんではないですか。それを、僕らは一生懸命で、早くしていただきたいということで、いろいろな面でバックアップをしたり、ともかく残土の処理だとか、工事用の道路とか、そういうようなことをやらせていただいているわけで、お手伝いをしていたと。でも事業主体は、国と県であります。だから、その人たちが工事用道路をうまく造るから、これをあとでもってランプにしたらどうだとか、インターにしたらどうだという、そういうようなことを軽々におっしゃること自体に、僕はおかしなことがあるのかなと、そんなふうに考えています。

僕らは、協力するのにやぶさかではありませんけども、ともかく自分たちの都合でもって、要するに工事用道路をこういうように造るんだから、あと、これをうまく使えばメリットがあるんではないかということではなくて、国土交通省がどんどんと、自分で造ればいいではないですか。それを僕らがサポートするというのが、1つあります。だから、そこらへんをやっぱり、きちっと、僕は国土交通省にも、そのことについては言わせていただいていますけども、はっきりして、最終的に、こういう格好だよというものを出していただかないと。なんか、いい話でもって、皆さんに夢を持たせて、あと夢を萎ませてしまったんでは、どうにもならないではないですかと、そんなことでございますので、ぜひひとつ、伊藤議員、ご了解を頂戴いたしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

伊藤文雄君。

○12番議員(伊藤文雄君)

なんか、町長にお言葉を返すようで、大変、恐縮ですが、知事はすでに決定している、約180億円の県負担の軽減を、国に申し入れることを明らかにしているところでもあります。 したがいまして、町当局でも、地域の要望を聞いて、その案件をいかに処理するかの判断を、 しっかりしていただきたいと思います。

もし、われわれ合併がなされていなかったときには、旧中富町としても、下田原に活性化インターを設置しただろうと思いますし、また合併したから、新身延町で1カ所のインターだけでということでなく、合併の利点を全町で享受できなくなると考えます。このことをふまえ、使えるハイウエーの新身延町の将来に向けて、大きな力となるであろう使い勝手のよいハイウ

エーにするために、下田原にぜひ地域活性化インターの設置に対し、できるだけ町当局、ならびに議員各位の協力をいただけますことを重ねてお願いをしまして、私の質問を終わります。 ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

以上で、伊藤文雄君の一般質問は終わりましたので、伊藤文雄君の一般質問は終結いたします。

ここで、休憩いたします。

開会は10時30分といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時30分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は、通告の3番は松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

通行に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

照坂トンネルの開削工事について、質問させていただきます。

過去30数年来の間、古関久那土間の照坂トンネル、この拡幅工事の要望が地元の悲願として、30数年来、位置づけられてこられたわけですが、数回にわたり、旧町時代に拡幅とか、それから新しいトンネルの開削とかということで計画が持ち上がって、希望が見えた時期も一時あったわけですが、いろいろな諸事情によって立ち消えとなった経緯がございました。その後、昨年の6月の定例会で、私が一般質問させていただいたように、今回、新たなトンネルを開削する運びとなりました。地元の住民の方々、喜びはひとしおでございまして、将来への希望に対する期待が日ごとに大きくなっていることが、私ひしひしと感じられるところでございます。

県の単独事業として決断されたことに対して、この工事について、県に感謝申し上げると同時に、ご苦労いただいた町長をはじめ、建設課長、そして担当の方々に地元を代表して、この場を借りまして、厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、開削工事も1月ころから、立木の伐採が始まりまして、現在は工事機械の搬入、それからトンネル入り口付近の関連工事へと着手されまして、大きく現在、動き出しております。いよいよ新トンネルの開削、それから本体工事の開始によりまして、3月15日からは現在の照坂トンネルも全面通行止めとなるわけですが、これに先立ちまして、2月26日に県の主催で説明会が地元で開催されました。地元高齢者が多い地域でございまして、また大変入りが多くて、奥のほうから出てくるのも困難な方々もございまして、説明会に出席できなかった方々もおおぜい、おられました。この方々への周知、町のほうでもいろいろな方策で行われていると思いますが、この工事の概要、それから予定等、地元の方々、この説明会に参加できなかった地元の方々のみに留まらず、広く周知する観点から具体化された、現実のこととなった、この工事、今だからこそ、この問題点も含めて、再度、質問させていただきたいと思います。

それでは、照坂トンネルの開削工事の概要の説明を建設課長、簡単にお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

ご答弁申し上げます。

まずもって、古関地区の悲願でございました、照坂トンネルの開削が発注されましたことに対して、同盟会の皆さんの熱意の中で、こういう発注ができたことをおめでとうございますということを申し上げたいと思います。

工事概要ということでございますので、議員さんも簡単にということでございますので、簡単に申し上げたいと思います。トンネルの延長が230メートルでございます。2車線でございます。今、1.5車線という話が、結構あちこちでされているわけでございますが、ここは2車線の230メートルで、前後の取り付け道路を含めますと、369.4メートルになろうかと思います。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

230メートルのトンネル、今現在、トンネルの中ですれ違いができないという、非常に不便なトンネルで、地元が今まで我慢しながら、なんとかきたわけでございますけれども、今度の照坂トンネル、すれ違いもスムーズにできる。また、幅を見ますと、大型の車両もトンネル内ですれ違いができるということで、非常にありがたく考えているわけでございますけれども、このトンネルの開削工事がすでに始まっているわけですが、15日から通行止めという形になるわけですけれども、これは地元も了解していることでございますし、できるだけ早い工事を進めていただきたいと、そういう要望も出しているわけですけれども、この照坂トンネルの開削工事の、今後の工事予定を、これも簡単に建設課長から、ご説明いただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答えします。

現在、県のほうから伺っております工事予定は、一般県道古関割子線の照坂トンネル建設工事として、平成18年12月15日から平成19年12月10日までと、こんなふうに関連工事を含める中で、最終的には20年の春完成予定というふうな考え方をお伺いしております。以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦降君。

○1番議員(松浦隆君)

20年の春まで、この工事がかかるわけですけども、われわれ、今まで不便を感じていたところが、20年、来年の春には解消するんだという、そういう明るい見通しでいるわけでございますけれども、2月26日に行われました説明会の中で、工事前の発破、工事の開削の中で、真ん中周辺が非常に岩盤になっていると。そういうことで、機械を使った開削ができないとい

うことで、発破を使った開削を行うと、そういう説明がございました。その中で、発破音で芝草方向のみからの開削になるわけで、発破音の地元に対する影響があるんではないかという、そういう心配がありまして、そのテストをして、騒音の程度と防護壁を設置する等の対策をとるということでありましたけれども、そちらのほうのテストの結果、それから騒音のほうの程度はどのような形だったでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答えします。

今、工務中の掘削方法はマシーンを使っての掘削になっておるわけでございますが、地質調査の結果、中央がかなり硬度の硬い岩盤であるというふうなことで、発破工法を使いたいという説明をしたわけでございますが、今、議員さんお尋ねのテストの日はまだ、結果、聞いてございません。最終的には、説明会でも申し上げたとおり、発破の音が外に漏れないようにするには遮音壁等、1カ所にするか2カ所にするか、それともダイナマイトの薬を多くするか、少なくするかということになろうかと思います。このへんはまだ、詳細な回答は承っておりません。そんな状況でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

そうすると、発破テストは、もうすでにしたんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

そのへんも伺っておりません。おそらく準備中だと思います。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

では、準備中ということで、実際にテストをしたあとに、もし非常に大きな音が芝草地区に漏れるようであれば、防音壁等をやっていただけるということですが、そのへんも万全な体制を整えていただければと思いますし、また、そちらのほうはわれわれもそうなんですが、担当の建設課のほうからも、ぜひ県のほうにお願いをしていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、これは20年の3月まで工事がかかるわけですが、その間、3月15日から通行止めになるわけですが、その通行止めの期間と、その対応について、お伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答えいたします。

通行規制の対応は、平成19年3月15日から約1年間の予定で、通行規制を行うということを伺っております。

なお、工事を進める上で、予想外のことも発生いたしますので、その対応等に必要な期間に つきましては、交通規制の延長もあり得るということで、当日の説明会でも、皆さま方のご理 解等々をいただいたというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

今、課長のほうから1年間通行止め、時と場合によっては1年以上に及ぶ可能性もあるという話でございましたけども、もちろん、それも聞いております。それと同時に、時と場合によっては、この開削が予定表を見ますと、4月の頭から7月の末までで、本体の開削、開通といいますか、それができると。その状況を見て、発破作業での、現在の照坂トンネルに影響がない場合、それが時と場合によるということなんでしょうが、影響がない場合には、通行止めの解除も、地元のほうからお願いしてありますけども、そういう可能性もあるというふうな話がありましたけれども、そのへんの条件的なものは、課長、ご説明いただけますでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

ただいま、議員さんがおっしゃったとおりでございます。説明会で申し上げたとおりでございます。危険がないというふうに判断した場合は、既設のトンネルを通すということでございます。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

安全性が確保されれば、今の照坂トンネルを通すというふうな理解でよろしいかと思いますけども、これはやはり1年間、あのトンネルが止まるということは、地元にとっては、非常に新しいトンネルができてうれしいことなんですが、それと同時に、また非常に不便な部分もありまして、ぜひ、そういう形。少々のところに関しては、例えば若干の補修工事等が施されても、できれば、通行止めを解除していただければ、そのようにわれわれ、地元としては考えておりますので、そちらのほうも合わせて、建設課のほうから、また私たちも含めて、県のほうに、今後お願いしていきながら、そういう方向に進めていただきたいというふうに考えております。

また、先ほど課長がおっしゃいましたように、一応、20年の3月末ごろまでの予定、それが時と場合によっては、延びる可能性もあるということでございましたけれども、工事期間の短縮。そういう延びる可能性も事故とか、そういういろんな問題によって、延びる可能性もあるわけですけれども、やり方によっては、これは短縮することができないのかなと。私が、この計画表を見る限りでは、可能なのではないかというふうに思われるわけですけれども、そのへんは、担当課長どうでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

担当課長はいかがですかというご質問でございますが、道路管理者、工事執行者は山梨県で ございまして、私のどうのこうのというわけにはまいりません。そんなことを、議員さんの気 持ちを峡南建設部のほうに伝えていきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

課長の立場としては、今、この場でいろいろ言えるわけはないというのは分かるんですけれ ども、私どもの、やはり地元の気持ちを、ぜひ同じ町内の人間ですから、ご理解いただいて、 県のほうに一緒に働きかけをお願いしたいと思います。

それでは続きまして、この通行止めの期間、1年間という形なんですが、時と場合によっては8月以降、9月以降ですか、そのくらいに通行止め解除になる可能性もあるわけですけれども、3月15日からの通行止め期間中、町営バス、これが今現在、古関から久那土、それから岩間の駅まで、今、通っているわけですけれども、その町営バスの対策としては、どのような対策が講じられるわけでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答えします。

町営バスは総務課のほうで所管になるわけですが、総務課のほうとの協議の中で、私のほう でご答弁申し上げます。

古関地区と久那土地区を結ぶ町営バスがあるわけですが、本町の重要な交通機関と考えております。 照坂トンネルの開削工事は1年間に及ぶ工事期間を要する計画であり、迂回路運行の期間は3月15日から平成20年の3月末までを予定しております。

この期間中、町営バス利用者に憂慮のない対応をとることを基本として、瀬戸観音を発着所に古関から北川、車田を迂回し、久那土駅、甲斐岩間駅、現行のバスを運行いたします。また、車両を1台追加し、芝草から久那土駅間を往復運行とし、1路線を2台の車両で運行する予定であります。要は2系統みたいな形になるわけですが、1台を2台にしながら運行していきたいと。

なお、現在、置かれている停留所については、そのまま利用できますが、古関から車田に至る間の迂回運行についてはご利用できませんので、ご了承願いたいと、こんなふうに思います。

それから、なお、運行方法および変更時刻等はすでに久那土、古関地区全戸に変更時刻表を 配布してございますので、合わせてお知らせ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

迂回の通行での時間のロス、それから電車との取り替え時間等、これは配布されているとい

うことで、それも見させていただきました。町のほうでも、いろいろ検討していただいて、やっていただいていると、そういうことは非常に強く感じますし、大変ありがたいことだなと思っているわけですが、ちなみに調べましたら、現在、国道300号沿いですが、古関、それから長塩、北川、あの路線が今、富士急で運行しているわけです。その富士急が営業運転をしている中で、町営バスがそこでダブって運行することが、今回は緊急避難的な状況ですから、運行そのものはよろしいんでしょうけれども、そこで人を乗せたり、降ろしたりということができないという話を伺いました。

富士急のバスとの営業路線との関係もあって、そこで町営バスが乗客を乗せるということは、 それはまずいことだと分かるわけですけれども、逆に古関で乗った方が丸畑、もしくは長塩で 降りる、それはそういう運行の規定というんですか、それには抵触しないような気がするんで すが、そちらのほうはどうなんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

抵触する、しないという話でございますが、基本的には今現在、進めている方向でやらせて いただくということで、合意しております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦降君)

決して、富士急行の営業路線を脅かそうとか、そういうことを考えているわけではないんですが、たまたま、そういうふうに丸畑、それから長塩方面へまわるわけですが、今、確かに富士急を使っている方もいらっしゃいます。しかしながら、富士急のバスの路線の便数も少ないわけですから、逆に言うと、古関で買い物した方が、町営バスがたまたま、そちらをまわるんであれば、それに乗っていきたいという、そういう要望もあるかもしれません。おそらく、多いと思うんです。ですから、そういう方々がもし、いましたら、降りることは可能かどうか、ぜひ検討していただいて、もし、そういう方がいらっしゃったら、そういう方向で進んでいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは続きまして、通行止め期間中のスクールバスの対策、こちらのほうはどのようになっているでしょうか。

○議長(松木慶光君)

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

では、お答えいたします。

スクールバスを利用していますのは、旧古関小中学校の学区から久那土小中学校に通学をしている者でありますが、このうち大磯小磯集落の中学生が明日、卒業式を迎えて、すべて卒業するということになります。このため、トンネルの北の集落に位置をする集落からの利用者はいなくなりまして、今度は根子集落、古関集落の子どもさんだけということになります。このため、運行経路を変更いたしまして、根子を出発して、古関を経由して、国道300号から北川集落、そして西八代の縦貫道路を経て、久那土小中学校に通学するような運行路線に変更す

るというような対応を考えております。

このことについては、県の教育委員会には、すでに報告がされております。利用者数がごく 少数で限られておりますので、それぞれの家庭と連携を密にしながら、万全を期していきたい と思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦降君。

○1番議員(松浦隆君)

13日の卒業式以降は、照坂トンネルから久那土寄りの生徒が誰もいなくなるということで、そちらのほうは大変、ちょうどいいといいますか、そういう形になるわけですが、ちょっと聞いた話ですと、切房木の生徒が前にバスを利用していたということですけども、そちらのほうの対応はどうなっているのか。それと、この照坂トンネルを利用して通学といいますか、久那土保育園の園児も通園しているわけですけれども、そちらのほうの対策はどうなっているんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

子育て支援課長。

○子育て支援課長(赤池和希君)

お答えいたします。

久那士保育所に通園している園児がいるわけですけども、保育園につきましては、保護者が保育園まで送迎をするというふうなことになっておりまして、一般住民と同じように迂回路等のご協力をしていただくというふうなことで、保育園につきましては、その対策はありません。以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

それでは、先ほど話しました切房木の生徒のことは。

○議長(松木慶光君)

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

今、利用していましたのは道の子どもでありましたが、実際にはこの運行をしていく中で、利用対象にはされていないというような子どもさんでありましたが、夕方、両親が働いているようなことで、夕方、祖父母の実家に両親が帰るまで面倒をみていただきたいというようなことで、便宜上、教育委員会の決定の中で利用していたものでありますから、該当者には、この旨を十分伝えまして、以後はそれぞれの家庭で対応していただきたいというようなことで、対策は講じてあります。

○議長(松木慶光君)

松浦隆君。

○1番議員(松浦隆君)

それでは続きまして、次の質問に移らせていただきますが、消防対応の防災対策、こちらの ほうも大変、大事なことだと思うんですけども、こちらのほうはどのようになっていますでしょ うか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、ご答弁申し上げます。

総務課の防災のほうと協議の中で、古関地区は身延町消防団、下部第3分団が管轄しておりますが、このうち古関から照坂トンネルを隔てた大磯小磯地区は通行止めにより、北川から車田を通過して大磯小磯地区に行くことになります。火災等の緊急事態が発生した場合には、現地まで相当の時間を要するわけでございますが、下部第3分団のみの対応では、迅速な対応が困難となりますので、消防団では会議において、こうした対策について検討し、地理的に隣接する下部第2分団が出動することを確認したところでございます。

なお、普段の火災予防、広報啓発などの巡回活動は、これまでどおり、下部第3分団があたりますが、議員の皆さま方におかれましても、住民の一人として防火意識の高揚が図られるよう、お願いするところでございます。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

当然ですね、今、答弁にありましたように、消防団が広報とか、そういうものは今までどおり、第3分団がやるわけですけれども、火事だとか、そういう災害が起きた場合には、到底、間に合うような、そういう時間帯的に無理があるかと思います。そういうときに、消防団の中で、お話しいただいたわけでしょうけども、第2分団のほうに出動要請をする。そちらのほうも、もし、そういう場合があった場合には、久那土地区の第2分団の方々に早急な出動、それから消火活動をお願いしたいというふうに考えます。

今、答弁にもありましたように、古関地区から縦貫道を回って、小磯、芝草方面に行く場合に非常に時間がかかる、そういう緊急の場合に、とても時間的に余裕がないということが出されましたけれども、それは火事とか、そういう災害の場合のみならず、急患が出た場合も、当然、同じことが言えるかと思います。

今、古関のほうに中部消防署の救急車がありますが、分駐所があるわけですが、その分駐所から今現在、照坂トンネルを通って、芝草、大磯小磯地区で急患が出た場合には2、3分、遅くても4、5分で到達できるような状態、しかしながら、それが今、15日からの通行止めになった場合に、そういう急患が出た場合に、縦貫をまわらなければいけない。先ほどの火事、災害等と同じように、時間的に難しい部分があるんではないかというふうに考えるわけですけれども、そちらのほうの対策はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

現在、峡南建設部、いわゆる工事発注元でございますが、峡南建設部のほうで関係各機関と検討・協議を行っておるところでございます。そのように伺っております。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

しあさってから通行止めになるんですけども、今、協議を行っていて間に合うんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

当然、工事を執行する上においては、協議が各種の協議・許可等々が整った段階でやってい くと、このようになるのが通常のパターンでございます。

今現在、協議をやっておるということで、これは1週間前の話でございますので、そのへんは今現在どうなっているか分かりませんが、場合によっては、若干、工事のほうに影響があり得るかもしれませんが、工事の影響がないように、峡南建設部のほうには、そのへんの要請をしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

そうすると、1週間前に、そうやって協議をしていたということになりますと、若干、3月15日の通行止めにかかる可能性があるということなんですが、工事の概要を見ますと、最初の時点では、外側の、まだ発破を使う状態ではない。外側を、機械を使って開削するという、そういう時期なわけですね。その時期がどのくらいあるのか分からないんですが、もし、救急患者が出た場合の、その対策が決定されるまでの間、実際には通行止めになっているわけですが、この機械での開削の時期は、緊急の車両のみは通行止めを解除して、緊急車両のみ、そこを通過するということは考えられるわけでしょうし、また、そういう形にしていただかないと、対策があとあとになるということになりますと、大変なことになる可能性もあるわけですから、そういうことはどうなんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

議員さんのおっしゃるとおりだと思います。なるべく、工事の工程に影響のないように、当然、峡南建設部のほうも考えていると思います。今、町としては、その程度しか、資料の持ち合わせがございませんので、ご勘弁願いたいと、こんなふうに思います。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

機械で開削しているときは、当然そういう、今のトンネルに影響は、ほとんどないと思われますので、ぜひ、その間の緊急車両のみの通過は認めていただけるように、建設課、また町のほうからのお願いを県のほうにしていただきたいと思いますし、また古関からの迂回等、下山の救急車の駐在所ですか、あそこから、また、市川からの出動で、どの程度の違いがあるのか、

シミュレーションをしていただいて、キロ数で分かるわけですから、そちらのほう、シミュレーションをしていただいて、今後の対応に、完全に緊急車両も通せなくなった状態のときに、その対応をその中で講じていただければと考えておりますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは続きまして、主要地方自動車道、市川三郷身延線の道路改良事業について、質問させていただきます。

市川三郷、それから身延線ということなんですが、これは俗に言う西八代縦貫道ですが、この改良工事について質問させていただきますけれども、この質問について、本議会ではなくて、県議会の案件ではないかという、そういうご指摘もありました。私も、その懸念があることは重々承知いたしております。しかしながら、富士川の左岸に居住している私ども、旧下部にとりましては、日々の生活、日々の通勤、そういうものに対して、大きな意味を持つ問題の道路改良事業でございます。

富士川右岸、すなわち中富、下山等、旧身延、旧中富の国道52号沿いに居住している方々、52号線がここ数年来、非常に改良が進みまして、現在、皆さまのご承知のように、鰍沢町の入り口は、鰍沢バイパスの開通を待つ状態かと思われます。あの鰍沢入り口の工事が終われば、当然、バイパスも開通するでしょうし、あのバイパスを通過して、市川・甲府方面には現在ある富士橋、それから、その先にあります富士川大橋ですね、それを利用できる。南アルプスとか韮崎方面には、甲西バイパスが今度、52号に昇格するような形になると思われますけれども、そちらのほうを利用する。また、旧の8メートル道路ですか、あちらのほう。それから52号、そちらのほうを利用することで、どのような道路の選択でも可能かと、そういう形、非常に便利になると思われます。所要時間も甲府に行くにしても、韮崎に行くにしても、以前と比べたら、大きな短縮になるのではと考えております。

先日、役場から、今の52号を使いまして、市川三郷町まで行きましたところ、約20分で行けましたし、甲府駅前までは1時間を切って56、57分で、実は甲府駅まで行けるような状態が出てきたわけでございます。

本町の富士川右岸にとっては、甲府盆地に抜ける道路は、ほぼ満足のいくような形になってきたのではないかと思われるわけでございます。しかし、先ほどの同僚議員の質問の中にもあって、その中で、町長もお答えになっておりましたけれども、右岸、左岸のそういうあれはないんだということなんですが、しかしながら、富士川左岸に目を移しますと、当然、国道と県道の違い、これは大きいものがあるわけですけれども、市川バイパスの国道140号の以南、富士川大橋まで、それから、その延長の富士橋方面へのバイパス、そして割石トンネルと万年橋、こちらのほうは開通いたしました。それから黒沢交差点の拡幅によって、朝の通勤帯、非常にスムーズになったという流れもあるわけですが、しかしながら、一部ところどころの開通、また拡幅ということで、非常に尻切れ状態が続いているわけでございます。鰍沢口の駅周辺から万年橋の間、黒沢の、仮に名前をつけるとすれば黒沢バイパスというんですかね、そちらのほうが2.4キロ。それから新割石トンネルから峡南橋が3.9キロで、峡南橋から本町の北川橋、先ほど同僚議員が話されました市之瀬三沢バイパスも含めて6.8キロ、合計13.1キロが未着工のままとなっております。われわれ富士川左岸の久那土、それから古関、常葉地区からも1時間以内で、なんとか甲府へ行けるようになることを強く望んでいるわけですが、このことについての県議会での情報、われわれにとっては非常に皆無といっていいほど、入って

こないのが現状でございます。

この県道9号の改良事業の現在までの経過と、それから今後の展望を町当局として知り得る情報と、それからお考えをお伺いし、把握した中で、今後の方策を考えていかなければならないのかなと考えまして、質問させていただきたいと思います。

平成15年10月10日に、社会資本整備重点計画が閣議決定されたことを受けまして、県は長期計画素案を15年の10月20日に発表されています。そして、平成16年の2月17日に県の新長期計画「創・甲斐プラン21」を策定して公表しているわけですが、そちらのほうは、社会資本整備重点整備計画と「創・甲斐プラン21」との関連をご説明いただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、ご答弁申し上げます。

県道について、情報がなかなかまいらないというふうなことでございますが、県議会の山梨県のホームページをクリックしますと、山梨県議会が出てきます。そこで答弁内容なんか、質問内容すべて掲載されておりますので、また時間がありましたら、そこをご参照いただきたいと、こんなふうに思います。

それから議員さんがご質問の、「創・甲斐プラン21」ですか、社会資本重点整備計画との関連はということでございますが、これは、ご指摘の平成15年10月10日に、これまでの道路整備5カ年計画を含めまして、9本の長期計画があったわけでございますが、これは一本化した社会資本整備重点計画を、政府の閣議のほうで決定したところでございます。これまでの道路整備は、昭和29年から平成14年までの第十二次にわたる道路整備5カ年計画、これらに基づき進められてきました。しかし、社会構造等が変わる中で、長期計画は予算獲得の手段となっているというふうなご批判を受ける中で、先の156回の通常国会において、社会資本重点整備計画などが、平成15年法律第20号で成立したところでございます。これに基づいて国交省の所管の9本の長期計画が一本化したわけでございますが、その中は道路、交通安全、空港、公安、都市計画、下水、治水、急傾斜地、海岸に新たに鉄道、行路標識を加え、長期計画を一本化したものでございます。これら警察署、農林水産省、国土交通省の3省で作成した計画であり、平成15年度から19年度までの5カ年となっております。

これを受けまして、先ほど、議員さんがご質問しました県の段階も、平成15年10月20日 に新長期計画の素案を発表したところでございます。これら、同じように山梨県のホームページに「創・甲斐プラン21」ということで載っておりますので、また、見ていただきたいと、こんなふうに思います。

いずれにしても、大きな事業をやる場合においては、国からの補助をいただかないとできないわけでございますので、これらの道路整備計画に入れながら、県も国に申請しながら、県と国が一体化して、道路整備を進めていくというのが、今現在の道路整備計画のやり方でございます

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

私も今、るる説明があったわけですが、ホームページは見ております。しかし、課長も見ていると思いますが、ホームページを見られる方の数は限られていると思うんですよ。だから、今、課長がおっしゃったように、ホームページを見ていただければ。私が言ったのは、お年寄りの目線に立った中での皆無、そういう情報がなかなか入らないということで申し上げましたので、ぜひ、そのへんはご理解いただきたいと思いますし、そういう観点で質問させていただいていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは続きまして、今の市川三郷からの縦貫道の件ですけれども、平成16年度から5年計画ということでやっているわけですけれども、その平成20年度までと、5年でいきますと、20年度になるわけですが、現在も、この市川からの下部、西八の縦貫道路に関しては、継続されているんでしょうか。また、事業内容はもうすでに継続されているとすれば、決定されているわけでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

たまたま山梨県ホームページの話もさせてもらったわけでございますが、旧町時代は4月の段階で、行政連絡員会議の中で、詳細に、そのへんは建設課の中で掲載してございます。また、16年当時からほとんど進んでいないというのが実態でございますが、ただ1つ、黒沢郵便局、あの未整備区間が事業化されているというところでございます。

昨年の平成18年の2月7日ですか、中部横断自動車道が新直轄で動いたというふうなことで、市川三郷身延線の六郷地内の、いわゆる進入路と申しますか、アクセスが若干、計画へ入ってきているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

この縦貫道の改良事業の全体の経過ということで、次に質問させていただこうかと思ったんですが、その中での答えと、今の答弁と重なってしまったわけですけども、黒沢地内2.4キロ。これは平成17年度の着工の計画であったわけですけども、これは今も進んでいるというふうに見ていいんですか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

事業化は、されてございます。平成18年度は用地の調査をやっておりましたので、おそらく、平成19年度は用地買収のほうに入っていくと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

そうすると、黒沢の狭いところがいくらか解消になって、万年橋までの間が広い、万年橋の

下が広いところがつながると。鰍沢口の駅の裏のところからのバイパスにつながっていくというふうな考えでよろしいかと思いますけれども、それもできるだけ早い着工になっていただければというふうに望むものでございますが、実はこちらのほうに旧町の時代の行政連絡員の資料として、建設課のほうで出したものがあるわけですけども、こちらのほうに町は県の新長期計画「創・甲斐プラン 2 1」に道路整備 5 カ年計画、三沢市之瀬間のバイパストンネル構想が策定されているか否かで、今後、本町の道路行政および町の活性化計画等に与える影響は計り知れないものがあるというふうな形で出ているわけですが、その認識の中で県のほう等に働きかけを進めてこられたと思うわけですし、また、先ほど、同僚議員が話をしましたように、いろいろな問題を抱えながらも進めていただきたいというふうな形できているわけです。私のほうも質問の内容として、そういう形で進んでいることも、なかなか前へ進めないでいる中でも、徐々にですが、進んでいるかなというふうに考えはあるわけですが、1つだけ、その点について確認していきたいんですが、3路線があるという話ですけれども、その3路線の中で、どれで行けるのかということまでは、出ているんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

3路線で、どういうふうな整備をするかということでございますか、路線名、計画・・・。 市川の農道の大きな富士川大橋がございますが、あれから約1.9キロメートルがすでに供 用開始がされています。あれは市川三郷鰍沢線という路線名で、整備がなされました。それから、鰍沢駅の裏がループ橋みたいになってございますが、そこの橋がございますが、その橋を渡って、左へ寄りながら、ただいま議員さんがご質問されています新割石トンネル方向への新川ですか、新川の左岸を途中でJR身延線を渡りまして右岸にいって、現在の新割石万年橋トンネルに接続するというふうな形になります。これは主要地方道の市川三郷身延線ということになろうかと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

すみません、今のはそれは、俗に言う黒沢バイパスの話ですよね。そうではなくて、市之瀬 三沢間の路線で計画が3路線あるという話です。先ほど、同僚議員がこの問題で質問しました ので、僕はその1点だけをお伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

三沢市之瀬間の計画が3案あると、そういうふうなご質問でございますか・・・これは道路管理者、先ほどから再三申し上げているとおり、山梨県でございまして、町は1つの構想ということをつくりまして、県のほうに要望をしていく資料ということで、平成元年につくったわけでございます。それらも議員さんお持ちの、平成16年度の行政連絡員会議の資料にも掲載していると思いますが、一応、3本ございましたが、今のご時勢でございますので、最短で2,600メートルとか、若干の迂回もするとか、いろいろな案がございますが、確かに3案ござ

いました。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

3案あった中で、その後の進展は何かあったんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

議員さんが現地を見たとおり、進展は今の段階ではございません。

○議長(松木慶光君)

3回ですから、次に移ってください。

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

先ほど、この問題に関しては同僚議員が質問させていただきました。私も、この同僚議員と 同じですから、この件に関しては質問を終わらせていただきまして、次の質問に移らせていた だきます。

中部横断自動車道建設工事との関連性ということで、通告を出させていただきましたが、この西八の縦貫道路、52号のなんか災害があったときの、迂回路としての役目が大きいと思いますし、また、今後、中部横断道、これもできるわけですが、そういった中での絡みですね。この自動車道との関連性をご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答えします。

中部横断自動車道との関連性はということでございますが、あそこに平成12年完成ですか、新宇野尾トンネルがございます。あれらを旧六郷町分へ行きますと、六郷インターに接続していきたいということで、当時は開削したようでございます。しかしながら、今度、新直轄になりましたので、縦断線形も相当変わっております。そのへんの、今後の相互調整が必要に、当然なってくるのではなかろうかと、こんなふうに考えておりますが、一応、当時の町長が、六郷インターを見ながら、県のふれあいトンネル事業で整備したという経過でございます。

以上です。

○議長(松木慶光君)

残り、あと4分です。

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

今の中部横断道との宇野尾トンネル、そちらのほうは俗に言うアクセス道路になるかと思うんですが、中部横断道に絡んでですが、六郷から富沢までが新直轄方式、増穂・六郷間は中日本での運営と、そういう形になるわけですが、先ほど町長の話にもありましたように、52号になんかあった場合の、中部横断道が緊急避難的に迂回路になるような、そういう話もござい

ました。この迂回路になるんであれば、六郷増穂間も新直轄のほうがいんではないかなとい うふうに単純に思うわけですけども、そちらのほうの再考はどうなんでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

ただいまの質問は、国の第2回の国幹会議での決定事項でございますから、ここで私がどうのこうのという筋合いのものではございませんので、ぜひひとつ、ご勘弁願いたいと、こんなふうに思います。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

それは当然分かっているわけなんですが、やはり、そういう流れの観点からいきますと、そういう方法が国にとっても、また地元にとっても、また国道52号を利用する中においても有益ではないかと、そういうふうな考えのわけです。ですから、町のほうも含めて、また県のほうにもお願いする中で、そういう再考の方向に進めていただけないかなと思います。そういう考えでございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に1点だけ、お伺いします。

「創・甲斐プラン 2 1」に代わる計画策定、これは 2 0 年まで「創・甲斐プラン 2 1」があるわけですけども、その後のそれに代わる計画策定があれば、また、それに向けての働きかけの予定をお伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

当然、道路整備計画は継続性がございますので、議員さんのご質問も継続していくわけでございます。これらは、うちの町長が会長になっております、西八代縦貫道整備促進期成同盟会の中で、直接、知事、土木部長、県議会議長に要望等を毎年してまいっております。平成19年度も、その予定でございます。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

松浦君。

○1番議員(松浦隆君)

本当に最後になりましたけれども、そういう形の中で、町のほうがわれわれ、新町になって 左岸のほうが、非常にまだ不便な思いをしている。それはもう、現実的に、先ほど町長からお 話しになりましたけれども、地形的な問題もあると思うんです。また、県と国の違いもあると 思いますけれども、ぜひ、やはり左岸が甲府圏内に1時間での通勤可能な状態になるように、 町長も含めてお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうござい ました。

○議長(松木慶光君)

以上で松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。 開会を午後1時といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。

教育長と教育委員長は、教員の人事のため、午後欠席でございます。

次は、通告の4番は渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

私は2点について、質問をしたいと思います。

まず1点目、投票区・投票所の再編について。この問題については、昨年の12月議会、それから今議会でも同僚議員の質問があり、重複をしないということで、質問をしていきたいと思っています。

午前中も質疑があったわけですけれども、今回、その投票区の再編をされるという3地区、いろんなところがあって、答弁にもあったように、下部地区では長塩区、それから北川区、それから中富地区では手打沢区、それから八日市場、大山という連名で要望書というのが、区として上がっているという話でした。

区として、こういうふうに上がってはいるんですけど、あと住民の方たちから、やっぱり声を聞く機会がありました。車を持っている方たちというのはいいんですけど、やっぱり、今まで、近くで投票ができたけれども、今度は車で遠くに行かなくてはいけないということで、そういう方たちがなかなか、今度は、そんな車に乗って行かなくてはいけないんだったら投票できないんではないかとか、行ききれないとかという、そういう声がたくさん聞かれました。そういう3地区、同じようにお聞きをしたんですけども、どこもやっぱり、こういう声を、ぜひ言ってほしい、伝えてほしいということで、そういう、主にお年寄りの声がたくさん、ありました。

論議を、一般質問のやりとりとかをお聞きする中で、私2つ、問題があるんではないかなというふうに思っています。お年寄りから、いろんな住民の方からお話をお聞きする中で、投票に行けなくなるという声がありまして、そういう声が届かなくなるんではないかということが、すごく心配になったんですよね。これは単に、不便になるという問題ではなくて、投票する権利、それが侵される、侵害されるということにもなってしまう。だから困るんだという声がすごく多くなりました。

本来、行政はこの投票する権利ですね、住民がこの権利を行使するために配慮しなければならない義務がありますけれども、ここのところが、なんか、その重要性という、どういうふうに投票する権利を保障していくのかというところが、私はあんまり大きく考えられていないんではないかなというところが、問題ではないかというふうに思いました。

車の相乗りをすればいいとか、それから相互の助け合いで、そういうふうに車の相乗りをしてほしいとかということというのは、住民に投票する権利を保障するという立場からの話では

ないんではないかなと。そういう、次元が違う問題ではないかなというふうに、私は感じました。

行政として、投票する権利を保障していくために、どういうふうにしていかなければいけないか、どういう努力をしていかなければいけないかというところが抜けているというふうに思いましたので、それが1点と、どういうふうに、そのことについては考えていくのかということが1点。

それから、反省すべき点ということで、総務課長のほうからお話があったのは、議員とか審議会に、事前に話をしなかったということを反省しているというふうにおっしゃったんですけれども、もちろん、それもありますけども、多くの住民にやっぱり、もっと細かな情報を事前に伝えて、納得ができるようなやりとり、それが私は不足していたんではないかなというふうに思っていますので、その点についても、どうお考えなのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。この2点について、お聞かせください。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

お答えをいたします。

先ほども芦澤議員の質問にお答えしたとおりでございますが、若干、では付け加えてご説明させていただきます。

まず1番目の、声が届かなくなるではないかと、選挙の権利を保障していくべきではないか ということでございます。

先ほども言いましたとおり、国民の権利でございます。また、参政権もございます。選挙に行かれないではなくて、選挙に行くことによって政治に参加するということでございますので、積極的に、そこらへんの行使をお願いしたいということでございます。車がない交通弱者という問題もありました。投票所が近くにあればいいんですけれど、やはり行革という面、効率的な面を考えて、今度の再編をさせていただきましたので、ぜひ、選挙民の方々には期日前投票制度、また郵便投票制度もございますので、ぜひ、ご利用をいただいて、選挙権を行使していただくよう、お願いを申し上げるところでございます。

2番目の反省点でございますが、やはり広報等で十分お知らせをしてから、先ほども言いましたけれど、パブリックコメントといいますか、意見募集をして、広く一般から意見を募集するということも必要だったわけでございますが、まだまだ制度的にそこまでいっておりませんでして、これからまた、投票所の再編、見直し等もあろうかと思いますので、その際には十分、町民の皆さんの意見募集をして、見直しを図っていきたいと反省しております。よろしくお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

前段のことなんですけども、ここのところがいつも、お言葉では大切な権利だからとかというふうにおっしゃるんだけど、町として、それを保障するために、どういうふうな努力をされているのかというところが、抜け落ちているんではないかなというふうに、何回聞いても私、そういうふうに思うんですよね。期日前投票とか、もちろんデイサービスとか、そういうこと

で行ける方は、そういうのを利用して行くということも考えられます。しかし、やっぱり、ここで一番、問題になるのは、そういうところにも行ってなくて、投票所にも、家族もいなくて行けないという方たちをどうするのかということが、きちんと、そういう方たちを保障するということがない限り、いくらご協力をお願いしますと、行使のためにというふうにおっしゃっても、そういう保障を、きちんと町で考えていただかない限り、そういう方たちは行使ができないんではないかということを私は言っているんですけども、そこのところがなかなか、建前なのか、言っていることと、今回、なさったことが違うんではないかなというのが、一番心配なんですね。

もちろん、その期日前投票とか、そういういろんな方法があって、それができる方はいいんですけれども、なかなか、そういう方ばかりではないと。そういうところに行けない方たち、今まで、近くで投票できた方が、この新旧の一覧表を見せていただくと、本当に山付きのところとかというところで、やっぱりお年寄りの一人暮らしが多い方たちが対象になる。そういう現実があると思うんですね。だから、そういう方たちをどういうふうに、町として保障していく手立てを考えているのかというところが、きちんと住民の皆さんに理解できないと、住民の皆さんいろんな意味で高齢化も激しいし、財政的にも厳しいという問題は理解をされていると思うんですけども、だけど自分たちの権利を行使するという、その問題とはやっぱり、きちんと権利は行使したいというふうに思っているのに、それができないという現実があるわけですから、そこのところが、私は問題だというふうに思っているので、そこのところ、町はどういうふうにクリアして、考えているのかというところが出てこないと、住民の方たちの理解も得られないんではないかなというふうに思っているんですけども、そのことについて、もう1回。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

先ほども言いましたけれど、やはり選挙をするということが、まず第一義だと思います。投票できないではなくて、選挙を自分たちがして、それを政治に反映させていくということが必要だと思います。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

できない方が現実に出てきてしまう。そこが問題だと、私、さっきから聞いているんですけ ど。なんか、マッチするような答弁がいただけないんですけれども、では町長、最後に。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えいたします。

今回の投票所の再編につきましては、いろいろな経緯があって、12月議会でもお二方がご質問されたし、今日も芦澤議員が午前中おやりになりました。8月30日でございますけども、この再編についての選挙管理委員会の皆さん方が、大変ご熱心にお取り組みをいただいて、身延地区の説明会をおやりになったときに、前の委員長さんの深沢隆房さんが急性心不全と申しますか、倒れられて、身延山病院へ運ばせていただいたんですけど、残念なことにお亡くなり

になりました。

委員長の奥さまに、そのときに、ちょうど病院で診察をされているときにお会いして聞いたんですよね。そのときに奥さんが、本当に今夜、なんか体調があんまり思わしくなくて行きたくなかったけど、やはり選挙管理委員長として務めを果たさなければならないからということで、車で出かけたというようなことをお聞きしまして、やっぱり、選挙管理委員の皆さん方は、そういうことを真摯にお受け止めになって、本当に今回の、要するに再編については、亡くなられた前委員長さんの意を体して、一生懸命におやりになっていただいたということで、急速に結論が出たということが事実でありますので、そのことは選挙管理委員会でお決めになっていただいたことでございますので、行政としてどんなふうに、このことについて取り組めばいいのかということが私どもの課題ですし、今、そのことを問われているわけなんですね。

ですから、課長会議3回ほどございましたけども、要するに、その行政としての取り組みについて、どういう格好のものを私どもがやらなければならないのか、課長会議でよりよい方法を見い出していただきたいということで、3回ほどやりました。いろいろ、話が出ました。それなりに、また、今日ここで、どういう格好のことで対応していくかというのは、具体的には申し上げるような段階ではありませんけど、ほぼ固まってはおりますけど、やはり、それぞれの、今、渡辺議員がおっしゃるような、高齢者や障害者の皆さん方にある程度、要するにサポートさせていただけるような措置を講ずることが、行政の一つの役目であろうかなと思います。

ただ、公職選挙法に抵触するようなことはできないわけですから、その触れない範囲で、私 ども行政として、できることはやらせていただくということでございますので、最初から、な んかボタンの掛け違いみたいな格好で推移をして、大変、議会の皆さん方からのご叱正をいた だいたわけでございますけど、今後とも、こういうようなことがありませんように、反省をさせていただく中で、今回の措置については、それなりの対応は、できる範囲の対応でございますけど、やらせていただくようなことはさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

では、2点目に移りたいと思います。

資源およびゴミの分別収集ということについて、お尋ねをいたします。

1つ目ですね、実績と課題ということで、昨年4月から資源ゴミの新たな分別収集が始まって、今までゴミとして燃やしていたプラスチック類、それからミックス紙が資源として回収をされ始めました。いろんな方からお話を伺ったんですけども、当初は本当に分別が面倒だったと。今まで、全部、ゴミで燃やしていたのが、プラスチックとかミックス紙とか、最初は本当に面倒だったけれども、今はもう習慣で分別をしていると。今まで、この分別していたものをゴミとして、大量に燃やしていたんだなというふうに思うともったいないし、とても無駄なことをしていたという声を、たくさんの方から聞いています。

住民の方たちも、本当に昨年から関心も出てきましたし、協力もすごく多くの方たちに協力をしていただいて、燃すゴミなんかもすごく減ったなという実感をしていますし、プラスチックなんか、容器の中にも目いっぱいなのが、収集の日には置いてあるのを目にして、皆さん、関心も出てきたし、協力もしていただいているんだなということで、うれしく思っています。

実績と同時に、今後の課題ということで、いくつかお尋ねしたいと思います。

収集所の増設と、私、書いたんですけど、この件については町長の施政方針にもあって、増やしていただけるということでありましたので、この件に関しては、これは当初からも要望がたくさんありまして、遠すぎて、分別しないでゴミに入れてしまっているよという方がたくさんいらっしゃったので、これは増設をぜひ、お願いしたいというふうに思ったんですけども、これは今回からですか、増設をしていただけるということなんですけども、この増設の条件ですね、どういう条件があるのかということを教えていただきたい。

それから今、燃しているものの中で一番多いのは、やっぱり生ゴミだと思うんですね。この生ゴミの回収なんですけど、たしか町内何カ所かで、モデルで回収の事業をしていると思うんですけども、その結果と、今後については、どういうふうにお考えなのかということ。それから、プラスチック類の回収ですね。このことに関しては、本当に皆さん、ご協力をしていただいて、たくさん出ているという。最初は、そのプライバシーの問題とかということと、その容器のことでいろいろお話もあったんですけども、今は大きくて、ちょっと大変だということで、月に2回収集があるんですけど、もうちょっと、多くしていただければ、あんなふうに多くならないで、持ち運びもできるんではないかなというふうに、車で行ける人はいいんですけど、なかなか、そうだけではないので、そこのところも検討していただければなというふうに思っているんですけども、その袋の問題ですね。

リサイクルステーションなどの要望ということで、この問題、プラスチック類の回収にして も、風の強い日がここのところありまして、飛んでいってしまう。石を置いたり、何かしら、 ステーションの外に出ているのが、いろいろ工夫は、個人的にもしているんでしょうけど、な かなか、ここのところ風が強いものですから、飛ばされる心配をしているとかということで、 リサイクルステーションの要望なんかがありますけれども、市川三郷なんかでは、いつでも出 せるということで、ああいうリサイクルステーションなんかあるんですけども、そういうよう な要望があるんですけども、それに対しては、どういうふうにお考えなのか。とりあえず、実 績と課題ですね、この点についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長(松木慶光君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

渡辺議員にお答えいたします。

まず4月1日から、今度増設されます。その条件的なことですけども、これは峡南衛生組合が主になって、アンケート調査をいたしました。その中の条件として、まず、区で置く場所を確保してください、これが1点と、もう1つ、1つの区で2カ所にお願いしますという条件設定がございます。これが条件でございまして、これを周知しまして、返ってきたもの、意外と増設増設と言葉では言うんですけども、集落へ入りますと、増設する場所を決めるとなると、勝手に家の前へやっては困るとかというのが、必ず出ます。それで、どうしても、こういうことでトラブるわけですから、衛生組合のほうでいろいろ考えて、過去のデータも持っています。ここは少ないですねとか、全部あります。

いずれにいたしましても、去年の、始まって、6月議会から、当初、説明会のときに望月秀 哉議員のほうから、増設のほうはどうかというのがありましたので、そのことをうちの町長の ほうも心配しておりまして、早くしてくれないかということで、結構、進めてきたつもりでい たんですけども、やはり、物事のバックデータ等々を調べなければならないということで、そんな感じになって、1年かかって4月1日から2カ所にと、希望の区では2カ所という形になりました。中には従来どおりでいいと、はっきり言っている区もございますので、そういう形で進んでまいりました。

それから生ゴミの結果でございますが、資源ゴミとして行ってきました。可燃ゴミが前年度の、これは2月末現在でございますが、前年度同月比で一般家庭からの可燃ゴミが3,359トンから2,761トンへ559トン減というふうに、数字は挙がっております。また、資源ゴミでございますが、今言われた家庭の生ゴミ等のモデル事業で行っておりますものが、219トンのものが669トンという形で、450トンの増でございます。今まで、450トン分を燃していたわけですけど、これをさらに肥料化にしてやっているという形でございまして、生ゴミばかりではございませんけども、そういう形で450トンが増となっております。

それから、袋の問題でございます。これも衛生組合のほうでも担当者、また幹事会でも慣れてきたなということがございます。先ほど、先生が言われたように慣れてきました。慣れてきたはいいけど、あの袋は大きいよねと。もう少し、なんとかできないかなと。もう1つには、袋を小さくするであれば、回数を増やしたらどうだという意見もございます。今、それは協議しておりますけども、峡南衛生組合の幹事会、ならびに担当者会では、もうすでに行っております。ただ、その上の上部団体、いわゆる組合、議会にはまだ諮っておりませんが、今のところは、そういう形で、これを今後、どうしようというところまでは、今、話は進んでおります。

それから、市川三珠はそういう形で、なんかやっているようでございますが、うちのほうはどうですかという問題ですね、いつでも出せるようにという形のご質問でございますが、うちも峡南衛生組合が主になっておりますし、市川三郷のほうは民間委託をしているというところが大きな差でございまして、うちのほうも物理的にあれもこれもやるわけですから、どんなものだろうということも、相談には、その話の中には出てきますが、今の現状でやってみて、では、その生ゴミを処理したとき、そして分別収集を拡大したとき、今のスタッフで足りるでしょうかということも懸念されます。

一応、今回については、今の状態で進んでいきながら、さらに町民の皆さんの協力を得て、 生ゴミを減らしていく形をとっていけば、なんらかの方策が見えるだろうと。もしくは一部を 民間委託、1つのエリアですね、そういうようなことも考えてみたらどうかという話は、今、 出ています。しかし、これとて、組合議会のほうにも諮らなければならないわけでございまして、私たちが勝手に考えて、勝手にこういうほうがいいだろうかということは考えております。 そんなところで、よろしいでしょうか。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

収集場所の増設ということで、各区で2カ所、思ったようには挙がらなかったというふうに おっしゃるんですけど、もし、例えば今後、今回は挙がらなかったけれども、まだ1カ所だけ ども、ここがいいよというふうに、地主の方も了承して、皆さんもそれでいいというふうになったら、随時増やしていただけるのかどうなのかというのが1点と、それから生ゴミの回収です よね。いろんな生ゴミ、今、資源ゴミに入っているというふうにおっしゃったんだけども、今、モデル事業をして、全町的にそういうふうに移行できるような、そういうことはできるのかど

うなのか。そこのところをちょっと。

○議長(松木慶光君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

失礼しました。今の質問の答弁を、さっきはしませんでした。申し訳ありません。

うちのほうでは、峡南衛生組合もそうでございますが、私たちの環境課といたしましても、 峡南衛生組合に申し入れているのが、とにかくゴミをなくしてしまおうという、大きな柱を持っ て進んでいます。なるか、ならないかは皆さんのご協力がなければできないわけですけど、そ ういうまちづくりにしようと。観光立町になるには、ゴミをなくしてしまおうではないかとい う、とてつもないことを柱としてやっております。

ということでございまして、今言われた生ゴミの状態を今後、もっと拡大しようと。ただし、 その事業所と一般家庭とございますので、ここはまた、法律のやっかいなところでございます。 そのへんをどうしてクリアしていこうかと。その段取りに入っています。

次年度について、次の段階の構想というのが、まず、集合住宅といいますか、町でいえば町 営住宅のようなところを、まず対象に、やはりモデルをつくってみようと。そして、物理的にできるか、できないか、協力が得られるか、得られないか、これによって、ずいぶん左右されるわけでございますが、一般の家庭をやることも大切でございますが、うちのほうが物理的に動けるか、動けないか、このぐらいやればいいよというものを、まずやってみるべきではないかということは、今現在、幹事会でも話に挙がっています。いずれ、次年度に向けて、その取り組みは組合議会のほうにも報告しなければならないわけでございますが、一応、そんなところでございます。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

では、次に廃油の回収ということで、一般家庭の廃油というのは、そんなには出ていないと思うんですね。使いまわしをしたり、それから石鹸を作ったりということで、そんなには出ていないとは思うんですけども、でもまだ、簡単に捨ててしまっているという方もあるとも聞いていますので、そういう処分に困っているところ、それから事業系で、やっぱり困っているところというのはあると思うんですね。今は、いろんな女性団体で石鹸を作ったり、それからバイオディーゼルの燃料にしたりということで、いろんなリサイクルの方法も出ているとは思うんですけれども、この廃油の回収についてはどういうふうにお考えなのか。これは、2月の広報の裏のほうに、静川小学校の子どもたちもいろいろ頑張っているという様子も出ていますし、やっぱり小さいころから、みんなで考えていくというのは大切ではないかと、そう思っていますけれども、この廃油の回収について、どういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

お答えします。

まず廃食油のリサイクルの1つとしまして、全国的には自治体やNPO法人での取り組みが

されています。BDF、いわゆるバイオディーゼル燃料ということでありますが、それへの利用が挙げられます。

この取り組みは収集、精製、それから精製したBDFの車両への利用と、この3つの要素から成り立っております。収集につきましては、拠点収集や個別収集などが挙げられますが、収集場所の設定、品質の安全性確保、収集人員確保などの収集体制を整えていく必要がございます。

なお、廃食油は引火性物質であることから、安全面への配慮へも不可欠となってきます。また、全国の事例を見ますと、廃食油自体が不足しております。収集するのに苦労している団体も見受けられることから、本町単独では多くの収集量は期待できないかと考えております。

精製につきましては、精製プラントを導入する場合、初期費用や維持管理費、また設置場所や人員の確保など、多くの課題が挙げられます。そのため、県内において、すでに精製プラントを整備しているNPO法人などに依頼する方法も、1つの方法であると考えております。

また、精製したBDFの車両につきましても、燃料変更に伴い、車検証の記載事項の変更が必要となり、BDF自体も道路運送車両法に定められた規格に適合している必要がございます。 実施主体につきましても、町単独や峡南衛生組合の取り組みが、さらに広域的な取り組みまでを視野に入れるとともに、NPO法人や町民との共同作業として取り組むことが本事業を持続させ、拡大させる要素ではないかと考えております。

以上の点から、廃食油リサイクル事業の導入につきましては、先進地における事例などを参考にし、また近隣町やNPO法人などの情報交換を図りながら、本町に適した取り組みを研究することにより、綿密な計画のもとに実施していく必要があることから、現在、さまざま情報収集や分析に、今、努めております。

なお、他の廃食油リサイクルとして、今、議員さんが言われました石鹸を作るということも 挙げられますが、これにつきましても、現在、各地域の環境ボランティアなどの皆さんにより、 熱心に行われているところでございます。

また、静川小学校においても、学校独自で児童が廃食油のリサイクルに取り組んでおります。 児童が自宅で使用済みになった油を学校に持参し、ある程度集まった段階で増穂町にございますNPO法人に届け、BDFにするというものでございますが、また子どもたちから町に対しましても、町長に対して廃食油リサイクルの提案もなされております。子どもたちが環境に関心を抱き、真剣に町の将来を考えていることに、私も行政も真摯な気持ちで応え、取り組んでいかなければならないと受け止めております。

このような学校での取り組みを生かし、廃食油リサイクル事業を環境教育の観点から捉えた、 環境教育推進事業として取り入れることも視野に入れて、子どもたちからの提案にも応えてま いりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

分かりました。いろいろ廃油の回収については、難しい問題もあるとは思いますけれども、 環境を守るという立場でやっぱり、小さいころから、子どもたちにも広めていく中で、町民全 体で、この運動を進めていきたいなというふうに思いました。 最後に、ふれあい収集ということで、3点目なんですけども、高齢者世帯、それから障害者 世帯など、ゴミを出すこと自体が困難な人たちのために、定期的に自宅まで収集にいく、ふれ あい収集ですね、これができないものなのかなということでお聞きしたいんですけども、甲府 市ではモデル事業というのを終えまして、この4月から実施の予定と聞いております。これは 安否確認も含め、重要な福祉の施策とも絡まって、重要なことではないかなというふうに思い ますけれども、そのことについて、どういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいと 思います。福祉と環境と、両方あると思うんですけど。

○議長(松木慶光君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

峡南衛生組合で行うことですから、ちょっと直接的には関係ないわけですが、先ほど言った 老人や高齢者の方や障害者の方に自宅へ行ってゴミを、代わりに収集場所へ持っていくという ことですか・・・そういった件につきましては、やっぱり近所の、その付き合いの中から、付 き合いといいましょうか、そういった部分で、福祉的にやっていくということが一番いいこと だと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

今、言われた安否確認という言葉が出ましたけども、これは環境サイドでできるものなのか、どうなのかというのが、ちょっと疑問がわくところでございまして、要するに今からの、次のことに入る等、医療機器の分別というか、そういうことに入ってきます。きつく、これが入ってきます。当然、しなければならないわけですから、そういうことになろうかと思いますけど、そのときに、今、福祉課長が言われたように、どっちのものとかということではないんだけども、要は福祉さんの力も借りなければできないということもございます。私たちも、うちの課の中では、この話はときどきします。しかし、収集自体をやるのは峡南衛生組合でございますので、このへんのことについて、構成町である市川三郷および早川町にも関係してまいりますので、実施に当たっては峡南衛生組合の幹事会、もしくは担当者会に諮って、協議してまいりたいなと、こう思っています。

いずれにいたしましても、福祉サイドで、うちはこうだからと言われても困るわけでして、うちはゴミが専門ですから、それを福祉の、今言った安否確認となると、また、いろいろな問題があろうかと思います。おそらく、甲府市なんかでは障害者を対象にしたというふうに、私たちはインターネットで見ておりますけども、障害者を対象にして、その人たちの何級以上はこうするというようなことが書いてございました。そのことだと思いますけども、一応、うちらのほうの環境課としては、この話はデスクにのぼっておりますけども、峡南衛生組合にしては、まだ、そこまで諮っておりませんので、これらを順序よくやっていきながら、実現に向けて考えていきたいなと思っております。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

さっき、福祉保健課長のお答えの中に、近所の人ができるではないかと。もちろん、できる方は、それは必要ないと思うんですね。ただ、やっぱり高齢者世帯、それから障害者世帯が近所に、そういう方がいなくて、本当にゴミを出すのも大変という声も、私も聞いています。そういうときに、こういう制度というのが必要ではないかなというふうに思いますので、実際問題、そういう声というのは町のほうに、では届いていないということなんでしょうか。私は、その要望を聞いているんですけれども、そういう、これはさっき、おっしゃったように、福祉と、その環境で一緒に協力して、これは福祉とか環境とかということではなくて、住民の生活をどう支えていくのかというところでは、一緒になって考えていっていただきたいなというふうに思っていますので、近所の助け合いで、もちろんできるところはしていただくんだけども、できない部分をどうするかということで、考えていただきたいというふうに思っているので、そこのところ、もう1回、今後、そういう住民の声を聞くというか、そういう調査なり、なんなりする必要があると思うんですけど、そのことについて、お聞きしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

ふれあい収集という言葉自体を、ちょっと詳しく知らなかったので、やはりインターネットの時代でありますので、当然、調べてきました。そうすると、特に神奈川県のほうで、2、3の市町村でやっているようです。それで、ふれあい施設という言葉は、ここで1つの例ですが、みずから集積所まで資源ゴミや普通のゴミを持ち出すことが困難で、身近な人たちの協力を得られない世帯を行政が経費を出して、いわゆる収集を行うようなことが書いてありました。そうなってきますと、やはり、福祉的にはそういった方が入れば、一番いいことですが、今度は実際、そういう職員といいますか、そういう人を使って、各家庭へ行って、ゴミを収集するということになりますと、非常に経費等も問題がありますので、先ほど、環境下水道課長が言ったように、峡南衛生組合のほうで、いろいろお話し合いをしていただいて、今後、どうするかを決めていただくのが一番よいといいますか、直接、今、自分の課にはそういう困った人たちの声は、今のところ、民生委員さん等を通じて、自分は、直接は聞いておりません。

以上です。

○議長(松木慶光君)

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

声が届いていないということなんですけども、やっぱり高齢者世帯、高齢化が著しい地区においては、やっぱり、ご近所に頼めないというところも段々、出てくるんではないかなというふうに思うんですね。町には、そういう声が届いていないということですけれども、やっぱり、そういう高齢者や障害者の生活をどういうふうに援助していけるかという視点で、やっぱり、いろいろな施策を進めていただきたい。このゴミの問題にしても、やっぱり、そういう立場で進めていただきたいと要望しまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長(松木慶光君)

以上で渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。 次は、通告の5番は河井淳君です。 河井淳君、登壇してください。 河井淳君。

○2番議員(河井淳君)

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、観光行政についてでございます。

現在、国でも美しい国日本を掲げ、安倍首相も観光立国、関係閣僚会議の中で、観光は国民生活の安定充実や国際平和の象徴であるとともに、地域の活性化に貢献し、相互理解を通じて、国際交流の進展を促すなどの多様な意義を持っている。内閣が目指す美しい国づくりを進める上でも、非常に重要だと認識している。今後とも美しい国日本の実現に向けて、観光立国を推進する施策を、これまで以上に進めていきたいと、あいさつしています。

また、県におきましても、横内知事は県議会の中で、施策の基本的な考え方として、7つの項目について述べております。その中で、その2番目としまして、力みなぎる山梨、トップセールス宣言として、知事自身がトップセールスマンになり、県庁職員とともに山梨のよさを全国、全世界に情報発信し、企業誘致、観光客の呼び込み、県産品の販路拡大などに精力的に取り組んでいくとしております。

また、その6番目には集う山梨、癒し日本一宣言として、山梨県は水と緑の宝庫であり、温泉、果物、ワインなど山梨ブランドを活用して、県内外の人々が集うことができる癒し先進県を実現します。また、東京の奥座敷として、地理的優位性を生かしながら、山と森と湖の観光を呼びかけるとともに、グリーン・ツーリズムの普及、既存観光資源のリニューアル、温泉療養都市づくりなど、観光県としての振興を図ってまいりますと述べています。

その中で、わが身延町の観光課があるように、観光立町を掲げ、非常に観光に対して、力を 入れているところであります。改めまして、町の観光に対する考え方を伺います。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

では、お答えをいたします。

観光立国、観光立県、観光立町ということで、その流れは私どももしっかりと受け止めて、やらせていただいているところでございますので、今、身延町が持っています観光関係の、要するにポテンシャルと申しますか、そういうようなもの、いろいろと整理をさせていただいている段階でありますので、去年、田中先生にお願いをした、富士川身延野外博物館とか、そういうようなものは、要するに身延の町の、あらゆる地質から食べ物まで網羅した資源をまとめていただいた、こういう冊子もありますし、それと今回、こういう格好で、議員の皆さん方には、ちょっとゲラ刷りでございますけど、お届けをして、町のいろいろな、要するに名所旧跡、神社、仏閣等のあれを整理させていただいて、とりあえず、いろいろな面で準備を整えさせていただいておりますので、県の観光施策に沿いまして、町のほうも、合併をしてから2年5カ月ほど経ちますが、観光立町ということで、観光課を中心に大いに推進をさせていただいておるところでございます。で、観光協会、そして商工会等とも連携を密にしながら、さらにまた、富士川地域の観光振興等も、この連携をとる中でやらせていただいておるところでございます。

それぞれの計画については細かく申し上げませんが、とりあえず身延山、下部温泉、そして 和紙の里、中富の和紙に関わるいろいろなこと等につきまして、全体を網羅しながら、それぞ れ相乗効果ができるような格好で、おいでになる方に心を癒していただけるような、要するに観光の町にしていきたいなと思いますし、また町民の皆さん方にも、いろいろ、これはそのためにつくらせていただいたわけでございますけど、町民全員がガイドをしていただけるような感じで、身延町の、要するに観光名所、いろいろなものについて、それぞれの皆さん方が知っていただいて、そしてまた、ホスピタリティーですか、そういうおもてなしの心を養っていただくというようなことで、いろいろと施策を展開しておるところでございますので、ご質問のいろいろの経過の中で、細かい点につきましては、またお答えをしたいと思いますが、大筋ではそういう格好で、中部横断自動車道から富士北麓の、本栖湖等々の富士五湖等へつながる新しい道路の構想等も県のほうへ上げてあります。あと静岡空港も21年の春に開港ということ、清水港も一応、港湾整備をしておるようでございますので、南へ大きく開いていく可能性が十分あるわけでございますので、これらのことを一つひとつ整備をしながら、実現をしていきたいなと思っておるところでございます。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

観光に関する考え方のほうは、今、お聞きしたとおりだと思います。

旧町時代からも、この観光に対しては各方面で、いろいろ施策が行われてまいりました。新しい身延町となりまして、2年数カ月経ちますけれども、今まで旧町単位で、それぞれやられてきたことが新身延町となりまして、身延、下部、中富と、それぞれ観光資源が増えたわけですけれども、それをまとめて活用していくということが、新身延町に対して必要なことであると思います。2年数カ月経ちまして、現状、合併後、観光に対する施策等、どのように評価をしているか、伺います。

○議長(松木慶光君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

河井議員にお答えいたします。

おそらく2年間の実績ではないかと思われるんですけども、一応、2年間でやってきた大きなことだけを、ちょっと発表させてもらいます。

2年間を経過しまして、厳しい財政の中で、少しでも町内の経済の発展を生み出す、各種の 事業を行いながら、合わせて、先ほど町長が言いましたとおり、町民の助成にも努めてまいり ました。

主要事業でありますけども、まず最初に身延町観光連盟の創設を行っております。これは、合併協定書の中に、観光協会が2つあったわけですけども、身延山観光協会と下部観光協会があるわけですけども、これらをなんとか一本化できないかという中で、一生懸命、それに努めてまいりましたけども、集客の形態が両方、全然違いますものと、それから長い経過の観光協会の実績もありまして、厳しいものがあります。そこで一応、身延町観光連盟という連盟をつくって、その中へ入れ込みまして、県だとか国への要望の場合は、この連盟の名前で、今、あちこちのほうへ宣伝をしております。その中には西嶋和紙をなんとか売りに出していこうという中で、地場産業であれば産業課のほうでございますけども、うちのほうとしては産業観光と

いう位置づけの中で、西嶋和紙工業協同組合もその中に入れて3本柱で、それに商工会が入って観光連盟というのを設立しております。

それから、町のPRの名刺をつくりまして、デザインは5種類です。その中に、議員の皆さんも使われていると思いますけども、町民みずから町を宣伝してほしいという中で、現在も続けております。

それから地域資源活用推進事業による新しい観光資源の発掘でございますけども、企画とと もに、うちも入ってやっております。

それから下部温泉の新源泉の採掘、これも今、一生懸命、各旅館が引き入れておりますけど も、問題はあるわけですけども、そういうことです。

それから本栖湖の公衆トイレの建設等、合わせて西岸の整備事業を行っております。これは 旧町から環境の問題で、5千円のお金から、今回は新千円札になったわけですけど、写真屋さ んが多くて、あのへんに大小構わずあるものですから、一応、そこへ素晴らしいトイレができ て、今、身延森林組合にお願いしまして、トイレの前を整備しております。

それから観光振興ビジョンの作成なんですけども、商工会が合併と同時に、観光にも力を、 町長が観光立町ということですから、それらも含めながら、町と一緒にやっていこうというこ とです。その中にも全員加わり、ビジョンを作成しております。

それから、もう1つ。町民予算提案事業による町内巡り事業の実施でございますけども、それは今年度にも載っております。

大体、これが主なものですけども、その他、東京、静岡、それから名古屋、大阪等、キャンペーンも、県と協力しながら、今年は風林火山がテレビで放映をやっておりますので、それらも交えて観光キャンペーンが多いわけでございますけれども、今日も東京に2人、キャンペーンのほうを進めております。

何せ、それをやったから、すぐに集客に表われるというわけではありませんので、大変難しい、観光の仕事ではないかなと、つくづく感じております。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

今、課長の答弁にありますように、町としましても、いろいろな施策を講じていただき、予算の少ない中で、いろんな施設を充実させるために、ご努力いただいているわけでございますけれども、その中で、都市部では景気が上向きであるというような報道がされ、いろいろな面で、景気浮揚といわれておりますけれども、身延のような地方におきましては、まだまだ、そのような実感がまったくなく、非常に厳しい情勢が続いております。その中で、町としましても、いろいろ施策を行っていただいているわけですけれども、この身延町の観光の現状をどのように把握しているのか、伺います。

○議長(松木慶光君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

そうですね、一応、新町になったときに、一番最初にみんなで検討をやったんですけども、 パンフレット、マップの中にもあるとおり、新町を下部エリア、それから中富エリア、それか ら身延エリアの3つに分けまして、そのエリアをそれぞれ連帯しながら、既存の観光はもとより、新しい観光資源の発掘・整備を行ってきたところであります。

今、おそらく、皆さんも一度は乗っていると思いますけども、山交、京王で身延山から新宿まで、直接バスを出しております。それができてからは、うちのほうもおそらく東京へ行っている、そのまま行く人もあると思いますし、また向こうから3本、往復6本やっておりますので、それらも利用しながら、今回、山交さんの高速バスへ、身延の観光協会のほうへバスのところに大きな宣伝を、1つぐらい、30万円ぐらいですか、観光協会が独自で出して宣伝をやっておこうと。1年間、その宣伝料は無料だよと。そのバスは全国を走るそうです。だから山梨ばかりに、それが通るわけではありませんけども、そういったものを利用しながら、今、観光の誘客のために、私たちも努力しております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

今、ちょっと、身延町の観光の現状について、お聞きしたかったんですけれども、今、取り 組みのほうを、課長のほうから答弁をいただいたわけですけれども、町長に伺います。今の身 延町の観光の状態はどのようなものであるか、どのようにお考えであるか、簡単で結構ですけ ども、お願いします。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

僕は一応、質問にお答えするより、河井議員のほうが旅館を経営しておいででございますので、実態は把握をされておるわけでございますけど、さっき、今、身延エリア、下部エリア、中富エリアということで、それぞれ旧町時代に培われた、この観光事業というものは、それなりに機能をしているわけでございますけど、ただ、身延地区の場合は、身延エリアはやはり、身延山観光ということで、これは要するに信仰と観光という2つの両面からおいでになる方が多いわけでございまして、この中で、やはり、私どもは例年、多くなっているというような感じは、ちょっとつかみきれませんけど、そうかといって、少なくなっていることもないかなと思うので、現状維持をされているわけでございますけど、やはり身延山の場合は、夏場の団参の皆さん方がある程度、宿泊のメインということでございますので、この団参がなくなりますと、身延山門内の旅館の皆さん方は大変かなという感じがしますので、やはり、今の観光においでになる方のニーズを的確につかんで、やっぱり処さなければならないのかなと思うわけでございますが、そのためにはやはり、各地区の観光施設整備というものが、これはなかなか進んでおりません。そのことだけは、現実の問題として、やはり、それぞれの企業の皆さん、また個人でやっておいでの皆さんも、この現実を直視していただいて、整備をしていただけませんと、今後難しくなります。

大変、失礼な話なんですけど、ともかく下部温泉のああいう問題でも、もう4月にお湯が出てから、だんだん進んでいるわけですが、最後の詰めにきてから、一向に進んでいないと。こういうことは、要するに行政の、私どもが思うことと、なんとなく、地元の皆さん方のお気持

ちというのが、少し噛み合っていないのかなという感じがします。

基本的には、やはり地域の皆さん方が観光地としての伝統とか、歴史とか、そういうようなものをきちっとふまえていただいて、自分たちのブランドをしっかり立てていただけませんと、行政が一生懸命やろうとしても、なかなか、そこらへんは難しいという感じがいたしますので、これは観光協会の皆さん方、そして商工会の皆さん方、それに携わる人たちの、皆さん、大変一生懸命でおやりになってはおりますけども、なんとなく、まだ、そこらがひとつ、心配だなと。

現状、私どもが把握をさせていただいている面では、そんなふうな感じがいたしますし、それとやっぱり、3地区が連携してやっていただくということが、一番理想なんですけど、まだ、そういう点で、なかなか、身延へ泊まっていただかなければ、下部へやっては困るような、そういう、そんなふうなものも感じられるわけなので、お互いが切磋琢磨をしながら、競争でございますので、よりよいリピーターに来ていただけるような、状況づくりをやることが第一かなと思うところでございますが、その点は大変、厳しい財政状況下でありますので、それぞれの施設整備等には大変、難しい面もあろうかと思いますが、町といたしましても、できることはできるだけやらせていただいて、3地区のネットワークをきちっと組んでいただく中で、よりよい方向へ進めていただければと、そんなふうに思っております。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

今、町長がおっしゃるとおりだと思います。今まで、旧町単位で観光に関しましては、身延地区、下部地区、それから中富地区と、それぞれ動いてきたわけですけれども、合併して、それぞれの3地区が1足す1足す1で3ではなく、それが相乗効果として4にも5にもなっていかなければ、身延町が合併した意味がないのではないかというように感じております。

また、先ほど町長のほうからも話が出ましたとおり、静岡空港ですとか清水港、それから 10年以内に建設が完成予定されております中部横断自動車道等々、観光にとっては明るいものが見えております。その中で、今後、町がさらに観光を発展させるにあたり、どのように取り組みを進めていくのかというところを、今まで、ちょっと町長の話の中で重複するような点があるかと思いますけれども、締めくくりとしまして、簡単にお話をお願いします。

○議長(松木慶光君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

お答えいたします。

私個人としては、2年半やっておりまして、やはり中富和紙は別にしまして、観光協会があった2つのところは、割合、あぐらをかいております。困っていないような気がいたしました。ですから、私は最終的には観光業者、観光に携わっている人たちが積極的にやらないと、やっぱり、いくら行政が手伝ってもできないではないかと、私は考えております。だから、総合計画にもあるとおり、観光連盟を利用しながら、商工会とも携わって施策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

観光課長は立場上、いろいろあるわけで、僕は建前として、いくつか、要するに観光の基本 方針というのを、ある程度、立てさせていただいておりますけど、中身をきちっと申し上げれ ばいいんですけど、一応、表題だけで報告をさせていただきますけど、要するに、この観光の 基本方針でございますか、要するに達成をするための課題ということが、いくつかあるわけで ございますけど、まず行政や民間などの関係者が一丸となって取り組むこと。これは常識的な ことです。

2番目は、産業間の連携による他の地域にない観光地づくり。これはすでに観光協会、商工会、一応、森林組合とか農業組合とか、いろいろな諸団体の皆さん方がネットワークを組んでやっていただくという、西嶋和紙の協同組合の方もそうなんですけど、そういう格好でお願いをすると。

3番目は癒しや体験など、新しい視点からの観光資源の活用ということでございまして、これは下部温泉みたいに、癒しには最適なところでございますので、そのこと。新しい泉源が湧出をいたしましたので、そんなことでございます。

あと、年間を通じて楽しめる観光資源の開発ということでございまして、身延の場合は身延 山の、要するに諸行事の大体、四季折々に行事がございますけども、桜のシーズンが一番多い わけでございますけど、それだけではなくて、年間を通じて楽しめる観光資源の開発。

5番目ですけど、旅行者のニーズを見極めて、心の充足に向けた誘客対策ということでございますけど、これは今、柴原君が出向をしております富士川地域観光推進協議会でございますか、ここらでニーズを集めておいででございますので、ニーズの発掘。

6番目は、市場ターゲットを見定めた誘客対策ということで、とりあえずターゲットをどこへ絞るかということでございますけど、ここは東京へ近いわけですから、首都圏あたりとか静岡あたりをターゲットにということでありますね。

7番目は、峡南身延ブランドや身延町の周知度の向上と。

次の8番が適切な広報宣伝活動。これは今、やらせていただいております。

あと9番目は、進むIT社会への対応。これはインターネット等をフルに活用した広報等で ございます。

そして、あと静岡空港が開港ということもありますので、外国人観光客の誘致、これは富士 五湖あたりへも、結構、年間おおぜいの外国人がおいでになっておりますので、この外国人の 皆さん方に、こちらへ来ていただけるような施策を講じております。

1 1番目は、旅行者にやさしい社会基盤の整備ということで、これはなかなか、難しいことでございますけど、とりあえず、中部横断自動車道だとか、各道路関係等々の整備をしていくということも、1つのあれでございます。

次に、12番目が自然および景観の保全ということです。

一応、そんなことで今、いくつかの基本方針を達成するための課題を掲げまして、これを精査・検討をして、具体的に事業へ結びつけていきたいなと、そんなふうに思っておるところであります。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

厳しい意見やら、非常に前向きなご意見やら、お伺いしました。

これから、私も観光に携わる者としまして、力を入れて頑張っていきますので、今後ともご協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次に町営住宅についての質問に移らせていただきます。

まず、この町営住宅のことにつきましては、平成17年の第2回、第3回の定例会でも取り上げられておりますけれども、ここでまた、約2年近く経過しておりますので、改めてお伺いいたします。

現在、柿島団地の建設のほうが進められておりますけれども、町営住宅全体を見ますと、まだ非常に老朽化施設が多いのが現状であります。その中で、まず最初に簡単で結構でございますので、町営住宅に対する基本的な考え方を伺いたいと思います。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

基本的な考えでございますけど、やはり定住促進を図るためのひとつ、大きな要素でござい ますので、今、既存の町営住宅、大変、老朽化が進んでいるところが多いわけでございますが、 柿島団地を今年度から、19年度からスタートをさせていただくわけでございますけど、その ほかの、要するに町営住宅につきましては、やはり状況を、きちっと把握をする中で、大変、 老朽化しているところは、一応、整理をしていかなければならないなと思うわけでございます ので、それは逐次、作業を進めていきたいなと思っておりますので、できれば町営住宅、3地 区それぞれ、きちっとした格好で建設をすることが一番、よろしいかと思うわけでございます けど、ただ県営住宅とか、雇用促進住宅が今、あるわけでございますけど、その入居をされて いる方たちが段々減ってまいりまして、要するに空き室が多くなっております。このことにつ きましては、県営住宅や雇用促進住宅については、もう少し規制緩和をしてくれと。入居基準 が、ちょっときつすぎるんではないかということで、県の労働局長なんかにも、僕は話をさせ ていただいた経緯もあるわけでございますけど、県にもその話はさせていただいておりますけ ど、なかなかお役人さん、頭が固いので、うまい答弁を言えるようなことにはなりませんです けど、そういうような県営住宅とか、一応、雇用促進住宅とか、そういうようなものも活用を きちっとさせていただく中で、充足をできるような形を、今後とっていきたいなと思います。 柿島団地は、その一環としての事業であるわけでございます。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

今、基本的な考え方を伺ったわけですけれども、平成17年第2回の定例会のときにも同様の答弁をいただいたわけですけれども、その中で定住促進という観点からいけば、この町営住宅というよりも、分譲住宅や分譲地というようなものの開発のほうが、定住促進にはつながるだろうというようなことが考えられるわけですけれども、しかし、もともと、この公営住宅法というものの第1条には、この法律は国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活

を営むのに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸 し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とす るというふうに謳われております。

また、これを受けまして、身延町営住宅条例の第3条にも住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給するために町営住宅を設置するというように記されていますけれども、その定住促進という部分の住宅対策と、それから生活困窮者、低額所得者と呼ばれる方たちに対する住宅の整備というものを、どのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

生活困窮者、低所得者という対象の皆さん方には、現在、今、その町営住宅の入居されている方には、そういう方が結構多いわけで、それだけの範囲ではさせていただいております。

ただ、老朽化をしておりますので、要するに文化的な、健康的なというところになりますと、ちょっと難しい面もありますけど、そういう面では、そういう方に対しての配慮は、十分、させていただいておりますし、空き家をある程度残しておりますのは、その対象の皆さん方がすぐに入れるような配慮も含めて、用意をさせていただいているというところです。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

その中で、現在、町営住宅のほうの戸数ですけれども、現状では235戸、総数としてあるようでございます。そして、そのうち空き家となっているものが11戸。それから、その中で政策空き家と呼ばれるものが当然、柿島団地が建て替えをされるということで、その対象になっていまして、柿島団地の分が20戸あるわけですけれども、それを含めますと、82戸の政策空き家があると。これはもう、築年数が一番古いもので昭和34年築というようなものからございまして、かなり古いということから、政策空き家となっているようですけれども、また、今後、聞くところによりますと、平成21年ごろには公営住宅法の改定もありまして、家賃の引き上げ等が予想されているというふうに聞いています。

その中で、今後、この町営住宅をどのように展開していくのか。この政策空き家が多数ある ということもふまえて、どのように考えていらっしゃるのか、伺います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

お答えします。

議員さん、先ほど、公営住宅法の目的、それから生活困窮者のお話をされたわけでございますが、確かにそのとおりでございます。

今、本町には17団地あるわけでございますが、政策空き家の団地が非常に築、古いもので昭和30年代のものがあるわけでございますが、これらを含める中で、対応を当然、していかなければならないというふうなことで、一応、計画とすれば、身延町の過疎地域自立促進計画というので、前に笠井議員ですかね、一般質問だか、予算審議の中でもちょっと質問されたこ

とがあるわけですが、どんなふうに考えているのかということでございますが、これら計画に乗っている中を含める中で、当面、柿島団地を早期に建設し、需要等を見ながら、新身延町だけでなくて、峡南地域団体の山梨県の県営住宅を含める中でのマスタープランも当然、ございます。

また、新身延町の当然、マスタープランもつくっていかなければならないわけですが、旧町の身延のマスタープランを引き継いで、今現在は進めているわけですが、長期総合計画等、新しく出てくるわけでございますので、そのへんの整合性もとりながら、この過疎地域自立促進計画等をベースにしながら、再構築していかなければならないと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

今後、検討をされていくと思いますけれども、やはり、生活困窮者、低額所得者に対しての 住宅の施策というものは、非常に重要になるかと思いますので、そのへんを主に考慮に入れま して、今後、進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。男女共同参画の推進についてでございます。

この男女共同参画につきましては、平成11年に男女共同参画社会基本法が国レベルで施行されまして、それを受け、県では平成14年に県の推進条例が制定されました。旧町時代にも早い段階で、旧身延町、旧下部町、それから旧中富町では男女共同参画のプランの策定や、それから推進条例等が施行され、それぞれ推進委員さんを中心に男女共同参画の推進に努めてこられました。しかし、身延町が合併したのと同時に、推進条例等も一からの出直しということになりまして、推進委員さんもすべて白紙の状態というところから立ち上げがされてまいりました。

町長以下、皆さまのご理解のもとに、早い段階で推進プラン策定委員さん等によりまして、 男女共同参画プランの策定や、それから条例案の作成等、進められまして、昨年9月の定例会 において、身延町男女共同参画推進条例が制定されたところでございます。制定されたあと、 この男女共同参画推進について、どのように推移してきたのか。ご説明をお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えをいたします。

昨年9月の議会で条例を認めていただきまして、それ以来、11月に入りまして、先ほど委員さんのお話にも出てまいりました、いわゆる身延ヒューマンプラン、計画書でございますけれども、これと、それからお決めいただきました条例を印刷いたしましたパンフレットを全戸に配布をいたしました。新しい新町の男女共同参画の計画について、町民の皆さまに広くお知らせをしたということが1点、ございました。

その後、本年に入りまして、2月の広報で、条例の第16条にあるわけですけれども、身延 町男女共同参画推進委員の決めがあるわけですが、この推進委員の公募を行っております。こ れは、いよいよ、その計画を実施に移していこうというときに、男女共同参画推進委員の組織 をつくって、この推進委員の組織で、町民にもできる分野、あるいは会社企業等でできる分野、 また行政でできる分野は、また推進本部等を立ち上げるわけでございますが、その中の推進委員という形で、公募を行ってまいりました。

結果は1名の方から応募があったわけでございますが、現在、その条例で定めます20名以内という決めがございますので、この委員の選考作業を進めさせていただいております。それで新年度に入りましたら、早々、町長から委嘱をいたしまして、具体的な推進活動をしていくと、このような予定を立てておる段階でございます。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

当然、旧町時代にも、この男女共同参画の推進に対しましては、推進委員さんが中心となりまして、いろいろな活動をやっていたわけですので、今回も推進委員さんを中心に活動が行われると思います。その中で、その推進委員さんを構成するメンバーは、どのような年齢層ですとか、男女ですとか、どのような方たちにお願いしようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

推進委員さんの構成でございますけれども、先ほど言いましたように、まず人数については、20名以内ということでございますので、15名から20名以内で構成しようというふうな形をひとつ、考えております。

選出につきましては、要するに旧3町にそれぞれ、3町の時代にも、それぞれの町で推進体制もございましたし、それぞれのプランもあったわけでございます。このようなことを考えますと、旧3町からバランスよく、委員さんを選考したらいいかなと、こんなようなことも考えておりました。

また、男女の数でございますが、なるべく同数になるように調整はしたいと、配慮したいと 考えておりますが、基本的に同数になるような配慮で選出をすると。結果的に、若干の差は出 るかもしれませんけど、なるべく同数になるような配慮をしていきたいと、こんなように思っ ています。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

この男女共同参画という考え方については、やはり、今、若い世代、特に小学校ですとか、中学校ですとかという、学校の中では割と、すんなりと自然に、子どもたちが身についている部分というのがたくさんありまして、それに比較しますと、年齢の高い方たちにいくにつれて、やはり昔からの習慣とかがありまして、この男女共同参画というものについての考え方というものは、少し固いかなというような気もしていますので、この推進委員さんの構成についても、年齢的な部分も幅広く、人員を配置していただいたらいいのかというふうに思います。

それで、この男女共同参画については、非常に考え方を問うものでありまして、お金をかけて物をつくるとか、お金のあまりかからない施策であると思います。その中で、条例があるか

らやるとか、条例がないからできないとかというものでもないと思いますので、今までに、た ぶん旧町時代は庁舎内でも、この男女共同参画に対する取り組みというものがなされてきまし たけれども、新身延町になって、庁舎内ではどのような取り組みがなされてきたのか。それと も、まだ、されていないのか、伺います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

庁舎内の体制でございますけども、先ほど、推進委員の組織を立ち上げるということと併せて、新年度になりましたら、庁内の体制といたしまして、推進本部という、要するに行政のやる分野を具体的に計画づくりしていくということで、推進本部を組織していきたいと、こんなように思っております。

行政がやる分野、あるいはそれについての目標を掲げて、数値目標なども掲げる中で、年次的にその計画を推進していくと。町の、行政として取り組んでいく計画を立てていくと、このような体制をとりたいと思っております。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

今、推進本部というものを庁舎内に設置するというお話でしたけども、その推進本部の体制 はどのようなメンバーでされようとお考えでしょうか。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

身延町役場の体制、職員の体制ということでございますので、各課、室等を網羅する形で、 推進本部の委員というのを選びまして、それぞれの行政分野ごとにできることを、それぞれの 推進委員が携わっていくと。例えば、教育関係の職員もおるでしょうし、福祉の関係の職員も おるでしょう。また、いろいろな計画づくりをする職員も当然おりますし、いろんな職員の業 務内容から、まんべんなく職員をお願いして、推進本部を立ち上げていく。このような考えで おります。

○議長(松木慶光君)

河井君。

○2番議員(河井淳君)

町を挙げて、推進をしていただけるということを伺うことができましたので、これからの男女共同参画に対する推進をぜひ、強力に進めていただきたいと思います。

以上で、一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長(松木慶光君)

以上で河井淳君の一般質問は終わりましたので、河井淳君の一般質問は終結いたします。 ここで、休憩をいたします。

開会を3時にいたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時00分

○議長(松木慶光君)

休憩前に引き続き、一般質問を行います。 次は通告の6番、川口福三君です。 川口福三君、登壇してください。 川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

通告いたしました、大きく分けて3つについて、質問をさせていただきます。

やすらぎと活力ある開かれたまちづくりを目指して、まちづくりが進められております。昔から、災害は忘れたころにやってくるといわれますが、本町は急峻な山間部と、その谷間に沿って各集落が点在する地形により、土石流や地滑り等、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあります。今年の冬は気象庁で、気象観測を始めて以来、最も暖かく、異常気象の冬でした。この異常気象と合わせ、今年は亥年ということで、過去の大きな災害記録を見ますと、この亥年に大きな災害が発生しておる記録が残されております。12年前の阪神・淡路大震災、昭和34年の伊勢湾台風、古くは関東大震災と、大きな被害と多くの犠牲者が出、尊い命を奪われております。

昭和53年、大規模地震対策特別措置法が制定され、東海地震に備え、国・県・町を挙げて、各自治体とともに防災訓練等を実施され、本町においても地域防災計画が策定されております。 東海地震は駿河トラストを震源とする地震で、安政東海地震から、すでに約150年を経過し、東海地域周辺の各種の測地・測量結果から、東海地震の切迫性は極めて高いと想定されております。

この東海地震をはじめ、南関東直下型プレート境界地震、また活断層による地震等が挙げられておりますが、こうした本町において、東海地震被害想定として、防災計画書の中に盛られております内容を見ますと、死者が88名、重軽傷者が734名と想定されております。突発的な災害時において、こうした対応をまず、第1点目として、この防災対策を行政側として、どのような形で行っていかれるか、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

それでは、お答えをいたします。

まず、この皆さんにお配りをしました身延町地域防災計画、これに基づいて、防災対策を行うわけでございます。

まず、この防災対策におきましては、防災会議という上部組織がございます。この防災会議の中で、いろいろな防災計画をつくるわけでございますが、また緊急時には災害対策本部を設置して、その本部の指令に基づいて、防災対策、災害対策を行うわけでございます。

それから、防災組織の充実というようなことも必要でございます。消防団、あるいは自主防 災組織の充実、それから地震に強いまちづくりということで、各公共施設、あるいは住宅の耐 震診断とか、耐震改修等もまた必要だと思います。いずれにしても、総合的な防災対策を心が けていく必要があろうかと、このように思います。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

対策においては、今、総務課長からご答弁をいただきましたが、この緊急時、もし災害が発生した場合の非常食の備蓄状況が、現在、町として、どの程度な備蓄状況かについて、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

お答えいたします。

非常食でございますが、現在のところの備蓄状況でございます。まずアルファ米、これは五目ご飯というものでございますが、パックへ入ったものでございます。 3万8千食。それからリッツ、これはクラッカーでございますが、8千食。それからスティックパン。これは一般的に乾パンといいますが、スティックパンが1,950食。一応、現在の非常食の備蓄状況でございます。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

いわゆる乾パンとか、そういった五目米等においては、数量的には分かったわけですが、こうした災害があると、本町も上水道をはじめ、下水道等が完備されているんですが、まず飲料水の確保ですね、この飲料水の確保をどのような形で考えておられるのか。また、飲料水においては、本町では下部奥の湯温泉ですか、高温奥の湯温泉が出ておりますが、温泉水は2年ないし3年は腐敗しないと聞いております。私も今現在、日常において、温泉水を利用しておりますが、その温泉水のペットボトル等においての確保は考えておられるか。2点について、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

現在のところは、その温泉水の確保ということは、まだ考えておりません。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

今、課長のほうでは、温泉水の確保を考えていないということですが、温泉水の確保と同時 に、とにかく、食べ物があっても水がなければ生活ができないわけでございます。今後におい て、こういった水の確保も同時にしていただきたいことを願って、次の質問に移らせていただ きます。

ライフラインの確保について、伺います。

本町内も上下水道をはじめ、生活環境も改善され、快適な生活が営まれております。これと は裏腹に地震等の発生時には、上下水道等もいわゆる使用不能になる可能性が、十分考えられ るわけでございます。

先ほどの質問でもお伺いいたしましたが、まず水の確保ですね。災害発生時において、いわゆる上水道として5,702戸のうち5,634戸が、もう断水だというような状況下になるという結果が出ております。今現在、町内にこうした場合に対応できる給水車、または給水地等は何基、備えられておられるのか、その点、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

給水タンク、車両用の給水タンクと折りたたみ式の簡易給水タンクがございますが、折りたたみ式の簡易給水貯水タンクが今、1千リットル、1台ございます。それから車両用給水タンクが1台、1.5立方メートル。それから300リットルのポリタンク、それから500リットルのポリタンクが18。あと濾水機等が15台。応急給水用施設資機材、保有状況でございます。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

これは、今、お聞きした内容ですね、設置というか置いてある場所は、町内どんなところへ 置かれているのか。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

町内、それぞれ分散をしておいてあります。場所は10カ所において、各地区ごとに置いて あるわけでございまして、先ほどの食料等も備蓄してあるわけでございますが、防災倉庫なら びに水防倉庫、あるいは各公共施設の倉庫、出張所、支所等へ置いてございます。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

水防倉庫、ならびに、そうした支所等は、当然、その地域の人口に比較した形で、数量的に 確保されておられると思うんですが、今後において、やはり、いわゆる備蓄に対する地域の人 たちの考えといいますか、やはり、これは1つの啓蒙にもつながるわけでございます。各家庭 への、いわゆる災害に対するPRと同時に、こうした非常食に対するPRも各地域ともしてい ただいて、突発的な、こうした災害に備えていただきたいと願うわけでございます。

それでは、3つ目の防災予防、また防止策について、お伺いいたします。

本町は前にも申し述べたように急峻な地形であり、防災計画書の中に斜面崩壊危険度、危険性の高いAランクが205カ所、Bランクが106カ所、Cランクが8カ所、計319カ所があり、地滑り危険度のAランクが11カ所、Bランクが17カ所となっており、地震等の災害時において、斜面崩壊や地滑りにより241戸が全壊し、全県下で一番被害を受けると想定されております。このような状況において、予防また防止策について、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

生活基盤の整備、それから消防防災施設の充実等、災害に強いまちづくりを推進するとともに、住民の防災意識の高揚に努め、消防団とか自主防災組織の育成を図るわけでございますが、それと同時に、今、ご質問がありましたように、危険個所、急傾斜地、地滑り、あるいは地滑り対策、治山治水対策、それから道路橋梁の防災対策等、関係機関、国・県と連携をとりながら、防災工事等を進めてもらいたいと思っております。

なお、今度新しく、富士川洪水八ザードマップの作成に取り組んでいるわけでございますが、 今年度末には完成の見込みでありますので、新年早々、配布の考えであります。この洪水八ザー ドマップの中にも、急傾斜地、地滑り地域、土石流、危険渓流なども掲載して、リーフレット を作成して配布したいと思っていますので、住民の方に危険地域を知ってもらうということの、 一つの啓発もしていきたいと思っております。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

そうしたマップ作りも必要かと思うんですが、まず第一に、いわゆる町内の、本町は山林が多い。こうした、先ほども申し上げるように、非常に急峻な地形にあります。ましてや、この土建業者の建設現場から出る残土といいますか、処理土。これが町内各所を見ますと、集落の、いわゆる上のほうの沢へ堆積しているというような状況のところが、何カ所か見受けられます。これはもちろん、建設課等でも、その処理方法については、業者にもそれなりの指導はされておると思うんですが、例えば集中豪雨等の発生によって、そういった残土が流れた、危険性も大いに考えられるわけであります。

過去の例として、いわゆる、これは残土ではありませんが、熊本、長崎等の台風、また集中 豪雨は山林の手入れ、いわゆる間伐等をしていれば、防げた災害だといわれております。本町 も集落間山間部の山林整備が行き届いていないのが現状でもあります。新年度予算の中に、間 伐実施事業推進費、補助金が150万円。自然林整備地域活動支援交付金が756万円。環境 公益林整備支援事業交付金902万円が予算化されておりますが、森林組合へ、いわゆる、こ の中のいくつかは、事業委託をされると思います。この事業委託をされるにあたって、町とし て、いわゆる、どこを整備するのかという指定をして、事業委託をされているかどうか。ただ、 単に予算の中で、町の、いわゆる山林整備等の補助金を森林組合へお渡ししているのか。その 2点について、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

産業課長。

○産業課長(遠藤忠君)

お答えします。

森林組合へ委託するわけでございますけども、その場所等については、森林組合、それから 役場、立ち会いのもとに現地を確認し、行っていくわけでございます。それと、先ほども町長 からありました公益の関係ですけども、これは去年の6月でも補正をもらいまして、今年2年 目になるわけですけども、これは荒廃の森林、特に民有林で植えたばっかりでもって、あとの 手入れが何にもしていない、下草も生えていない、真っ暗な森林等でございますけども、それ については、去年からやっているわけですけども、100%、国と県の補助ということで、昨 日も町長のほうから、ちょっと公益林の話が出ましたとおりでございまして、県のほうが受益 者負担分も、県のほうでもって負担していただけると。

ただ、これには、いろいろの採用権等がございまして、県の専門の技術者が現場を見て、それで、ここのところは、この事業に該当するだろうというようなことを、判断の上でもって実施するようになっております。ですから、すべて森林組合にただお任せしてやっているということではございません。

町長も前から言っていますとおり、そのほかの事業もいろいろあって、里山のエリアの再生 事業というようなものも取り組んでおりまして、道路沿いとか、それから民家の、里山の関係 ですけども、そういうところの間伐、それから除伐等もやっております。ですから、繰り返し になりますけども、森林組合にお任せということではなくて、その所有者、それから町、それ から森林組合、または県も入っていただいて、現地選定等を行って補助金の適正な運用をやっ ております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、お答えします。

公共事業の発生土の処理ということでございますが、今、中部横断自動車道も予想以上のスピードで進んでおります。これらも基本的には、発生土の処理によっては進捗状況が左右されるんではなかろうかと、そんなふうに、個人的には考えているところでございます。

議員さんお尋ねの公共事業の発生土の処理が、各山の中に高いところにあるというふうなことでございますが、私ども入札をして、執行をかけるわけでございますが、極力、発生土の処理については、土工指針と申しますか、安定勾配と申しますか、そういうことをベースに、基本にしながら処理場で処分していただきたいという指導はしております。そんな状況でございます。

以上です。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

いわゆる発生土、残土の場合ですね、町全体として考えてみますと、いわゆる国道、町道筋にもかなり荒廃した農地等があるわけですね。そうした地形といいますか、荒廃した農地を有効活用する面も考えながら、この残土処理等を行う必要があろうと思うわけでございます。

また、先ほど産業課長から、森林組合の問題について、ご答弁いただきましたが、その現地を、いわゆる行政側で森林組合の職員と立ち会って行う整備事業においても、私の質問の観点から言いますと、やはり防災面をまず第一に考えた上で、いわゆる集落の上のほうの山林の手入れ等も重点的に行っていただくような方向に、ぜひとも努めていただきたいと願うわけでございます。

昨年、長野県の岡谷地方の集中豪雨は、4億円の砂防ダムの建設をしたことにより、被害想 定額、ダムがなければという想定額ですが、30億円の被害から免れたということをお聞きし ました。本町においても、危険性の高い集落もあるわけでございます。こうした集落等におい て、この防災対策として、町内を再検討して、やはり起こる前の施策を講ずる必要もあると考えますが、その点、町長のお考えはいかがか、お伺いします。

○議長(松木慶光君)

川口さん、もう3回目になりますから。

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

とりあえず、町といたしましても、東海地震の発生がいつ起きてもおかしくないようなことが考えられるわけでございますので、その都度、要するに、それなりの対応はさせていただいております。国、県、そして町ということで、これはネットワークをきちんと組みながら、この河川管理とか、それと、要するに民有治山だとか砂防だとか、いろいろな農水省関係、国土交通省関係、いろいろ縦割りの中であるわけでございますけど、今、町としても進めております民有林治山だとか、砂防だとか、そういうものはものすごく数が多いんですよね。ですから、一つひとつ、解決はさせていただいているわけでございますけど、危険の地帯はあちこちにあるうかと思うわけで、県土木とも協議をする中で、できるだけ、災害につながらないような形で処理をさせていただきたいなと思っておるところであります。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

続いて、観光およびインターネット工事について、お伺いいたします。

まず観光についてでありますが、下部奥の湯高温泉も給湯槽まで、町の手により設備が整いました。町としても、下部温泉の観光活性化が期待されるところでもあります。

当初の計画では、今年早々には各ホテル、旅館に給湯される計画でありましたが、今現在の 給湯状況をお聞きしたところ、まだ数も少ないと聞いておりますが、どんな状況かお伺いいた します。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

下部奥の湯温泉の接続状況等について、お答えをさせていただきます。

奥の湯温泉につきましては、ご承知のように、昨年の12月の下旬に分湯槽までの工事が完成いたして、以降、順次、契約等を行ってきておるところでございます。契約、のちほど数等を申し上げますけれども、契約が済みましたら、県の指導を受けまして、水質汚濁防止法の許可を得たところで接続を行って、その後、温泉利用許可申請書を県に申請をして、許可を受けることになります。

申込者につきましては、現在のところ、30件という形でつかんでおります。このうち契約済みの件数は19件ということで、これは一応、3月1日現在の数値でございまして、その後もまた、増えておりますけども、一応、19件と。それから接続してございますのは、このうちの8件でございます。今後についても、順次、県の指導を受ける中で、接続は進んでいくと思っております。

以上のような状況でございます。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

今後について、やはり当初の町で計画した接続時期、また加入状況とは、ここへきてずれが 生じてきておるのが事実でありますね。今後、いわゆる計画とずれた点について、今後の予定 として、行政側で、どのようなお考えでおられるのか、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

当初は、年が明けたら、ぜひ分湯して、これを利用して観光、あるいは温泉の活性化を図っていこうというような、お答えをいたしてきたところでございます。その後、観光旅館のいろいろな事情もございまして、例えば、県の利用許可の関係も書類上、簡単に済む予定でもおったわけでございますが、現地もいちいち調査しなければならないと。県から、このような指導もございましたし、いろんな状況がございまして、若干、遅れておるわけでございます。

今回の3月の補正予算でも、予算上の措置の減額、あるいは次年度への予算措置等も一部、 させていただいたとおりでございまして、遅れているのは事実でございます。

今後ですけども、先ほど言いましたように、順次、契約あるいは接続、あるいは許可というような形で進んできておりますので、残りの部分につきましても、なるべく早く進むような形で、いろいろな手立てを町としても、地元といろいろ相談しながら、やっていくつもりでございます。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

今、企画財政課長から、ここの見通しについてお伺いしたんですが、今後、やはり、こうした状況下を見ますと、まだ行政支援をしなければならないんではないかなと思われる点も考えられるわけでございます。

こうした点、やはり、今後、温泉郷の活性化を進めるためには、町としても、やはり、そうした支援体制も考慮に置いた中で、この温泉の接続問題、また観光客の誘致に向けて、進めていただきたいことを願うと同時に、最後の質問ですが、今後、この温泉旅館に接続した最後においては、指定管理者制度等を考えて運営する考えがあるかどうか。その点を伺って、この質問は終わります。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

ここで支援体制というようなことでありますが、この下部の奥の湯温泉のボーリングをしようということで始まったのは、やはり16年の夏の新聞やテレビで報道された、ああいうような下部温泉のダーティーなイメージを払拭するために、行政として、やはり皆さん方のご理解をいただく中でやらせていただいたわけでございますので、目的は1つしかないわけでございますので、要するにどこまでが行政で支援することが妥当かというのは、それぞれの皆さん方

のご見解があろうかと思いますけど、私はやはり最初の、ああいうような、全国的に不名誉な記事を、やっぱり早く払拭をして、下部はいずれにいたしましても、名湯百選の中の1つということでありますし、町の観光のメインの中でも、本当に今後、期待をされる温泉でありますので、これは議会の皆さんのご理解をいただかなければどうにもならないわけですけども、どうぞ、この点はご理解をいただいて、もうちょっと、その支援体制をとることをしてまいりたいなと、そんなふうに思っておるところでございますので、川口議員さんにもひとつ、このことにつきましては、お力添えを賜りたいと思います。

もう1つ。指定管理者の導入ですけど、これはまだ、今、状況がそういうような状況でございますので、指定管理者の導入ということにつきましては、もう少し精査をしながら検討をさせていただいて、最終的にはそういう格好でやらせていただくことが、ベストではないかなと思っております。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

それでは、次へ進ませていただきます。町のネット内容について、お伺いいたします。

町のホームページ、観光ガイドについてですが、最近の情報収集にはインターネットが広く活用され、各市町村ともそれぞれ特色を生かしたホームページが作成されております。本町のホームページにおいても、行政内容をはじめ、町内観光案内等が掲載されておりますが、中でも山梨百名山に挙げられる毛無山、富士見山等、山の案内はありますが、悲しいかな日本三大急流ともいわれる富士川の掲載がなされていない。町内には富士川本流をはじめ、支流河川もあるわけでございますが、こうした河川、いわゆる本町の観光は山と川だと、昨年の私、一般質問でも、このことを訴えたわけでございますが、この山と川をいかに生かすか。もちろん身延山、下部温泉、中富和紙の里も当然、いわゆる拠点として必要でありますが、この山と合わせて、川をどのような形で、いわゆる宣伝されるか。観光について、観光課長、お伺いします。

○議長(松木慶光君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

お答えいたします。

三大急流の富士川がないということですけども、一応、観光ガイドという中に、自然、それから富士川とタッチとしますと、富士川の関連が出ております。一応、今言いました中河川の 渓谷につきましては、まだ、アップはしておりません。ただ、うちで今、つくっております観 光ガイドの中には、主要な渓谷の川は載っております。

今後は今、昨年からやっています地域の自然の発掘をやっていますので、それらも併せながら、また、いい渓谷の場所は記載するように、情報を広聴広報担当に提供していきたいと思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

富士川の本流は出ているというお話ですが、私がそこを見落としたかどうかですが、結局、

私がなぜ、こんなことを言うかというと、いわゆる旧下部町には常葉川の上流にヤマメの里もあり、富士川においては夏場の、いわゆる天然の鮎が全国的にも有名になりつつあると。昨年の夏、ちょうど下部温泉に行った際に、家族で下部温泉郷に旅行に来られたという方のことでしたが、ご主人が早速、友鮎を買って、明日の朝早く、富士川の本流へ入るんだというようにいきごんでいる人と出会いました。どちらからお見えになったんですかと聞いたら、京都から来たと。いわゆる、そうして、やはり遠くから、富士川の鮎はとにかく4匹、5匹釣れば、よその川へ行って30匹釣った醍醐味よりも、釣りの醍醐味が味わえるというようなことから、関東近県では茨城、栃木、群馬等から、やはり、この富士川へ釣り客が訪れるわけです。これは大いに本町としても、この観光の一環として、大々的に取り入れる必要もあろうかと考えるわけでございます。いわゆる観光課で、またヤマメ、鮎にちなんだ行事等も計画する中で、今後の町の観光の一環に力を注いでいただきたいことを願いまして、この問題の質問を終わります。

次に商工会と町とで、身延観光ブランド化ということで、昨年の7月28日、山日の新聞へ 大きく掲載されました。

この内容を見ますと、経済産業省、中小企業庁の地域資源全国展開プロジェクトという名のもとに800万円の補助金を受けて、身延観光全国展開支援事業推進委員会を設置され、町と、いわゆる商工会とで、連携のもとに展開すると。株式会社身延観光というような仮称がつけられておりますが、その中に身延山や富士見山、毛無山から富士山を眺めるトレッキングツアー、天然記念物の身延山千本杉の野生動物観賞ツアー、味噌作りや特産の枝豆収穫体験、山里の暮らし体験など、自然環境を楽しむエコ・ツーリズムを中心に計画しているというような掲載がなされております。この計画のもとに、今現在、町と商工会とで、この内容について、進行状況はどんな状況であるか、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

観光課長。

○観光課長(望月治雄君)

お答えします。

商工会と身延観光ブランド化についてですけども、これは身延町を全国にPRして、人気度を高めることが必要とされております。

先ほど、川口議員が言ったとおり、小規模新事業全国展開支援事業という補助金をもらいまして、17年からやっているわけですけども、17年は地域振興調査事業という補助金をもらいながら、身延町観光ブランド化について検討しております。そして、18年度には身延観光ビジョンの策定という中と、それから観光センター設置の準備が中心であります。

まず、これから身延には、もうすでにブランド化があります。身延山、久遠寺というブランド、これはもう昔からあります。それから信玄のかくし湯、これも昔から、山梨県では言われておりますので、僕らがキャンペーンするにも、たいがい身延山、久遠寺も分かるんですが、信玄のかくし湯といっても、かなり新宿へんでも知っている人が多かったです。それから、まだ、これからですけども、和紙の里やゆばの里もブランド化してやっていかなければならないかと思いますけども、そうしたものを全国にPRして、やっぱり認知度を高めていくことが明瞭だと思います。

そして、最終的には目指す観光センターですね、これをやるわけですけども、今のところ、

その設置の準備を行っております。 19年、20年と2年間で準備、設置を行う予定ですけども、これが一番大変なことは、地域観光会社でありますので、中間支援組織で身延の地域資源、それと旅行者、旅行会社の間にあって、地域の素材のとりまとめ、手配、生産などを一元化に行う組織をつくり出すということです。ツアーの企画、それから収穫に関する情報のPRというわけで、これに、いわゆる行政がやるのではなくて、この案に賛同する出資企業や参加団体、それから個人、会員ですね、それがどのくらいあるかによって、体制が決まってくると思われますので、厳しいものが私もあると思うんですけれども、それに全力を向けて、商工会と支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

ここ手元に、商工会からいただいた振興調査事業に対する資料を見ますと、中には非常にうまいことが書いてありますね。身延ブランドの確立として、身を延ばし、いわゆる体を延ばし、命を再生させる身延町というようなコンセプトが掲げられております。

これは、非常に商工会としても、行政としても、立派な計画のもとに、こうして資料は作っておられるんですが、果たして、この進行状況の内容についてはどうかなという点が、非常に 疑問視されるのが観光課ばかりではなくて、ほかの面においても言えることだと思います。

特に、やはり観光立町を目指すからには、町民、いわゆる個々が身延町に対する認識といいますか、それと、ちょっと聞かれてもパッと答えられるような、知識も必要ではないかなと。例えば、ゆばの里はどこですかと。いいや、どこか分からないよ、それではやはり、来る人も非常に心もとないわけでございます。そうした点、人材育成等もする中で、観光事業の推進にご努力を願っていただきたいことをお願い申し上げ、観光についての質問は終わります。

次に行革推進状況について、お伺いいたします。

機構組織改革についてですが、国と地方の財政構造改革、いわゆる三位一体改革が進められ、 特に本町のように過疎化の進む自治体は、一層厳しい財政運営を余儀なくされる状況にありま す。少子高齢化の進行による人口減少により、行政運営上の個人負担増になる可能性は十分、 考えられます。

地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、中央集権から地方分権へと実行の段階に入り、みずからの責任と判断で、地域住民の要望に主体的に対応する方向へ転換するよう、求められております。

行政が担うべき役割を明確にして町民に示し、町民と町との協働によるまちづくりを進め、 積極的な情報公開と説明責任を果たし、透明性のある行政運営を行うためにも機構組織の改革 が必要と考えるわけでございます。

今議会において、組織機構改革に伴う条例が上程されておりますが、まず、この改定された 内容についての具体内容について、お伺いしたいと思います。町長、お願いします。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えいたします。

昨年の、18年度の当初で一応、企画財政課という形で行革室を設けました。とりあえず、これで1年間、取り組ませていただいたわけでございます。その結果でございますが、やはり時の流れというのは、僕らが想像していたより、ずいぶんと早いわけでございまして、企画財政ということで、1人の課長、鈴木課長、一生懸命、よくやってくれたんですけど、なかなか、手に余るものと言ってはおかしいんですけど、そういうようなこともございまして、即対応というのがいかがなものかなという感じもあったわけでございますが、とりあえず今回、政策室と財政課という格好で分けさせていただいたわけでございますが、この基本的な考え方というのは、財政のほうは、やはり、今、ご指摘をいただいたように、大変、地方分権で税源移譲だとか三位一体改革、それでまた、今回は、要するに新型交付税というような形で、どんどん変わっていくわけでございますが、やはり、素早く対応する一つのことが大事なことであろうかと思うので、財政で、そういうことに取り組んでいただくということで、政策のほうにつきましては、やはり企画が主でございますけど、今日、観光問題、いろいろな産業問題等々でご質問がありましたように、要するに需要と申しますか、政策的なものがすごく多いわけでございまして、これらに、その一つひとつ、素早く対応をして、また積極的に対応していくためには、政策室ということがよろしいのかなということで、分けさせていただいたわけでございます。

本来、その行革という、スタンダードに考えますと、要するに組織機構をできるだけコンパクトに、スリムにしようというのが基本的な考えかもしれませんけど、やはりやってみますと、今回みたいな結論に達したということでございますので、急激に、その国の政策的なものが変わっていく状況の中で、素早く、そのことに対応して、そして住民の皆さん方に、このことをできるだけ早くお伝えをして、政策に反映をしていくということでございますので、目的はそんな形であります。

今回の、横内知事さんの政策的なもの、そしてまた、要するに知事としてのあり方について、述べられておりますが、予算がないとか、前例がないとか、制度がないというような、この3つのことについては、決して、そういうことがあってはならないということでありますので、そういうようなことをふまえて対応させていただくには、政策室と財政課という形で、二本立てで、この中核を担っていただくというような形にさせていただきましたので、十分にご説明ができたかどうか分かりませんけども、私とすれば、そういうような形でやらせていただいた経緯があります。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

町で、この行政改革大綱としてまとめた中に、まず目標として、小さくて効率的な役場経営というような目標が掲げられて、基本方針として職員の意識改革、行財政の健全化、2本の柱から基本計画がなされております。今回も、今、町長さんからご答弁をいただきましたように、企画財政課を、いわゆる財政課と政策室に分けて、法改正をしたわけでございますが、いわゆる本来の行革、機構改革というのは、いわゆる人件費の削減とかというような点も含まれるわけでございますが、この人件費の削減等は、おそらく今回の、この機構改革には、影響といいますか、全然、変化がないと私は思うわけでございます。それには職員の適正配置により、職員数の削減へ明確な数値目標を設定し、定員管理計画を立てるとなっているが、管理計画の状況等は、いわゆる今回の、組織機構改革を伴うにつけて、計画を立ててもらえるのかどうか。

その点、お伺いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

お答えをいたします。

職員の定員については、定員適正化計画というものがございまして、職員の定数の削減を計画的にしていくということでございます。合併以来、5年間の実施年度で、21年までの計画が出ております。計画では平成17年4月1日、259人を平成22年4月1日、230人、29人減らすということでございまして、もちろん、これには退職者39名、採用10名ということで、11.20%の減員ということになります。また、長期的に見まして、平成27年までの減員が、計画では54人ということになっております。10年間、退職者が74人、採用者は20人といたしました計画でございます。

なお、財政的な効果でございますが、この5年間で2億1,400万円ほどの減額になるということになっております。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

持ち時間、あと6分です。

川口君。

○15番議員(川口福三君)

この質問は、このへんで打ち切ります。

最後に職員の勤務評価制度について、お伺いいたします。

効果的に事務業務において、町民への行政サービスを向上させることが職員の任務であるわけでございますが、今年度、試行的に行った評価制度内容について、お伺いいたします。

まず、この内容ですが、項目は何項目ぐらいに分けて、評価しているのか。とにかく全体的な説明をお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

昨年、身延町職員勤務成績評定実施規定というものを制定しまして、現在、施行中でございます。評価基準は23項目に分けて、基準を設けまして、それに基づきまして、評価を5段階で評価するということでなっております。

なお、昨年、制定しました成績勤務評定の実施規定でございますが、新年度に入りまして、 若干、制度を見直しして、目標管理制度を取り入れていこうと、構築していこうと、今考えて おります。

○議長(松木慶光君)

川口君。

○15番議員(川口福三君)

今、総務課長から評価制度について、ご答弁をいただきましたが、この試行段階の評価制度 を、今後の行政運営に大いに生かしていただき、町民へのサービス向上に努めていただきたい ことを願いまして、私の質問は終わります。

以上で川口福三君の一般質問は終わりましたので、川口福三君の一般質問は終結いたします。 以上で、本日の議事日程は終了いたします。

本日の議事日程は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(深沢茂君)

それでは、ご起立願います。

最後のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

平成 1 9 年

第1回身延町議会定例会

3月14日

平成19年第1回身延町議会定例会(4日目)

平成19年3月14日 午前 9時00分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

	1番	松	浦		隆		2番	河	井		淳
	3番	望	月	秀	哉		4番	望	月		明
	5番	芦	澤	健	拓		6番	上	田	孝	=
	7番	褔	与	Ξ	郎		8番	望	月		寛
	9番	日	向	英	明	1	0番	望	月	広	喜
1	1番	穂	坂	英	勝	1	2番	伊	藤	文	雄
1	3番	渡	辺	文	子	1	4番	奥	村	征	夫
1	5番	Ш		福	Ξ	1	6番	近	藤	康	次
1	7番	笠	井	万	氾	1	8番	石	部	典	生
1	9番	中	野	恒	彦	2	0番	松	木	慶	光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

町 長 依田光弥 役 野中邑浩 助 教育委員長一宮嘉孝 総 長片田公夫 務 課 行 政 改 革 室 長 山宮富士男 民 課 長 渡辺 力 町 企画財政課長鈴木高吉 産業 課 長 遠藤 忠 出 納 室長市川忠利 課 長 伊藤 守 建設 福祉保健課長中澤俊雄 子育て支援課長 赤池和希 水 道 課 長 井上隆雄 環境下水道課長 佐野雅仁 下 部 支 所 長 赤 池 善 光 学 校 教 育 課 長 赤 池 一 博 生涯学習課長 佐野治仁 身 延 支 所 長 広島法明 観 光 課 長 望 月 治 雄 土 地 対 策 課 長 望 月 和 永

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長深沢 茂録 音係高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(深沢茂君)

おはようございます。

朝のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いします。

相互に礼。

(あ い さ つ)

着席ください。

○議長(松木慶光君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

会議前に教育長は、人事の会議のため欠席でありますので、お知らせします。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

まず、通告の1番は望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○4番議員(望月明君)

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第1は少子高齢化と、それから人口の減少に対する歯止め策、これは本町の喫緊の問題であると思います。この対策としましては、町当局におきましても、住宅対策、あるいは子育て支援策、あるいは産業振興等々、いろいろな策を講じてきておられます。

一昨年、実施しました町のアンケートによりますと、町内への定住促進に必要なことは、最初、第1として挙げられているのが、働く職場の確保ということでありました。また、関連しまして、産業の振興の重点としまして、その第1に企業誘致、それから第2に特産品の開発振興、第3には観光関連産業の振興などの3点が、上位に挙げられております。同じくアンケートですけども。

私のこのアンケート、結果に対しまして、厚く同意をしているところでありますが、そこで第1といたしまして、この働く職場の確保ということは、本当に重要なことであると思いますけれども、これに対応する町の施策としまして、これまで、主なものを具体的に挙げていただきたいということであります。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

お答えをいたします。

働く職場の確保に対する町の施策ということでございまして、実は条例に3つに分けて施策 が掲げられておるわけでございます。

1つにつきましては、身延町企業の奨励に関する条例というのがございます。これにつきましては、身延町内で新たに企業を起こす、または増設するものに対して、町が便宜を与えるという内容でございまして、製造業とか、あるいは加工業、あるいは観光開発事業などが該当す

るわけでございますが、奨励措置といたしましては、土地の取得交渉等、造成に関する援助。 また事業に関する各種苦情処理に関する協力。また、公共施設との関連事業に関する利便の供 与。4点目にUターン奨励を含む労働力の調節ということでございまして、さらに内容で、一 部決めごとがございまして、町長に申請をいただきまして、次の3点あるわけですが、このう ちのいずれかに該当した場合、町の産業振興上、適当と認めたものに対しては、指定をいたし ます。先ほど申しました、いろいろな措置が受けられるということでございます。

まず、投資の固定資産税の総額が1億円以上。2点目は常時使用、従業員が100人以上。 3点目は、町長が必要と認めたものというものでございます。これが、まず1つ目の奨励策で ございます。

2つ目といたしましては、身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の減免に関する条例というのがございます。農村地域工業等導入促進法において定められた、知事が指定する地域内におきまして、製造の事業、道路・貨物・運送業、それから梱包業、または卸売業の用に供する設備でありまして、新設または増設をした者について、固定資産税の課税免除を行うという内容でございます。期間につきましては、設備投資をした事業年度の翌年度から3年間ということでございます。

なお、設備投資する額については、1年度当たり3千万円以上、これが該当ということでございます。

これが、2点目の奨励策でございます。

3点目の奨励策といたしまして、身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例がございます。

過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、製造の事業、それからソフトウエア事業、または旅館業の用に供する設備を新設、または増設したものに関わる固定資産税の課税免除を行う内容でございます。期間はやはり3年間ということで、設備投資額は2,500万円以上が該当するという、以上、申しました3点の奨励策がございます。

以上です。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

税法上といいますか、条例上の面の対策ということなんですが、私が聞きたいのは実際、具体的に、そういう、やった事例といいますかね、そういうことを聞きたかったわけですが、そういう対策の、町としてやった対策、政策といいますか、そういったものを聞きたかったわけなんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

新町になりまして、3年目に入ったということで、旧3町の時代からそれぞれの町で、ただいま申しました過疎法とは、あるいは農村地域工業等導入促進法に基づく奨励策などを、それぞれやってきた経過がございます。旧3町ともそれぞれ実情に応じて、また誘致企業等の実績もございますので、また、ご質問があれば、お答えをしたいと思います。

望月明君。

○4番議員(望月明君)

次は2番目といたしまして、先ほどの働く職場の確保ということに関連しまして、かつて旧 3町が行ってきた企業誘致の実績について知りたいわけでありますが、お願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

それでは、先ほど申しました旧3町が実施をしてまいりました、この内容、実績についてで すね、それぞれ旧町別に分けて、ご報告申し上げます。

まず、旧下部町でございますが、昭和44年に下部帝通株式会社という会社を誘致してございます。下部町の常葉でございましたけれども、現在は廃業になっておるようでございます。

それから、昭和47年に下部電子株式会社。これは下部町常葉日向でございますけど、これは現在、協南精機という会社になっておるようでございます。

次に旧中富町でございますが、昭和42年に富東電子工業株式会社。これは中富町の下田原でございます。現在は廃業しております。

それから昭和44年、杉山鋳造株式会社山梨工場。これは旧中富町の飯富でございます。

同じく44年に、吉河電気有限会社山梨工場。これは宮木でございます。これは現在、廃業ですね。

45年に中富精機株式会社。これは切石でしたけども、この会社は今、廃業になっております。

それから旧身延町でございますが、昭和47年、株式会社弥刀化工身延工場。これは旧身延町大野でございます。

次に昭和48年、協南精機株式会社身延工場。これは身延町大野でございます。

昭和53年、東京アルメタル工業株式会社身延工場。身延町下山でございます。これは現在、 山梨応化株式会社になっております。

昭和55年に株式会社武智工務所山梨工場。同じく下山でございました。現在はジャパンパイル製造という会社になっております。

昭和56年に帝産ガイカスト工業株式会社身延事業所。同じく下山でございまして、これは メッツであります。

平成に入りまして、平成4年、山川工業株式会社山梨工場。これは同じく下山でございます。 ユニプレスでございます。

翌年の平成5年、岐阜プラスチック工業株式会社山梨工場。下山でして、これは現在、リスパックでございます。

以上、申し上げた、全部で数えると13社になるわけでございますが、これらが旧3町のそれぞれ実績でございます。

なお、新町になりましての、新しい実績というのはございません。 以上です。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

ありがとうございました。

13社中、現在、稼動している会社の数はいくつでしたか。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

ただいま申し上げました、13社中で、現在も操業中なのは8社ですね。杉山鋳造と、弥刀化工、それから協南精機、東京応化、ジャパンパイル製造、メッツ、ユニプレス、リスパック、8社です。

・・・失礼しました。もう1社ございます。昭和47年に、下部で誘致しました下部電設ですね。これは今、協南精機になっておりますけど、これを入れると9社ということでございます。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

ありがとうございました。

13社中9社が現在も営業中ということで、その大半は40年代後半から50年代半ばごろが、主な進出企業だということが分かります。ありがとうございました。

それでは次、現在、このような誘致後に営業を続けておる企業につきまして、大体今、名前を伺ったわけですが、会社の業種、それから社員数、あるいは本社の所在地等、簡単に教えていただければありがたいです。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

それでは、申し上げます。

まず、旧身延町の5社でございますけど、まず山梨応化株式会社本社工場でございますが、 これは現在、山梨応化株式会社本社工場ということになっております。これは、主な製造品に つきましては、印刷用の感光性樹脂盤といわれるものでございます。従業員の数は108名で ございます。本社は、先ほど言いましたように、下山の10234番地でございます。

次にジャパンパイル製造株式会社山梨工場でございますが、所在地は下山の10624番地であります。本社は、東京都中央区であります。製品は、建築用のコンクリートパイルでございます。従業員の数は27名でございます。

次に株式会社メッツ身延工場。下山の10350-1番地。本社は、東京都板橋区でございます。主な製造品は二輪、それから四輪の部品でございます。従業員が111名でございます。

次にユニプレス株式会社山梨工場。所在地は下山11371番地です。本社は、横浜市港北 区でございます。製造品は、自動車の部品であります。従業員は93名です。

次にリスパック株式会社山梨工場でございますが、下山の11425番地。本社は岐阜市であります。主な製造品は、合成樹脂形成加工という業種になります。合成樹脂の成型加工でございます。従業員は55名でございます。

次に旧身延、株式会社弥刀化工身延工場。これが大野の1005番地。本社は、大阪府八尾

市。製品は、プラスチックの竹でございます。従業員は6名でございます。

もう1件、身延ですが、協南精機株式会社でございます。協南精機株式会社OA機器事業部という事業所でございます。大野の60番地。本社は、中央市であります。製品はOA機械機具製造であります。従業員の数は45名でございます。

以上が、旧身延でございます。

旧下部の協南精機株式会社成型事業部でございますが、所在は常葉の2380番地。本社は、 先ほどと同じ中央市であります。製品はプラスチック射出形成であります。従業員は9名であ ります。

それから旧中富でありますが、株式会社杉山鋳造山梨工場。飯富の2240番地。本社は、富士市であります。製品でございますけど、機械用銑鉄鋳物でございます。従業員は82名になっております。

以上、申しましたデータにつきましては、最新の工業統計の調査数値をもとに発表させてい ただきました。

以上です。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

ありがとうございました。

従業員の数等、100名を上回るものもありますけども、中には少数の企業もありますけど も、一応、ある程度順調にやっていってもらっているという様子がうかがわれました。

次は、4番目ということでお願いしたいと思います。

現在の日本の経済を見ますと、依然として中小企業、あるいは地域の自営業者にとっては、大変、経営もなかなか上向かず、苦しい状況にある、そういうようにも言われております。

一方、大企業におきましては、ここ4、5年、景気は緩やかではありますけども、回復、あるいは上昇の機運にあるといわれております。景気の指標等を数値的に見ましても、例えば失業率、あるいは企業の求人数、登用・生産指数、あるいは消費者物価、その他当初株価の動向等々、いろいろの面を見ましても好転しているというようにいわれております。

そうした中で、最近、公定歩合の金利 0 . 2 5 %上がりました。これは企業の設備投資等に も影響するわけですけども、経済の関係のあれを見ますと、大企業では、それほど影響はない というようなことが言われております。

こうした経済の好況の状況の中で、この本町におきましては、中部横断道の開通、10年後というように言われているわけでありますけれども、こうした条件の整った今こそ、企業の誘致、工場の誘致というようなものが絶好の機会であると。今こそ、本腰を入れて、可及的速やかにといいますか、できるだけ早く、本腰を入れて、この誘致活動を行っていったらどうかと、このように思っております。

今回の長期総合計画、身延町の総合計画の中にも前期基本計画の中で、この企業誘致についての対策も述べられております。それに関連しまして、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

望月議員が今、おっしゃっていること、もっともな話でございますけども、今、企業、先ほど13社、そして残りは9社に一応、残っていると申しますと語弊がありますけど、一応、操業をしておるわけでございますけど、この中で、やはり従業員が外国人と申しますか、ブラジル系の皆さんが結構多いですよ。メッツなんかは30人ぐらい、派遣社員というのを使っているわけで、一番、企業の皆さんで誘致の話を、私ども申し上げますと、ここの身延の町内の中で、要するに向こうの会社の皆さん方が希望するような職員の採用がなかなかできないと、このことが一番、要するに企業の進出にブレーキをかけているような感じなんですね。

ですから、企業誘致を図ることはもちろん、それなりに努力はいたすわけでございますけど、その前に、やはり地元での受け入れ態勢と申しますか、これは高校卒業生あたりが、一番ターゲットになるわけですけど、この子たちはみんな、今年なんかは結構、就職率がいいものですから、大きな企業とかそういうようなところへ引っ張られるような形で、地元へ残って、地元の企業で働こうという人材がなかなか求められない。それで派遣社員が探されるというようなことで、地元の皆さんが思っているようなことと、ちょっと裏腹な感じで企業が今、操業しているのは事実だと思うんですね。

メッツは、僕もよくお話を聞くんですけど、下請けの個人でやっているところもありますけども、ずいぶん多いんですよね。その人たちも、やっぱり人集めに大変難しいなということを聞いておりますので、とりあえず、ここらは誘致企業の種類と申しますか、そういうものにもよるわけですけど、でき得れば、狭い土地ばかりでございますので、あまり広大な面積を要するような工業誘致というのは難しいかと思うので、前々から、皆さん方からもご指摘をいただいておりますが、IT産業みたいな、そういうようなコンパクトにできるような感じのものをということですけど、それにはやはり、専門的な、要するに人材が必要なので、そのことも含めて、今後、やらせていただくわけでございますけど、中部横断自動車道の先行きの道が開けたような感じですから、企業なんかでも、リスパックは、ぼつぼつ本社のほうから引き上げるというような要請が、この前もあったんですけど、ぜひ残ってくれというようなことでお願いをした経緯もありますけど、そんなふうなことを含めて、中部横断自動車道が開通というような、先行き、明るい兆しが見えてきたわけですから、とりあえず、企業の皆さんも少し落ち着いて、操業をやっていただいている人たちは、そのことは心得ていただいているんだろうと思いますし、また新しい企業も、中部横断自動車道、望月議員がおっしゃるようなことを含めて、できるだけ誘致を図っていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

いろいろな困難な点も多々あるわけですけれども、ぜひひとつ、努力をしていただきたいと、こういうことでありますけれども、そこで5番といいますか、次の質問は誘致活動にあたってお願いしたいというようなことで、2、3挙げたわけですが、特に新知事も誕生して、公約にも言われたように、先頭に立って、県にとって有意義なことは、みずから先頭に立ってやりたいと、こういうようなことを言っておりますので、知事を介するというようなことも非常に重要であろうと、誘致に当たってですね。それからいろいろ、先ほど、企画財政課長のほうから

も話がありましたような、誘致にあたってのいろいろな条件、優遇措置等々をとる中で、ぜひとも努力をしていただきたいと。そういう誘致のためのいろいろな費用を惜しむことなく、使いながらぜひ、企業の誘致活動に、今後、努力していっていただきたいと。これは総合計画、前期5カ年計画ですか、前期基本計画にもありますような方向で、ぜひ努力していただきたいと思っております。

関連しますけれども、この点についての町長のご意見ということで、先ほどのお答えで大体、 分かりましたけれども、特に最近、対応された医療機器メーカー、ニプロ。これは社長も身延 高校出身というふうなことで、地元だというふうなことで話をされたようですが、これについ て、ちょっと、状況をお話していただければ、ありがたいです。

先ほどのことについては、この5番の答えといいますか、町長のご意見ということにつきましては、先ほどの4問のところで、大体分かりましたので、この際、最近、対応された、医療機器のメーカーについての対応の概略を、ちょっと説明していただきたい。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

医療機器メーカーといいますか、二プロさんであろうかと思うわけでございますけど、このことは、まだ具体的には私ども、社長とも二度ほどお会いをしておりますけど、企業誘致については、二プロさんは考えておいでにならないということをはっきり、社長は申されております。

ほかの話でおいでになって、その話がちょっと出たんですけど、僕らとすれば、できるだけ、素晴らしい会社でございますので、本当に来てほしいなと思うわけでございますけど、まだ、そこまでいっておりませんので、具体的に一応、いろいろなお話し合いをしながら、できるだけ、なんらかの形で結構、医療機器だけではなくて、薬品なんかも今、手掛けておいででございますので、身延向きの、製造するようなものがあればと思いますけど、社長さんの今のお考えには、身延は対象に入っていないと。これだけは、はっきり申されましたので、そうはおっしゃっても、ぜひひとつ、お願いしたいと考えておりますので、そのへんまた、重ねてお会いをする機会を得まして、なんとかおいでをいただきたいなと、そんなふうに思っております。

地元のご出身でございますし、また今、ヴァンフォーレのユニフォームにも、今回は前側に ニプロが入っております。そんなことも含めて、去年からですから、社長さんも大変、意欲的 に地元のことはお考えになっているということをお聞きしておりますので、ぜひお願いをした いなと。これはまた、私どものほうから、一生懸命取り組んでいくような形をいたしたいと思っ ております。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

ありがとうございました。

そんなことも含めまして、ひとつ今後とも企業誘致活動というものを精力的に進めていって いただきたいということで、この質問を終わりたいと思います。

次は中部横断自動車道に関することですが、同僚議員が先に質問をいたしておりますので、 重複することは避けまして、1、2質問したいと思います。 その1点は、昨年以降、横断道建設につきまして、関係機関に身延町としての要望を出して いたと思いますが、どんな要望であったか。また、その成果について、伺いたいと思います。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

昨年秋以降の、いわゆる要望事項はどんなことか。また、成果はということでございますが、 中部横断自動車道建設にあたりましては、基本的には連絡協議会がございます。峡南地域沿線 の6町の協議会で、昨年の平成18年9月11日になるわけでございますが、知事さんおよび 国土交通省、河川国土事務所長に要望書を提出してございます。

要望内容につきましては、ちょっと朗読したいと思いますので、時間をいただきたいと、こんなふうに思います。

要望書といたしまして、中部横断自動車道県境増穂インター早期建設に関する要望書。

中部横断自動車道早期建設につきまして、日ごろから格別のご高配を賜り、厚く感謝申し上げます。

平成18年2月に開催された第2回国土開発幹線自動車道建設会議で、中部横断自動車道静岡県境増穂インター間が新直轄方式、有料道路方式での建設が決定されました。このことは国土交通省、山梨県中日本高速道路株式会社のご英断の賜物と深く感謝と敬意を表します。

今後は早期着工に向け、沿線地域の6町で構成する建設促進連絡協議会および関係町が用地 取得等に万全の協力体制を構築し、速やかな用地取得ができるよう支援し、早期着工・早期完 成に向けて、弾みをつけてまいりたいと考えております。

また、これらの高速道路は広い視点に立った、より使えるハイウエーを建設整備する必要があると考えます。今後、予想される東海地震等、緊急時に地域と一体となり、防災・減災・支援に使用可能な、使い勝手のよいハイウエーを目指すとともに、インターチェンジ周辺道路整備を進め、さらなる地域の活性化および利便性の向上を図る必要があります。

以上の趣旨から、中部横断自動車道の重要性にご理解いただき、次の措置が講じられますよう、ここに要望を申し上げます。

記

- 1. 沿線地域の活性化および地震時等の防災・減災・支援に必要な追加インターチェンジの設置。
- 2.沿線地域に密着した、より使えるインターチェンジおよびアクセス道路の整備。
- 3. 沿線地域の活性化に必要なサービスエリア、パーキングエリアおよび道の駅等の設置。
- 4. 先行2車線施行のため、速度保持、サービス保持の観点から一部区間に追い越し車線、 譲り合い車線等の設置。
- 5. 高速道路を利用したバス運行計画の検討。
- 6.早期完成を図るため、現地事務所・用地事務所の早期設置。
- 7. 中部横断自動車道の建設に必要な道路特定財源の堅持。

なお、今後ともより使い勝手のよい高速道路の実現を目指して、要望活動等を重ねてまいる 所存であります。

以上、秋以降の要望した事項でございます。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

要望の項目だけで結構だったんですけども、それらの中で、特に具体的にどこへどうというような要望は、これまでなされていないということでしょうか。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

先ほど申し上げたとおり、所管庁の国土交通省、それから山梨県の知事さんのところへ要望 活動をしているということを、当初申し上げました。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

具体的にどこへどうという、例えば私のほうで、報道等で聞くところによると、身延駅の南のほうへ追加インターが設置されるようだということを、具体的なことを聞いているわけですけど、それはこういうような、そういう具体的な要望をしなくて、そういうあれが出てきたということでしょうか。

○議長(松木慶光君)

望月議員、それで3回目ですからね。

町長。

○町長(依田光弥君)

ただいま、課長が朗読した要望書は、9月の時点なんですよね。12月の県議会で、身延南インターという話が出てまいりまして、これは僕らのほうでインターチェンジをどこそこへというような要望の中には、入れておりません。まず、中部横断自動車道も20年以上もかかって、ようやく、この悲願が実るわけでございまして、いろいろ贅沢なことを言っていたら、また元へ戻ってしまうというような、そういうニュアンスで、僕らは今まで、一生懸命やらせていただいたんですよね。だから地元がともかく、都合よく、ここへも造れ、あそこへも造れといったら、国幹会議でもって認められないというのが事実だと思うんです。ですから、そういうことを勘案して、僕らのほうは、まず通してくれと。インターチェンジは前々から、要するに道路公団で、一応、仮称のインターが予定されておりました。インターの中でございますので、具体的に私どものほうから、ここをこうしてくれとか、ああしてくれという要望は出しておりません。向こうから、そういう話が出てきたということなので、ぜひひとつ、この中部横断の長い、要するに要望活動の歴史の中で、本当に通してもらうことが、まず第1であって、地域の要するに活性化は、もちろん活性化をできるだけ進めていきたいなと思いますけど、地域のエゴだとか、わがままを言っていたら、この高速道路は通らない格好になりますので、ここだけは、ぜひひとつ、ご理解を頂戴いたします。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

それでは、その第1点の件については、これで終わります。

第2番目で、下田原地域へインターということで、これは同僚議員と同じ要望ではありますが、それに関しまして、私は以前、9月12日でしたか、産業課のほうで中部横断道の議員に対する説明会がありました。その際にいただいた資料の中に、このような地図がありまして、身延町道路整備計画素案資料。素案ということなんですけど、その中に、今の身延駅の南のほうに、道の駅みのぶ、それから下田原地内に中富ランプ、こういうような地図が折り込まれていたわけですけれども、そういうことで、この下田原地内へも横断道のインターを設置する要望が出されていたというように思っていたわけでありますけれども、先ほどのお答えによりますと、そういう具体的にやっていたわけではないと。こういうようなことで、それはそれで納得したわけですけれども、それで、もう1点、12日の同僚議員の質問に対しまして、下田原インターというものは無理だと、不可能だというような答弁の中に、高速道路であるが故に、短距離間でのインター設置というものはあり得ない。その目的にそぐわないものだと。そしてまた、後背地もなく、地形的な条件も悪いと。そういうようなことで、設置は無理というような回答だったわけですけども、私は短距離間のインター設置というようなことにつきましては、新直轄方式で同じような長野県のほうに、3.5キロ程度の短いところに設置するというふうなこと、そういう情報を聞いております。

それから、もう1点。その地域が狭くて、トンネルとトンネルの間、地理的な条件とかというようなことを言われたわけですが、この下田原地域へ設置すれば、これは現身延庁舎に、すぐ近くにあたっておりますし、また静川地区、それから久那土地区などにも近いわけであります。そういうようなことから、またさらに、新知事も誕生し、この新たなインター設置への要望を、ぜひとも出していただいて、この強力な設置の運動を起こしていただきたいということであります。これについて、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長(松木慶光君)

ちょっと、町長待ってください。

その前に、ちょっと一言、言わせていただきますが、全協におきましても、昨日の一般質問の冒頭におきましても、前者と同じ質問をしないようお願いした、議会運営の能率化とスムーズな運営を図るためにもしないようにということをお願いしたところでありますので、以上のことから答弁者も、そのつもりでご答弁願いたいと思います。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、お答えいたしたいと思います。

昨日もお話をさせていただきましたけど、地元の皆さんのお気持ちは十分、私どもも承知を いたしておりますし、できれば、本当に実現をしたいなと。

ただ、技術的な問題とか、いろいろの問題、昨日も申し上げたように、やっぱり高速ですから、ランプにしてもなんにしても、要するに減速をして出るのと、要するに加速して入るというような、そういう距離がある程度あるわけでございますので、物理的に可能であれば、僕らはできるだけやっていただきたいなと、そういう気持ちは持っています。

ただ、技術的な面で難しくて、事故が起きるような道路の状況でしたら、やはり、これはやっぱり、何を言っているんだと言われるようなことになり兼ねない面もありますけど、このこと

につきましては、新しい知事にどういうようなお気持ちでおいでになるのか。それは結構な話だとおっしゃるんでしたら、また、それは一生懸命、話をしていくわけですけど、いずれにしても国土交通省が主体でやる仕事でありますし、最終的にはそのインター新設をする場合は、国幹会議にかけられるんだと思うんですよね。国幹会議でもって、やっぱり、要するに、この路線は中日本高速が採算とれないということで、なかなか進まなかったということがあるわけですから、新直轄でやる場合でも、ことに国土交通省は、できるだけ工事費をなんとか抑えたいというようなことで、私どもにもいろいろな応援をしろというようなことが出てきているわけですから、そこらへんがなんか難しいなと思いますけど、地元の皆さんが本当にご熱心にあれしていただいているのは、十分承知をしておりますので、なるか、ならないかはやってみなければ分からないわけですから、やらせていただくようにはいたしたいと思いますから、ぜひひとつ、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

望月明君。

○4番議員(望月明君)

よく承知いたしました。

そんなことで、できるだけ努力していただきたいと、こういうような要望で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

以上で望月明君の一般質問は終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。 ここで10時15分まで、休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時15分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。

一般質問の前に、先ほどの答弁の中での訂正を、企画財政課長からいたします。 企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

大変、申し訳ありません。

先ほどの答弁の中で、ちょっと訂正事項がありますので、よろしくお願いします。

私の答弁の最後に、いろいろな数値の出どころですね、工業統計からというようなことを申 し上げましたけれども、これは間違いでございまして、各社に直接電話等で確認をした数値で ございますので、この点、ぜひご容赦いただいて、訂正のほうをよろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

それでは、一般質問を行います。

次は、通告の2番は穂坂英勝君です。

穂坂英勝君、登壇してください。

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

いくつかの質問をさせていただくんですけども、私が8番目ということで、あと同僚議員7人

が今回でやられまして、それぞれの方が私の質問と同様な形でされていますので、私は総括的な重複しない部分について、質問させていただきますので、通告順には進めていきたいと思いますけども、総括しますので、2つを1つにしたりというようなことがございますが、ご了承よろしくお願いいたします。

それでは、質問の第1点目。行財政改革の推進についてでございます。

今議会で本町は、まちづくりのあり方を示す第一次身延町総合計画および基本構想を策定し、 前期基本計画が提案されたところでございます。この基本計画を現実のものとするためには、 財政基盤の確立が不可欠であります。

一方、町長は町村合併時、施政方針の中で、町村合併は行政改革の手段であり、目指すは行財政改革である。小さな政府、身の丈に合った行政機構で大きな住民サービスの実現を目指し、次世代に負の遺産を残さない決意を、熱き心で訴えてきたと記憶しております。

今、合併2年半を経過した現在、目指すは行財政改革であり、新しいまちづくりであるといった、この理念にいささかの変化もないと信じるところでございますが、2年半の評価を含めて、 町長の所存をお伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

お答えをいたします。

大変、難しいご質問で、なかなか整理がつきませんけど、おっしゃられたように、合併の、ちょうど、あれは合併の作業が3年ぐらい続いておったわけでございますけど、いろいろ、各旧町の合併協議会、それぞれまた、各町の合併推進協議会だとか、いろいろな会議をそれぞれ重ねる中で、最終的には合意に至ったわけでございますけど、このときのお互いの確認をしたことにつきましては、今、おっしゃられるとおり、まず、小さな政府ということですか、小さなまちづくりということで、大きく一つひとつ、項目的に目的を掲げて進ませてきていただいたわけでございますけど、やはり最終的には行革を進める上で、集中改革プランの第一次改定でもお示しをいたしましたように、本当に住民の皆さんと共々やっていくような、まちづくりが望ましいんではないかということですけど。やはり、行政の組織、いろいろな財政面にしてもそうですけど、そういうようなもの、職員自身が意識改革という言葉で進めておりますけど、なかなか、この意識改革というのは難しい問題でございます。

ですけど、なんとか、住民の皆さんと協働をして、まちづくりを進めるためには、行政はきちっとした格好で行革の目的を把握し、それを実行に移して、住民の皆さん方のご理解をいただけるような格好になりませんと、なかなか、共々、まちづくりをしようというのは難しい面があろうかと思うわけでございますので、まず、いろいろ細かい点はありますけど、2年6カ月近くなるわけでございますので、行革の推進室のほうも18年度に立ち上げをして、それぞれ項目的には進んでおると、私は認識をしているわけでございますけど、今後も穂坂議員が先ほどおっしゃったような形で、まちづくりを進めていくことは、そんなにスピードを緩めてどうのこうのということはございませんので、できるだけスピードアップをしながら、なんとか財政面でも、大変厳しい状況でありますので、自分の町の財政状況、いろいろな状況をきちっと把握する中で、ことを処していかなければならないなと思うところでございますので、今後とも前向きで頑張らせていただきたいと思います。

細かい点は、課長もおいででございますので、抽象的な言葉で舌足らずな点もあろうかと思いますが、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

基本的な考え方に変わりはないということでございますが、改革には着地点はありません。 常に改革することが改革でございます。評価はともあれ、町の財政力を示す、いろいろな数値 がございます。その数値が合併前と合併後で、どう変わったかが改革に向かって進んでいるの か、それとも改革されないでいるのかという点になろうかと、私個人では考えております。

そこで財政力を表す数値、合併前の各単町の最終年の財政力指数と新町の指数はどう変化しているのか。どう改善されているのか。どう悪化されたのか。ここに3町の財政力を示す、それぞれの数値があります。これを見る限り、新町では3町の各町でいたときよりも、財政力の数値が、わずかながらでも改善されているように見受けられます。これは本当に担当、財政課、その他、皆さん職員の努力によるものであろうとは思います。しかし、町民の皆さんは、合併してよいことは1つもないとか、そういう意見が多々ございます。そうした町民の皆さん、行政需要が思うように満たされていないという観点から、言っておられるんだろうと思いますけど、将来の身延町を考えたときの財政面を強く訴えて、ご理解をしていく必要があろうかと思います。

財政課長に、お聞きいたします。合併前の各町と新町との財政力の比較についてでございます。財政課長、よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

それでは、ご質問にお答えをいたします。

合併前と新町になっての財政的な数字等は、どのような状況になるのかというようなことで ございます。

まず、財政力を表す指数には、いくつかの指標があるわけでございますけれども、一番、分かりやすいと申しますか、一般的に言われているのは財政力指数であると、まず思うわけでございます。財政力指数については、いろいろな自治体の独自の財源というような形の見方もできますので、まさに、これがまず第1だと思います。

これを見ますと、財政力指数については、旧3町の時代は、例えば平成15年度の数値があるわけでございますけど、例えば旧下部が0.21、旧中富が0.17、旧身延が0.33でございましたが、平成16年9月に合併でございますけども、これが0.25という形になりました。一昨年、平成17年、これは決算が済んで公表がされている数値になるわけですが、一番最初の数値でございますが、平成17年には2.267という形でございました。これをほとんど、数字的には微々たる変化でございますけれども、0.25から0.26という数値を、本町では刻んでいるという見方ができます。

また、もう1点。いわゆる、町の標準的な財政規模というのが、1つございます。標準財政 規模でありますけども、これを見ますと、平成15年には下部は18億2,100万円。端数 は省きますけども、これは中富が18億7,200万円。旧身延が26億1,500万円でご ざいました。16年には合併になりましたので、大きくなるわけですけれども、61億3, 300万円という数字でございます。一昨年、17年にはこれが62億8,100万円という 数値でございまして、今、申した2点については、若干でございますけれども、1年間経過し た中では、若干でもよくなっているという面もあるわけでございます。

また一方、今度はいいことばかりではないわけでございまして、例えば、まず経常収支の比率なんかを見ますと、平成15年には旧下部が84、中富が80.6、身延が79.6でございました。それが平成16年には86.8%、それから平成17年には86.9%という数字に、若干悪化しているような傾向もございます。

もう1点の数値ですが、公債費の負担比率というのがございます。これを見ますと、平成15年には旧下部では19.4%、それから旧中富では17.5%、旧身延では17.0%。これが新町になって、平成16年には17.9%、また17年には18.6%という形で、若干ですが悪化していると、このような状況が見受けられるところでございます。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

今、ご答弁をいただいたように、多少悪化しているとかという、こういう言葉もございましたが、私がここに合併時というのは、非常に数値もつかみにくい年度であります。16年度につきましても、途中から合併しているというようなこともありまして、各単町の13年度の決算の中から、財政状況を見てみました。今言われた財政力指数についても、下部町が0.2、それから中富町が0.169、身延町が0.316。それから経常収支比率、下部町が82.8、中富町が76.3、身延町が79.2。それから今、課長がおっしゃいました公債負担比率については下部町が29.8、中富町が20.8、身延町が23.4でございました。これが合併後の現在は、先ほど、答弁にありましたような数値になっておりますので、その時点から見ると、はるかに、これだけでは評価できません。公債比率とかもたくさんあるんですけど、主なものを見ても、財政は非常に改善されていきつつある、その方向に向かっていることだけは評価できるんではないかと。町としては、そういうものを住民に訴えていかなければならなんではないかと。そうしないと、行政サービスという名目の中で、いつも、なんだ、合併前よりもサービスが悪くなった、利用料が高くなった、そんな声ばかりで、思うような財政改革が進んでいかないのではないかと、こんなふうに思われます。財政需要にどれだけ対応できるかを表す数値が、経常収支比率であろうかと思います。

そういう点、先ほどの答弁の中にあったんですけど、経常収支比率は70%程度が妥当。プラス5で、自治体の財政は弾力性を失いますという評価が、きちっとされているわけですよ。 弾力性を失わないような形に持っていく義務が、行政にあるはずです。

それをふまえまして、それでは地方債残高が、現在、資料によりますと、120億円でございます。地方債は町民1当たりで試算してみると、私、計算が間違っているかどうか分かりませんけど、1人当たり73万6千円、1家4人家族とすると約300万円ぐらい、身延町の町民は借金を抱えていることになります。これも公債費負担比率、先ほども答弁がありましたけども、15%が警戒ラインだと。それから20%は、もう危険ラインだよといっております。このへんもふまえて、町民によく説明する必要があります。財政運営の硬直化を避けるべき、財政基盤の計画的な強化策を確立する必要があるということは、ここで言わせていただきます。

数値目標を明記した財政計画が、これから5年先、7年先、策定してあるかどうか。それについて、お伺いしたいと思います。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

議員さんのお話の中に出ておりましたように、新身延町の財政、確かに合併しまして、財政 基盤が大きくなったということで、数値的な部分は若干ではよくなったところもありますし、 また、私がこれから申しますような問題点も、いくつかあるわけでございます。

新町の2年半経ちまして、いよいよ総合計画も今議会で決定をされますと、新しいまちづくりが、いよいよ着実に進行していかなければならないと、こういう時期にきているわけでありまして、財政的な配慮がぜひ、今後のまちづくりには必要になってくると、こういうことだと思います。

問題点も含めて、ちょっと申してみたいと思います。

先ほどの議員さんのお話にも出ておりましたが、まず経常収支のことでございます。繰り返しますと、平成16年が86.8、17年度が86.9という数値でございまして、議員さんが申されますように、70以上はとうに超えておるわけであります。

また、財政力指数が0.26という状況の中で、人件費、あるいは扶助費、それから補助、 公債費、いわゆる事務的な経費という財源に、町の税金とか、あるいは交付税などの一般財源 の約8割を超す部分が充当されていると、こういう状況になるわけでありまして、財政の硬直 化は進んでいるわけであります。この財政の硬直化が進んでいくということは、この財源をま ちづくりの、例えば建設事業などに充てていく部分が少なくなるということでございますので、 これはまず1点、問題だろうと思います。

この財政を好転させるには、どうしたらいいかということもあるわけですけれども、歳入を増やすと申しましても、先ほどの議員さんの一般質問にもありましたように、工場等が計画的に立地されていく、税収等が計画的に入っていくという状況が、好転すればいいわけでございますけれども、時間がかかるだろうという中でございまして、一方、歳出の部分については、どのような計画が必要かという視点でございます。経費の削減は、避けて通れない問題だろうと思うわけです。言ってみれば、企業誘致、あるいは労働環境のことにつきましては、重要であるけれども時間がかかる。してみれば、この歳出をどのように削減していくかということであります。これには、受益者負担をどのように求めていくかという視点。あるいは、行政側も事業の展開によっては、民間にできることは民間でやっていただくというようなことも大事だろうと思います。また、町民側に立った考え方も、なんでも行政に頼るではなく、自分たちでできることは、実践していこうというような意識改革も必要になってくるだろうと思います。

いくつかの問題点があるわけですけれども、一番、気がついた問題点といえば、経常収支の 86.9という数字が一番気になるところでございます。また、のちほど、ほかにもいくつか ございますので、申してみたいと思います。

以上です。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

質問の2点目をまとめてやらせていただきますものですから、もう一度、質問させていただきたいと思います。

今、私の質問の中で、財政再建なんてという言葉は、ちょっと話題が飛びますけど、財政の 再建を目指すには、計画的な数値目標を設定しながら、これから先、何年度はこういう数字に 持っていこうという、努力目標と申しましょうか、そういうものが策定されていなければ、職 員の皆さんが、今、財政課長がおっしゃっているような形の意識を持って、具体的な数字を示 されないと、なかなか一丸となって、その方向に持っていくことは無理だろうと思います。そ れを策定してあるかどうかをお尋ねしたんでございますけども、それを含めて、次に、私の質 問に答弁していただきたいと思います。

18年度の普通交付税確定額が41億7千万円のようでございます。予算書やなんかを見ての話でございますので、少々、行き違いがあるかと思いますが、私としては41億7千万円と。合併特例債措置は、10年間でございます。これは皆さん、ご承知のとおりでございます。もうすでに3年目に入っております。今後7年間で、財政改革ができ得るか。行政のスリム化、今、課長がおっしゃったようなスリム化が可能か。事務事業の取捨選択をどうするのか。重要課題となります。当局のお考えを、先ほどの件を含めて、ご答弁お願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

財政計画でございますけども、将来の10年間を見越した歳入、あるいは歳出の計画というのは、旧町時代から、また現在もそうですけども、これは県のヒアリング等もございますので、 その時点その時点で、作成がしてあるわけでございます。

これは、要するに歳入が今後、どのくらいの割合で増えていくのかが一番基礎でございまして、先ほど申しましたように、うちの町では税収等の大幅な伸びが期待できない。交付税につきましても、国の方針によりますと、今後もさらに減額されていくだろうと、こういう見通しがあるわけです。したがいまして、この計画については、非常に厳しい状況でございます。

また、うちの町の財政状況の中で、これから申しますような、先ほど言った経常収支の点、 また次に申し上げるような、今後の財政状況を考える中での大きな問題点というのがあると思 いますので、これを申してみたいと思います。

まず、本町の公共施設につきましては、議員さんもご承知のように、非常に多いわけでございます。今回の条例の中にも一部出ておりましたが、学校施設についても、いくつか整理をしていく必要があるではないかということが言われておりますけれども、この学校も含めて、いるんな公共施設が多いということで、この施設の維持管理の経費、これは人件費も含まれるわけでございますけど、これが非常に大きな割合を占めているのがございます。これは若年層が減少しているという中で、当然、この施設の管理をどうするのか。それから整理統合、規模の縮小、あるいは民間委託など、これらを含めて解決をしていく問題だろうと思っております。

それから、先ほども申しましたように、自主財源が乏しいということ、大きな増額が見込められないという中で、もう1点の視点からすれば、建設事業とか、あるいは上下水道も含めて、これらの基盤整備を推進するにあたっては、町とすれば、交付税のバックを期待しての財源計画というのを立てるわけでございます。それが現状でございますが、先ほど言ったように、交

付税の増額というのは、今後はないだろうと、縮小されていくだろうという見通しの中で、この点についても、非常に悩みになっていくということでございます。

今、申しましたような点を、今後の財政計画を立てるには、数字的な目標を推計していくに は、これらの点も含めた中で、当然、今後についてもやっていかなければならないということ だと思っております。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

ご答弁ありがとうございました。

私が求めている内容については、常日頃、企画財政課長とお茶飲み話の中では、十分、財政課長の考えている中身はお聞きして、分かっているつもりですけども、皆さんの前で、それをきちっと言っていただこうとした質問でございました。

少し、私の質問に、もう1つ聞きたかったことがございますけども、時間の関係がありますので、次に移らせていただきます。

この次の質問の行政の、公営施設の民営化状況にも、今、課長がちょっとふれられましたものですから、ダブらないような形で、行政のスリム化の1つの手段として、公営施設の民営化があります。すでに民営化された施設と今後、民営化を考えている事業、その数について、お伺いしたいと。指定管理者の指定を含めてでございます。

例えば、この質問の要旨はどういうことかというと、例えば、町内の保育所が町立5園、民間が3園。経費を考えてみると、園児数にすると、はるかに民営のほうが、その点だけを取り上げた場合は、民営のほうが効率的であるし、いいと。もろもろの要素を取り上げると、そういうことにはならないとは思いますけども、いずれにしても、金の面だけ考えると、そういうことになります。

旧身延町が合併する前の身延町のことを申し上げると、大変失礼なんですけども、まず保育 所が民営であったこと。町立の病院を持っていなかったこと。他の2町に比べて、職員の数は 少なかったというのが、私の実感でございます。これら3点で、少しばかり、他の2町より財 政力がよかったのかと。原因は、そのへんしかなかったんではないかなと思っております。

そういう点で、民営化できるものは早期に民営化すべきであると。民営化してうまくいかなかったら、また戻せばいいやなんて、言い方は大変、具合が悪いんですけども、やってみなければ分からない、やるべきだという観点からご質問させていただきました。ご答弁お願いします。

○議長(松木慶光君)

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

前段の質問に出ておりました、いわゆる指定管理者などの状況の実績とか、今後の計画はどうなんだというようなこともあったと思います。まず、その点についてふれたいと思います。

合併後の数値でございますけども、拾ってみますと、全部で、施設数にして10施設が指定管理者の制度で、今、運営されているわけでございます。これ、例えば、和紙の里の特産品の加工所だとか、それから下部の農村文化公園とか身延町活性化施設とか、いくつか農産物のいるんな出店、加工所関係、あるいは旧身延の駅前のしょうにん通りの駐車場とか、こういった

施設が、併せて10カ所でございます。

今後、どのような状況なのかという部分でございますけども、現在、いくつかの施設があろうかと思いますけども、具体的にある程度、計画段階に入れるかなという、いろんな検討を加え始めた施設が、これから造る施設も含めて、4カ所ぐらいあるのかなと。例えば、温泉会館なども、方法論も含めて検討するとか、門野の湯とか、あるいは身延福祉センターなんかも、これから造るわけなんですけども、指定管理者になるか、あるいは委託になるかは今後の検討でございますが、また、下部のCATVについても、民間のほうで経営はどうなのか、今後、検討していく、このようなことが今、当面、考えられております。

ご質問の保育園とか病院とかについては、ちょっと私のほうからは申し上げられませんけれ ども、現状まだ、俎上にあがっておりませんので、よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

今の答弁で、結構でございます。個々的にあたるつもりはございません。そういう方向でいっているかどうか、お聞きしたかったわけでございます。

次に移ります。

組織機構定員管理については、同僚議員がご質問して、ご答弁をいただいておりますので、 省かせていただきます。

ただ1点だけ、申し上げさせてください。

例えば行革と言われるもの、これは何も組織機構を減らせば行革という、増やすのも行革。 何も要員を増やすわけではありませんから、機能的な組織機構に改革するのは行革であります。 さらに増えてもいいし、また減ってもいいし。職員を有効に、お働きいただけるような組織に していくのが行革でございますので、なんか、行革というと組織機構を減らす、成果が上がっ たなどと思わないようにということを申し上げさせていただきまして、この項は省かせていた だきます。

次に厳しい財政運営の中で、職員の寡占化傾向が進んでいるか、いないか。大変、申し上げにくい質問ではございます。私の申している寡占というのは、どちらかというと財力と権力を併せ持つことを寡占と、私は呼んでいます。そういう意味です。職員が共働きだから辞めてほしいとか、そういう意味で申し上げているわけではありません。ただし、世間的には法律に触れるとか、触れないとかの問題ではなくて、民間を比較すると妥当ではないかもしれませんけど、いつの間にか、例えば中央銀行があると。あそこは結婚すると、もう黙って寿退社だよというのがつながっていまして、誰も勤めておらないわけですね。法律とかなんとかではございません。それはなんなのか。中銀のことですから、分かりません。一般の会社は肩たたきをします。あれば法律違反かというと、法律違反ではないからやっているんですね。もう、その点、意識の問題だと。大変、職員の方々の中にも、それは感じ、住民もそれは感じながら、ものをやっています。だから、お辞めになっていただこうなんてことではなくて、いかに寡占化しないための人事配置、そういうものをしてほしいという点で、ご質問させていただきます。

町長も、なんか旧身延町のときには、それぞれが前倒しで退職したり、いろいろな方がずっと過去やられている、それがいいと言っているわけではありません。今、やたら退職されると、 人材がなくなってしまって困るという点も、当町の中にはあろうかと思います。 だから、辞め るということではなくて、そういう形が定着したと。意識の問題として、定着していたり、住民の目から見ると、やっぱり寡占と思われるようなことが、意識の中できちっと整理されていないとすれば、寡占化傾向にあるよと、私は申し上げるわけでございます。その点について、大変、お聞きしにくい質問ではございますけども、町長、よろしくご答弁をお願いします。

○議長(松木慶光君)

町長。

○町長(依田光弥君)

おっしゃることは、よく理解はしているわけでございますけど、この問題はもう合併をいたしましてから、ずいぶんと俎上にのぼっている、大きな課題の1つでございますし、行革を推進するための、1つの隘路みたいなものになっているということは、認識をしているわけでございますけど、それでは、具体的にどういうようにするのかなということは、これは旧町時代、それぞれの町でいろいろ、お考えが違っていたわけなので、これは合併の協議会の時点でも、僕はずいぶん主張させていただいたわけでございますけど、要するにポイントが全然違うと、考えておられることが全然違うということで、結局、最終的には結論を得ないままに合併をしたという経緯があるわけでございます。

ですから、合併をしたあとにも、この問題、課長会議等でずいぶん、話にも出てまいりまし たけど、結局、結論めいたものは、検討委員会を立ち上げて、そこでなんだかの、要するに最 終的な結論を出すというようなことで、助役が、要するに議長ということでやるという話です けど、なかなか問題は分かっているけど、核心に触れることは難しいなと。これはいろいろと、 今まで経緯もあったわけでございますけど、とりあえず、労働基準法だとか、いろいろな法的 な問題、それと、一応、われわれ地方公務員の置かれている、いろいろ法的なこととか、ずい ぶん勘案をすると、大変難しい問題であるわけでございますけど、僕はいつも、そのことが出 ますと、やはり、これはそれぞれの皆さん方の倫理観で対処していただくしかないなと。要す るに、今の身延町の現状を見ていただいて、どんなふうにご理解をしていただいているのか。 先行きどういうふうになるのか。このことを頭の中で、しっかり考えていただいて、それぞれ の皆さんの倫理に訴えると。ここでもって、こうしろああしろなんてことは、なかなか難しい 問題なので、ただ民間の、要するに企業ですと、これは全然違うことで、僕らも承知しており ますけど、ただ、住民の皆さんから、このことについて、ずいぶんとご批判をいただいている ことだけは、ときどき電話であったり、投書みたいな格好で匿名の手紙をいただいたりなんて ことは、ずいぶんあるわけでございますけど、いずれにしても、なかなか、この穂坂議員がおっ しゃるような格好で進められるような問題ではないので、ここのところはご理解をいただきた いなと思います。

早速、検討委員会等で、このことについては、お互いに納得する線を出していただくということが、まず第一かなと思うところでございますので、そんなところで、比較できませんけど、よろしくお願いします。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

大変お聞きするのに苦しい、あるいは誤解されやすい質問でもあるし、答弁でもありました。 くれぐれも誤解されないような形で、ご理解をいただきたいと思います。 次に移ります。

以上のことを具現化するためには、職員の意識改革が必要だよと。町長の示す行革の方向が 課長さん方に浸透してあって、課長さん方が職員に理解させていなかったらば、行政の中身は、 町長が執行者ではあるけども、つくるわけでもなんでもありません。すべてがまったく同じ立 場であっても意見は違いますよ、それぞれ議論を戦わせながら、方向を定めていくんであろう けども、進み方、方角、これは町長の考えが徹底して、助役さんを通じ、課長を通じ、職員に 徹底されていなければ、どっちにも進んでいかないだろうことは、確かであります。意識開発 のための職員の研修は、どう行われているか。

1つには、同僚議員が質問したように、集中改革プランの中の人事評価制度、あるいは職員の民間企業への研修の派遣。17年度は試行期間うんぬんということで、もう来年度は実施期間に、集中プランの中では規定されております。執行の中で、どうだったのか。19年度の具体的な策は、もうあと20日で19年度ですから、どういうように決められているのか。その点について、当局のお考えを聞きます。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

ご答弁申し上げます。

まず、職員の意識改革ということでございます。研修と集中改革プランに掲げてある項目のことでございますが、職員の意識改革という問題は、これは地方分権とか、行政改革が叫ばれている中、やはり、この地方自治体が自立性・自主性を高め、個性豊かで活力ある地域社会づくりを目指していく過程では、時代の大きな流れや地域性など、多面的な視野を持ちながら、問題解決に取り組む職員が求められてきています。

このような背景の中、職員の意識改革と資質向上のため、複数年度にわたって、活用できる人材育成基本方針を定めることにより、これからの人材育成を効率化・効果的に展開し、新たな時代に対応できる地域づくり、人づくりの実現を図る所存でございまして、去る3月1日、2日、全職員を対象にいたしまして、人事評価研修をまず、行いました。目的は、人事評価というものはどういうものか、基本的なことから始まりまして、人事評価はどうしてやるのかとか、そういうことを3回に分けて、全員の職員に受けていただきました。また、県の市町村職員研修所の研修もございますが、それぞれ担当職員、出席しております中で、平成18年度は行ってまいりました。

それから、この人材育成基本方針の中には、これからの、先ほど言いましたような、意識改革をどう進めていくかと。その目的の明確化、それから職員研修の充実・多様化、あるいは、これからの職員は行政のプロとしての人材とか、課題に挑戦できる人材とか、住民と協働できるような人材、いろんな人材があると思いますが、そこらへんの基本方針を19年度に作成して、ちょっと1年遅れでございますが、さらに意識改革を図っていきたいと思っています。

なお、先ほど言いました民間企業への研修派遣についても、この人材基本方針の中で盛り込んでいきたいと、このように思っております。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

実際、されているかどうかという問題点はございますが、先を急ぎますので、この質問は終わらせていただきます。

職員の勤務時間についてでございますけども、一般質問の通告が議案の上程前でございますので、挙げさせていただいたんですけども、条例の一部改正等がございましたので、この項は飛ばしたいと思いますけども、中身、新聞なんか、最近の報道を見ると、結構、柔軟性を持った勤務時間の扱いをやられています。住民サービスを基本にして、やられています。前に私、申し上げたのは、15分の休息時間、これを休憩時間に繰り上げてしまっている。これは有給の15分でしたよと。お金を払っている15分。それを45分の休憩時間と休息時間をごったにして、1時間ということでやられていました。それが、今度の改正では直ります。だけども規定の中は、前のままになっています。早急に規定を変えていただいて、窓口のサービスの時間、5時半までになるよと。そういうものを住民に周知をしていただきたい。

要するに1時間の、俗に言う昼休み。これは、給料をもらっている時間に算定できないから、していないよと。その時間は給料の支払いの対象になっていないよということで、どこへいってもいいということではありません。この中で食事をし、この中でやっていく。これが住民サービスの基本です。住民は何を見て文句を言うかというと、お茶飲んでいるではないかと、新聞見ているではないかとか、そんなものはないです、実際に。ないけども、そういうことまで、町を批判する。ですから注意しながら、そういう点を意識の中で、ぜひとも変えていっていただくようにお願いしまして、この項はご答弁を必要としません。

次に移ります。障害者雇用について。

過日の新聞報道によりますと、本町の教育委員会の職員数は、障害者雇用の法に定める数を満たしていないと報道されています。本町では、どちらかというとノーマライゼーションを標榜し、施設の中にも盛り込んでおきながら、そして職員を採用する枠がないからかどうか分かりません。ともかくも、新聞紙上では順法ではないよと。1名は採用の義務があるよといわれているわけですね。今後、どうするのか。担当の所管課にお尋ねします。

教育委員会です。新聞報道では教育委員会の障害者雇用意欲に差があるということで、身延町はうんぬんと書いてあるんです。

○議長(松木慶光君)

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

では、お答えいたします。

障害者雇用促進法という法律では、50人以上の機関については2.1%を雇用するようにということで、法定雇用率が決まっております。うちの教育委員会は、常勤が約90人ということですから、1.8人くらいは雇用しなければならないということで、整数を整理して1人ということになっておりまして、1人が欠員ということになっております。それが新聞紙上に出たんだと思いますが、教育委員会は確かに任命権者の1つに数えられておりますが、町で採用した職員が教育委員会へ出向しているというような状況でありますので、今後においては、そのへんの人事配置等、それから採用についても、町の人事担当であります総務課と協議をして対処をしてまいりたいと思っております。

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

分かりました。とにかく枠がないよということになると、先ほどからの論議がおかしくなります。採用する余地がないよと、みんなで埋まってしまっているよといわれると、先ほどからの話がおかしくなります。そのへんを考えながら、今後、対処してほしいなと思います。

町営バスの運行経路形態については、2年前の本会議で町営バスの運行について、速やかに 検討を実施すると答弁されていました。一向に運行経路の、あるいは運営形態が、その方向が 示されてきておりません。

今議会の、町長の施政報告の中では、身延町町営運行バスの減額がまとまったと報告されたと思います。利便性とコスト面を考慮した運行経路、運行形態の方向性を伺いたいんですが、時間がありませんものですから、1点、今、町が所有しているバス等、どんなものがあるかだけ、1点、お聞きしたいと思います。端的でいいです。

○議長(松木慶光君)

総務課長。

○総務課長(片田公夫君)

それでは、お答えいたします。

町営バス4路線、代替バス5路線、これは山交タウンコーチでございます。それから富士急路線です。これは7路線ございます。それから、まず民間バスが1路線あります。それから路線バス以外ですが、町有バス2台、スクールバス2台、社会福祉協議会のバス2台ということになっております。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

町営バスと町有バスとの違いが分からないわけなんですけども、長期計画の中には町有バスとか町営バスとか、いろいろ5つばかり、町が所有するものが載っています。ご答弁求めていますと時間がかかりますので、飛ばしますけども、原案が出ているというのであれば、その原案を示して、論議をしていただきたいなと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

中部横断道のことについては、何人かの同僚議員から質問がございましたので、1つだけ、手短に聞きたいと思います。

新聞紙上では、先ほども言ったように、身延周辺にインター計画、国交省が前向き姿勢とありますものですから、前向きで検討してくださっているということ。それで、身延、全国にも、こういう道路で、1町に2つのインターがあるところはないよなんていう話も聞かされているんですけども、とにかく町が要望して、そういう方向に向いているにしても、そうなると町はインターの周辺の用地は、町がなんとか確保しながら国交省にお願いするような格好になろうかと思うんであります。その点は、そのイメージの中にあるところと、交渉をするとか、打診をするとかということはしてあるのかどうなのか。含みがございまして、質問させていただきます。

町長。

○町長(依田光弥君)

今おっしゃったような格好で、インターが予定されておるところの、要するに地権者等々についてのあれば、あらかじめ、この俎上にのぼる前段でもってから、話は進めさせておりまして、ご理解をいただいているところであります。町として責任を持って、このことについては取り組んでいきたいなと思っています。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

次に移ります。

上下水道について、2点あります・・・。

○議長(松木慶光君)

あと1分少々です。

○11番議員(穂坂英勝君)

3分ありますよ。

○議長(松木慶光君)

向こうの時計でやっていますから。

○11番議員(穂坂英勝君)

1つ、身延公共下水道処理施設についてでございますけども、この施設が複合型でございまして、土壌被膜式という難しいような名前で、3年も5年も前からいろいろやられて、なかなか公害がないということでございますけども、処理施設のあるところの集落にとっては、あくまでも迷惑施設であることには変わりありません。周辺の整備をするというふうなことを当局からお伺いしているんですが、具体的に策定してあるかどうか、1点だけ、あるか、ないかでお答え願います。

○議長(松木慶光君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(佐野雅仁君)

あります。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

上水道について、小規模水道が簡易水道に統合してほしいという集落が結構あろうかと思います。それで、それはライフラインの問題なんだけども、いろいろ過去の経緯がありまして、計画がありまして、なかなか、その需要に応えられるような形になっていないけども、ライフラインだとすると、その、私がいろいろ言われる集落は15の小規模水道を持っていまして、渇水期には水が出ないと。そこがいつ、簡易水道になれるのか、ならないか、しょっちゅう聞いてくるんですよ。だから1点だけ、ご答弁願います。1点だけ。すみません。30秒。そういう計画のところに、今、町は、あなたのところはどうしているんだよということを答えていただきたいんですよ。それだけ、答弁をお願いします。

水道課長。

○水道課長(井上隆雄君)

お答えいたします。

各集落、あるいは各水道、小規模の水道の組合の方から、現在、7つの地区から要望をいただいております。これは区長要望、あるいは陳情という形でいただいております。町におきましても、これから水道の基本計画を立てます。これは第一次身延町総合計画に則ったものでございます。その前段で計画立てて、これから順次、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(松木慶光君)

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

ありがとうございました。

以上をもちまして、少々過ぎましたけども、大変申し訳ありませんでした。質問を終わらせ ていただきます。

○議長(松木慶光君)

以上で穂坂英勝君の一般質問が終わりましたので、穂坂英勝君の一般質問は終結いたします。 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたしま す。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(深沢茂君)

ご苦労さまでした。

それでは、ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時19分

平成 1 9 年

第1回身延町議会定例会

3月19日

平成19年第1回身延町議会定例会(5日目)

平成19年3月19日 午前 9時00分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 付託議案に対する委員長報告

日 程 第 2 委員長報告に対する質疑

日程第3 委員長報告に対する討論

日程第4 提出議案の採決

日程第5 選挙第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第6 委員会の閉会中の継続調査

追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程

追加日程第2 追加提出議案の説明

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑

追加日程第4 追加提出議案に対する討論

追加日程第5 追加提出議案の採決

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

	1番	松	浦		隆		2番	河	井		淳
	3番	望	月	秀	哉		4番	望	月		明
	5番	芦	澤	健	拓		6番	上	田	孝	=
	7番	福	与	Ξ	郎		8番	望	月		寛
	9番	日	向	英	明	1	0番	望	月	広	喜
1	1番	穂	坂	英	勝	1	2番	伊	藤	文	雄
1	3番	渡	辺	文	子	1	4番	奥	村	征	夫
1	5番	Ш	П	褔	Ξ	1	6番	近	藤	康	次
1	7番	笠	井	万	氾	1	8番	石	部	典	生
1	9番	中	野	恒	彦	2	0番	松	木	慶	光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

長 依田光弥 役 野中邑浩 町 助 教育委員長 一宮嘉孝 長 笠井義仁 教 育 総 務 課 長 片 田 公 夫 行 政 改 革 室 長 山宮富士男 町 民 課 長 渡辺 力 企画財政課長 鈴木高吉 産 業 課 長 遠藤 忠 出納 室 長市川忠利 長 伊藤 守 福祉保健課長 中澤俊雄 建 設 課 子育て支援課長 赤池和希 水 道 課 長 井上隆雄 環境下水道課長 佐野雅仁 下 部 支 所 長 赤 池 善 光 生涯学習課長 佐野治仁 学校教育課長赤池一博 身延支所長広島法明 観 光 課 長 望月治雄 土地対策課長望月和永

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長深沢 茂録 音係高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(深沢茂君)

おはようございます。

それでは、ご起立をお願いします。

朝のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

(ぁ い さ つ)

着席ください。

○議長(松木慶光君)

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第5号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、川口福三君。

○総務常任委員長 (川口福三君)

報告前に、一字訂正をさせていただきたいと思います。

6ページの中ほど、下から15行目になりますか、「自治法等の規定により2名上」とありますが、これは「2名以上」という、1字加えていただきたいと思います。

それでは、報告をいたします。

(以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(松木慶光君)

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、奥村征夫君。

○教育厚生常任委員長(奥村征夫君)

報告の前に、訂正をお願いしたいと思います。

6ページの最初の討論の中の、議案第35号についての、ここに建設には反対という字句があるんですけど、これは削除願いたいと思うんです。実は、建設自体に反対ではないという意味合いを持っていますので、削除させていただきたいと思います。

それでは、報告させていただきます。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(松木慶光君)

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、穂坂英勝君。

○産業建設常任委員長(穂坂英勝君)

産業建設常任委員会の審査結果を、報告書の朗読をもって報告させていただきます。

(以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(松木慶光君)

各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算のうち、民生費について反対討論いたします。

学童保育、児童館、生きがいデイサービスの機能を持つ身延福祉センターの建設は旧身延町時代からの計画であり、住民の方たちの願いでもあります。異年齢の子どもたちが安心して遊べる児童館、親たちが安心して働くことができ、子どもたちが安全に遊べる学童保育のための施設、お年寄りの皆さんにいつまでも元気でいていただくための生きがいデイサービスの施設は、この地域だけでなく、今後も必要です。

しかし、せっかく、これから造ろうという施設がお年寄りと子どもたちの共有部分や一緒に遊ぶ学童と児童館を分けてしまっているなど、機能的でないと平面図を見て思いました。財政が困難で、住民の皆さんにもいろいろな負担が及んでいる今、4億円以上をかけて、このような大きな施設を造る必要があるのでしょうか。もっとコンパクトで、機能的な施設にする努力をすべきです。施設の建設自体には賛成ですが、4億1,249万円の予算には賛成することはできません。

議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。 住民生活が厳しい中、とりわけ高齢者の負担は深刻です。少ない年金から天引きされる介護 保険料の支払いに多くの高齢者からは、これからどうして生活していけばいいのかと、とても 不安だという声を聞いています。低所得者の多い本町では、国の言いなりでは、町民の生活は 守れません。介護保険料の区分を増やす、保険料・利用料の減額免除の制度などで必要なとき、 必要なサービスが受けられるなど、安心して介護が受けられるよう努力をすべきです。

○議長(松木慶光君)

次に賛成者の討論はありますか。

奥村君。

○14番議員(奥村征夫君)

議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算、3款の民生費について、賛成討論をさせていただきます。

3款に提案されております身延福祉センター建設予算でありますが、これは旧身延町時代の 第二次総合計画の中で計画されておりますもので、それが引き継がれておると。また、福祉拠 点施設整備基金も大きく、当時から積み立てられているように、私は理解しております。また、 これで3地区にバランスの取れた福祉施設ができるものと考えます。

身延福祉センターは、介護予防を目的とした生きがいデイサービス、子育て支援のための児 童館、学童保育施設でありまして、身延地区の高齢者福祉、児童福祉の拠点となる施設であり ます。また、小規模な施設を利用した高齢者福祉は各集落、公民館等を利用した集落敬老事業、 放談会、ふれあいサロン事業等が推進されております。

その他の部分についても、福祉行政等の推進を図る上で必要な予算であり、第3款民生費を 含めた議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算について、賛成をいたします。

また、議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成討論を行います。

平成18年度から介護保険制度が改正され、所得段階別の保険料も平成17年度までの5段階から低所得者段階を1つ増やし、6段階になっていること、また利用料についても生活困難者には、社会福祉法人等による減免措置や高額介護サービス費上限の減額もあるとお聞きしております。

その他の部分についても、介護保険行政の推進を図るため必要であり、議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成いたします。

○議長(松木慶光君)

他に反対討論はございますか。

(な し)

他に討論もないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

議案第1号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第2号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号 身延町副町長の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第3号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第4号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定については、原 案のとおり可決決定いたしました。

議案第5号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第6号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号 身延町立小中学校適正配置審議会条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第7号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号 身延町教育施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり 可決決定いたしました。

議案第10号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第11号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例については、原案のと おり可決決定いたしました。

議案第12号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第13号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号 身延町デイサービスセンター条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第14号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号 下部温泉プール条例を廃止する条例については、原案のとおり可決 決定いたしました。

議案第15号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号 身延町第一次総合計画基本構想の策定については、原案のとおり可 決決定いたしました。

議案第16号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号 国土利用計画(身延町計画)の策定については、原案のとおり可決 決定いたしました。

議案第17号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可 決決定いたしました。

議案第18号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号 山梨県市町村自治センター規約の変更については、原案のとおり可 決決定いたしました。

議案第20号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号 峡南広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号 峡南衛生組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号 切坂山恩賜県有財産保護組合規約の変更については、原案のとおり 可決決定いたしました。 議案第35号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第35号 平成19年度身延町一般会計予算については、原案のとおり可決決 定いたしました。

議案第36号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第37号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号 平成19年度身延町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第38号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第38号 平成19年度身延町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第39号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、原 案のとおり可決決定いたしました。

議案第40号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第41号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、 原案のとおり可決決定いたしました。

議案第42号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第42号 平成19年度身延町下水道事業特別会計予算については、原案のと おり可決決定いたしました。

議案第43号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第43号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第44号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号 平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については、 原案のとおり可決決定いたしました。

日程第5 選挙第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、議題といたします。

この選挙の方法については、議長の指名により当選人を決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

選挙第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に日向英明君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に日向英明君が当選いたしま した。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員 長より所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書 のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上3委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第57号 身延町下水道工事18-1工区工事請負契約の一部変更について

議案第58号 身延町下水道工事18-6 工区工事請負契約の一部変更について

同意第1号 身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選 任について

同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について

同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について

同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

以上、10件を上程いたします。

追加日程第2 提出議案の説明を行います。

町長。

○町長(依田光弥君)

おはようございます。

それでは、議長のご指名をいただきましたので、追加提出議案の説明を申し上げたいと存じます。

議案第57号 身延町下水道工事18-1工区工事請負契約の一部変更について 身延町下水道工事18-1工区工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更 したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金5,162万4,300円 平成19年3月19日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町下水道工事18-1工区について、工事内容の一部を変更

するため、契約金額を増額する必要が生じた。このため、工事請負契約の一部を変更する議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

次に議案第58号 身延町下水道工事18-6工区工事請負契約の一部変更について。

身延町下水道工事18-6工区工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更 したいので、議会の議決を求める。

記

1.変更後の契約金額 金5,271万円 平成19年3月19日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町下水道工事18-6工区について、工事内容の一部を変更するため、契約金額を増額する必要が生じた。このため、工事請負契約の一部を変更する議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。 次に同意第1号 身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区管理会委員に、下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例(平成16年身延町条例第194号)第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区管理会委員でございますが、住所、身延町西嶋1512番地、佐野訓彦、昭和10年2月20日。同じく西嶋37番地2、佐野家俊、昭和14年11月16日。同じく西嶋1152番地2、笠井章、昭和14年12月12日。同じく西嶋1771番地1、佐野瞳、昭和15年10月15日。同じく西嶋337番地1、佐野力、昭和17年8月1日。同じく西嶋1827番地、望月美光、昭和18年12月23日。同じく西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日。

提案理由でございますが、身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区管理会委員の任期が、 平成19年5月7日をもって満了するため、新たな委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任 についてでございます。

このことにつきましては、同意第1号の条例規定等の前段の文言、それに提案理由等につきましては同様でございますので、以下、省かせていただきたいと思うわけでございますので、 ご理解をいただきたいと思います。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員。

住所、身延町大塩2012番地、佐野富昭、昭和3年1月24日。同じく平須498番地、深沢武文、昭和3年11月14日。同じく大塩1300番地1、望月一美、昭和5年1月1日。同じく久成1526番地、山本嘉市郎、昭和9年11月11日。同じく大塩1593番地2、佐藤千明、昭和11年1月27日。同じく大塩1980番地、渡辺晁、昭和13年6月14日。同じく大塩1533番地、深沢惠一、昭和17年3月21日。

次に同意第3号でございます。身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につ

いて。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員。

身延町古長谷1203番地、星野強、大正15年4月3日。同じく中山24番地、山中孝雄、大正12年11月24日。同じく矢細工1310番地、佐野三郎、昭和9年3月7日。同じく江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日。同じく遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日。同じく中山1600番地4、樋川久實、昭和12年10月10日。同じく福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日。

次に同意第4号でございますが、身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員。

身延町栗倉36番地1、川口光雄、昭和14年9月25日。同じく下山2305番地、網野松岡、昭和16年4月14日。同じく下山8980番地、斉藤純一、昭和16年1月27日。同じく下山2432番地1、松村徳八、昭和24年11月6日。同じく下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日。同じく下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日。同じく下山261番1、高氏充、昭和30年6月20日。

次に同意第5号でございます。身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員。

身延町大城664番地、望月和一、昭和3年3月10日。同じく相又399番地、市川悟、昭和5年1月9日。同じく大城1431番地、望月幹夫、昭和5年10月10日。同じく門野1085番地、佐野光夫、昭和5年10月20日。同じく小田船原1837番地、松田正材、昭和10年10月6日。同じく小田船原1361番地、大村一正、昭和11年3月9日。同じく相又2552番地、遠藤勇、昭和13年3月4日。

この同意第5号の任期満了の日でございますが、平成19年の3月23日でございます。

次に同意第6号、ここから財産区管理会委員になりますので、6号につきましては、一応、 読ませていただきたいと思います。

同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について。

身延町西嶋財産区管理会委員に、下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例(平成16年身延町条例第195号)第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

身延町西嶋財産区管理会委員。

身延町西嶋1512番地、佐野訓彦、昭和10年2月20日。同じく西嶋37番地2、佐野家俊、昭和14年11月16日。同じく西嶋1152番地2、笠井章、昭和14年12月12日。同じく西嶋1771番地1、佐野瞳、昭和15年10月15日。同じく西嶋337番地1、佐野力、昭和17年8月1日。同じく西嶋1827番地、望月美光、昭和18年12月23日。同じく西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日。

この財産区管理会委員の任期満了につきましては、5月7日でございます。

次に同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について。

身延町曙財産区管理会委員。

身延町古長谷1203番地、星野強、大正15年4月3日。同じく中山24番地、山中孝雄、 大正12年11月24日。同じく矢細工1310番地、佐野三郎、昭和9年3月7日。同じく 江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日。同じく遅沢1181番地、川崎晴義、 昭和10年11月5日。同じく中山1600番地4、樋川久實、昭和12年10月10日。同 じく福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日。

同意第8号でございますが、身延町下山地区財産区管理会委員の選任について。

身延町下山地区財産区管理会委員。

身延町粟倉36番地1、川口光雄、昭和14年9月25日。同じく下山2305番地、網野松岡、昭和16年4月14日。同じく下山8980番地、斉藤純一、昭和16年1月27日。同じく下山2432番地1、松村徳八、昭和24年11月6日。同じく下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日。同じく下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日。同じく下山261番1、高氏充、昭和30年6月20日。

この管理会委員の皆さんの任期満了の日は、3月23日でございます。

以上、議案第57号、58号、さらに同意第1号から8号まで、説明をさせていただきました。よろしくご審議をいただき、ご可決、またご同意を頂戴いたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

町長の説明は終わりました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第57号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第58号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号から同意第8号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号は質疑を省略いたします。

お諮りいたします。

追加提出議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

議案第57号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第58号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号から同意第8号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号は討論を省略いたします。

追加日程第5 追加提出議案の採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号 身延町下水道工事18-1工区工事請負契約の一部変更については、 原案のとおり可決決定いたしました。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号 身延町下水道工事18-6工区工事請負契約の一部変更については、 原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号から同意第8号は一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の 起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号から同意第8号まで、恩賜林保護財産区管理会委員および財産区管理会 委員は、提出議案のとおり、全員を同意することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、ごあいさつをさせていただきます。

平成19年身延町議会第1回定例会、3月8日に開会をされました。本日まで、会期12日

間。松木議長のもと、ご熱心にご審議をいただく中で、議案第23号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第7号) さらに議案第24号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)をはじめ、特別会計、議案第25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号、33号、34号、11件につきまして、審議、ご可決をいただきました。誠にありがとうございました。

さらに平成19年度身延町一般会計予算、ならびに各特別会計予算につきまして、ご熱心な ご質疑、また委員会等においての審議を重ねられて、先刻、討論・採決の上、原案どおり、そ れぞれ可決確定をいただきました。また、追加提出議案につきましても、原案ご可決、またご 同意をいただきました。誠にありたがく、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

各議案に関わる委員会審議、また現地視察、調査等、さらに一般質問をとおしまして、行政 運営諸般にあたり、ご意見・ご提言・ご叱正をいただいたわけでございますが、誠にありがた く御礼を申し上げたいと存じます。さらに各常任委員会委員長報告から、議員各位のまちづく りに寄せられます熱い思いが伝わってまいります。心より敬意を表するものであります。

今議会におきましては、議案第15号 身延町第一次総合計画基本構想の策定について、特にご熱心なご審議を頂戴いたしました。議員各位のご理解をいただきまして、本当にありがたく存じておるところでございます。この総合計画は、合併時に策定をされました新町建設計画の基本方針や計画内容を十分に尊重しつつ、具体性や実効性などに検討を加えまして、まちづくりを推進するための総合的な指針であります。本町を取り巻く環境の変化、町の特性等の課題をふまえまして、目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示し、また将来像の実現に向けて、先導的に取り組むべき施策分を戦略プロジェクトとして、総合計画が目指すまちづくり意思を強調してまいりたいと存じておるところでございます。

まちづくりを進める環境は、多くの面で厳しい問題を抱えておりますが、私は合併により得られました資源、町民の皆さんと力を合わせ、また共に考え、活用していくことにより、新たなまちづくりの展望が、大きく開けてくるものと確信をいたしておるところでございます。

すでに、この資源活用につきましては、フォッサマグナのふるさと、富士川、身延、野外博物館。また、先にお手元へお届けをいたしました身延のびのびガイドブック、合併が産んでくれた身延の資源、宝物がぞくぞくと掘り出されておるところでございます。この宝物をより高く、付加価値をつけさせていただいて、国はもちろんですが、国内外、また県内外に発信をいたしてまいりたいと思っておるところでございますので、議員各位のさらなるお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。それぞれの計画に向かって、職員共々、日々の実務をしっかりした歩みで進めてまいりたいと存じます。議員各位をはじめ、町民の皆さんのさらなるご指導・ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げたいと存じます。

議員各位の12日間にわたっての真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

「毎年よ 彼岸の入りの 寒いのは」という、子規の句にもございますが、まさにここのところ、昨日は彼岸入りでございましたが、大変寒さが感じられるような朝晩でございますが、しだれ桜、身延山、ぼつぼつほころび始めたわけでございます。年度末、何かとお忙しい中でありますが、どうぞ、議員各位には健康にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げまして、簡単でありますが、ごあいさつとさせていただきます。大変、ありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。 会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。 議員各位には、慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。 これをもちまして、平成19年第1回定例会を閉会といたします。 大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(深沢茂君)

大変、ご苦労さまでした。

それでは、最後のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いします。 相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時00分

上記会議の経過は、委託先(株)東洋インターフェイス代表取締役薬袋東 洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議長

署名議員

同 上

同 上